

ISSN 0910—3791

神 橋

研 究 紀 要

第 6 6 号

平 成 6 年 3 月

身 延 山 短 期 大 学 学 会

神 橋

研 究 紀 要

第 6 6 号

平 成 6 年 3 月

身 延 山 短 期 大 学 学 会

卷 頭 言

宗祖幼少のころ仏法、世間のことについて疑問をいだき、これを解決するためには智者とならではかないがたいと、清澄山の本尊虚空蔵菩薩に願をかけ「日本第一の智者となしたまえ」と懸命の祈りをささげられた。時に「虚空蔵菩薩、眼前に高僧とならせ給ひ、明星の如くなる智慧の宝珠を授け給ふ」（善無畏三蔵抄）とも「生身の虚空蔵菩薩より大智慧を給はり」（清澄寺大衆中）と菩薩を感じ、信観したことをしるされている。これは宗祖十二才の時で、この感得を得てより慧眼頓にひらけ、八宗ならびに一切経の勝劣を知ることができたといわれる。

建長六年（一二五四）正月一日、日蝕があった。このとき「生身の愛染明王を拝見し」、またこの正月十五日より十七日に至る間に「生身の不動明王をおがみ」この両明王をそれぞれ図顕されている。（不動愛染感見記）

宗祖がこのように生身の虚空蔵菩薩・愛染明王・不動明王を感じ、信得されたことは宗祖の懇祈・祈請が並々でなかったことを想見することができるが、このような生身の諸尊を信観されたことは宗祖の宗教的体験として看過できぬ重要事である。特に大曼荼羅図頭にあたって右に不動、左に愛

染の梵字を図案化して勸請されたということは、生身の両尊の感見がいかにかに強い宗教意識下にあつたかを物語るものである。

本学が三年の短期大学を改組転換して四年制大学に移行する申請は本学同窓生の宿願であるが、一昨年よりはじまった第一次の申請は本年正月七日通過し、本年は最終審査、書類、実地調査が行われる運びとなった。

顕祈顕応・顕祈冥応・冥祈顕応・冥祈冥応の四句は祈請の常道であるが、本年の審査を受けるに際し本学では止暇断眠の精進をかさねて諸般の準備を整え文部省の審査委員の諸公を迎えたいものと念願している。大学並びに同窓生諸聖の冥頭の御援助をお願いしてやまない。

平成六年三月

学長 宮 崎 英 修

棲 神 第六十六号 目次

巻 頭 言……………学長 宮 崎 英 修

一 仏乗のもとに……………高 橋 堯 昭 (7)

——法華経による諸神の包容——

日蓮聖人後期の曼荼羅について (二)……………上 田 本 昌 (33)

——法授与者を通しての動向——

『開目抄』に現われた一念三千義について (一)……………桑 名 貫 正 (49)

江戸中期における諸堂整備について……………奥 野 本 洋 (69)

——学禪院日蓮を中心として——

玄奘の苦難の旅路とその業績 (翻訳)……………町 田 是 正 (89)

ノ ー ト

新「学習指導要領」についての一考察 (2)……………渡 辺 寛 勝 (119)

——「社会科カリキュラム」の変遷について——

〈史料紹介〉

江戸の日蓮宗の年中行事 (一)……………望 月 真 澄 (127)

——『東都歳時記』にみられる縁日・開帳・祈願を中心に——

資料

明治初年の「自裁」規則……………中山光勝(155)

——明治法制史料断片(一)——

Ratnakarasānti's Sūtrasamuccayabhāṣyam Ratnālokaṅkāra(II)……………望月海慧(1)

学園叢報……………(203)

編集後記

一 仏 乘 の も と に

——法華經による諸神の包容——

高 橋 堯 昭

ガンダーラ美術の宝库、パキスタンの博物館では不思議な現象が見られる。それはマーシャル・オーレルスタイン或いはフーシェ等の発掘したガンダーラ出土収集品、即ち英国支配時代のものが、そのまま展示されていて、パキスタン自体になってからのものはまことに少ない。(最近の発見のものは例えばペシャワル大学等に収蔵されている。)一方最近出土の大部分のものは海外に流出している。前者はギリシャローマの文化の影響のものが多く、後者は土俗的な文化、又はペルシャ文化の影響の強いものが多い。即ち黒色片岩のギリシャローマ的なのはガンダーラの中北部、白っぽい岩、青味がかつたものは周辺の山地、或はスワットから。これらは土俗的なもの、ペルシャ的な影響のものが多く、従ってパキスタンの博物館にあるものは、前者に属し、後者のものはまことに少ない。

この点、筆者のコレクションの方がより新しい傾向のものが多くといえる。然し何分盗掘されたもの、或は正規の発掘のものでも横流しされたものだから出土地が特定されない。

筆者は敢て追求しようとして、しばしば生命の危険を感じたこともある。これらはシンジケートがすべてを握っているからである。従って、石の色・性質からか或は又莫然と「ここらあたり」とにおわず出土地を信する外ない。



A トリトーン

こうした異った傾向のものを並べてみると、当時のガンダーラの社会、即ち異った民族・種族、そして多種の文化の共在が推定される。恰もカニシカ・フヴィジカ等のクシヤンのコインが異種多様な神々をミントしているように。

こうしたことから、当時のガンダーラは普遍的世界を作っていたことがわかる。従って、そこに成立した仏教、特に大乘仏教、その大乘仏教の華たる法華経は「一仏乗の中にすべての神々を包容する」という性格をもつのも自然なことと思われる。



こうした土俗的ペルシヤ的な匂いのこい実にユニークな彫刻を、筆者は最近又二つ手に入れた。一つはギリシヤ神話の神トリトーンの像であるが、これは非常に変っている。普通のは羽根や足をもった蛇の下半身の上に人間の上半身が乗っているのに、この像は遅しい鰐のような足を持ち、羽根をもった竜の上に、人間の上半身が乗っている。即ち



B 龍に腰掛けるパンチカとハーリティー



C パンチカとハーリティー ブリティッシュミュージアム蔵

上半身が竜と人間の二つあるという、今迄見たことのない特殊なものである。これがクシヤンの柱の特徴たるアーカンサスの柱頭をもった角柱の横にあるからクシヤン時代のものとわかる。然も石はみどりがかったスワット特有の石だからこの時代にこうした信仰・思想がこのスワット地方にあったことがわかる。

もう一つの作品は写真B三段の彫刻。石はみどりがかったスワットの石。一番上は二人の人物が踊っている。一人はズボン

をはき、他はドーティーだが、帽子や上半身の服装からみて遊牧民の姿。二段目はたくましい足をもった竜を椅子代りに、口髭鬚をもった偉丈夫が腰掛けている。下段のものは、ふくよかな胸から見て婦人、やはり竜に腰掛けてい

る。特に婦人像は竜の首を左手でだき、右手には槍をかかえている。その槍の穂先はふくらんでいて「蕾」のよう、

武器としての槍ではない。然もこの女性の右側横から立ち上った木で体全体がおおわれている。ブドーの木である。

これは写真Cのアルドクショーやハリティー（鬼子母神）の持つコルヌコピア（木の芽の萌え出する動物の角）と同じ豊穰をあらわしているといえる。このふくよかな女性とのペヤーから上の男性はパンチカ、下はハリティーと比定される。毘沙門天の大將軍であるパンチカとハリティーとが竜と結びついている。勿も毘沙門天王は夜叉の軍と竜の軍の二隊を率いているから不思議ではないが。この竜も夜叉共々仏教の中にとり入れられて来たことが注目される。なぜなら、この彫刻は或るストウパーの仏伝図や仏像彫刻の仕切りの柱代りのものだったからである。

こうしていろいろの神々が仏教の中にとり入れられていった。特に夜叉は樹神信仰にルーツをもつ大地の生命力で早くより仏教にとり入れられていた。例えば仏伝で、釈尊の出家出城の時、蹄の音で城中の人の目が覚めないよう、馬の足を夜叉が捧げ持ったとか、菩提樹下の悟りの時、大地を震動させてマールを退散させたり、否々マヤ夫人が樹の枝をつかんで釈尊を産んだり、以来釈尊は樹の下で悟り、樹の下で暮し、サラ双樹の下で入滅して行った等々、古来からの樹神信仰の伝統の中で一生を過ごされたといえよう。

ハリティーはガンダーラの土俗神、これが西方のアルドクショーと結びつき生産の神となり、仏教にとり入れられて鬼子母神話を生んで行った。そのパンチカとハリティーがこのように更に又竜と結びついている。まさにクシヤンの普遍的世界を表現しているといえよう。

このさまを如実に示したのが律蔵の文である。即ち善見律毘婆娑第一に、

即遣大徳末闍提。汝至罽賓捷陀羅國中。……竜王……復作暴風疾雨雷電霹靂山巖崩倒樹木摧折。猶如虚空崩敗。竜王眷属童子。復集一切諸龍童子。身出烟竟。起大猛火。雨大礫石。欲令大徳末闍提恐怖。……

大徳末闡提。以神通力蔽龍王神力。……以甘露法味教化示之。令其歡喜。帝伏龍王受甘露法。

（大24—六八四下—六八五上）

とカシミールやガンダーラに派遣されたマディアンティカに対して竜王が看族を総動員して抵抗したが、遂にマディアンティカに降伏し、甘露の法味で教化されたとある。

これは又根本説一切有部毘奈耶雜事四十にも

迦濕彌羅國……

我涅槃後滿百歲後、有一苾芻名末田地那。令我教法流行此國。……毒龍其名忽弄。……龍即降靈天尊者上。變成天

華續紛亂墜。龍如忿怒更……

（大24—四一〇下）

と予言の形で竜が抵抗するが、ことごとくマディアンティカの神通力で破られ、遂に教化されると書かれている。

これと同じことが阿育王経にもあり、末田地による罽賚の竜の降伏と法蔵の広布が書かれている（大50—一五六の上中）。更に又「島王統史」がマツジャンティカ等が「ガンダーラの怒竜を」（八一—一三）とか「大王統史」でも「カシミール及びガンダーラで抵抗するアーヴァーラ竜王を受戒させ、八万四千の諸竜、多数のヒマラヤの乾闥婆・夜叉・鳩槃荼鬼・パンダカと名付く夜叉、ハーリター夜叉尼はその児五百と共に初果（預流果）に達したとある等々」、諸律と同じような表現があつて、仏教がひろがって行くうち、その土地、そこに住む住民の信じていた神々がとり入れられ、所謂「所を得さしめ」て行ったことがわかる。

竜が經典の中にとり入れられ、主要な役割を演じているものに、法華経の提婆品がある。これは竜女の成仏を紹介し人間の女性の成仏を説いている。然し、当時女性がこうした竜を介さずストレートに成仏する經典が十指に余り、

正法華經や海竜王經を訳した竺法護もそのうち四つも訳している程である。八才とか十二才の幼女が成仏を受記されている。勿も当時の女性の社会的地位や性の問題、即ち古代から女性の月々の出血や出産等、血を「汚れ」とみる習慣から、日本でも忌み家があり、現代でもチトラル附近の Karash Bombret Valley の山合いの谷ではこの習慣が残っている。従って、一旦は「変成男子」となり、生れ変わり死に変わりして修行することによって成仏するという經典である。こうした經典は仏説須摩提菩薩經の文の如く、「法には男も女もない」ということが基本となっている。このように女性がストレートに成仏するという經典が竺法護に四つも訳され、カシミールの僧、瞿曇僧伽提婆やカシミールに遊学した羅什も訳しているということは、彼等のいた西北インドに、この女人成仏の思想があったことがわかる。そこでは男と女は平等で、一步下っても、そうした理想を描けるような精神的社会的に自由な環境があったとも言えよう。

ちなみに、ストレートに人間の女性の成仏するという經典を列記すると、次の如くなる。否、もっとあることであらうが、現在の所筆者の探し得たものだけ列記してみた。

1 仏説須摩提菩薩經 月氏 竺法護 訳

郁迦有女名須摩提、厥年八才：法無男無女：便成男子頭髮即墮迦裝著身……。(大12―七六―七八)

2 仏説須摩提菩薩經 羅什 訳

長者優迦有女名須摩提、厥年八才奉敬過去無數百千諸仏：即成男子頭髮即墮袈裟在身便作沙彌、文殊師利言、

審我来当作仏：形体顔色如年三十(大12―七八―八〇)

3 須摩提經 菩提支流 訳

一仏乘のもとに(高橋)

王舍城有長者女、名爲妙慧、年始八才…變成男子如三十才知法比丘 (大12—183中)

4 仏説阿闍世王女阿術達菩薩經 竺法護 訳

当棄女身男子己、当生忉利天上 (大12—189上)

5 仏説離垢施女經 月氏 竺法護 訳

有女名維摩羅達、厥年十二端正…語離垢施女…三千世界六反震動變成男子…仏土清淨一仏土 (大12—196下)

6 得無垢女經 元魏波羅門瞿曇般若支流 訳

波斯匿王有女名得無垢、已会親近無量諸仏、久種善根供養多仏…年始十二 (大12—198下) …我婦女身即成大

夫、始年十六端正童子…軼女人身得成男子…於八十千阿僧祇劫。行善提行…求阿耨多羅三藐三菩提。…

(大12—106中)

7 慧上菩薩門大善權經卷上 竺法護 訳

貴姓有女名執祥…執祥女終軼女身、得生忉利紫紺天宮 (大12—158中) …緣斯貧欲壽終天女即爲男子…

(大12—158下)

8 仏説超日明三昧經 西晉 曇承遠 訳

於是具有長者女名慧施、…施是慧施、則軼女像 (身) 化成男子踊在宮中…諸女欣然即成男子…却後十劫皆當爲仏

(大15—154上)

9 增一阿含經卷三十八 東晉 闍賓三藏瞿曇僧伽提婆 訳

是汝善知識彼仏當授汝決 (大2—1758上) (女人の五障にも拘らず)

10 五分律二九 仏陀什共竺道生等訳

(女人の五障にも拘らず) 今当云何受具足戒(大22—一八六上)

こうした経典があるにも拘らず、妙法蓮華経の提婆品の後半の如く、「竜女の成仏を介して人間の女性の成仏」をとく経典も併せ出て来た。然もそれだけではなく、竜に偉大な力を認め、竜の住む海底深き宮殿に人々を貧苦から救う宝珠があるとし、これをとって来て人々を幸福にしようとする利他の精神が見える。然も途中「大乘をとらんと欲す」(四分律大22—九一二上)との言葉を四回もくり返す等、大乘的な思考が見えてくる。更に海竜王が宝珠を与えた後で、部下の「二竜を派遣して」(大22—九一二中)娑婆世界に衛護して送り返したとあって、竜は「守護的」な性格までつけて来ている。これは後述の菩薩像の胸にネックレス状につるした経筒或いは宝珠の両側を竜がくわえているものに連らなる立場であろう。仏教が竜を教化し、竜を守護神として所を得さめていったことは前述の諸律の表現を裏書きしているものといえよう。

とにかく竜女を介して人間の女性が成仏したり、竜宮を理想境とする経典を列記してみよう。

1 長阿含経十九 第三十世紀経 龍鳥品 後秦弘始年仏陀耶舎共竺念仏 訳

大海水底有娑竭龍王宮：至七生身命盡我清浄衆(大1—一二七中)

2 菩薩本行経卷下 失訳人名

大海竜王即髻中摩尼法珠以上菩薩：終寿皆生天：得脱竜身生於天上(大3—一二四上)

3 正法念処経 魏般若流支 訳

海水下五百由旬、有竜王宮 種々衆応以為莊嚴：(大17—四〇二中下)

一 仏乘のもとに(高橋)

一 仏乗のもとに（高橋）

4 四分律四十六破僧擗度第十五 仏陀耶舎 訳

欲往海竜王宮 乞如竜宝珠 令閻浮提衆生 無貧苦「欲取大乘」（四回くり返す）（大22―九二二上）

5 海竜王経 竺法護 訳（正法華経を訳す前年）

受決品 第十三

諸法無二……阿耨達龍王……以白珠璣價當世而覆仏上（大15―一四九中）

女宝錦受決品 第十四品

各以右手執璣珞……不可以女身得成仏道、男子之身亦不可得、道心無男無女……仏告諸比丘、此宝錦女三百不

可却復當得作仏号白普世如来至真等正覚（大15―一五〇下）

舎利品 第十七

仏滅度時在此大海留全舎利……一切衆生何縁得度、永為窮厄無救護（大15―一五二上）

法供養品 第十八

転女人身得為男子……則取珠璣珞……用散仏上（大15―一五三上）

6 薩曇分陀利経 失訳人名

（大体法華経の提婆品とほぼ同じ）

7 正法華経 西晋 月氏国三蔵竺法護 訳

七宝塔品 第十一

竜王女 年八才……於斯變成男子菩薩尋即成仏（大9―一〇六上）

8 妙法蓮華經 後秦龜茲国三蔵法師鳩摩羅什 訳

提婆品 第十二 (大9—三五下)

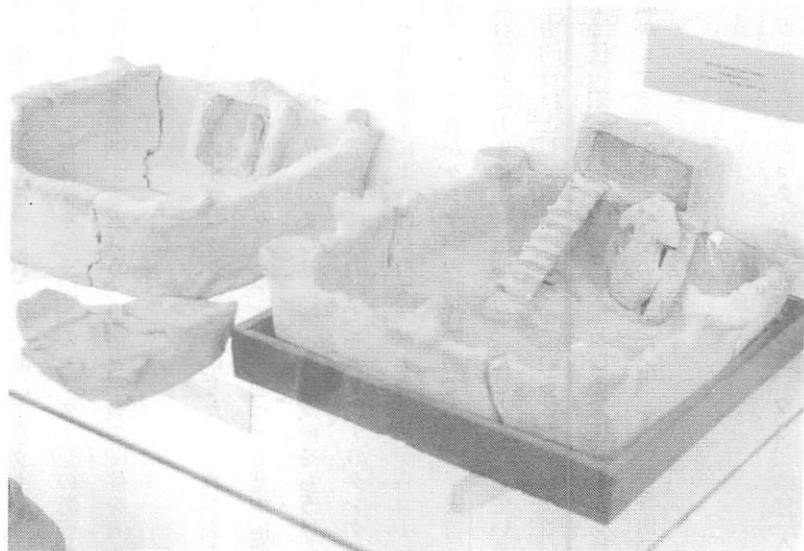
(内容 正法華経及薩曇分陀利経とほぼ同じ)



然らばどの範囲にこの竜神信仰がひろまっていたのだろうか、律蔵の前掲の文章以外、四世紀の法顯伝・六世紀の宋雲行記(洛陽伽藍記巻五に付載)・七世紀の玄奘の大唐西域記・慈恩寺法師伝等で推測するしかない。前掲の律蔵の成立が西歴紀元^⑤をさかのぼらないから、これよりずっと後の求経僧の記録では律蔵の文字を裏付けるには余りにも時間が立ち過ぎているが、ほかに文献として書かれた資料のない状況ではこれにたよざるを得ない。まず消極的な資料として敢てとりあげることとした。

然し幸いなことに、時代的にびったりな有力な資料が出て来た。それはマーシャルのタキシラ発掘記録である。マーシャルによると、タキシラのクシヤン時代のジヤイ

一 仏乗のもとに(高橋)



D 竜神に捧げられたミニチュアのクレイのタンク (Taxila 博物館)

ナ教の寺と思われる所から沢山の粘土のミニアチュアーの水槽が出土したとある。これらの一部は現在タキシラの博物館に展示されている。金持ち長者は竜神の住むタンク池を奉納した。これはタキシラ以西のモンスーンの影響が少なくなる乾燥地では灌漑の為池を作るといふ社会的貢献が竜の住む池を奉納するという、世俗と宗教の関係を考える上でも非常に重要な資料でもある。

然し金持ち池を供養出来ても一般大衆はそうは出来ない。そこで模型の小さなタンクを奉納した。これが大きなタンクのまわりから沢山出土したことは非常に興味がある。当時の竜神信仰の人々にとっては、池は恰も聖樹信仰の聖なる樹や仏塔信仰の仏塔の如く神の住む所と考えられた。だから樹神や仏塔のまわりに柵、即ち欄柵をもうけたように、池のまわりに柵を設け、チャイトヤとして祀った。そしてその池のまわりに沢山のミニチュアーのタンク・水槽を作って奉納したらしい。これはタキシラだけではなく、シャルマ博士によれば「ハステイナガルからコーシャンピーまで、こうしたミニチュアーのタンクを奉納した跡があった。これがクシヤンの時代の層であった」と言っている。このことは仏教がガンダーラ等に拡大して行った当時これらの地方には竜神信仰のあったことを示している。従って律蔵等の文字は荒唐無稽の作り話・絵空事ではなく、歴史的資料として重要性をもっていることがわかる。

さて次は少し時代は下るが、法顕伝・大唐西域記・慈恩寺法師伝・宋雲行記・魏書西域伝及び道榮伝などから竜神信仰の記録をひろってみよう。順序としては北から南へ、法顕がヒマラヤを越えて歩いた道に沿って「竜神信仰」の跡をさぐってみよう。

◇

まずタクラマカン砂漠を通過してパミール高原への入口カシユガルからタシユクルガンを通過して、ワハン溪谷に入り、

カランバル峠かバロギル峠でカラコラム山中に入り、更にダルコット峠を越えてギルギット川を伝って下り、スワット・ガンダーラに入る道に沿ってみることにする。

1 波知国 バロギル峠を越えたイシュカルワルズ附近（長沢氏法頭伝・宋雲行記東洋文庫一九五頁）
宋雲行記

毒竜がこの地に住みつき、しばしば天災地異を起している。（毒竜は）夏は豪雨を降らせ、冬は雪を積らせるので、旅人はこの為に苦労することが多かった。（前掲書一四八頁）

魏書卷一〇二、西域伝

波知国は鉢和の西南にあり、土は狭く人は貧しく山谷に依託す。……三池あり。伝えて云う。大池に竜王あり次の者には竜婦あり、小なる池には童子あり。行人之を經るには、祭を設けて乃ち過ぐるを得る。祭とざれば風雪の困に遇う」（前掲書一九五頁）

と竜神信仰の存在が示されている。

2 葱嶺・蛇歴国（インダス河のチラスとコットウガラ間の右岸、特にガイヤ間をダレル地方という）（前掲書一九頁）
法頭伝

葱嶺山冬夏有雪。又有毒龍。若失其意則吐毒風。雨雪飛沙礫石。遇此難者萬無一全。（大51—八五七下）

3 商弥国（玄奘の帰りの道・Chitral と Mastuj）の間—白鳥氏西域史研究一三四頁）
大唐西域記卷第十二

波謎羅川中有大竜池。東西三百余里南北五十余里。據大葱嶺内。当瞻部洲中。其地最高也。……（大51—九四一中）
と、これら三ヶ所はヒマラヤ・カラコルムの山中で、ここに竜の信仰があったことがわかる。

一 仏乘のもとに（高橋）

一 仏乗のもとに（高橋）

次は烏長図（現在のスワット Swat 地方）である。

スワットの中心は昔掲薩城、今の Swat の主都 Saibu 北方四キロのミンゴラであった。この昔掲薩城の東北二百五十里大山中に阿波邏羅竜泉があった。竜がこの泉からの流れて洪水を起したので如来が調伏したが、竜の食糧の確保のため十二年に一度白水の災（洪水）が起ると記している。

4 阿波邏羅竜泉

大唐西域記卷第三

昔掲薩城東北行二百六十里入大山。至阿波邏羅竜泉。……泉流白水損傷地利。釈迦如来大悲御世。啓此国人独遭斯難降神至此欲化暴竜。執金剛神杵擊山崖。竜王震懼乃出尋依。聞弘說法心淨信悟。……願十二歳一収糧儲。如来含覆愍而許焉。故今十二年一遭白水之災。（大51—88—中下）

5 仏足石

この竜泉の西南三十余里のテイラート (Tirat) 村には仏足石があった。（現在仏足石はスワット博物館に）

大唐西域記卷第三

阿波邏羅竜泉の西南三十余里。水北岸大盤石上有如来足所履迹。随入福力量有短長。是如来伏此竜已。留迹而去。（大51—88—下）

とあって仏足石も竜と関係があった。

6 法衣を干した岩

然もここから三十余里、如来が法衣を干した岩がある。岩の上に細い線、（筆者も見学したが人工ではなく自然の岩の縞があつて、釈尊の法衣の縞がついたといわれて来た。）この法衣を干した原因が竜に関係している。即ち宋雲

行記に次の文章がある。

宋雲行記

はじめ如来が烏場国で布教した時、竜王は大いに怒り、大風雨を起した。その為如来の法衣は裏まで（雨水が）しみ通ってしまった。雨が終ると……袈裟を日に晒された。年月は久しくたっているが、（その袈裟の跡は）はっきりしていて真新しいもののように見える。（長沢氏前掲書一八八頁）又、川の西に池があり、そこには竜王が住んでいる。……竜王が神変をなすごとに、国王は（竜王に）祈禱し、金や玉や珍宝を池の中に投じた（長沢氏前掲書一八九頁）
これと同じことは法頭伝にも出ている。

法頭伝

及曬衣石度悪竜処悉変現在。石高大四尺、闊二丈許（大51—八五八上）とある。

7 ウジャーナの王統伝説

このようにスワット地方に竜神信仰が随所にあつたことを示す最たるものは、スワットの王統が釈氏の男と竜王の娘とが結婚し、この国の王を滅して王位についた話が長々と大唐西域記でも語られている程である。（大51—八八三—中八八四上）

更にこの間に産れた子供が「舍利八分」の分配にあずかった上軍王で、シャンカルダル大塔という現存のスワット第一の塔を王は建てている。この王が阿波邏羅竜王を降伏させたという話まで書かれている。（大51—八八四上）かくてスワット地方に竜神信仰が広くひろまっていた上に、仏教がこれを教化して行ったさまが随所の伝説でうかがわれる。

更にスワット地方からマラカンドの山脈を越えて南に下ると、ここはかつてガンダーラ仏教の栄えた所である。こ

一仏乗のもとに（高橋）

一 仏乗のもとに（高橋）

この最大の仏塔はカニシカ大塔・雀離浮図であるが、大唐西域記や慈恩寺法師伝には、この大塔をカニシカ王が作る因縁について詳しく述べているが竜との関係は述べていない。然し宋雲行記には竜が仏塔を守るものとして述べられている。即ち

8 乾陀羅・雀離浮図

宋雲行記

まことに（この雀離浮図は）西域における塔の中、第一等のものである。この塔が初めてできた時、真珠でもって網を作り、その上を覆った。その後数年たって、王はこの真珠の網は値万金なので、自分が死んだ後、恐らくは他人が略奪するのではないかと考えた。また大塔が破壊しても修補する人がないのではないかと心配した。そこでこの真珠をはずし銅壺にこれを入れ、塔の西北一百歩の地を掘って埋めた。そして樹を植えた。……樹下には四面に座像があり高さ五丈であった。つねに四頭の竜がこの珠を守っており、もしひとがこれを取ろうと欲心を起すとたちに禍変がある。（長沢前掲書二〇八—二〇九）

9 インダスの渡し

ガンダーラからインダス川を渡ってタキシラに向う所に *Opind* の渡しがあった。現在のアトックの鉄橋から東北十六マイルの所である。インダスの流れを渡るには水の精即ち竜に安全をさぞ祈ったことだろう。

大唐西域記

渡_レ信度河_二河_一広三四里南流。澄清皎鏡泊漉漂流。毒龍惡獸窟_六其中_一。若持_レ貴宝奇花果種及仏舍利_一渡者。船多飄没（大51—八八四中）

慈恩寺法師伝

自烏鐸迦漢茶城_二南渡_レ信徒河_一。河_一広三四里流極消息。毒竜惡獸多窟_二其中_一有持_レ印度奇宝名花及舍利_一渡者_レ船輒覆没。（大

と竜が珍宝、佛舍利を持ち出すことを防いでいると書かれている。

このインダス河を渡ると西北インドの文化の中心地タキシラがある。ここにも竜の話がある。即ち

10 咀叉始羅國

醫羅鉢咀羅竜王池

大城西北七十余里有「醫羅鉢咀羅竜王池」。……今彼土晴、雨祈晴。必興沙門共至池所、彈指慰問隨願必果（大51—188四下）

と迦葉仏の時醫羅鉢羅樹を切った為竜にさせられた比丘がその贖罪の為、沙門の言うことを必ずきくようにしていた。そこで人々は願いごとがあると出家と共に来て祈れば必ず願いをきいてくれるとある。この竜王の話はスワットの奥地の阿波邏羅竜王の話と同じような話だが、こうした話は各地にあって求経僧達が行く先々で耳にしたことであろう。こうして南に進んでタキシラまで竜の話を探して来たが、ここでアフガニスタンまでもどらなければならぬ。法顯とか宋雲はヒマラヤ・カラコルムを越えて南進してガンダーラに入ったが、玄奘の時代にはこの通路は廢たれていて、為に北に遠まわりして、現在のソ連領サマルカンド・タシケントを通過してバルフに入り、クシヤンの夏の都カピシに入っている。そこで二つの竜に関する記事を残している。

11 迦畢試國（大唐西域記卷第一）

- 。王城西北二百余里至大雪山。山頂有池。請雨祈晴隨求果願。……竜乘頭毒作暴……迦賦色迦王即於兩肩起大煙焰。……龍王懼威帝命（大51—187四下）
- 。象堅翠堵波北山巖下有二竜泉（51—187五中）

一 仏乘のもとに（高橋）

然して「竜と仏教」の關係を一層深くあらわしているのが現在のジュララバードである。

12 那揭羅曷国

大唐西域記には

。崖石壁有大洞穴。瞿波羅龍之所居也。昔有仏影煥若真容。相好具足儼然如在。近代已來人不遍觀。縱有所見髮髻而已。至誠祈請有冥感者。乃暫明視尚不能久。……居此窟為大龍王便欲出穴成本惡願。……如來愍此國人為龍所害運神通力自中印度至。龍見如來毒心遂正。受不殺戒願護正法。因請如來常居此窟。……如來告曰。吾將寂滅為汝留影。……(大51—八七九上—八七九上)

即ち大竜王を教化する為、釈尊は中印度から神通力でこの地に來られた。竜は釈尊の尊容に接すると毒心が収って正法に帰依した。然しいつ悪心が起るかわからないから、常にこの窟に居住して下さいと懇願したが、釈尊はすぐ入滅するからと、仏影を残したとある。即ち竜の窟が仏教の精舎になったことをこの話は如実に示している。

同じ話は大慈恩寺法師伝にもある。

大慈恩寺法師伝第二

又聞燈光城西南二十余里有瞿波羅龍王行住窟。如來昔日降伏此龍。因留影在中……(大50—三二九下)

然し法顯伝には

那竭城南半由延有石室博山。西南向佛影。此中去十余步觀之如佛真形。金色相光明炳著。近觀微髣髴如有……(大51—八五九上)

とあって竜には言及していないが

道栄伝

。彌波羅竜窟に至れば仏影をみる。山窟に入り去ること十五歩、西南して戸に向かい、遙かに望めば仏のあらゆる相好がはっきり見える。然し近くで見ると、暗々として何も見えない。(長沢氏前掲書・東洋文庫二〇一—二二頁)

とあって竜窟變じて仏影窟となったことがわかる。こうして竜神信仰が仏教に包攝包容されて行くことが先人の旅行記の中から十分推測される。その最たるものがカシミールのスリナガルである。

13 迦濕彌羅國

大唐西域記

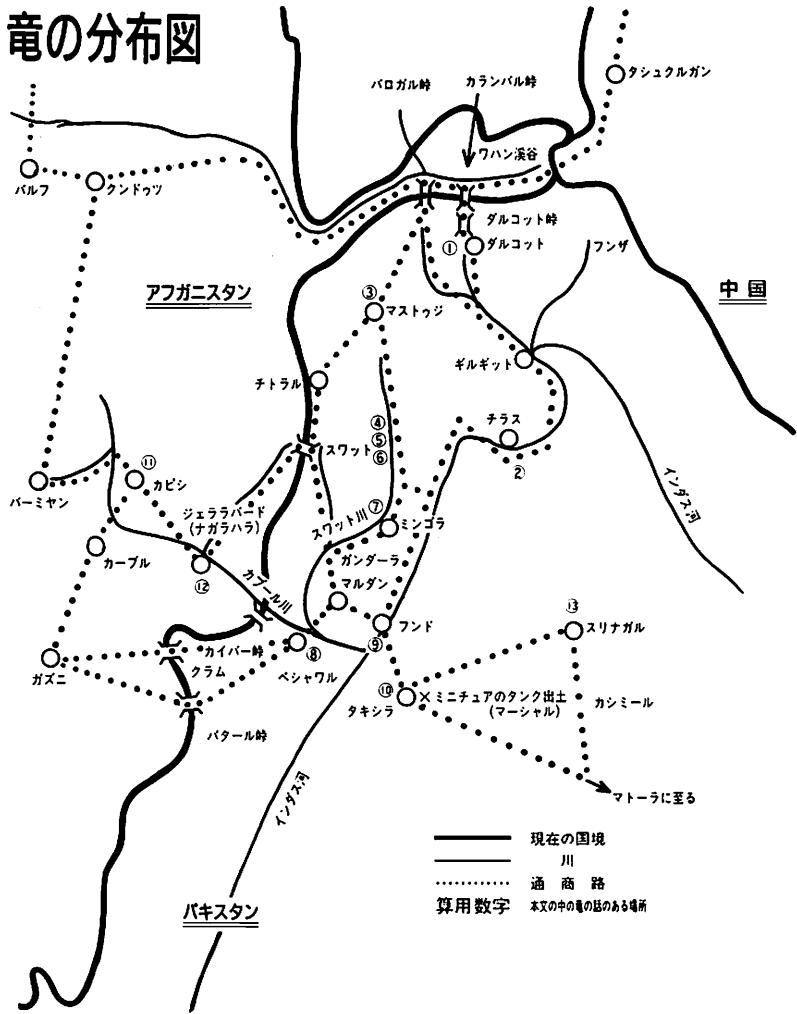
阿難弟子末田底迦羅漢者。得六神通……便來至此於大山嶺。宴坐林中。現大神變。龍見深信請資所欲。阿羅漢曰。願於池內。惠以容膝。龍王於是縮水奉施。羅漢神通廣身。龍王縱力縮水。池空水盡。龍翻請地。阿羅漢於此西北。為留二池。……運大神通力。立五百伽藍。……(大51—八八六上中)

とある。龍王がマディアンティカに帰依して、「何んでもほしいものを言つて下さい」と言うので、マディアンティカは「膝の入る池の土地をほしい」といった。龍王は水をひかせた上、阿羅漢が神通力で巨大な姿になったので、池は水がなくなつて、竜が逆に住む池を懇願する立場になつてしまつた。その干上つた土地に五百の伽藍を建てた。これは仏教が竜を教化して行つたという前掲の諸律の文を裏付けていることになる。

これら竜の出て来る所を地図にのせてみると次の如くなる。地図中のナンバーは本文の話のあつた所である。こうして地図にしてみると、竜神信仰はインダス水系・カプール水系、そしてスワット川に注ぐ諸流の川沿いに遺跡があることがわかる。

特に多いのはヒマラヤ・カラコラムから流れ出る川沿いである。これは「十二年に一度の白水の難」¹³⁾の話でもわかるように、とかくヒマラヤやカラコラムの山々では時としてモンスーンのもたらす考えられないような豪雨が降り、

竜の分布図



— 仏乗のもとに (高橋)

普段は何んでもない小川を大河と変え、山肌へばりついた部落を瞬間にして洗い流してしまふこともしばしばある。又四・五千メートル以上の雪線の上下は、時として下流の農耕に支障をもたらすこともしばしば起っている。為に水の精、川の主としての竜への信

仰を生んで行った。このことが川沿いにこうした竜の話を分布せしめて行ったのであろう。

こうした話を通じて感ずることは、ジェララバードの仏影窟がもともとは竜の住いであつたり、スリナガルの五百伽藍の土地は竜池が奉納された所であつたし、法衣を示した大岩の所の話等々は「竜を教化して仏教をひろめた」と

する諸律の文を実証しているといえよう。

然も、竜を教化するだけではなく、竜を佛教の守護神、法の護法神とにまでしている所が興味をもつ。ペシヤワルの雀離浮図の、「ストゥーパをおった真珠の網を埋めて四頭の竜に守護せしめた」話である。これは前掲四分律四十六破僧捷度品で、竜王が宝珠を与



E 菩薩像 ペシヤワル博物館蔵



F マカラ パールブット

えた後、「二頭の竜をして守護せしめ終り帰した」
(大22—九二二中)とあるように、守護神としての
性格までも持ちはじめている。

竜が守護神として仏教の中に所を得て来ていると
いうこと、ここが注目すべき所と思う。



この二頭の竜が守護した話と偶然か必然かわから
ないが、二頭の竜が経筒や宝珠の珠をくわえている
彫刻が数多く見うけらる。筆者が長年、パキスタン
の全博物館、そして全世界に散らばったガンダーラ
の石彫の菩薩像を調べて行くうち気付いた。菩薩像
の胸のネックレス状⑬に垂らした経筒や宝珠の両側に
は竜やエンジェルがいるが、約五十五パーセント、
半数以上が二頭の竜が両側からくわえている。即ち、この経巻や宝珠を守護しているとも考えられよう。

インドの統統からいって頭が象や鰐、尻っぽが魚か蛇のマカラ(写真F)や何頭ものコブラの頭を束ねて後背した
ものを総称してナーガ(漢訳して竜)としたものが仏教彫刻の随所にあるが、ガンダーラの菩薩像の胸の竜はこうし

た範疇を越えている。長い髭を頭の横や後ろになびかせ、大きな目をむき、口を開いたさまは、まさに、現代我々の常識で考える竜そのものの姿であって、インドのマカラやナーガではない。中にはたくましい足をたてた、キリンビールの商標のようなものまである。この竜を胸だけでなく、頭のヘヤーバンドや頭の横の髪飾としてつけている菩薩像⁽¹⁷⁾まである。否、菩薩

像だけでなく写真Gの如くパンチカ（毘沙門天の大將軍、後に毘沙門天と区別がつかなくなる。）の胸にまで竜をもって来る。勿も毘沙門天王は夜叉と竜の二隊を看族としている長だから不思議ではないが。

ガンダーラの石彫、特に菩薩像は二世紀頃からはじめた。イン



G タカール出土 パンチカ（ラホール博物館）

ドでは汚れた人間の姿で仏を表現しないという伝統あったが、これにとらわれない外来人（クシヤン）がギリシヤ彫刻になれた外来人の彫刻家をして最初に仏像を作らせた。然し、さすがに仏像は躊躇して菩薩像から作りはじめた。その最初期の造像たる菩薩像に、「竜」が経巻や宝珠をくわえているから、前掲の諸律や海竜王経・正法華経の女人成仏の話等々と、ほぼ時代的に対応しているように思われる。なぜなら、ガンダーラの石彫は二世紀にはじまり、三世紀から四世紀の前半が最盛期となり、五世紀頃にはストッコ（石膏製）にその座を譲っているからである。然も一番ギリシヤ・ローマの影響の強いと思われる菩薩像に竜が彫られているということは、仏教が、特に大乘仏教が竜神信仰の徒を教化し、そこに進出して行ったことを物語っている。菩薩像だけでなく、パンチカの胸にも竜が彫られていることは竜神信仰が他の神々と結びついて仏教の中に所を得て行くさまが理解されよう。



かくの如く、今迄考察して来たように、マーシャルの発掘したミニチュアアのタンク（水槽）、そして求経僧達の書いている竜神信仰の記事、その分布図。且つ又菩薩像の胸の竜、更にパンチカにまで竜が彫られている等々を見て来ると、今回新たに入手した「竜に腰掛けたパンチカとハリテイ」が、共々に仏教の中にとり入れられて行ったこの仏教の包容性をしめしめ感ずる。前掲善見律毘婆娑等の「竜王を帰依させ、多数のヒマラヤの乾闥婆・夜叉・鳩槃荼鬼、パンチカ・ハリテイを預流果に達せしめた」という文が十分裏付けられていると思う。

仏教は、それぞれの地方の種族神、土俗神を自己の中にとり入れながら仏教をひろめて行った。その仏教の包容性、寛容性が目につく。その最たるものが法華経であったと思う。難陀竜王等の八大竜王も、緊那羅も乾闥婆も阿脩羅・迦樓羅・夜叉鬼子母羅刹までも、みんな包容して夫々に所を得さしめ、正法の守護神として抱擁して行った。

これこそまさに「一仏乗の中に」に つつみ込んで一如とする、一大マンダラの精神にはかならない。

註

1 Roseasfield. *Dynastic Arts of Kusnan*

II *Kanishka Legends and Imperium*

III *Huvishka and the Kushan Pantheon* 参照

2 法華経写本及び薬土品以下

3 カラチ博物館蔵 アルドクショー並びに写真C参照

4 仏所行讃(大乘仏典)中村元訳 釈尊最後の旅参照

5 テハラン博物館展示目録に多く示され又、ガンダーラ出土品ではカラチ博物館蔵のアルドクショー

6 筆者は中外日報昭和六十三年十一月24日・25日・29日に書いている。

7 *Mahāvamsa* 12—34, 29—37 (*Pali Text Society Mahāvamsa*)

猶この点に関しては塚本啓祥氏は法華経の成立と背景(佼成出版社)七二頁・七三頁で詳述している。

8 千鴻竜祥氏 本生経類の思想史研究(三五頁)「現在の四阿舎及び諸広律(説一切有部律を除く)の翻訳は何れも四世紀後年……」

9 マーシヤル タキシラII四六三頁—四六七頁に解説・III plate 136で図示

10 *Kuṣāna Architecture with Special Reference to Kauśāmbi* R.S.Sharma (*Kuṣāna studies*) *Ancient History, Culture and Archaeology University of Allahabad India* 参照

11 碑銘に国王、長者、商人の名多し、例えば聯合目録一七六一・一七八六参照

12 筆者の所蔵品中に七頭のコブラを後背にした人物が池の中から合掌している彫刻がある。池のまわりには欄楯・柵が作られて

いる。又樹神や仏塔のまわりに欄楯のあるのは、ブタガヤの彫刻がある。(山本智教インド美術史大観写真真篇9—58・9—1)

13 R.S.Sharma. *Perspective in Social and Economic history of India*

14 經典中の文字が歴史的資料として認められるようにして樓神六十号「数々抽出」で考究した。

15 大51—八八二中下

一仏乗のもとに(高橋)

一 仏像のものゝ (高橋)

16 菩薩像は在家の居士をシンボライズするからいろいろの飾り物をつけている。ガンダーラの菩薩像のネックレスはシリヤのバルミユラの影響といわれている。古代オリエント博物館刊 Sculpture of Palmyra 1 写真三六三・二五一・三五九・

三六二…

17 スシヤフル博物館展示中の菩薩像頭部(華蓋写真枚数あり)

18 山本智教氏前掲書 バールフット9—42・9—53・12—95

19 マトゥーラの彫刻に明らかに仏像だが「菩薩の像を奉納」とごごわり書きをしているほどである。前掲聯合目録 六四三・六五三

その他 参考図録

栗田功編 ガンダーラ美術ⅠⅡ

山本智教 インド美術史大観

古代オリエント神、ユータマインツダの生涯

MICHAEL MITCHNER ANCIENT and CLASSICAL WORLD 83 J. MARSHALL TAXILA Ⅲ

NHK Gandhara Art of Pakistan

The Ancient Oriental museum memories Nol. Sculpturfs of Palmyra

日蓮聖人後期の曼荼羅について（二）

——授与者を通しての動向——

上 田 本 昌

一、

既に日蓮聖人の身延入山から、弘安二年（一二七九）までの御染筆による曼荼羅については、前号に於て拝見し、その授与者を通して西谷における聖人の動向を推察してきたところであるが、今回は弘安三年（一二八〇）以降の御染筆を通して、聖人晩年の身延生活を尋ねてみようとするものである。

祖寿五十九歳に達し、人生の五十代をまさに終ろうとしている時代であり、入山後七年を経過して、身延山を愈々「靈山淨土」として受容されるに至り、宗教的な境界も益々透徹した段階へ入っていった時期でもあったといえる。聖人にとってこれから入滅までの三年間は、まさに生涯締めくくりの最も重要な期間であったことになるのである。一例をあげるならば、弘安三年七月二日付の大田殿女房御返事の中で、日蓮教学の最も重要な法門である即身成仏をとりあげ、

「即身成仏と申法門は、諸大乘経竝に大日経等の経文に分明に候ぞ。（乃至）しかれども釈迦・多宝・十方の諸仏・地涌・龍樹菩薩・天台・妙楽・伝教大師は、即身成仏は法華経に限とをばしめされて候ぞ。我弟子等は此事をもひ

日蓮聖人後期の曼荼羅について（二）（上田）

出にせさせ給。」⁽²⁾

と明解な答えを与えられている。この御書の直接の対告衆は、大田乗明の女房であるが、古来、『即身成仏抄』又は『即身成仏事』といわれている如くであり、更に右の文中にもあるように、「我弟子等は此事ををもひ出にせさせ給。」と述べているので、乗明とその女房を介して、広く「我弟子」の全般に対して示された一書であるとみなしえよう。

つまり法華經にとって最も重要な即身成仏について、その結論を明確にされた大事な御書とみることができるのである。これは一例であるが、身延から各地の弟子や檀越へ宛た御書の中には、宛名は特定の個人であっても、内容は広く門下の一般、弟子、信徒に与えたものが数多く見られるのである。特に弟子についても直弟子・孫弟子の他にも、此の御書にみられる如く、在俗の弟子(房・上人・聖人・尼等)をも含めて、門下の全般を対象とされている場合が多いのである。

これは一つには当時の西谷は紙墨が現代のように豊富には入手できない状態であった為もあるが、特定の個人を通して、その周辺の人々には広く周知させて、信仰を徹底させ教義を明確にしておく必要があったからであると考えられよう。数多い弟子や信徒に個別の御書を発することなど、当時としては容易なことではなかったにちがいない。直近の便宜に托して、伝言や要件を付記し、更に法門の大事についても簡明なる結論を教示されていたものといえる。既に佐渡で開・本の両抄での究明がなされ、身延入山後も撰・報の二抄による解説が尽されているので、その後の御書には、この御書の如く結論が明解に示されているとみなしうるのである。

さてそこで、弘安三年の曼荼羅であるが、例により『御本尊集目録』（立正安国会刊）所収の順序によると、二月一日付で「俗日頼 授与之」とある第七一の御本尊がある。これは次の第七二が「日眼女 授与之」とある如く、この二幅は鎌倉在住の四條金吾頼基・同妻日眼女に宛て授与されたものといえる。先ず第七一の日頼宛の曼荼羅については、堺市妙国寺に所蔵されている。この頃の四條氏は夫妻で西谷の聖人を外護し、供養の品々を送り届けている。

例えばこの年の十月八日に記された『御返事』によると、「自殿岡「米送給候」とあり、十二月十六日には、「白小袖一・綿十両」を届けている。四條夫妻の聖人に対する帰依は殊に篤く曼荼羅の授与は当然のことといえるが、夫婦それぞれに個別の授与がなされたことは、特筆すべきことといえよう。普通は親子・夫婦といった家族の場合、その家の代表者に授与して、家族で信仰すべき御本尊としての意味を持つが、この場合は夫婦個別に与えられている点からみて、曼荼羅の場合は為書が示している如く、個人の本尊としての意味も充分にあるといえよう。つまり曼荼羅本尊は、家族を始め複数、又は集団としての本尊の意味を持つと同時に、為書のあるものはその人個人の本尊として尊崇されることもできるものであるといえよう。日眼女宛の御本尊は、東京文京区の長元寺に所蔵されている。幅尺については日頼に授与されたものが八七・三センチであるのに対し、日眼女宛のは四六・一センチとなっている。尚、日眼女に与えられた曼荼羅には、日頼授与と比較すると、四天王を始め、梵天・帝釈等が省略されてをり、その分不動・愛染の梵字が全紙の長さにならなくなって大書されているのが特徴である。

次に同二月「彼岸第六番」に図顕された第七三の御本尊がある。これは藤原清正に授与されたもので、京都の妙覺寺に所蔵されている。藤原清正が如何なる人物か不詳であるが、聖人から曼荼羅が授与されているので、篤信の徒であったことがわかる。彼岸会に当たっての授与であるので、追善供養の意味がこめられていたものと考えられる。

次に同年正月に日仏尼(一一三一一九九)に与えられた第七四の曼荼羅がある。山梨県妙了寺に所蔵されているが、首題と本化の四大菩薩に不動・愛染の二梵字に讚文・署名・花押といった略勸請である。左下部の文字が摩耗しているので何んらかの讚文以外に添書があったかもしれないが判読し難い。日仏尼については「相股村、薩華優婆」のことで妙了日仏と称したことが伝えられている。⁷⁷一ノ瀬の妙了寺開山日道院日了の母であり、聖人が身延入山の折り、粟飯を供養して弟子となったことから粟冠きっかの姨ともいわれ、下之坊に住し聖人に使えたともいわれている。当時は日仏尼以外にも、近隣の人々が聖人の入山を聞き知って、その徳を慕い教化に浴そうとして訪れて来り、門下となった者も少なくないようである。又当初は敵対して法論をいどみ、敗退して教化され改宗した例もみられる。従って日仏の他にも西谷を訪れた人々は、近在にも相等数いたのであることが推察されてくる。たまたま日仏の場合は曼荼羅を賜り、それが現存しているので聖人との関連が証拠付けられていることになるが、実際にはこうした例は他にも数多くあったであろうことが、身延近在の靈蹟諸寺院等の縁起によって推察しうるものがある。⁷⁸

第七五は同年二月の図顕で、授与者名が右下にあるが、これも不鮮明で読み取ることができない状態となっている。全体的に紙質のいたみが多く保存が行き届かなかった為か文字の剥がれが目立っている。この御本尊も四天王は略されて、その分、梵字の不動・愛染が紙の長さ一杯に大書されている。御真蹟は市川の弘法寺の所蔵となっている。

この年はこうした梵字による不動・愛染大書の型式が特に多く見られる。次の第七六も第七五と同様の型式となっている。この点については後に又ふれることにするが、これは「優婆塞日安」に授与したもので、右下隅に「富士下方熱原六郎吉守者 依為日興弟子所申立如件」と日興の添書が見られる。従って熱原六郎吉守は富士日興の弟子であり、日興の判断によって吉守に授与されたものといえる。日安については不明であるが、恐らく富士方面の人であっ

たろうと推察しうる。日興の『本尊分與帳』によれば、「富士下方熱原六郎吉守者、下野房弟子也。仍日興申与之二。」とあるので吉守は下野房の弟子であったことになる。恐らく下野房は日興の弟子であったとすると日興にとつて吉守は孫弟子に当たっていたとも考えられよう。何れにせよ日安は日興の關係者の一人であったとみなしえよう。五か月前の弘安二年九月に加えられた弾庄と関連して、特に日興が後に六郎吉守に与えたものと考えられる。

さてここで、この頃の曼荼羅に四天王を略して、特に不動・愛染の二梵字を大書した理由について考えてみたい。なぜこの時期の図頭には、こうした型式が多く見られるのであろうか。全体からみて四天王の代りに二文字の梵字を左右に大書してあるのは、四十二幅程で佐渡での図頭に多く、弘安二年十一月の第七〇から再び多く見られるようになり、第七二・第七四・第七六、更に第七八・第八〇と弘安三年三月までに、八幅を数えることができる。

不動明王については周知の如く、「動かざる尊者」の意で、インドの山岳系俗神の一種かと考えられている。⁹⁾ 忿怒の形相を現しシヴァ神の影響を受けたともいわれている。密教特有の尊格で、教化し難い衆生を救済するために、怒りを示しているという点から考えると、時恰も熱原法難の直後であることから、敢て不動の梵字を大書するに至ったものとも考えられよう。佐渡へ渡った直後に、龍口法難をかえりみて不動・愛染の大書が多く見られ、熱原法難の直後、再び同様の型式が多く見られることからすると、聖人にとって法難との関連を考えないわけにはいかないであろう。法敵という最も教化し難い衆生を救うために、忿怒の相を示しているという不動を特に大書勸請したことも、法難の直後だけに首肯できるといえよう。「一切の魔軍冤敵を摧滅し、行者に仕えて擁護し菩提を成満せしめる明王」とされているので、法難から行者を守護する願いをこめての図頭であったことも考えられる。また聖人は初期の遺文に不動・愛染を感じたことを記したものが¹⁰⁾あり、その後の聖人に大きな影響を与えたともいわれているので、曼荼

羅への図頭もその種子を表したことになるといえる。修学時代に高野山へも足を踏み入れ、密教を学ばれたこともあるので、その結果がこうした曼荼羅にも現れていると考えられよう。但し密教でいうところの不動・愛染そのままを勧請されたのではなく、敢て梵字、即ち種子をもって表したところに、真言宗でいうところの不動・愛染をセレクトして勧請したものであると見ることができよう。即ち鬼子母神や十羅刹女と同様に、不動・愛染を本来の意味での守護神、法敵を摧滅する明王として勧請されたと解することが至当であろう。梵字による種子で表したのも、実は本来の意味を示すためであつたと考えられる。愛染についても自他彼此の区別なく衆生を救済する思想に根ざしているので、敵味方共に広く菩提を得せしめることが使命となつている。つまり不動が法敵を懲らしめ、愛染がこれを救済するといふ一連の役目を果すことになる。曼荼羅にはそうした意味からも勧請をされるに至つたものと考えられるのである。尚、根津美術館には、鎌倉時代の「愛染曼荼羅」が所蔵されているが、愛染明王が中尊となつている。¹³⁾

ところで二月にはもう一幅、第七七の曼荼羅が図頭されている。これは「俗吉清」に授与されたもので浜松の妙恩寺に所蔵されている。前掲の第七六と後述の第七八が、四天王を省略し不動・愛染の二梵字が大書されている中にはさまつて、これは四天王を備えた標準的な図頭となつている。信徒の一人であつた吉清については詳細不明である。

三、

三月に入ると第七八の玉沢妙法華寺所蔵の曼荼羅がある。これは前記第七四・七五・七六等と同様に、四天王が省略され、不動・愛染大書の型式をとつている。右下に「日□授与之」とあり、日号の下の子が削除されている。何んの為に授与者名を除いたのか不詳であるが、後人の都合に依るものであろう。尚『玉沢手鑑草稿』によると、此の御

本尊は日伝上人が上京の際に、「勝劣一切ニ依テ妙頭寺ヨリ附与也。此時日号ヲ切テ渡ス歟。」とあるので、恐らくは勝劣問題から授与者の立場を明確にすることによって不都合が生じることを考慮し、削除するに至ったものといえよう。後人がその時の都合で、添加や削除するなどという事は、本来あってはならないことだと考えられるが、派閥の対立によってやむをえないことであつたらう。

三月には五幅の図頭があるが、次は第七九の「沙弥妙識」に授与された曼荼羅が、鷲津の本興寺にある。妙識については詳細不明であるが、沙弥として聖人の教化を直接受けていた人物の一人であつたらうと考えられる。図頭の型式からいって熱原法難に関連した人であつたとも考えられる。特に不動・愛染の二梵字が大書されていること、首題の「経」の文字に特徴があること等があげられる。ことさら「沙弥」と書かれている点から推察するに若手の徒として活躍していた一人であつたかもしれない。

第八〇の「日安女」に与えられた曼荼羅も第七九と全く同様の型式となっている。千葉市の随喜文庫所蔵であり、紙の大きさもほぼ同大である。日安女についても詳細は不明であるが、左右の二梵字大書の型式は、これをもって一旦終ることになる。

第八一から四天王を備えた型式に戻り、首題も大きく二梵字はやや小さく配置されるに至っている。此の第八一は「臨滅度時御本尊」又は「蛇形御本尊」として著名である。鎌倉妙本寺に所蔵されているが、

「大曼荼羅蓮字、長書写、龍蛇勢、人呼為、蛇形曼荼羅、後高祖入涅槃之時向、是而坐故又云、臨滅度時大曼荼羅、今存比企蔵中。」¹⁶⁾

と『別頭統紀』にある如くであるが、文永十一年四月の項に配しているのは手違いといえよう。聖人が弘安五年十月

十三日御入滅に際し、その枕頭に曼荼羅を掲げられたことは、『元祖化導記』¹⁷にも明らかである。この第八一の曼荼羅がそれであることはほぼ間違いないものといえる。「蓮」の字の「辵」に特徴があることは、既に明白であるが、特に授与者名は不明である。この頃の通例として、年月日の付近に(又は右側下部)授与者の名が書写されている場合が多い。従ってこの第八一は特定の授与者はなく、講中か集団的な人々を対象としたものであったかと考えられる。

聖人第七百遠忌を迎えた折り、この臨滅度時の御本尊が広く宗門において流布するに至っているため、代表的な曼荼羅の一つに数えられるに至っている。大きさも丈が一六一・五種、幅一〇二・七種と十枚継ぎで大型の部に属しているところから推しても、個人向けというよりは法華堂又は講中の団体用とも考えられよう。前述の如く特に此の御本尊が著名となったのは、聖人入滅の際に親しくその床頭にかかけられたことによるものであり、更に蛇形の蓮の字も加わって、数多い御本尊の中でも、特徴を持ったものとなったのである。また入滅の際に掲げたとする点から推すと、特定の個人宛ではなく、ご自身の御本尊として、信仰対象とされていたものではないかとも考えられてくる。或いは、池上の館にあったものとする¹⁸と池上氏一族へ授与されていた御本尊であったかもしれない。いづれにもせよ授与者名のないこの御本尊は、特定の個人宛のものではなく、集団に対する御本尊であったろうといえるのではなからうか。

さて、次に第八二の御本尊は、同じく左下に「弘安三年¹⁸¹⁸三月 日」とある。この場合も授与者名は不明で、右下には本来授与者が記されていたものを、後人が削除した形跡があると伝えられている上に、『御本尊写真真鑑』に収録されている沙弥日載授与の御本尊はこの模写をしたもの¹⁹のようであるとも伝えられている。勸請形式は前記第八一

の御本尊と同様であり、授与者名を何に故に削除しなければならなかったかも不明であるが、前述の第七八の場合を考えた時、同じような理由があった為かとも推察しうる。現在どこに所蔵されているかも不明であるので、詳細は調査したい。

四、

弘安三年の四月に入ると、三月よりも多く次の如く年月明記のもの八幅と、不明ながら四月の御染筆と考えられる一幅を加えると九幅に及んでいる。即ちその一つは第八三の御本尊で、「卯月十日」の日付が左下隅にあり、「尼日実授与之」と記されている。三枚継で鎌倉の妙本寺に所蔵されている。日実尼は聖人の門下であったことは相違ないものと考えられるが、直弟子であったかどうかは不明である。身延山も陽春を迎えて訪れる人々も多く、従って曼荼羅の授与も数を自然に増やしていったものと考えられうる。日実尼も恐らくは、そうした登詣者の一人として西谷を尋ねた者の一人であったろうとも考えられる。しかし、又一方で同日『富城入道殿御返事』が記されている。その文中に「さては尼御前乃御事をぼつかなく候由、申伝まゝさせ給たま候へ。」とある。もしかするとこの尼、即ち富城殿女房尼との関係が考えられないわけではない。病弱だった尼への思いやりが窺える。

四月の二幅目は、第八四の御本尊であり、これも右下隅にあった授与者名が削損されている。京都の妙覚寺に所蔵されている。尚この頃から四天王と二梵字が目立って大きくなり、首題よりも太字で図頭されるようになってきていて、弘安後期の典型的な筆法を備えていることとなる。

これについては既にふれた如く、四天王を始め不動・愛染等の守護神に対して、大きな関心を寄せておられた現れ

であるといえる。その関心は何からきたものかと考えるに、弘安三年四月といえ、例の「弘安の役」の一年前である。五年前に「文永の役」があり、間もなく迫りつつある大難に備えて、守護の善神、特に四天王や不動・愛染に対しては、ことのほか強い信仰をもって、国土の安穩を祈念されるに至った現れではなからうかと推察するものである。文永の役の恐怖は国民の誰れしもが抱いていたことであり、再び攻めて来る不安をつのらせていた状態だけに、弘安三年頃は蒙古の再度に及ぶ来襲を、大多数の者達が憂慮していた。聖人も亡国の難を救うための祈願をこめられたとしても、当然のことであつたといえよう。⁹⁹ 同年七月二日に

「当時日本国のたのしき人々は、蒙古国の事をききてはひつじの虎の声を聞^きがごとし。また筑紫^{つくし}へおもむきていとをききめ(妻)をはなれ、子をみぬは、皮をはぎ、肉をやぶるがごとくにこそ候らめ。いわうやかかの国よりおしよせなば、蛇の口のかえる、はやうちやうし(庖丁師)がまないた(狙)にをけるこゝろふなのごとくこそおもはれ候らめ。」¹⁰⁰

と記しているごとくである。したがって恐怖の中で国難から救うための祈願、並に前述の熱原法難による迫害から教団を守る上からも、守護神に対する信仰は強大なものになっていったものとみなしえよう。それが曼荼羅図頭の上にも大書される形となつて、自然的に現れていったものと考えられよう。たとえ個人宛の曼荼羅であつても、国を救い教団を守るための祈願をこめて図頭された意図には変りはないものがあつたといえるであらう。

次に四月の三幅目は、第八五の曼荼羅で大村の本経寺蔵である。これは右下に授与者名があるが、「俗」の一字のみが、かろうじて判読しうるのみで、あとは表装の際に載落したものとされ、故意に削損するためであつたかどうかは不明である。しかし切角、授与者名が記載されているのに、表具のためとはいえ敢て表具師が切除するとは考え難

く、これも意識して依頼人が表装に当り除いたものとみることができよう。紙の大きさ（長さ六〇・九、幅三八・二）もほぼ第八四と同一であり、筆法も勧請も全く同様である。

また第四幅目は日妙に授与された第八六の曼荼羅で、近江八幡の妙感寺蔵である。これも一紙に図頭されている。日妙についてはさだかではないが、乙御前の母の日妙だとすると、この曼荼羅の意義も一段と深いものとなる。即ち日妙尼は龍口法難の時も、大多数の者が退転していったのに、女性の身でありながら、あくまで法華信仰を堅固に持続し、佐渡へ流罪となった聖人を、乙御前を連れて尋ねている。身延へは建治元年に登っているが、もしこの日妙尼であるとしたら、この頃にも西谷を尋ねていたのかもしれない。こうした例は勿論他の場合にもあてはまることといえるが、特に日妙尼の場合は佐渡まで聖人を尋ねられるということは、当時としては容易なことではなかった事だけに、身延山への登詣も当然再参に及んでいたことが推察されるであろう。

五幅目は第八七の曼荼羅で、身延山所蔵である。これも右下に授与者名があったものを削損した跡が見られる。また本来は本阿弥家に伝来されていたものともいわれている。四天王・梵字・花押が目立って雄大に書写されてをり、首題を始め諸尊がその中に取り囲まれている感じを受ける。

第八八の曼荼羅は「優婆塞藤原広宗」に授与されたものとして右下に記されている。京都の本法寺所蔵で一紙ながら雄大である。藤原広宗については詳細不明であるが、当時藤原姓を名乗っている点から推すと、身分・地位等をある程度備えていた人ではなからうか、とも考えられよう。優婆塞とあるので信仰の度も相当に深いものがあつたであろう。尚この曼荼羅には、第八一以来七幅目で、天台・伝教の両大師と並んで、龍樹菩薩と妙楽大師が勧請されているほか、前の第八七と比較すると、文殊・薬王・普賢・弥勒等の菩薩や、転輪聖王・阿闍世・大龍王等の勧請もあり、

広略の差が見られる。

卯月の七幅目は第八九の曼荼羅で、「尼日嚴授与之」と授与者名がある。京都妙頭寺の所蔵で三枚継ぎである。この尼日嚴であるが同年十一月二十九日に日嚴尼御前へ宛た御返事が遣されている。それによると十一月八日に立願の願書と御布施の錢一貫文並に太布帷子を送ってきている。如何なる立願かは不明ながら、「叶ひ叶はぬは御信心により候べし。全日蓮がとがにあらす。」と聖人は信心の大切さを教示している。恐らくこの御本尊もこの日嚴尼宛のものであったろうと考えられる。また『仏祖統紀』によると、「日嚴優婆夷者駿州富士郡高橋入道妻也」となっているが、『御本尊集目録』によると建治二年二月の第三二の御本尊にある日興添書によると、「河合入道女子高橋六郎兵衛入道後家持妙尼仁」とあるので、この説は「首肯し難い」としている。いずれにしても尼日嚴が、この頃、西谷の聖人に對し供養や祈願を行っていたことは事実であり、御本尊授与を通して信行生活の指示をされ、読經の風が吹けば、道理の木がゆるぐ如くであると教訓されている。尚この曼荼羅には「經」字の下に珍らしく蓮華が描かれ蓮台となっている点にも特徴がある。

次に御染筆の年時が明記されていないが第九〇の「今此三界御本尊」がある。これは京都本圀寺所蔵であるが、首題の左右に「今此三界 皆是我有(乃至) 能為救護」の讚文があり、花押は右下部に大書されている。授与者も不明であるが、譬喩品を書写されている点から、祈願の為の御本尊であったらうと推察しうる。従来例からすると病氣平癒・災難退散のための御本尊として顕されたものとも考えられる。

四月最後の御本尊は十三日付第九一の「盲目乘蓮授与之」とあるもので、これも京都本圀寺所蔵である。『御本尊集目録』によると、この盲目乘蓮について、稲田海素師が日興上人の「雑録」をもとに然阿良忠の弟子行敏に擬してい

る旨を紹介している。また『当家宗旨名目』を引用して、乗蓮房のことを念阿弥とも行敏ともいうことを記している。⁸⁵⁾しかし、果してこれらの説の如くであるか否か、更に検討すべきことであろう。少なくとも聖人から御本尊の授与がなされている点からすると、相当な信仰家であり熱心に聖人に帰依していた人でなくてはならないと考えられよう。果して行敏にしても念阿弥にしても、当時は浄土教の僧として又真言律の方面にも相当に詳しい人であったといわれているので、⁸⁶⁾こうした人に御本尊の授与がなされたとは考えられそうにないし、更に行敏が盲目であったということも伝わっていないので、この乗蓮は如何なる人物であったのか、不明の点が多い人である。尚、この御本尊には四天王も普賢・文殊等も省略され、二梵字大書の型をとっている。

曼荼羅は本来、本門八品の説相図としての意味もあることからすると、⁸⁷⁾諸仏諸尊の集合体であり、相貌の多様性があってしかるべきで、自と広略要の型式がみられることになる。図頭の意図に従って、本尊部以外の諸尊については、広略の種類をわかっこととなるであろう。

従って又「お守り本尊」としての意味からすれば、二聖二天・四天王・不動・愛染等の守護神の勧請も、時・機に応じて示顕され、強調されることにもなると考えられる。

〔註〕

- (1) 『樓神』第五六号、二五頁以降を参照されたい。
- (2) 大田殿女房御返事 定遺一七五五頁
- (3) 中山日祐の『本尊聖教録』には「即身成仏事一巻、大田女房」とある。
- (4) 「身延山より弟子に与えられた宗祖の遺文について」の拙論を参照。『大崎学報』第一五〇号

日蓮聖人後期の曼荼羅について (二) (上田)

日蓮聖人後期の曼荼羅について(二)(上田)

- (5) 四條金吾殿御返事 定遺一七九九頁
- (6) 四條金吾許御文 同 一八二二頁
- (7) 『本化別頭仏祖統紀』 八一
- (8) 甲州小室山を始め、山伏問答等により改宗した例が、身延近辺の盤場寺院に多く見られ、寺誌に記録されている。
- (9) 『興尊全集』(宗全 一一七頁)
- (10) 『岩波仏教辞典』 七〇六頁
- (11) 宮崎英修教授(『御遺文辞典』 九八〇頁)
- (12) 不動・愛染感見記 定遺一六頁
- (13) 『岩波仏教辞典』 三頁
- (14) 『宗学全書』史伝旧記 二一一九〇
- (15) 『御本尊集目録』によると、第四期に入ることになる。一一七頁
- (16) 『本化別頭仏祖統紀』 六一二七
- (17) 『元祖化導記』 下―四二
- (18) 『御本尊集目録』 一一二頁
- (19) 富城入道殿御返事 定遺一七四六頁
- (20) フビライ・ハン(在位二二六〇―九四)は高麗政策を媒介として、日本へ二度の攻略を行ってきた。「日蓮の宗教は蒙古国書の到来―蒙古襲来(元寇)を契機として社会化されていった。」といわれている。(川添昭二教授)『御遺文辞典』一一二四頁)
- (21) 上野殿御返事 定遺一七六七頁
- (22) 乙御前御消息 同 一〇九八頁
- (23) 日敵尼御前御返事 同 一八一九頁
- (24) 『本化別頭仏祖統紀』 二五一一
- (25) 『御本尊集目録』 四九頁

(26) 同 一一九頁

(27) 当時は悪病が流行し、改元される程までになっていたことを考えると、門下の中にも病魔に苦しめられていた人々も相当数いたことが推察される。『棲神』第六五号の拙論、二六頁を参照されたい。

(28) 『御本尊集目録』 一三二頁

(29) 高木豊教授（『御遺文辞典』 二五二頁）

(30) 観心本尊抄 定造七二三頁

『開目抄』に現われた一念三千義について(一)

桑 名 貫 正

一 はじめに

近年、一念三千に関する研究が盛んである。目についただけでも、十数本の論文⁽¹⁾を読む機会を得ることができた。一念三千の法門は、日蓮聖人教学にとって重要な法門である。日蓮聖人は立教開宗の出発点から教学の基底に置かれており、佐渡以降、はじめて聖人教学の独自性である本化別頭の教学を表明なさるが、この本化の教学も、また一念三千の法門を根底としているのである。従って、この種の研究の中心も、天台教学と異なる日蓮聖人教学の独自性の鮮明さを發揮するため、勢い一念三千等の名目を挙げ、迹門の一念三千・本門の一念三千。理の一念三千・事の一念三千。一念三千と妙法五字・一念三千の仏種等に心を碎かれているのも、また当然のことであろう。

日蓮聖人の一念三千觀を研究する場合、『日蓮聖人遺文』中、一念三千に関する論述箇所を先ずもって把握しなければならぬ。一念三千は日蓮聖人教学の根本となっているだけに、「四百余篇の御遺文中一念三千論に言及せぬものは殆んどない程である」と見る人もいるし、或は遺文を通覽し、意外なことに「一念三千という語すら極めて限定された遺文についてのみ用いられている」とし、主要な遺文に見られる四七箇所を挙げている人もいる⁽²⁾。又、『觀心本尊抄』以前には「一念三千の記述は三十箇所を超える」程度と見ている人もいる⁽³⁾。

〔開目抄〕に現われた一念三千義について(一) (桑名)

『開目抄』に現われた一念三千義について(一)(桑名)

これらの研究に催されて、改めて『昭和定本日蓮聖人遺文』全四巻を通読して見ると、真偽問題の決着がつかない日進の古写本、或は日向の古写本、日持作の允可書、古来より真偽問題があるとする遺文を全部、取り除いて見ただけでも、一念三千という名前が出てくるのは一五六箇所に見ることができ⁶⁾。しかも確実なる遺文に圧倒的に多く、一二五箇所論述が見られる。『観心本尊抄』以前では八五箇所記述されている。遺文中、内容が重要で然も論述が多いのは『開目抄』の二十箇所と『観心本尊抄』の十八箇所である。『観心本尊抄』の一念三千の研究は茂田井先生や庵谷先生等において、その研究の成果は見られるところである。しかし、『開目抄』における一念三千の研究は、これまで部分的な考察があっても、全体的な研究は見当らない。そこで、本小論は『開目抄』の中に、一念三千がどこにどのように記述され、展開されているのかを大系的に考察を試みるものである。

二 『開目抄』の一念三千の記述箇所

『開目抄』における一念三千観を認識する場合、『開目抄』のどこにどのような論述が見られるかを、先ず検討すべき必要がある。それは、本抄の一念三千論の展開を見る上で都合がよいし、また研究上、不可決な作業でもある。『開目抄』中、具体的に一念三千の名前が見えるのは、次の①②③の箇所である。この数は、遺文中、一番多く記述されている数字である。

① 一念三千の法門は但法華經の本門寿量品の文の底にしづめたり。龍樹天親知て、しかもいまだひろいださず。但我が天台智者のみこれをいだけり。⁷⁾

② 一念三千は十界互具よりことはじまれり。法相と三論とは八界を立て十界をしらず。況や互具をしるべしや。⁸⁾

- ③ 善無畏三藏・金剛智三藏、天台の一念三千の義を盗として自宗の肝心とし、其上に印と真言とを加て超過の心をこす。
- ④ 其の子細をしらぬ学者等は、天竺より大日経に一念三千の法門ありけりとうちをもう。
- ⑤ 華嚴宗は澄観が時、華嚴経の心如工画師の文に天台の一念三千の法門を偷入たり。人これをしらす。
- ⑥ 此等の経々に二の失あり。一には存行布、二故仍未開權。迹門の一念三千をかくせり。二には言始成、二故曾未発迹。本門久遠をかくせり。此等の二の大法は一代の綱骨・一切経の心髓なり。
- ⑦ 迹門方便品は一念三千・二乗作仏を説て爾前二種の失一を脱たり。
- ⑧ しかりといえどもいまだ発迹頭本せざれば、まことの一念三千もあらはれず、二乗作仏も定まらず。水中の月を見るのごとし。根なし草の波上に浮るににたり。
- ⑨ 本門にいたりて、始成正覺をやぶれば、四教の果をやぶる。四教の果をやぶれば、四教の因やぶれぬ。爾前迹門の十界の因果を打やぶて、本門十界の因果をとき頭す。此即本因本果の法門なり。九界も無始の仏界に具し、仏界も無始の九界に備て、真十界互具・百界千如・一念三千なるべし。
- ⑩ 法華経方便品の略開三頭一の時、仏略して一念三千心中の本懐を宣給。始の事なればほととぎすの音をねをびれたる者の一音きたるがやうに、月の山の半を出たれども薄雲のをほへるがごとくかそかなりしを、舍利弗等驚て諸天龍神大菩薩等をもよをして、諸天龍神等其教如恒沙。求仏諸菩薩大教有二十八万。又諸万億國、轉輪聖王至合掌以敬心、二欲聞具足道、等は請せしなり。文の心は四味三教四十余年の間いまだきかざる法門うけ給はらんと請せしなり。

【開目抄】に現われた一念三千義について(一)(桑名)

「開目抄」に現われた一念三千義について(一)(桑名)

- ⑪ 華嚴・方等・般若・深密・大日等の恒河沙の諸大乘經は、いまだ一代肝心たる一念三千大綱骨髓たる二乗作仏久遠実成等、いまだきかずと領解せり。¹⁷⁾
- ⑫ 法華經の種に依て天親菩薩種子無上を立たり。天台の一念三千これなり。¹⁸⁾
- ⑬ 華嚴經乃至諸大乘經・大日經等の諸尊の種子皆一念三千なり。天台智者大師一人此法門を得給えり。華嚴宗の澄觀、此義を盜て華嚴經の心如工画師の文の神とす。¹⁹⁾
- ⑭ 真言大日經等には二乗作仏・久遠実成・一念三千の法門これなし。²⁰⁾
- ⑮ 善無畏三藏震旦に来て後、天台の止觀を見て智発し、大日經の心実相我一切本初の文の神に天台の一念三千を盗入て真言宗の肝心として、其上印と真言とをかざり、法華經と大日經との勝劣を判ずる時、理同事勝の積をつくれり。両界の曼荼羅の二乗作仏・十界互具は一定大日經にありや。第一の誑惑なり。故伝教大師云新来、真言家則派、二筆受之相承、旧到華嚴家則隱、影響之軌模、等云。²¹⁾
- ⑯ 龍女が成仏此一人にはあらず、一切の女人の成仏をあらわす。法華經已前の諸小乘經には女人成仏をゆるさず。諸大乘經には成仏往生をゆるすやうなれども、或改転の成仏、一念三千の成仏にあらざれば、有名無実の成仏往生なり。挙一例諸と申て龍女成仏は末代の女人の成仏往生の道をふみあけたるなるべし。²²⁾
- ⑰ 又仏になる道は華嚴唯心法界、三論の八不、法相の唯識、真言の五輪觀等も実には叶べしともみへず。但天台の一念三千こそ仏になるべき道とみゆれ。²³⁾
- ⑱ 此一念三千も我等一分の懸解もなし。²⁴⁾
- ⑲ 而ども一代經々の中には此經計、一念三千の玉をいだけり。余經の理は玉ににたる黄石なり。沙をしぼるに油な

し。石女に子のなきがごとし。諸経は智者猶なほ仏にならず。此経は愚人あほう仏因を種くわべし。不求解脱解脱自至等ふとら。設た山林にまじわって一念三千の觀をこらすとも、空閑にして三密の油をこぼさずとも、時機をしらず、摂折の二門を弁へずば、いかでか生死を離はなべきこと。

三 『開目抄』中の一念三千義の展開

『開目抄』の中で、一念三千の最初の記述が見られるのは①の文であるが、その前文に

但此経に二十の大事あり。俱舍宗・成実宗・律宗・法相宗・三論宗等は名をもしろず。華嚴宗真言宗との二宗は偷ちゆうに盗たうで自宗の骨目こつめとせりこと。

の表現が見られるのは、一念三千に連係している内容を指している。つまり、俱舍宗・成実宗・律宗・法相宗・三論宗等の五宗は一念三千の法門どころか、二乗作仏・久遠実成の名前さえも知らない宗であると指摘し。点線の部分の「骨目」とは、一念三千を形容しているので、華嚴宗と真言宗の二宗は、天台宗の一念三千の法門を盗んで自宗の肝心としている宗であると批判しているのである。従って『開目抄』では、はじめに各宗の一念三千觀を端的に捕えて出発しており、天台の一念三千の法門を中心に一念三千觀を展開しているのである。その各宗の一念三千觀の具体的な内容は後述されてくるが、とりわけ真言宗・華嚴宗の場合は、一念三千盜義の問題が指摘されているので③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩等に詳細に論述されてくるのである。

①の文は、本門の一念三千の義と、その出処を述べられたものである。本門の一念三千の觀心は、色々と検討してみると、究極的には法華経の本門、しかも寿命品の文の底に沈んである所にここないと本当の一念三千にならないとい

『開目抄』に現われた一念三千義について(一)(桑名)

『開目抄』に現われた一念三千義について(一)(桑名)

うのである。元來、一念三千のどこころは(天台大師『摩訶止観』第五の「終窮究竟の極説」の一念三千の法門は)、迹門の十如実相にある訳で、日蓮聖人も、そのことを正嘉二年三十七歳作の『一代聖教大意』(目師本・定七一—三頁)以來、論じている所である。この一念三千が迹門の方便品でなく、本門に根拠があると述べられたのは文永八年五月五十歳作の『十章鈔』(真蹟・定四八九頁)の次の文と、二度目である。

止観に十章あり……大意より方便までの六重は先四巻に限る。これは妙解迹門の心をのべたり。今依二妙解一以立三正行と申は第七の正観十境十乘の観法、本門の心なり。一念三千此よりはじまる。一念三千と申事は迹門にすらなを許されず。……一念三千の出処は略開三之十如実相なれども、義分は本門に限。爾前は迹門の依義判文、迹門は本門の依義判文なり。但真実の依文判義は本門に限べし。

では、なぜ本門に限るのかという理由については、後述するところの⑧発迹顕本の内容と⑨本因本果の法門の内容等が顕われない限りは、まことの一念三千とはならないのである。このことを、天台大師だけがシッカリと胸のうちに体得しておられたというのである。

①の文は、『開目抄』の序分に相当する所で論述しており、最も教学の核心の部分を一気に先きに出されて、諸宗との勝劣の決着を考慮されたものと覚える。

②の文は、十界互具が一念三千の法門の基礎となると見られたのである。十界互具を論述する遺文は、二十一歳作の『戒体即身成仏義』(定一〇頁)に既にあり、三十七歳作の『一代聖教大意』(目師本・定七三頁等)、三十八歳作の『守護国家論』(真蹟曾存・定九七・一一〇・一三五頁)等と常にいうところである。これは凡夫(人間)の身にも仏界が具わっているという、天台の理の一念三千観である。『開目抄』の、この所で十界互具を出された訳は、

次の文に掛っているのである。

法相と三論とは八界を立て十界をしらず。況や互具をしるべしや。俱舎・成実・律宗等は阿含經によれり。六界を明て四界をしらず。(定五三九頁)

法相・三論・俱舎宗等の各宗に十界互具がないことを言つて、各宗に一念三千が有るか無いかの判断の基準にされたのである。その理由は、仏教の中で一念三千があるのは法華經に限るといふ論証のためなのである。その具体的な事例として、推測されるのは左の文である。

内典に南三北七の異執をこりて蘭菊なりしかども、陳隋の智者大師にうちやぶられて、仏法二び群類をすくう。

(定五四〇—一頁)

天台大師が法華經の極理たる一念三千を以て南三北七の十師の邪見を打ち破るという記述である。これによつて世に法華經が広まり、国土が安穩となり、人類が釈尊について二度目に救われたと強調するのである。法華經の流布により、国土が安穩となり、人類が救われるという史観は日蓮聖人の立教開宗の出発点から考えられるが三十八歳作の『守護国家論』、三十九歳作の『立正安國論』に顕著である。

③と④の文は、日蓮聖人の真言宗の一念三千観である。前述に真言宗が天台の一念三千を盗義した問題を掲げたが、ここでは、真言宗の一念三千盗義の有無を人師と經典の上から観られて批判をされたのである。

③の文は、人師批判の問題であつて、真言宗には、もともと一念三千の義がないのに善無畏・金剛智等が天台の一念三千の法門を盗んで自宗の肝心としてしていると、真言宗は元祖に問題ありといふのである。この人師批判は『開目抄』以外でも実に多く見られる。真言宗の一念三千盗義の人師批判の最初は弘長二年四十一歳作の『頭勝法鈔』

『開目抄』に現われた一念三千義について(一)(桑名)

『開目抄』に現われた一念三千義について(一)(桑名)

(真蹟曾存・定二七〇頁)と次の文であるが、一念三千の盜義については三十八歳作の『二乗作仏事』が一番早く見られる。

大日經真言宗は未開會、記小久成なくば法華經已前なり。開會・記小・久成を許さば涅槃經とをなじ。但善無畏三藏・金剛智・不空・一行等の性惡の法門・一念三千の法門は天台智者の法門をぬすめるか。(定二七一—二頁)

そして、自宗の肝心とされた内容については文永三年四十五歳作の『善無畏鈔』(真蹟断片)では、善無畏說・一行執筆の『大日經疏』「入漫荼羅具緣真言品第二疏」の文を左の如く引用し、その解説する所に見られるのである。

「大日經乃義積於見仁」とはじまって

此經是法王秘宝不_三妄_不卑賤之人_一。如下_レ釈迦出世_レ四十余年_一因_レ舍利弗_レ懃_レ懃_レ三請_レ一方_レ為_レ略_レ說_レ中_レ妙法蓮華_レ義_上。今此本地之身又是妙法蓮華最深秘_レ処_一。故_レ壽量_品云_レ常在_二靈鷲山_一及余_レ諸住_レ処_一乃至我淨土不_レ毀而衆見_二燒_レ尽_一。即此宗瑜伽之意_一。又_レ因_レ補_レ処_レ菩薩懃_レ懃_レ三請_レ一方_レ為_レ說_レ之_レ等_一云。(定四〇九頁)

右の文の内容について、日蓮聖人は次の様に厳しく批判されている。

此_レ積_レ心_一は大日經に本迹二門、開三頭一・開近頭遠乃法門_一有利。法華經乃本迹二門乃如之。此法門は法華經に同_レけれども、此大日經に印と真言と相加和利天三密相応世利。法華經は但意密許_レ天身口乃二密闕_一たれば、法華經をば略説と云ひ、大日經をば広説と可_レ申_レ也と被_レ書_レたり。此法門第一乃_レ悞_レ謗_レ法の根本也。(定四〇九—一〇頁)

そして文永六年四十八歳作の『法門可被申様之事』(真蹟・定四四九頁)では、『善無畏鈔』の内容を踏えて、次の様に発言されるのである。

真言宗の漢土弘始は、天台の一念三千を盜_レ取_レて真言の教相と定て理の本とし、枝葉たる印真言を宗と立_レ、宗とし

て天台宗を立^た下^すす條謗法の根源たるか。

等と諸遺文で、その内容が見られるが一、二の例に止めたい。

④の文は、經典上からの批判であつて、もともと『大日経』にも一念三千の義は無いと観られたのである。学者達が有ると思つているのは、善無畏等の盜義を知らなくて、迷つているためなのであるという。『大日経』に一念三千の義がないことを『開目抄』以外にても、繰り返えし論述が見られるところである。

なお、真言宗の一念三千の盜義問題について、浅井円道先生は、日蓮聖人が一念三千の法門を妙案の指示に基づき、天台大師の終窮究竟の極説であるとする立場から、彬大な天台教学を達意的に一念三千を以て代表されておられたという。そこで、『大日経疏』、金剛智・不空・伝教大師・円仁・円珍の著作中に一念三千の名目がなく、一念三千を念頭において密教を解釈した例もないとしても、『大日経疏』の中に、天台教学の核心の諸義を殆んど盗用しているから、日蓮聖人は真言宗をして天台の一念三千の法門を盗めりの一言で概括されておられると指摘されている。

⑤の文は、日蓮聖人の華嚴宗の一念三千観であり⑩⑪⑫⑬⑭も関連内容である。華嚴宗の一念三千盜義の問題は、華嚴宗第四祖の澄観が触れたものである。⑩⑪⑫⑬⑭の文も、その関連内容である。華嚴宗の一念三千盜義の問題は、華嚴宗第四祖の澄観が天台の一念三千の法門の義を盗んで、『華嚴経』の「心如工画師」等の文を生かして成仏等を立てたところより出発するという具体的な批判である。けれども人々はこの事を知らないというのである。澄観や華嚴経・華嚴宗に対する批判は『開目抄』以前にも随分と見られるところである。澄観の一念三千盜義問題を考える場合、多くは佐渡後に見られるから、そこで『開目抄』以後の澄観批判を一瞥した方がこの問題の理解を容易にさせることができるので都合がよい。今ここに煩雑さを厭はず敢えて、『開目抄』以後の遺文を検査して、その該当する箇所を挙げる

【開目抄】に現われた一念三千義について(一)(桑名)

『開目抄』に現われた一念三千義について(一)(桑名)

と次の通りである。

1、『真言諸宗違目』(真蹟完・定六三八頁)

澄観等盜^{シテ}天台十乘觀法、入^レ華嚴經、立^テ之^ヲ寫^ス、華嚴宗^一。

2、『小乘大乘分別鈔』(真蹟断片・定七七一頁)

華嚴宗の澄観……天台大師の一念三千の法門を盜^ク取^テ、我所依の經の心仏及衆生の文の心とし……かくのごとく盜^ク取^テ、我宗の規模となせる

3、『木絵二像開眼之事』(真蹟曾存・定七九三頁)

華嚴の澄観が天台の一念三千をぬす(盜^ン)で華嚴にさしいれ、法華華嚴ともに一念三千^ヲ。但華嚴は頓頓さきなれば、法華は漸頓のちなれば、華嚴は根本さき(魁)をしぬれば、法華は枝葉等といふて、我^レ理^ヲをえたりとおもへる意如^レ山。雖^モ然^レ、一念三千の肝心、草木成仏を不^レ知^ル事^ヲ、妙案のわらひ給へる事也。今の天台の学者等、我^レ一念三千を得たりと思ふ。雖^モ然^レ法華をもて、或^ハ華嚴に同じ、或^ハ大日經に同ず。其義を論するに不^レ出^ス澄観之見^一。

4、『聖密房御書』(真蹟曾存・定八二二頁)

華嚴宗は天台已前には南北の諸師、華嚴經は法華經に勝^リたりとは申^ケれども、華嚴宗の名は候はず。唐の代に高宗の后則^天皇后と申^ス人の御時、法藏法師・澄観など申^ス人、華嚴宗の名を立^タり。此宗は教相に五教を立^テ、観門には十玄六相などと申^ス法門なり。をびただしきやうにみへたりしかども、澄観は天台をば(破)するやうにて、なを天台の一念三千の法門をかり(借)とりて、我經の心如工画師の文の心とす。これは華嚴宗は天台

に落たりといふべきか。又一念三千の法門を盗とりたりといふべきか。澄観は持戒の人、大小の戒を一塵をもやぶらざれども、一念三千の法門をばぬすみとれり。よくよく口伝あるべし。

5、『太田左衛門尉御返事』（定一四九七—八頁）

華嚴・真言の元祖、法蔵・澄観・善無畏・金剛智・不空等が、釈尊一代聖教の肝心なる寿量品の一念三千の法門を盗取て、自レ本目の依経に不レ説華嚴経・大日経に有レ二念三千ニ云テ取入るる程の盗人にばかされて、末学深く此見を執す。無レ墓無レ墓……。

華嚴の大師云、法華経に所レ説、一念三千の法門は枝葉、華嚴経の法門は根本の一念三千也云。は無二跡形一併見也。真言・華嚴経一念三千を説たらばこそ、一念三千と云名目をばつかはめ。おかしおかし、亀毛兎角の法門也。

以上の五点を挙げることができる。この遺文によりて⑤の文の内容はより一層、具体的に把握が可能となるであろう。さて『開目抄』以前における批判を考察してみると、日蓮聖人の華嚴経・華嚴宗に対する批判的態度は早くから見られる。二十一歳作の『戒体即身成仏義』（定五十一頁）に、菩薩歴劫修行と下され、十界互具がなしと嫌われっており。建長七年三十四歳作の『諸宗問答鈔』（代師本・定二四頁）では、華嚴の仏慧と法華の仏慧とを対比して、華嚴は惡物に連たる仏慧と下されている。又、仏慧のことから開会の問題が論じられ、開会は唯法華に限るとし華嚴を下しているのは三十七歳作の『一代聖教大意』（目師本・定七三—四頁）と『二乗作仏事』（定一五六頁）等の遺文である。また『一代聖教大意』には、此教は但菩薩ばかりにて、声聞縁覺を雑えずとのべ（定六一頁）、そして、その菩薩行も

『開目抄』に現われた一念三千義について（桑名）

『開目抄』に現われた一念三千義について(一)(曇名)

此教意五十二位、一々位多俱低劫経衆生界尽仏成べし。一人一生仏成物無。又二行以仏成事無。一切行積仏成。微塵積須弥山成如。

といい、歴劫成仏が嫌われ、一生成仏は一人もなしというのである。また、華嚴経は十界互具がなく心生の十界のみを明かすとし(定六二頁)、その心性の十界に関する内容については次の様に述べられている。

大乘心心より十界生。華嚴経云心如工画師造種種五陰。一切世間中無三法而不造文。造種種五陰者十界之五陰也。仏界心法造習。心過去現在未來十方之仏頭習也。華嚴経云若人欲了知三世一切仏一応当如是觀一心造諸如来。

また、仏性問題では華嚴が二乗に仏性を論じないため蟲法と嫌われている(定七〇頁)。

そして、三十八歳作の『守護国家論』(真蹟曾存・定一〇一頁)では華嚴の歴劫成仏等も、方便であると批判されているのである。

華嚴等速疾歴劫往生成仏、無量義経美義、檢之過無量無辺不可思議阿僧祇劫、終不を得無上菩提。… 往生・成仏俱別時意趣也。

さらに、十界互具を説かない欠点と四十余年未顕真実の立場から、総体的に批判が下されたのが次の遺文である。二乗作仏がないため衆生無辺誓願度の願いが満足しない指摘である。

自法華経外四十余年諸経無十界互具。不説十界互具、不知内心仏界。不知内心仏界、不顕外諸仏。故四十余年権行者不レ見レ仏。設雖見レ仏見レ他仏也。二乗不レ見自仏、故無成仏。爾則菩薩亦不レ見自身十界互具、不レ見二乗界成仏。故衆生無辺誓願度願不満足。故善薩不レ見レ仏、凡夫

亦不_レ知_二十界互_レ具_一、故不_レ顯_二自身_一、仏界_一。

これまで華嚴經・華嚴宗の批判を論じてきたが、『開目抄』及び1〜5遺文の内容は見られない。その内容が論じられてくるのは、澄観批判に及ぶ時に見られるのである。澄観の名指批判の最初は、正元二年三十八歳作の『二乗作仏事』（定一五五頁）においてである。その文を挙ぐると次の通りである。

澄観於_二心仏及衆生_一、文_ニ非_レ存_二一_レ心_ニ、不_レ覺_レ義_一、存_レ性_ニ、惡_レ義_一、云、澄観_ニ積_レ彼_レ宗_一、謂_レ此_レ為_レ實_一、此_レ宗_ニ立_レ義_レ理_レ無_レ不_レ通_一等_ニ云_一。此_レ等_ニ法_レ門_一可_レ許_レ不_レ哉_一。答_ニ云_一、弘_ニ云_一、若_レ無_レ今_ニ家_一、諸_レ門_ニ文_一、意_ニ彼_レ經_一、偈_ニ理_一、實_ニ難_レ消_一。同_ニ五_一云_一、不_レ解_レ今_ニ文_一、如何_ニ消_レ解_レ心_一、造_レ一切_ニ三_一無_レ差別_一。又_レ震_ニ旦_一、人_レ師_ニ中_一、天_レ台_ニ之_一、外_ニ性_一、惡_ニ名_一、目_ニあら_レざり_レける_一。又_レ非_ニ法_一、華_ニ經_一、者_ニ一_レ念_ニ三_一千_ニ法_一、門_ニ不_レ可_レ談_一。天_レ台_ニ曰_一、後_ニ華_一、嚴_ニ末_一、師_ニ並_レ真_レ言_一、宗_ニ人_一、以_レ性_ニ、惡_一、為_レ自_レ宗_一、依_レ經_一、誥_レ者_ニ、徒_一、天_ニ竺_一、二_レ伝_一たり_レける_一。自_レ祖_ニ、師_一、二_レ傳_一。又_レ天_レ台_ニ、名_一、目_ニを_レ偷_一、為_レ自_レ宗_一、内_ニ証_一、云_一、へる_一。歟。能_レ能_レ可_レ驗_レ之_一。

澄観が心仏及衆生の文に一心不覺の義ありとし、さらに性惡の義を立てるのは、天台の意（天台教學）によるものである。この義は、法華經の一念三千の法門に基づいているから、天台の名目を偷んで自宗の内証としたものであると批難されているのである。確實なる遺文での澄観批判の最初は弘長二年四十一歳作の『頭誦法鈔』（真蹟曾存。定二七〇—一頁）である。

法蔵・澄観等が五教に一代ををさむる中に、法華經・華嚴經を円教と立、又華嚴經は法華經に勝たりとをもえらるは、所依の華嚴經に二乗作仏・久遠実成をあかさざるに記小・久成ありとをもひ、華嚴超過の法華經を我經に劣と謂は僻見也。……澄観等が誦法は上中の誦法か。其上自身も誦法としれるかの間、悔還筆これあるか。

【開目抄】に現われた一念三千義について（一）（桑名）

『開目抄』に現われた一念三千義について(一)(桑名)

この謗法批難は『法門可被申様之事』(真蹟・定四四九頁)でも論述されている。真蹟遺文で澄観の一念三千義の盗みを問題とされているのは、佐渡に来てからの著作で文永九年二月十八日五十一歳作の『八宗違目抄』(真蹟完・定五二七—三三三頁)の内容が遺文中、最も詳細である。その結論により『開目抄』及び以後の遺文の内容の如く展開が見られるのである。

これまでは、『開目抄』において各宗における一念三千が、どう述べられているのかを検討してきたのであるが、換言すれば、日蓮聖人は一念三千を通じて全仏教を見ておられたといっても過言ではないのである。⑥の文に行く前に、一念三千義が述べられているのは次の文(定五四—二頁)である。

(イ) 伝教大師此の国にいでて、六宗の邪見をやぶるのみならず、真言宗が天台法華経の理を盗取て自宗の極とする事あらはれをはんぬ。伝教大師……專経文を前として資させ給しかば、六宗の高徳……竝弘法大師等せめをとされて、日本国一人もなく天台宗に帰伏し、又漢土の諸宗の元祖の天台に帰伏して謗法の失をまぬがれたる事もあらはれぬ。

(ロ) 又其後やうやく世をとろへ人の智あさくなるほどに、天台の深義は習うしないぬ。……正法失はてぬ。
天照太神・正八幡・山王等諸守護の諸大善神も法味をなめざるか、國中を去り給かの故に、悪鬼便を得て國中に破れなんとす。

右の(イ)の内容は、伝教大師が法華経を以て華嚴宗等の六宗の邪見を破った評価を述べられている。真言との勝劣は恐らく伝教大師の『依憑集』の「新来真言家則派二筆受之相」等の文を指したと思われるが、三年後の著述では現内容が異ってきている。しかし、比叡山に大乘の円頓の戒壇を建立した功績は大きく、日本一州の山寺と学匠達が

大乘戒壇を踏むために比叡山にやって来たから、日本国一人もなく天台宗に帰伏したことになる。日蓮聖人は非常に高く評価された訳である。また(回)の文を見る時、日蓮聖人の文永六年四十八歳作である『法門可被申様之事』の左の文を思い起こすことができる。(真蹟完・定四五三頁)

仏法の滅不滅は叡山にあるべし。叡山の仏法滅せるかのゆえに異国我朝をほろぼさんとす。叡山の正法失るゆえに、大天魔日本国に出来して、法然大日等が身に入り……云云

と既に述べられている様に、前述の「天台の深義」を習うしなうと、正法を失なうという史観である。

点線の部分の「天台の深義」とは一念三千の法門を指すのである。天台の深義が衰えたから、仏教の肝心たる一念三千が習い失ない。そのため、法華経以外の教えが世に蔓延してしまった。そのため諸大善神が法味をなめること出来ず、還帰本土(神天上)されるので、悪鬼が充満し、国が滅びるのである。一念三千がなければ、法華経でなくなるといふ考え方を日蓮聖人は抱いていたのである。また、「天台の深義」とは『立正安国論』の正法をいうのである。『立正安国論』の正法を、教義的に詳しく説かれているのが『開目抄』なのである。

以上、ここまでが『開目抄』の序文に相当する部分である。この後、一念三千義の展開は、天台・伝教の迹門の一念三千より、日蓮聖人の独自の教学を形式する本門の一念三千が展開されてくるのであるが、制限枚数の都合上、次回へと続く。(未完)

〔註〕

(一) 茂田井教亨①『観心本尊抄研究序説』、②「『観心本尊抄』における『摩訶止観』—特に一念三千の受容について—」

『開目抄』に現われた一念三千義について(桑名)

『開目抄』に現われた一念三千義について(一)(桑名)

(関口真大編「止観の研究」所収)。浅井円道③「上古日本天台本門思想史」、④「日蓮聖人における人間観—末法思想と一念三千—」(「日本仏教学会年報」第三十三号所収)、⑤「宗祖における観念論打破の思想」(「茂田井先生古稀記念日蓮宗教学の諸問題」所収)、⑥「宗祖における造語の妙とその意味」(「日蓮教学研究紀要」第五号所収)、⑦「大日経疏の中の法華教学」(「立正大学大学院紀要」第二号所収)、⑧「大日経疏の中の法華教学(続)」(「立正大学大学院紀要第三号所収」、⑨「日蓮の遺文と本覚思想」(「浅井円道編」本覚思想の源流と展開」所収)。渡辺宝陽⑩「事一念三千義覚え書き」(「日蓮教団の諸問題」所収)。玉城康四郎⑪「日蓮のめざす究極者」(「研究年報—日蓮とその教団」第三集所収)。庵谷行亨⑫「日蓮聖人教学研究」⑬「日蓮聖人の一念三千について—『観心本尊抄』をめぐって—」(「大崎学報」第一三三三号所収)、⑭「日蓮聖人における一念三千と立正安国」(「大崎学報」第一四二号所収)、⑮「日蓮聖人における一念三千名目処について」(「野村耀昌博士古稀記念論集」仏教史仏教学論集」所収)の十五本の論文等にて、一念三千を論じている。

(2) 例えば、文永十一年五十三歳作の『法華行者値難事』(真蹟完・定七九八頁)に見られる所の、天台・伝教は法華経の心を知り、それを口に述べて弘通したけれども「本門本尊与四菩薩戒檀雨無妙法蓮華経五字一残之」。所謂、上行等の聖人が弘める「本門の三法門」である。この他、「四條金吾殿御返事」(定六三五頁)、「観心本尊抄」(真蹟完・定七一三・七一九—二〇頁)、「義浄房御書」(定七三〇頁)、「願仏未来記」(真蹟曾存・定七四〇頁)、「富木殿御返事」(真蹟完・定七四四頁)、「波木井三郎殿御返事」(興師本・定七四八頁)、「法華取要抄」(真蹟完・定八一五・八一八頁)、「報恩抄」(真蹟・定二二四八頁)等に見える三大秘法の法門等を指す。本文中及び註に(定二二四八頁)等とあるのは、『昭和定本日蓮聖人遺文』全四巻の頁数を示す。

(3) 浅井円道「日蓮聖人における人間観」(前掲書)三二二頁。但し、その言わんとしていることが一念三千義の内容を暗示しているかどうかは不明であるが、この文章からは一念三千の論及は殆んど遺文中にあると、受け取ることができるよう。しかし、その一念三千なる言葉が見られるのは遺文全体で、十分の程度である。

(4) 渡辺宝陽「事一念三千義覚え書き」(前掲書)二五七—六五頁。真偽問題も存する遺文(「真言見聞」「立正観抄」「三大秘法取要承事」)も見られるが、一念三千の論述について一覽表を作成して、三十番・四七箇所挙げている。

(5) 庵谷行亨「日蓮聖人の一念三千について」(前掲書)二九—三六頁。十九遺文(但し「十法界事」は本覚法門を述べる理由

から疑書の疑い濃い)を挙げて三十箇所超えるという。因に「日蓮聖人における一念三千名目出処について」(前掲書)三八三―八九頁では、遺文中の一念三千名目出処に限って主な例を挙げるに「一代聖教大意」から「観心本尊抄」を含めて「兄弟鈔」まで三九箇所、一念三千の名前が見える。これは、あくまでも名目出処に限っての上である。

- (6) 『注法華經』の一箇所と、四二遺文の一五五箇所を挙げる事が出来る。今、ここに遺文名とその箇所を一々掲げることが出来る。(後述にて出来るだけ引用を試みたい)が、『観心本尊抄』以前までは八五箇所において一念三千の名前を見る事が出来る。その内訳は真蹟・右写本等の確実なる遺文は佐前にて十一遺文・二〇箇所。佐渡の六遺文(「断簡新加」三四七・文永年間を含む。立正安国会編「日蓮大聖人御真蹟対照録」下巻一六四頁は文永六年に系年するが、この要文の内容と文永十年四月二十五日作の「観心本尊抄」(定七〇―一三頁)の内容と酷似しているので、『観心本尊抄』述作の爲の要文かとも思う。今は、系年が問題ではなく、記述箇所が焦点なので佐前でも佐渡でも数の上での相違は変わらぬ)・五二箇所。佐前の写本五遺文・十一箇所。佐渡の写本二遺文・二箇所の計八五箇所である。この数字から考えても、従来の説よりも実に多い記述箇所を知ることができよう。

- (7) 『開目抄』(真蹟曾存) 定五三九頁。
(8) 右同 定五三九頁。
(9) 右同 定五四一頁。
(10) 右同 定五四一頁。
(11) 右同 定五四一頁。
(12) 右同 定五五二頁。
(13) 右同 定五五二頁。
(14) 右同 定五五二頁。
(15) 右同 定五五二頁。
(16) 右同 定五六九頁。
(17) 右同 定五七一頁。
(18) 右同 定五七九頁。

『開目抄』に現われた一念三千義について(一)(桑名)

『開目抄』に現われた一念三千義について(一) (桑名)

- (19) 右同 定五七九頁。
(20) 右同 定五七九頁。
(21) 右同 定五七九—八〇頁。
(22) 右同 定五八九—九〇頁。
(23) 右同 定六〇四頁。
(24) 右同 定六〇四頁。
(25) 右同 定六〇四頁。
(26) 右同 定六〇七頁。
(27) 右同 定五三九頁。
(28) 寿量品の文の底とは、『開目抄』でいえば「されば弥勒菩薩涌出品に四十余年の未見今見の大菩薩を仏爾乃教化之一令三初登道心二等とかせ給しを疑云……云云」(定五五一頁)に対して、次の如く答えた内容の文をいう。「正此疑答云、然善男子 我乘成仏 已來無量無辺百千万億那由佉劫等云云」(定五五三頁)。その理由については、⑧の発迹頭本、⑨の本因本果の法門と結びつけて考究すべし。
- (29) 真言宗の大師が天台の一念三千を盗んだという批判は、『顕勝法鈔』以外では『善無畏三藏鈔』(定四七二—三頁)、『真言諸宗違目』(真蹟完・定六三八頁)、『観心本尊抄』(真蹟完・定七〇三頁)、『小乘大乘分別鈔』(真蹟断片・定七七二頁)、『聖密房御書』(真蹟完・定八二二頁)、『下山御消息』(真蹟断片・定一三三六頁)、『教行証御書』(定一四八二頁)、『太田左衛門尉御返事』(定一四九七—八頁)等の九回を今は数えられる。
- (30) 正元二年三十八歳作の『二乗作仏事』(定一五五頁)にいう「非_レ法華經_二者一念三千法門不可_レ談_一歟。天台已_レ後華嚴末師並真言宗人以_二性惡_一為_二自宗_一依_レ經_レ詮_レ者從_二天台_一二伝たりける歟。自_レ祖師_二伝_一歟。又天台名目を僞_レ為_二自宗_一内証_二云_レへる歟。」の文より推測できる。
- (31) 『大日経』自身に一念三千が無きことを論じているのは、前述の『顕勝法鈔』『善無畏鈔』以外では、『二乗作仏事』(定一五六—七頁類推)、『善無畏鈔』(真蹟断片・定四〇九頁)、『善無畏三藏鈔』(定四七二頁)、『真言諸宗違目』(真蹟完・定六三八頁)、『観心本尊抄』(真蹟完・定七二二頁)、『木絵二像開眼之事』(真蹟曾存・定七九三頁)、

『撰時抄』(真蹟・定一〇四二—一三頁)、『教行証御書』(定一四八二頁)、『太田左衛門尉御返事』(定一四九八—九頁)等の十一回は最低でも見られる。

(32) 浅井円道先生「宗祖における造語の妙とその意味」(前掲書・四一—六頁)、『大日経疏の中の法華教学』(前掲書・一一—二二頁)、『大日経疏の中の法華教学(統)』(前掲書・一一—三頁)、『日蓮聖人遺文辞典』歴史篇(六九四—六頁)

「大日経義釈」「大日経疏」の解説を往見されたい。また、「大日経疏の中の法華教学と(統)」にては、疏の中に法華・天台教学が、九十五箇所見えるとし、「阿字観を円融三諦・一心三観に当て、心実相を諸法実相と一と見、大日如来を久遠釈迦になぞらえ」ていると指摘されている。殊に九十五例中の「(88) (91) (92) (93) (94) (95) (96) (97) (98) (99) (100) (101) (102) (103) (104) (105) (106) (107) (108) (109) (110) (111) (112) (113) (114) (115) (116) (117) (118) (119) (120) (121) (122) (123) (124) (125) (126) (127) (128) (129) (130) (131) (132) (133) (134) (135) (136) (137) (138) (139) (140) (141) (142) (143) (144) (145) (146) (147) (148) (149) (150) (151) (152) (153) (154) (155) (156) (157) (158) (159) (160) (161) (162) (163) (164) (165) (166) (167) (168) (169) (170) (171) (172) (173) (174) (175) (176) (177) (178) (179) (180) (181) (182) (183) (184) (185) (186) (187) (188) (189) (190) (191) (192) (193) (194) (195) (196) (197) (198) (199) (200) (201) (202) (203) (204) (205) (206) (207) (208) (209) (210) (211) (212) (213) (214) (215) (216) (217) (218) (219) (220) (221) (222) (223) (224) (225) (226) (227) (228) (229) (230) (231) (232) (233) (234) (235) (236) (237) (238) (239) (240) (241) (242) (243) (244) (245) (246) (247) (248) (249) (250) (251) (252) (253) (254) (255) (256) (257) (258) (259) (260) (261) (262) (263) (264) (265) (266) (267) (268) (269) (270) (271) (272) (273) (274) (275) (276) (277) (278) (279) (280) (281) (282) (283) (284) (285) (286) (287) (288) (289) (290) (291) (292) (293) (294) (295) (296) (297) (298) (299) (300) (301) (302) (303) (304) (305) (306) (307) (308) (309) (310) (311) (312) (313) (314) (315) (316) (317) (318) (319) (320) (321) (322) (323) (324) (325) (326) (327) (328) (329) (330) (331) (332) (333) (334) (335) (336) (337) (338) (339) (340) (341) (342) (343) (344) (345) (346) (347) (348) (349) (350) (351) (352) (353) (354) (355) (356) (357) (358) (359) (360) (361) (362) (363) (364) (365) (366) (367) (368) (369) (370) (371) (372) (373) (374) (375) (376) (377) (378) (379) (380) (381) (382) (383) (384) (385) (386) (387) (388) (389) (390) (391) (392) (393) (394) (395) (396) (397) (398) (399) (400) (401) (402) (403) (404) (405) (406) (407) (408) (409) (410) (411) (412) (413) (414) (415) (416) (417) (418) (419) (420) (421) (422) (423) (424) (425) (426) (427) (428) (429) (430) (431) (432) (433) (434) (435) (436) (437) (438) (439) (440) (441) (442) (443) (444) (445) (446) (447) (448) (449) (450) (451) (452) (453) (454) (455) (456) (457) (458) (459) (460) (461) (462) (463) (464) (465) (466) (467) (468) (469) (470) (471) (472) (473) (474) (475) (476) (477) (478) (479) (480) (481) (482) (483) (484) (485) (486) (487) (488) (489) (490) (491) (492) (493) (494) (495) (496) (497) (498) (499) (500) (501) (502) (503) (504) (505) (506) (507) (508) (509) (510) (511) (512) (513) (514) (515) (516) (517) (518) (519) (520) (521) (522) (523) (524) (525) (526) (527) (528) (529) (530) (531) (532) (533) (534) (535) (536) (537) (538) (539) (540) (541) (542) (543) (544) (545) (546) (547) (548) (549) (550) (551) (552) (553) (554) (555) (556) (557) (558) (559) (560) (561) (562) (563) (564) (565) (566) (567) (568) (569) (570) (571) (572) (573) (574) (575) (576) (577) (578) (579) (580) (581) (582) (583) (584) (585) (586) (587) (588) (589) (590) (591) (592) (593) (594) (595) (596) (597) (598) (599) (600) (601) (602) (603) (604) (605) (606) (607) (608) (609) (610) (611) (612) (613) (614) (615) (616) (617) (618) (619) (620) (621) (622) (623) (624) (625) (626) (627) (628) (629) (630) (631) (632) (633) (634) (635) (636) (637) (638) (639) (640) (641) (642) (643) (644) (645) (646) (647) (648) (649) (650) (651) (652) (653) (654) (655) (656) (657) (658) (659) (660) (661) (662) (663) (664) (665) (666) (667) (668) (669) (670) (671) (672) (673) (674) (675) (676) (677) (678) (679) (680) (681) (682) (683) (684) (685) (686) (687) (688) (689) (690) (691) (692) (693) (694) (695) (696) (697) (698) (699) (700) (701) (702) (703) (704) (705) (706) (707) (708) (709) (710) (711) (712) (713) (714) (715) (716) (717) (718) (719) (720) (721) (722) (723) (724) (725) (726) (727) (728) (729) (730) (731) (732) (733) (734) (735) (736) (737) (738) (739) (740) (741) (742) (743) (744) (745) (746) (747) (748) (749) (750) (751) (752) (753) (754) (755) (756) (757) (758) (759) (760) (761) (762) (763) (764) (765) (766) (767) (768) (769) (770) (771) (772) (773) (774) (775) (776) (777) (778) (779) (780) (781) (782) (783) (784) (785) (786) (787) (788) (789) (790) (791) (792) (793) (794) (795) (796) (797) (798) (799) (800) (801) (802) (803) (804) (805) (806) (807) (808) (809) (810) (811) (812) (813) (814) (815) (816) (817) (818) (819) (820) (821) (822) (823) (824) (825) (826) (827) (828) (829) (830) (831) (832) (833) (834) (835) (836) (837) (838) (839) (840) (841) (842) (843) (844) (845) (846) (847) (848) (849) (850) (851) (852) (853) (854) (855) (856) (857) (858) (859) (860) (861) (862) (863) (864) (865) (866) (867) (868) (869) (870) (871) (872) (873) (874) (875) (876) (877) (878) (879) (880) (881) (882) (883) (884) (885) (886) (887) (888) (889) (890) (891) (892) (893) (894) (895) (896) (897) (898) (899) (900) (901) (902) (903) (904) (905) (906) (907) (908) (909) (910) (911) (912) (913) (914) (915) (916) (917) (918) (919) (920) (921) (922) (923) (924) (925) (926) (927) (928) (929) (930) (931) (932) (933) (934) (935) (936) (937) (938) (939) (940) (941) (942) (943) (944) (945) (946) (947) (948) (949) (950) (951) (952) (953) (954) (955) (956) (957) (958) (959) (960) (961) (962) (963) (964) (965) (966) (967) (968) (969) (970) (971) (972) (973) (974) (975) (976) (977) (978) (979) (980) (981) (982) (983) (984) (985) (986) (987) (988) (989) (990) (991) (992) (993) (994) (995) (996) (997) (998) (999) (1000) (1001) (1002) (1003) (1004) (1005) (1006) (1007) (1008) (1009) (1010) (1011) (1012) (1013) (1014) (1015) (1016) (1017) (1018) (1019) (1020) (1021) (1022) (1023) (1024) (1025) (1026) (1027) (1028) (1029) (1030) (1031) (1032) (1033) (1034) (1035) (1036) (1037) (1038) (1039) (1040) (1041) (1042) (1043) (1044) (1045) (1046) (1047) (1048) (1049) (1050) (1051) (1052) (1053) (1054) (1055) (1056) (1057) (1058) (1059) (1060) (1061) (1062) (1063) (1064) (1065) (1066) (1067) (1068) (1069) (1070) (1071) (1072) (1073) (1074) (1075) (1076) (1077) (1078) (1079) (1080) (1081) (1082) (1083) (1084) (1085) (1086) (1087) (1088) (1089) (1090) (1091) (1092) (1093) (1094) (1095) (1096) (1097) (1098) (1099) (1100) (1101) (1102) (1103) (1104) (1105) (1106) (1107) (1108) (1109) (1110) (1111) (1112) (1113) (1114) (1115) (1116) (1117) (1118) (1119) (1120) (1121) (1122) (1123) (1124) (1125) (1126) (1127) (1128) (1129) (1130) (1131) (1132) (1133) (1134) (1135) (1136) (1137) (1138) (1139) (1140) (1141) (1142) (1143) (1144) (1145) (1146) (1147) (1148) (1149) (1150) (1151) (1152) (1153) (1154) (1155) (1156) (1157) (1158) (1159) (1160) (1161) (1162) (1163) (1164) (1165) (1166) (1167) (1168) (1169) (1170) (1171) (1172) (1173) (1174) (1175) (1176) (1177) (1178) (1179) (1180) (1181) (1182) (1183) (1184) (1185) (1186) (1187) (1188) (1189) (1190) (1191) (1192) (1193) (1194) (1195) (1196) (1197) (1198) (1199) (1200) (1201) (1202) (1203) (1204) (1205) (1206) (1207) (1208) (1209) (1210) (1211) (1212) (1213) (1214) (1215) (1216) (1217) (1218) (1219) (1220) (1221) (1222) (1223) (1224) (1225) (1226) (1227) (1228) (1229) (1230) (1231) (1232) (1233) (1234) (1235) (1236) (1237) (1238) (1239) (1240) (1241) (1242) (1243) (1244) (1245) (1246) (1247) (1248) (1249) (1250) (1251) (1252) (1253) (1254) (1255) (1256) (1257) (1258) (1259) (1260) (1261) (1262) (1263) (1264) (1265) (1266) (1267) (1268) (1269) (1270) (1271) (1272) (1273) (1274) (1275) (1276) (1277) (1278) (1279) (1280) (1281) (1282) (1283) (1284) (1285) (1286) (1287) (1288) (1289) (1290) (1291) (1292) (1293) (1294) (1295) (1296) (1297) (1298) (1299) (1300) (1301) (1302) (1303) (1304) (1305) (1306) (1307) (1308) (1309) (1310) (1311) (1312) (1313) (1314) (1315) (1316) (1317) (1318) (1319) (1320) (1321) (1322) (1323) (1324) (1325) (1326) (1327) (1328) (1329) (1330) (1331) (1332) (1333) (1334) (1335) (1336) (1337) (1338) (1339) (1340) (1341) (1342) (1343) (1344) (1345) (1346) (1347) (1348) (1349) (1350) (1351) (1352) (1353) (1354) (1355) (1356) (1357) (1358) (1359) (1360) (1361) (1362) (1363) (1364) (1365) (1366) (1367) (1368) (1369) (1370) (1371) (1372) (1373) (1374) (1375) (1376) (1377) (1378) (1379) (1380) (1381) (1382) (1383) (1384) (1385) (1386) (1387) (1388) (1389) (1390) (1391) (1392) (1393) (1394) (1395) (1396) (1397) (1398) (1399) (1400) (1401) (1402) (1403) (1404) (1405) (1406) (1407) (1408) (1409) (1410) (1411) (1412) (1413) (1414) (1415) (1416) (1417) (1418) (1419) (1420) (1421) (1422) (1423) (1424) (1425) (1426) (1427) (1428) (1429) (1430) (1431) (1432) (1433) (1434) (1435) (1436) (1437) (1438) (1439) (1440) (1441) (1442) (1443) (1444) (1445) (1446) (1447) (1448) (1449) (1450) (1451) (1452) (1453) (1454) (1455) (1456) (1457) (1458) (1459) (1460) (1461) (1462) (1463) (1464) (1465) (1466) (1467) (1468) (1469) (1470) (1471) (1472) (1473) (1474) (1475) (1476) (1477) (1478) (1479) (1480) (1481) (1482) (1483) (1484) (1485) (1486) (1487) (1488) (1489) (1490) (1491) (1492) (1493) (1494) (1495) (1496) (1497) (1498) (1499) (1500) (1501) (1502) (1503) (1504) (1505) (1506) (1507) (1508) (1509) (1510) (1511) (1512) (1513) (1514) (1515) (1516) (1517) (1518) (1519) (1520) (1521) (1522) (1523) (1524) (1525) (1526) (1527) (1528) (1529) (1530) (1531) (1532) (1533) (1534) (1535) (1536) (1537) (1538) (1539) (1540) (1541) (1542) (1543) (1544) (1545) (1546) (1547) (1548) (1549) (1550) (1551) (1552) (1553) (1554) (1555) (1556) (1557) (1558) (1559) (1560) (1561) (1562) (1563) (1564) (1565) (1566) (1567) (1568) (1569) (1570) (1571) (1572) (1573) (1574) (1575) (1576) (1577) (1578) (1579) (1580) (1581) (1582) (1583) (1584) (1585) (1586) (1587) (1588) (1589) (1590) (1591) (1592) (1593) (1594) (1595) (1596) (1597) (1598) (1599) (1600) (1601) (1602) (1603) (1604) (1605) (1606) (1607) (1608) (1609) (1610) (1611) (1612) (1613) (1614) (1615) (1616) (1617) (1618) (1619) (1620) (1621) (1622) (1623) (1624) (1625) (1626) (1627) (1628) (1629) (1630) (1631) (1632) (1633) (1634) (1635) (1636) (1637) (1638) (1639) (1640) (1641) (1642) (1643) (1644) (1645) (1646) (1647) (1648) (1649) (1650) (1651) (1652) (1653) (1654) (1655) (1656) (1657) (1658) (1659) (1660) (1661) (1662) (1663) (1664) (1665) (1666) (1667) (1668) (1669) (1670) (1671) (1672) (1673) (1674) (1675) (1676) (1677) (1678) (1679) (1680) (1681) (1682) (1683) (1684) (1685) (1686) (1687) (1688) (1689) (1690) (1691) (1692) (1693) (1694) (1695) (1696) (1697) (1698) (1699) (1700) (1701) (1702) (1703) (1704) (1705) (1706) (1707) (1708) (1709) (1710) (1711) (1712) (1713) (1714) (1715) (1716) (1717) (1718) (1719) (1720) (1721) (1722) (1723) (1724) (1725) (1726) (1727) (1728) (1729) (1730) (1731) (1732) (1733) (1734) (1735) (1736) (1737) (1738) (1739) (1740) (1741) (1742) (1743) (1744) (1745) (1746) (1747) (1748) (1749) (1750) (1751) (1752) (1753) (1754) (1755) (1756) (1757) (1758) (1759) (1760) (1761) (1762) (1763) (1764) (1765) (1766) (1767) (1768) (1769) (1770) (1771) (1772) (1773) (1774) (1775) (1776) (1777) (1778) (1779) (1780) (1781) (1782) (1783) (1784) (1785) (1786) (1787) (1788) (1789) (1790) (1791) (1792) (1793) (1794) (1795) (1796) (1797) (1798) (1799) (1800) (1801) (1802) (1803) (1804) (1805) (1806) (1807) (1808) (1809) (1810) (1811) (1812) (1813) (1814) (1815) (1816) (1817) (1818) (1819) (1820) (1821) (1822) (1823) (1824) (1825) (1826) (1827) (1828) (1829) (1830) (1831) (1832) (1833) (1834) (1835) (1836) (1837) (1838) (1839) (1840) (1841) (1842) (1843) (1844) (1845) (1846) (1847) (1848) (1849) (1850) (1851) (1852) (1853) (1854) (1855) (1856) (1857) (1858) (1859) (1860) (1861) (1862) (1863) (1864) (1865) (1866) (1867) (1868) (1869) (1870) (1871) (1872) (1873) (1874) (1875) (1876) (1877) (1878) (1879) (1880) (1881) (1882) (1883) (1884) (1885) (1886) (1887) (1888) (1889) (1890) (1891) (1892) (1893) (1894) (1895) (1896) (1897) (1898) (1899) (1900) (1901) (1902) (1903) (1904) (1905) (1906) (1907) (1908) (1909) (1910) (1911) (1912) (1913) (1914) (1915) (1916) (1917) (1918) (1919) (1920) (1921) (1922) (1923) (1924) (1925) (1926) (1927) (1928) (1929) (1930) (1931) (1932) (1933) (1934) (1935) (1936) (1937) (1938) (1939) (1940) (1941) (1942) (1943) (1944) (1945) (1946) (1947) (1948) (1949) (1950) (1951) (1952) (1953) (1954) (1955) (1956) (1957) (1958) (1959) (1960) (1961) (1962) (1963) (1964) (1965) (1966) (1967) (1968) (1969) (1970) (1971) (1972) (1973) (1974) (1975) (1976) (1977) (1978) (1979) (1980) (1981) (1982) (1983) (1984) (1985) (1986) (1987) (1988) (1989) (1990) (1991) (1992) (1993) (1994) (1995) (1996) (1997) (1998) (1999) (2000) (2001) (2002) (2003) (2004) (2005) (2006) (2007) (2008) (2009) (2010) (2011) (2012) (2013) (2014) (2015) (2016) (2017) (2018) (2019) (2020) (2021) (2022) (2023) (2024) (2025) (2026) (2027) (2028) (2029) (2030) (2031) (2032) (2033) (2034) (2035) (2036) (2037) (2038) (2039) (2040) (2041) (2042) (2043) (2044) (2045) (2046) (2047) (2048) (2049) (2050) (2051) (2052) (2053) (2054) (2055) (2056) (2057) (2058) (2059) (2060) (2061) (2062) (2063) (2064) (2065) (2066) (2067) (2068) (2069) (2070) (2071) (2072) (2073) (2074) (2075) (2076) (2077) (2078) (2079) (2080) (2081) (2082) (2083) (2084) (2085) (2086) (2087) (2088) (2089) (2090) (2091) (2092) (2093) (2094) (2095) (2096) (2097) (2098) (2099) (2100) (2101) (2102) (2103) (2104) (2105) (2106) (2107) (2108) (2109) (2110) (2111) (2112) (2113) (2114) (2115) (2116) (2117) (2118) (2119) (2120) (2121) (2122) (2123) (2124) (2125) (2126) (2127) (2128) (2129) (2130) (2131) (2132) (2133) (2134) (2135) (2136) (2137) (2138) (2139) (2140) (2141) (2142) (2143) (2144) (2145) (2146) (2147) (2148) (2149) (2150) (2151) (2152) (2153) (2154) (2155) (2156) (2157) (2158) (2159) (2160) (2161) (2162) (2163) (2164) (2165) (2166) (2167) (2168) (2169) (2170) (2171) (2172) (2173) (2174) (2175) (2176) (2177) (2178) (2179) (2180) (2181) (2182) (2183) (2184) (2185) (2186) (2187) (2188) (2189) (2190) (2191) (2192) (2193) (2194) (2195) (2196) (2197) (2198) (2199) (2200) (2201) (2202) (2203) (2204) (2205) (2206) (2207) (2208) (2209) (2210) (2211) (2212) (2213) (2214) (2215) (2216) (2217) (2218) (2219) (2220) (2221) (2222) (2223) (2224) (2225) (2226) (2227) (2228) (2229) (2230) (2231) (2232) (2233) (2234) (2235) (2236) (2237) (2238) (2239) (2240) (2241) (2242) (2243) (2244) (2245) (2246

『開目抄』に現われた一念三千義について(一)(桑名)

るが、文永十二年三月十四日五十四歳作の『曾谷入道殿許御書』(真蹟完・定八九七・九〇〇頁)では、伝教大師は「但天台身^ハ真言^ニ於^テ勝劣^ニ与^テ誑惑^ニ知而不^レ分明^{ナリ}。所詮贈^ニ於末法^ニ欺^ル。」との見解内容に変ってきている。

江戸中期における諸堂整備について

—学禅院日逢を中心として—

奥　野　本　洋

はじめに

学禅院日逢については、ほとんど知られていない僧侶であるが、身延山三十世日通上人の門人にして山本坊の第八世、高座石妙石坊の開基である。身延山坊跡録中、鈴木日寿上人が加筆した名僧の部の中に、学禅院日逢上人の名があり、「山本房十八世、當山において勲功あり、通師門人、備後実相寺建立、水戸妙善寺中興」とある。寺院大鑑には実相寺の開基学禅院日円、又日園とあり、日逢と日円、日園とでは名が異なるが、遷化の日が宝永元年九月十五日とあるので、まちがいがなく同一人物である。又、水戸の妙雲寺歴代には、第八世のところが空欄になっており、前後任職の遷化年代から推してそこに学禅院日逢がはいると思われる。毎日勤行時に回向をしている高座石妙石坊の開基学禅日逢なる者はいかなる僧であったのか、又高座石妙石坊には、身延山三十一世日脱の唱題十万部成就という題目碑、これは唐銅の祖師の光背として付いていたものがあり、三十二世智寂省師の花押のはいった唐銅灯籠が現存している。又身延山山内最古の祖師宮殿、これは三十三世遠沾亨師時代に本山より高座石に下げられたものが現存して

江戸中期における諸堂整備について（奥野）

江戸中期における諸堂整備について（奥野）

いることから、脱省亭三師の時代を中心に身延山諸堂の建立、再建等の様子を、遠沾亭師が残した「身延山諸堂記」によってみていきたいと思う。

昭和五十九年三月発刊の「棲神」56号に、北沢光昭氏が校注された「身延山諸堂記」等が資料紹介されているが、その資料を参照させていただき、江戸中期における諸堂建立について学禅院日逢を中心として若干の考察をすることとした。

一、通師門人

身延山久遠寺において院代がおかれたのは、「身延山史」によれば、一円脱師の時代、上人の弟子善応院日誦上人（青柳善応院開基、一円庵二世、正徳五年七月五日遷化）を以て始めとするところである。学禅院日逢は院代ではないが、山の役僧（執事）として歴代法主をたすけ、諸堂建立等に尽力したと思われる。「身延山諸堂記」によれば、三十世日通代に時の執事として学禅院日逢は延宝三年（一六七五）七面山参道に影向坊を開基し、影向石の社（現在の七面山奥之院）を建立、八月八日には七面山敬慎院明神本宮、幣殿、拜殿など一式を建立しているが、その資金の調達に甲駿兩國を巡って道俗を勸化しているのである。さらに七面山登山口の神力房四代法源日流の代に、学禅院日逢は七面社の古材を以って三間四面の堂を造立している。

通師が延宝七年（一六七九）二月十一日、谷中瑞輪寺において遷化されるが、通師は遺状を残して遷化されたので、その遺状を披見したところ、そこには飯高学室の先聖一円日脱上人を後住に請待致す可き旨が認められており、一山衆徒の内にて恵性院等は宗門先哲古老数多きにも係らず、末学の日脱一人を推定することは不可なりとする考えを示

し、後董問題に紛糾をみるこゝとなる。

一山は脱師を後住と認める遺状派と、之に反対する圖取派即ち先規の法式に依り空前にて可否を決すべしとする一派とに割れるのである。両派の主張は全く相反し、氷炭相容れざる論旨を以て糾紛騒然、容易に決しなかつたが、九月十二日龍口法難会の当日、評定所へ二十九世日蓮上人已下両派の代表者召されて寺社奉行の評定を仰ぐこととなつた。その結果、日蓮上人をはじめとする反対派は配流追放の刑となり、遺言状の如く日脱上人が祖山へ瑞世することとなつた。

その時、賛成派の筆頭に立ち、前法主蓮師を相手として一步もひかなかつたのが通師門人の学禅院日逢であつた。身延衆徒として賛成派として訴訟に及んだのは、日逢の他に頭妙院（境師門人）、正法院（境師門人）、大林房（通師門人）、麓坊（通師門人）を始め外五十八名、並びに通師弟子として修玄院、良叔、嶺海（遠沾亨師）、是寛を始め外五十三人、総員百二十名であつた。

三、脱省亨三師の諸堂建立

日脱上人の治績の中で目立つたことは、貞享四年（一六八七）八幡宮の古跡に祈禱堂、番寮、廊下を建立し、天下安全妙法弘布の爲め、三十六人の僧侶を置き、昼夜不断にも妙典を誦誦せしめたことがあげられる。

日本国中に祈禱所が多くあるといえど、不断に経王を誦誦したのは祖山だけであつただろう。この堂宇建立と共に、山内各所に三十六ヶ房を建築造立したことは空前の壮観といわざるをえない。

脱師は池上日玄と共に、谷中感応寺などの非田不受不施派を上訴することによって徐々に身延配下を増やしていく

江戸中期における諸堂整備について（奥野）

が、配下が増えると同時にそれらの寺々に協力を要請することによって、祖山の伽藍を一新していった。その大功に依り元禄六年五月六日東山帝より紫衣を下賜せられることになる。

脱師が延山の狛座にある十九年間に、数多くの堂宇が建立されているが、その中に後董問題に功績のあった日逢の名をみることは出来なかった。通師時代の諸堂建立に関し、何ヶ所にも名を列ねていた日逢であるから、脱師の代にはさらにその力を發揮したのではと想像できるのであるが、「諸堂建立記」等の記録には残っていないからである。

身延山高座石の祖師堂に祀られている祖師像は、唐銅金像にて等身大よりさらに大きな像であるが、その台座に元禄十年（一六九七）七月廿八日と銘記されている。脱師開眼のこの祖師像は、もと奥之院に祀られていて、その後約十年後の宝永五年に古宮殿が久遠寺大堂より下がってきた折に、妙石坊に祀られるようになったと伝えられているが、古宮殿にはいる前は高座石の石の上に座していたといわれている。台座は石の上になつられるべく造られたかのように切り込みがある事から、最初から高座石の石の上に座すように江戸にて造られたものが、一時何らかの形で奥之院にまつられていたとも考えられるのであるが、それを明らかにする資料は今のところみられないのである。

脱師が元禄十一年（一六九八）九月二十二日に谷中瑞輪寺に遷化した後、延山三十二世に晋山したのは、水戸檀林より入山した智叔省師であった。今回この考察をすすめるにあたり妙石坊境内地を再調査した結果、新たに次の事蹟を発見した。妙石坊には六老僧の墓が建っているが、その事は「諸堂建立記」中に示されているものの、建立された年月日については詳かにされてはいなかった。しかし六老僧の墓の脇に立てられている石塔三基に刻まれた文字を調査したところ、一本には元禄十二年五月十三日書写・石経・列衆とあり、その下には列衆とみられる数多くの僧侶の名が書き込まれていた。その中の一人覚林坊日俊とは覚林坊十六世一行院日俊であり、一行坊の開基でもある。

この僧も名僧伝の中にあげられた一人である。一行院日俊は、大聖人廟前にて妙經五千部を誦誦したる信心強情な僧であり、脱省亨三師の時代に山内にて活濯した一人であり、その後見龍日裕身延山三十四世から本尊を授与されている。

又、もう一基の石塔には、やはり元禄十二年五月十二日、命日満首題千五百万遍とあり、石経供養をしたとあるのだが、残念ながらその開眼供養施主の名は欠けている為に判明できない状態である。さらに六老僧の墓と高座石祖師堂の間に、自然石の碑が立てられているが、その表には石経墳、元禄十二年とまでは読み取れたが、その下の教多く書かれている文字については三百年の歳月の為、風雨にさらされて判読出来ない状態であった。しかしその書かれている内容については、石経墳ということから、「窮年に学禅院日逢道俗を勧め銭を窮民に与え石を捨はしめて妙經を書写し此処に石塔を起つ」という内容であったと思われる。時の法主日省上人は高座石を発願し、諸人をして帰敬せしめることとなるが、高座石の開基は山本坊十八世学禅院日逢妙石庵造立主法蓮世財を捨て当房永代相読せしめんとを求む願主訂送を感心して本尊を授る者也とあるのだが、この省師の本尊は今はない。

日省上人の時代に敬神坊、石割稻荷社が造立されている。これらは智寂省師が学禅院に与えた授与本尊から学禅院日逢の発願ということがわかる。又、影現七面社幣殿、拜殿も再建されているが、この発起主も学禅院日逢と記録にはある。

元禄十四年（一七〇一）九月十二日に建立された唐銅燈籠が高座石の前に現存するが、そこには三十二世日省の判形はあるものの、同坊開基の学禅院日逢の名は見られないのである。実際に僧俗を勸化し建立費用を勸募せしめたのは役僧である学禅院日逢らであったのだろうが、やはり代表は時の法主でもあるところから名が残っていないものと

想像出来るのである。

その学禅院日逢も宝永四年（一七〇四）九月十五日七十四歳を以て遷化。この年に遠沾院日亨上人は三十三世の法灯を継承し、京都岡崎満願寺より晋山されたのである。遠沾亨師は脱師晋山の折、その門人として賛成派にいた一人であった。一円脱師の時に祖山賜紫の事があり、つづいて省師代にも紫衣の勅許の栄に浴しているが、日亨上人の時に至りて永紫衣着用の勅許を賜わり、祖山の面目は愈々盛んになると同時に伽藍の再興新建立も進められていった。

宝永三年（二七〇六）十月十三日、身延山高座石の祖師堂が新建立されるが、そのことについて遠沾亨師の書かれた棟札が現存している。本願主学禅院日逢上人、存生発起宮殿者往古大堂二有之改造之後移此堂とあるように、学禅院は二年前の宝永元年に遷化しているが、生前に古宮殿を高座石に移すことを発願していたことがわかるのである。亨師は宝永七年（二七二〇）六月十七日、身延山開闢会を肇めるが、さらに正徳二年（一七二二）には宿房の定二十ヶ房他四ヶ房計二十四ヶ房を各門流の登山参詣の際の宿院と制定せるに至り、祖山は宗門の中において総本山たる位置にあることが明らかになっていった。

遠沾亨師が各地の報恩講中に授与した曼茶羅は宗宝調査の中でも数多く発見されているところだが、糸久先生はその本尊を仮に報恩講曼茶羅と称し、久遠寺の執事等の役僧が甲州、駿河、又江戸へと出ていき、祖山の諸堂整備の爲の施主をつのり、勧募していき、その御礼に本尊を授与しているとも考えられるのではとの個人的見解を示している。

学禅院日逢もその役僧の一人であり、執事として勸化に甲駿地方を歩いた僧である。法主のように表舞台に出るわ

けではないが、祖山脱省亭三師の時代に陰になって活躍した僧がいた事を報告し今回の一考察としたい。

註

(1) 一影向石ノ社」

学禅院日逢立^ツ小社」

(身延山諸堂記)

(2) 七面山

一明神本宮^{三間半二四間} 再建^{四四間}

一幣^{殿二間半二四間} 同^{四四間}

一拝^{殿六間二四間} 同^{七四間}

一廊^{下二間二四間} 同^{二通り有之同}

一御供屋^{三間四方} 同^{三間}

一庫^{裏六間半二八間半} 再建^{九四間}

一池太神宮^{七尺二間} 同^{二四間半}

一隨身門^{二間半二四間半}

一鐘^{堂九尺四方}

一客^寮 再建^{八四間}

一籠^{屋二字} 同^{二四間半}

右一式第三十世通師代建立通師本尊宮殿」之内張有之七面社造營遷座之時収之延宝」三ノ卯年八月上旬八日 日通 判形
此時執事^{山本房}代」学禅院日逢巡^{甲駿西国}勸^{化道俗}」 (身延山諸堂記)

(3) 一神力房」

境内四畝廿七步除地正徳一壬辰年迄百廿七年也」開基法意十三年在任一間一間ノ小屋立之 二代徳順」十五六年石経 三代
世ノ于今有之

江戸中期における諸堂整備について(奥野)

江戸中期における諸堂整備について(奥野)

法榮卅五年作三間四間庵故^レ為^ル開山^ニ 四代法源日流廿七年代学禪院日達以^テ三七^ニ面社古材木造^ル三間四間堂奉^ル安置三寶明神^一

(身延山諸堂記)

(4) 遺状派の主張を見るに(一)既に遺状確定するにも係らず、漫りに私情を以て之に反対し闖取の異議を主張するは、日脱身延住持に不適當なるか、又日通の行為卒勿なるか。脱上は京関東能化職殊に本山立本寺住職たるを以て見るに相応の仁なること明らかなり。通師が脱師を選定せること決して卒勿に非ず。然るに闖取にするは不可なり。(二)身延の寺は寺中坊頭諸末寺の住持等時の上人支配は古法則なり。殊に後住の儀は当住の選定に依り来りし事、(三)通師の遺状遺言に候補二三人認め有らば闖取も可なり。然るに脱上一人を定めらるるを闖取にせしは遺状の破毀となり、一面には一宗諸山に於ける遺状無効の濫を来すものなり。故に古規先例並びに其影響する所大なるを以て通上遺状の如く仰付らるべきこと。

(身延山史一四九頁)

(5) 反対派の主張は(一)先規の法式に依り宝前にて可否を決すべし。殊に境上遺言に奠筵二師を認めありし時闖取に依り日奠上人を請じたりし先格あり。我等は仏祖の内証に叶ひ当れる場合は先後輩を簡はず承引す。(二)如何に名匠たりとも仏祖の内証に叶はず闖に当らざる時は眞首として仰ぎ難し。(三)通上は日達上人の補弟として祖山に晋みしにも拘らず、先々住筵上在世なるに一往上人に相謀らずして後輩を決せるは不審なる事、(四)通上遺言状文言日境遺状に相似たること不審なる事、(五)身延寺法に對し異議を主張するは不可なるも既に闖取の先例あるに似つて不儀ならざる事、(六)後住撰定を当住の計となすの御朱印並びに寺法なし。故に当住の自由に任ず可からざる事、(七)一人闖取の先例は日達上人奠上の遺言なりしも之を闖にて請待せし事例あり、(八)遺状破格の悪例を醸すといふも、人情と仏祖の照鑑と同様に致し難き事、並びに一宗諸山の闖取の先規茲に相破るる事、(九)学禪院・大林房・麓房・山本房の四人は通師の門人にて近年「衆徒」となれるもの、顕妙院・正法院の二人は境上の弟子として、境上遺言先代闖取の儀承知なるに通上に奉公して先例を破るは師敵たる事、(十)闖取の先例あるを以て我等の邪儀に非ず、隠居日達上人の書状にも日脱仏祖の内証に叶はざば闖に當るべし、此已後住僧は末代迄飯高・中村・小西の三談所の能化より晋山するに際し碩学名匠五十三人撰出して闖にて相定めば依怙最負の沙汰相絶え山水永々の紛糾を根絶するに可なりとあり。

(身延山史一五〇頁)

(6) 一、久遠寺住持日通及^ニ死期^一以^テ飯高学室隱居日脱^ニ可^ク為^ル後住^ニ之旨遺状載^ス之^ヲ、江府三ヶ寺江も其段申達之間、日脱入院奉^ル願^ニ之由学禪院等申^テ之旨証文無^ク紛事

一、身延住持職如^ク日境・日奠・日達之例^ニ於^テ、仏前^ニ取^リ闖^ク可^ク相定^ム由^ニ、惠性院・慈雲院等雖^モ申^テ之穿鑿之上今度証拠^ニ難^ク成^ル

所、欲申様之条不屈事

一、御遺状定後任者、依估最負難計之間、後代迄為法為山之条、向後仏前之闍奉願之由、身延隱居日蓮申之、雖然、闍奉願之儀諸寺諸山無其例、況又新規之企甚曲事候、日脱事、今度日蓮相尋候處、久遠寺住持相慮之由申之、然上ハ日通遺状旁有以謂之処、闍方非議申出非僧徒之所行候、日蓮儀双方江加異見無事可相調之所、却而致荷擔、闍方弥申察候儀、不似合隱居仕方候、仍之日蓮儀ハ御預ケ、惠性院・法性院・鏡像院・真如院・本心院・惠林房右六人ハ御追放、慈雲院・覺林房・武井房・円台房・禪定房右五人此度之為張本之間、遠島被仰付候者也。

延宝七年己未十月四日

(身延山史一五二頁)

(7) 顕妙院日兼上人の事。境師門人で亨師より贈号を受るとある。覺林房の十四世であるが、反対派に覺林房とあることから、當時は定林坊の十二世であつたと思われる。因みに十三世孚澄院日乘大徳、十四世通遠院日融大徳、十五世智照院日權大徳ともに通師の門人とある。(房跡録)

(8) 正法院日運上人、竹之坊十八世中興、境師弟子正運庵開基とある。(房跡録)

(9) 大林房十五世、大林院日誠大徳か? 通師弟子とある。(房跡録)

(10) 十九世、顕了院日盛上人、通師弟子一老職、志摩坊十一世高雲庵江閑居五世也。(房跡録)

(11) (房名) (場所) (施主)

瑞光房 上ノ山 松平下総守消長母、瑞光院菩提ノ為建立ス。始メ覺王房、後改ム

芳心房 同 松平相模守光仲室芳心院日春夫人

慶雲房 同 酒井遠江守母慶雲院日通夫人

長安房 同 幸阿弥与左衛門覺樹院日良

妙応房 同 松平下総守消長母儀妙応院日威夫人

法蘭房 同 江戸浄心寺日念上人

消玉房 同 施主不詳

忍脱房 同 施主不足ニ付、脱師自ら建立

貞俊房 同 御本丸梅の方侍女妙香院貞俊日玄夫人

江戸中期における諸堂整備について(奥野)

江戸中期における諸堂整備について（奥野）

春光房	上ノ山	御本丸梅の方妙梅院春光日恵夫人
円光房	同	永見新左衛門
春窓房	東谷	稲葉美濃守息春窓日芳
清閑房	同	小河原内藤与兵衛（清閑・妙閑）
顕成房	同	楮根正行寺隠居顕成院日照上人
宗幸房	西谷	江戸長崎屋平左衛門（宗幸・妙幸）
中山房	同	加賀守侍女中山女
宗賢房	同	野沢弥右衛門・伝五右衛門
仙台房	中谷	仙台陸奥守室萬寿夫人
実道房	稲荷	河原口村清九良右衛門
見塔房	棚沢	見塔院妙蓮日宝夫人
真善房	同	稲葉石見守真善院大寿日賢
松玄房	同	吉原渡辺市郎右衛門松久院日茲
仁浄房	同	紀伊大納言室天真院妙仁日雅夫人
芳春房	同	中川佐渡守奥局芳春日悟夫人
信了房	同	京欲賀作十郎信了院日源
本学房	同	落居本照寺隠居本学院日栄上人
渋谷房	同	駿河大宮町渋谷平兵衛外三人
妙善房	同	江戸某、円盛院日修
常栄茶	南谷	精進川佐野五兵衛常栄日正
観松房	同	八代前島三郎右衛門
浄蓮房	同	富士郡滑八良右衛門
高雲房	醍醐谷	今村伝三郎室高雲日心夫人

長松房 田代 松平隠岐守母長松院日栄夫人

清權房 同 仙石越前守政明室清權院日浄夫人

宗林房 同 江戸木内七兵衛

長寿房 同 中川佐渡守久恒

(12) 繪旨

身延山久遠寺者為、日蓮法華一宗之大導師故、著紫衣、令參内宣施大乘經王之法威、特奉祈、国家安全宝祚延長、者、依天氣、執達如件

元禄六年五月六日

右中井

妙法華院住持日脱上人御房

(身延山史一六〇頁)

(13) 神田鍋町御鑄物師太田□守藤原正儀作とある。又、台座には、江戸浅草東中町講中五拾人、大黒屋喜兵衛、紀伊國屋忠右衛門、若松屋茂兵衛、江戸富澤町七日講、十二日講、十三日講等の名が見られる。又、通玄院殿菩提、本空院殿日智光照大姉等回向される盤位が刻まれているが、聴聲院妙寿日量の脇に元禄十一年四月十五日とあるのは、追刻されたものと思われる。その他、天下泰平國□安全、參詣之衆中硯当二世大願成就祈者也の文字が読み取れる。

(14) 杉之坊□、覚林坊日俊、清水坊日□、南延坊日藏、本善坊日□、麓坊、宗賢坊、仏寿坊、蓮信坊、観松坊他が読み取れる。覚林坊日俊は十六世一行院日俊。清水坊は通師の弟子遠光院日説か、麓坊は本寿院日栄大徳か、蓮信坊は日定院日具か、いづれも房跡録中、遷化年月日等から推定。

(15) 右側には奉讀誦妙經五千部成就又塔頭祖廟前永代毎日不退讀誦其施僧料甲金一百両細在日智師之其人也列吾山評定座已至番日役勤且兼帶下曾相料京立本寺來疏圓明寺聖跡

左側には彼寺亦感其此等功及有志誠心而今預許聖號於吾山以勵生生修善之勞勲焉授與之一行房一行院日俊上人享保二丁酉年十一月二十八日とある。本尊の裏には、市川角太郎ヨリ本尊巻福、魚住日甲求之とあるが、日甲とは清水房三十二世、松井坊歴世事遠院日甲ではないかと思われるが、なぜ妙石坊にあるのかは疑問。

(16) 元禄十二年五月十三日、當山発心者 石経供養、命日満首題千五百万遍、右以善根二世所願成弁之処 開眼供養施主……と読みとれる。

江戸中期における請堂整備について(奥野)

江戸中期における諸堂整備について（奥野）

(17) 六老僧塔在、此所^二」

窮年^二学禅院日逢勤、道俗^二与^レ錢窮民^二、令^レ捨^レ石書^レ写^レ妙経、収^レ此処^二起^レ石塔^一、

卅^二世日省師^{元禄十三庚辰年正月十三日夫高座石発願使^二諸人^一楊敬^一}

(18) 開基者^二山本坊十八世学禅院日逢^一、妙石庵造^一、立^レ主法蓮求^レ令^レ捨^レ世財、当房永代相統、願主^二了達^一予感^レ心^二之^一、授^レ与本尊^一者也^一」

（身延山諸堂記）

(19) 一稱荷大明神^二間并拜殿^{在^二狐町^一}」

社并拜殿元禄十三庚辰年十一月朔日 日省^判」

再興発願主学禅院日逢 社并宮殿再興^一、美道房日修正徳元^{辛卯}年五月成就其ノ年^一、八月廿三日ノ大風ニ皆破損ス^一、

神像ノ座并宮殿正徳一壬辰年再建^一」

別当ノ房四間ニ六間、元禄十四^{辛巳}年成就日省師ヨリ、学禅院日逢^二江授与^レ之本尊有^レ之^一」

(20) 一影現七面大明神^{三間四方外縁三尺五寸}」

并幣殿^{一間半二間 拜殿^二間半三間半^一}、外縁三尺五寸」

本小社也三十二世省師代勤^{化諸方}、新建立^一、本願人簡板掛^之、之毎月有^レ祈禱^一」

棟札元禄十四年^{辛巳}十一月廿九日 日省^判形^一ウラ番ニ大工棟梁^{池上軍人宗重 宛起主学禅院日逢}、以上^一、（身延山諸堂記）

(21) 灯籠の胴部分が六面に分かれており、一面には南無妙法蓮華経 日省^{花押}

後の五面は妙法蓮華経になつていて、妙には

元禄十四年

奉勤誂妙経五百部

奉勤唱首題十万余

奉往詣月参卅六度

右所願成就日勤世財於十方

檀越謹建唐銅灯籠一基以

折自他俱安同皈常寂者

九月中流二日

法、蓮、華の各面には先師の名並びに題目施主等の名が連なっている。その中から読み取れた主なものをあげると、延山廿六祖智見院日邇聖人、同廿七祖通心院日境聖人、延山西谷楳林能化智性院日邇聖人、滝谷妙境院日義、最教寺日示聖人四谷戒行寺慧淡院日乘、牛込清隆寺日蓮、駒込法輪寺秀字とある。又、傘の部分には、覺林坊十六世一行院日俊の名が刻まれており、山内からも参画していたことがわかる。

経の面には、

武江浅草玉泉寺下本願主動修院自覚日了

奉納唐銅灯籠一基身延山高岩石祖師大菩薩御宝前

同神田鍛冶町鑄物師奥田出羽大丞長廣作

とある。

(2) 祖山の永紫衣勅許

一円脱師の時祖山賜紫の事あり。次いで省師紫衣勅許の榮に浴せり。然るに宝永三年日亭上人の時に至りて永紫衣着用の勅許を賜はるに至れり。祖山の面目又甚愈々盛んなり。

常紫衣奏請奉書

甲斐国身延山久遠寺常紫衣被_レ仰付_二候、勅許有_レ之候様
伝奏衆迄可_レ被_レ申達_二候、恐々謹言、

宝永三丙皮 四月五日

井上河内守正岑判

大久保加賀守忠増判

稻葉丹後守正通判

秋元但馬守喬朝判

土屋相模守政直判

松平紀伊守殿

(身延山史一六九頁)

江戸中期における諸堂整備について(奥野)

江戸中期における諸堂整備について（奥野）

(23) 一田代高座石ノ祖師堂三間半三間庵三間半二八間 号、妙有庵、

日亨代保永丙戌年江戸講中新建立禮札有之奉行僧観

静房日諦大工棟梁池上宮内宗次一

金像ノ祖師ハ初ハ安置與院後移此堂一

宮殿ハ本在、祖師堂、三世臨攝代天文四己年西ノ房日格一日亨代

宝永五 戊子 年宮殿改造、後古宮殿移此一 堂從江戸講中出金十兩成古宮殿施主一

立師身延山萬葉石祖師堂新建立施主言一 結構中 本願主孝源院日蓮聖人存生発起宮殿者住古大堂ニ有之改造之後移此堂維時宝永三丙戌年十月十三日一奉
行僧観静坊日諦大工棟梁身延門前池上宮内宗次一 （身延山諸堂記）

(24)

宿房の定（下房）

林蔵房 立本寺（京都）、大石寺（京土）經王寺（堺）海淨寺（信州）本妙寺（中山）

山本房 弘法寺（葛岡）妙頭寺（京都）了仙寺（伊豆）感応寺（駿州）海源寺（海考名）実相寺（備後）

隅之房 七ヶ園六条門徒、妙了寺（甲州）

端場房 丹後但馬当門徒、本隆寺（京都）妙純寺門中（相州）本国寺（下山）

窪之房 蓮永寺、本覚寺、海長寺（駿州）妙満寺（京都）本妙寺門中（下野）長法寺（堺）

竹之房 本門寺（池上）本土寺、妙本寺（比企）正法寺（小西）妙興寺（野州）

松井房 誕生寺、妙覚寺門徒、諸門徒（參州）本禅寺（京都）本成寺（内房）

清水房 妙頭寺門徒（京都）妙成寺（紀州）雲雷寺、海宝寺、成正寺（大阪）、法要寺（周防）

南之房 玉沢門徒、水戸諸門徒、孝勝寺門中（仙台）感応寺（伯州）

下之房 妙法寺（越後）養珠寺、法音寺（紀州）遠妙寺（甲州）

北之房 本成寺門徒（越後）岡宮門徒（駿州）

樋沢房 妙光寺門徒（上総）感応寺門中（東京）鷲山寺門徒、広昌寺（讃岐）

大林房 当門徒古末寺（江戸）法輪寺（奥越）妙蓮寺（京土）遠照寺、長源寺（信州）東金門徒（上野）

武井房 諸国京妙覚寺門徒、本陽寺(信州)

杉之房 立正寺(休息) 国前寺(芸州) 妙顕寺門中(佐野) 本立寺、大法寺(八王子)、宝清寺(小川)

志摩房 諸門徒(遠州) 妙法寺(小室) 要法寺(土佐) 妙蓮寺門徒(京都) 長遠寺(信州) 常諦寺(駿州)

岸之房 本門寺(富士) 法華寺(富士) 要法寺(京都) 鏡忍寺門中、本遠寺(大野)

定林房 本能寺(京都) 長遠寺(甲州) 弘妙寺(信州)

覚林房 本門寺門徒(京都) 妙伝寺、本覚寺(和豆) 当門徒(尾州) 玉伝寺、浄水寺、(相州) 諸門徒(近江)

法靈房 諸門流(江州) 諸門流(佐渡) 六条門徒、根本寺、妙宣 寺、実相寺、妙照寺、聴法寺(甲州)

右二十房の外

西之房 碑文谷法華寺門中

麓房 信立寺(甲州)

円台房 実相寺門中(駿州) 蓮乗寺(駿州) 本立寺(相州)

大乘房 浄光寺(会津)

(身延山史一七六、七頁)

江戸中期における諸堂整備について（奥野）

一六六三	寛文 三	日 奠	七月二日 法春日陽にあて本尊授与。奉唱首題三百部（北之坊に現存）
一六六四	〃 四		
一六六五	〃 五		
一六六六	〃 六		
一六六七	〃 七	二十九 日 建	十月二十三日 廿八日 日 奠化す。（67） 隆源日蓮妙顕寺より晋山。
一六六八	〃 八		
一六六九	〃 九		六月十五日 鷲峰日詳（西谷檀林六祖奥之院祖師像再興願主、妙顕寺池上代々）化す。
一六七〇	〃 十		
一六七一	〃 十一		
一六七二	〃 十二	三十 日 通	寂遠日通、池上本門寺より三十世に晋山す。
一六七三	延宝 元		
一六七四	〃 二		
一六七五	〃 三		学禪院日達七面山参道に影向坊開基（影向石の社を建つ） 八月八日 七面山敬慎院明神本宮幣殿拜殿など一式建立 日通判形 此時執事山本坊歴代学禪院日達甲駿兩國ヲ巡テ道俗ヲ勸化ス 神力房四代法源日流代学禪院日達七面社ノ古材木ヲ以テ三間四面ノ堂ヲ造ル
一六七六	〃 四		
一六七七	〃 五		

江戸中期における諸堂整備について（奥野）

一六七八	延宝六		
一六七九	七	三十一日脱	二月十一日 通師瑞輪寺に化す(66) 二月二十六日 日通の遺状を祖山で披見(後重粉料の因) 日脱晋山。
一六八〇	八		十月十日 宗祖四百遠忌
一六八一	天和元		
一六八二	二		
一六八三	三		
一六八四	貞享元		この年、日脱、三十六折袴堂を新建立し昼夜に妙経を誦誦せしめる。
一六八五	二		「貞享元甲子歳九月板行之田舎遠国参詣発心勤者也」左殿下部「洛陽妙信院法悦」とある。
一六八六	三		
一六八七	四		この年、日脱発願折袴堂三十六坊成り不断に妙経を誦誦せしむ。
一六八八	元禄元		
一六八九	二		この年、日脱、池上日玄、谷中感応寺など非田不受不施派を訴う。
一六九〇	三		
一六九一	四		四月二十八日 幕府非田新義の禁令を発す。
一六九二	五		
一六九三	六		五月六日 東山帝より紫衣参内勅許の繪旨を賜る。

江戸中期における諸堂整備について（奥野）

一六九三	元禄 六		五月十五日 宗恵日明代 身延山高座石の罅口 施主江戸伊勢屋廣田八郎右衛門
一六九四	" 七		十一月七日 七面山参道に感井坊を建立。
一六九五	" 八		
一六九六	" 九		
一六九七	" 十		正月 <small>丁丑</small> 十九日 題目塔 <small>左山道 右七面</small> 施主 妙信院法悦 七月廿八日 唐銅祖師台座
一六九八	" 十一	三十二 日省	九月二十二日 日脱谷中瑞輪寺に化（73） 十二月十三日 智寂日省、水戸檀林より
一六九九	" 十二		三十二世に晋山（62） 書写・石経・列衆（五月十三日）命日満首題千五百万遍（五月十三日）六老僧の塔此所に在り。
一七〇〇	" 十三		正月十三日 三十二世日省高座石発願、学禅院日逢経石墳を建つ。十二月 敬神坊、石割 稲荷社造立。
一七〇一	" 十四		六月二六日 智寂省師紫衣勅許。十一月 形現七面社幣殿・拜殿再建（発起主学禅院日逢）
一七〇二	" 十五		九月十二日 高座石前唐金灯籠省師判形。
一七〇三	" 十六		
一七〇四	宝永 元	三十三 日亨	九月十五日 山本坊十八世学禅院日逢化す。（74）遠沾日亨京都岡崎満願寺より晋山。 松樹庵祖師堂。

江戸中期における諸堂整備について（奥野）

一七〇五	宝永二			
一七〇六	〃三		四月五日 日享、身延常葉衣の繪旨を江戸城にて受く。	
一七〇七	〃四		十月十三日 身延山高座右祖師堂新建立施主 江戸一結講中、本願主 学禪院日逢上人。	
一七〇八	〃五		五月一日 妙石坊二世宗善日頭（祖堂建立願主）化す。五月九日 祖師堂宮殿等新造宮。	
一七〇九	〃六		一月一日 一行坊開基一行日俊祖廟前読誦妙経全部の願を立つ。	
一七一〇	〃七		六月十七日 身延山開闢会を肇む。十一月十一日 宗祖御廟守の寮妙福庵。	
			往古より之有と雖、巧壊する故に亨師自分の志を以宝永八年の春地を開河水を避ける為の	
			石を以て之を築き一式新に建立す。	
一七一	正徳元			
一七二二	〃二		四月松樹庵祖師堂、敬神坊稻荷大明神像座・宮殿。	
一七二三	〃三	三十四日裕	六月五日 見龍日裕小湊誕生寺より三十四世に晋山す。	
一七二四	〃四			
一七二五	〃五		一月二十八日 芳春坊三世観静坊日誦化す。	
一七二六	享保一			
一七二七	〃二		見龍日裕、一行坊開基一行日俊に本尊授与。（自読妙経五千部八角堂常経甲金百両納主）	

玄奘の苦難の旅路とその業績（翻訳）

訳者 町田 是正

訳者 まえがき

玄奘三蔵は荒漠たる砂漠の道・シルクロードを幾多の危難と艱苦を克服して印度に渡り、六百余部の梵文仏典を中国に将来し
た求法僧として有名であり、中国の四大訳経者の一人として、その訳業の後世に遺した貢績は多大である。

シルクロード (Seidenstra Ben) の名称は、ドイツの地理地質学者のリヒトホーフエン (Ferdinand von Richthofen) が始めて用いたという。この荒漠たる砂漠の道・シルクロードの名称が何故に日本人のロマンを限りなく掻き立てるのであ
うか。若しかすると、江上波夫教授が云う騎馬民族の末裔だという血潮が騒々からであらうか。

古来シルクロードは、三大基幹道を活動の舞台としてきた。(1)天山北路(ステップ路)。(2)天山南道(オアシス北道)。(3)西
域南道(オアシス南道)である。この茫漠たる広大な西域を駆け巡った英雄・英傑は数知れない。①匈奴を追撃して大月氏まで
駒を進めた前漢武帝の張騫。②蒙古高原の英傑・蒼き狼こと成吉思汗。③サマルカンドにイスラム文化の華を咲かせた帖木児。
④天山南麓の亀茲の人、華麗な訳業を成した鳩摩羅什。⑤律を求め釈尊の故地へ旅立った老僧の法顕。⑥玄奘。⑦元朝に仕え
「世界の記述」(東方見聞録)を書き大航海時代の幕明けを掻き立てたマルコ・ポーロ。⑧中央アジアの探険、タクラマカン砂
漠横断・楼蘭を発見したスヘン・ヘディン (Sven Hedin)。⑨日本仏教の源流を求めて中央アジアの聖跡を歴訪して汎アジア
思想を唱えた大谷光瑞。⑩三度にわたり敦煌・ホータンを探査して多量の敦煌文書を発見したスタイン (Mark Aurel Stein)
等々……。仏教は西から東方へ、紙と絹は東から西方へ。商人の往来した道、王朝や民族の興亡した歴史の道、そして情報の
道、それがシルクロードであった。訳者はシルクロードの群像中から玄奘法師を選びその足跡を追ってみることにした。

本訳稿の原本は、李光壁・錢君暉編『中国歴史人物論集』(北京新知三聯書店刊・一九五七年)所収の燕羽著「玄奘の艱苦経

玄奘の苦難の旅路とその業績(翻訳) (町田)

玄奘の苦難の旅路とその業績（翻訳）（町田）

歴及其貢獻」である。本書は訳者が当短大の外国史講座一單元「絹の道」の講義に用いた参考資料中の一冊である。

翻訳に当り次の点に留意した。

- (1) 原本は中国政府の漢字簡化法に其き独特の略字が用いられている。訳出に当り簡化略字はすべて我國の当用漢字に改めた。例えは、尤は優。达は達。众は衆。兰は蘭。积は積。补は補。从は従のように改めた。
- (2) 原書の本文・原注に引用されている資料は、すべて原文のままにした。但し必要に応じて本文引用資料には、訳注ルビを付して学生の便に供した。
- (3) 人名・地名・事項には訳者のルビを付し、また必要に応じて訳文に解りやすい原文をルビとして付し学生の参考に資した。

目次

- 一、前言
- 二、玄奘在求学過程中的艱苦經歷
- 三、玄奘在印度的荣誉和收穫
- 四、玄奘在歷史上的作用和貢獻（省略）
- 五、結語（省略）

一、まえがき

唐の高僧玄奘は、中国歴史上で最も重要な人物の一人である。当時、唐朝は密出国を厳禁していたが、その情況下、彼は道中の幾多の危難と艱苦を克服して、印度に留まること十七ヶ年、百十ヶ国を歴遊した。この間、多くの高名な

大徳と接見して教えを受けた。そして求法研鑽・仏典蒐集を成して帰朝、仏典論書の訳業と著述に専念すること十九ヶ年、中国と印度文化の交流に偉大な功績を残したのである。玄奘に対する歴史的評価を幾つか紹介しておく。

玄奘是中国第一流学者、决不居第二流以下^(原注)

是有史以来翻译家中的第一人^(原注)

他有沟通中印文化之功、在交通史上他占着最重要的地位^(原注)

是中国历史上最伟大的旅行家^(原注)

これほど誉れ高い栄光の評価は、彼以外には見当らない。彼を除いて、第一流の学者者、翻訳家、旅行家は他には居ない。また最も傑出した探検家の典型であった。このように彼は最高の栄誉を得、すぐれた業績を残したのであるが、特に求法のために言語を絶する艱難を克服して印度に赴いたことは、強靱な探検精神によるところである。まず印度求法の艱難な旅路と辛苦の研鑽の情況について述べてみたい。

原注

- (1) 梁啓超語・見中国歴史研究法補編第六章玄奘傳的做法。商務印書館。一九四七年版。
- (2) 柏棗天語・見偉大的翻譯家玄奘、載翻譯通報二卷六期。
- (3) 馮家昇語・見回鶻文写本菩薩大唐三藏法師傳研究報告、中国科学院一九五三年六月出版。
- (4) 向達玄奘法師、載旅行家一九五五年第四期。

二、玄奘の勉学艱苦の旅路

玄奘(六〇二—六六四)は俗姓を陳、名を禪、隋の仁寿二年(六〇二)^(原注)河南省洛州緱氏県遊仙郷(偃師県南)に生

玄奘の苦難の旅路とその業績(翻訳)(町田)

玄奘の苦難の旅路とその業績（翻訳）（町田）

れた。^(原注)父の名は陳惠、学問を好み人々の敬慕をあつめた。四人の子が有り、玄奘は末子、幼少より聡明で学問を好んだ。彼の容姿について

及長形長七尺余、身赤白色、眉目疏朗、端嚴若神、美麗如画。^(原注)

と見える。南北朝時代に隆盛した仏教は、隋朝の統一後に成熟していった。玄奘の第二の兄・陳素（法名長捷）は

東都洛陽の淨土寺に於て出家修行していた。

以奘少罹窮酷、携以将之、日授精理、旁兼巧論。^(原注)

大業八年（六一二）東都洛陽に於て度僧の勅令が発せられた。玄奘は時に十三歳、年少なるも出家度僧の選に特別

に合格、以後、仏教学の研鑽に専心して生涯怠ることがなかった。

玄奘は初め淨土寺に在って、涅槃經（仏教思想中心的經典）・撰大乘論（是綜合大乘要義的著作）など仏教の基本

經典に關して、精神を集中して学習した。一度聴いて理解、二度聴いて忘れず、驚く速さで精通していった。

隋朝末、農民暴動が中国全土に広がり、学問僧は統々と西方へ逃避した。玄奘も兄の長捷と四川蜀の成都に往く。

この逃避行の間、空法師、景法師、基法師、暹法師に就て修学を怠らず、その精進ぶりは

敬惜寸陰 励精無怠

と評せられた。数年を学僧が雲集する蜀で過ごし、学業大いに進んだ。各地に高僧を訊ね、友人と險阻で名高い三

峽を舟で下っている。荊州（湖北江陵）の天皇寺で求められて講学すること半歳、更に北上して趙州（河北趙県）に

於て道深から成実論（小乗経部的要典）を学び、更に相州（河南監漳）に往き、懸休に就て雜心撰論を学んだ。

貞観元年（六一七）唐朝の都・長安に帰えり、道岳から俱舍論（小乗一切有部的要典）を学んだ。斯様に研鑽を重

ね、奥義を深め、衆に秀でていった。当時、長安に法常と僧弁の二大徳が居て、仏教学の權威と尊敬され名声は海内に広まり、特に撰大乘論に造詣が深いとされていた。玄奘も両大徳の講筵に座して理解の速さを示した。両大徳は彼を称讃して次のように評した。

汝可謂釈門千里之駒、再明慧日、当在爾躬、恨吾輩老朽恐不見也。自是学徒改觀、皆滿京邑。

時に玄奘は二十八歳であった。当時、長安に十大徳が置かれていた。貞観元年二月、十大徳の一人・慧因が病死した。そこで右僕射宋国公の蕭瑀は奏上して、勅命を拜して玄奘を莊嚴寺に住持せしめた。

貞観元年十二月、印度の学問僧波頗蜜多羅(Prabhakara)・波頗と略す、智光の意が入京してきた。印度に於ける波頗について

遊摩伽陀国那爛陀寺、值戒賢論師盛弘十七地論、因復聽采、及到長安、釈門英達、莫不修造。

と見える。玄奘は波頗から大小乗の総べてを聴講して、西域行の思いを強めた。すでに玄奘は中国々内の有名な仏教学問僧の門を隈無く訊ね修学していた。ますます悩みを深めていった。即ち唐代の仏教は、

詳考其義、各擅宗途、驗之聖典、亦隱顯有異、莫知適從。

という状況であった。玄奘は波頗の講説を聴いて、法顯三蔵の仏跡踏破の足跡を追従する決意を固めた。

晉遊西方、以問所惑、辯取十七地論、以釈衆疑。

たしかに十七地論、瑜伽師地論など大乘瑜伽学の重要典を印度から將來したならば、どんなにか意義が深いか測り知れない。然し玄奘の仏典求法の西域行には、難問が横たわっていた。即ち、小説の西遊記の如く八十一度の危難が予想される所であった。然しすでに、法顯や智嚴の如く大旅行を企て、その目的を達成した偉人も居る。「彼も人

玄奘の苦難の旅路とその業績（翻訳）（町田）

なり。我も人なり」と、仏典に直接に当る決意を愈々固めていった。

玄奘の西域行の第二の難問は、唐朝の統一政権が未だ強固ならず、（國法に依れば、西方は兩國を境としてそれより以西への交通は嚴禁である。）ために人民の出国が厳しく禁止されていたことである。玄奘は同志の僧数名と連署で西域行の願書を提出したが却下された。國禁を犯してまではと、他の同志は挫けて断念したが、玄奘ただ一人、初志を翻すことはなかった。西域行の準備を着々と進めた。

廣就諸蕃、遍学書語、行坐尋授、數日傳通、側席面西、機候思聞。（原注16）

訳者注：我々が海外旅行するとき問題となるのが語学力である。訳者の西ドイツ滞留、米國旅行の体験からしても、当該國のコトバが少し解るか否かでは該國の文化吸収に雲泥の違いが生れる。玄奘も西域・印度求法を志して、西域語と印度の言語について習得の努力をした。「廣就諸蕃、遍学書語、數日傳通」とあることから、胡語と書語（ブライフミ文字で書かれた梵語）を驚異の速さでマスターしたのであった。

貞觀元年（六二七）長安を出立していった。（原注16）偶々、秦州（甘肅天水）の留学僧であった孝達は、長安での

留学勉強が成り帰郷する所であった。彼は密出国する玄奘に随行して、危険を顧りみず出立した。秦州・蘭州を経て、当時の重要地の涼州（武威）に到達した。

涼州は唐代の西域交通の要衝で商業が盛んであった。玄奘は大歓迎され、人々の懇請によって約一ヶ月余り（主に初發經と撰錄を）講じた。西域諸國の商人も多数聴聞した。玄奘の印度求法の噂が忽ち各処に傳播していった。涼州都督の李大亮の耳に入る所となった。李大亮の得た情報によれば、玄奘は國禁を犯した密出国者とのこと。そこで速かに長安に還るよ（國法に依れば、西方は兩國を境としてそれより以西への交通は嚴禁である。）う命じた。幸運にも当地方の仏教界の領袖・慧威の援助が有り、二人の弟子を随行させ、秘かに西方へ脱出させた。

昼は潜伏し、夜中に進み、瓜州（安西有瓜州城）に着いた。

瓜州刺史の独孤達は玄奘を歓迎した。玄奘は刺史に西域路の情況を尋ねた。刺史は人々の云う所ではと、次のように話した。

從此北行五十余里 (コロ河、今のブルンギル) 有瓠盧河(疏勒河)下嶽上狹、洄波甚急深不可渡、上置玉門関、是必經之路、即西境之襟喉也。

関外西北又有五烽、住有守望官兵、各烽相去百里、当中没有水草、五烽之外、纔是莫賀延曠、伊吾国境。

玄奘はこれを聴いて途方に暮れ、而も長安から苦勞を共にした乗馬も倒れた。悩みつつ一ヶ月途り過ごすうち、涼州の都督から命令書が届いた。州吏の李昌は直に玄奘のことが頭に浮んだが、仏教を崇信していた李昌は、秘かに命令書を持って玄奘を訪ずれると、玄奘は印度求法の真意を語った。李昌は深く感動して面前で命令通牒を破り棄て、速かに西行することを勧めた。玄奘は馬一頭を買ったが、案内役の馬子がいなくて困った。翌日、宿泊していた寺の弥勒像の前で誦經していると、石槃陀という胡人がやって来て、礼拝して「戒を授けて下さい」と請うた。玄奘が五戒を授けると大満悦で帰って行つた。玄奘が彼の胡人を見るのに、身体も壮健で態度も善く尊敬心もあるように思えた。間もなく胡人が餅や果物を持って玄奘に贈った。そこで西域行の決意を話し案内役を頼むと、胡人は「五烽まで送りましょう」と承諾して、明日の日没後に落ち会う約束をした。胡人石槃陀は瘦せた赤馬に乗った老人と一緒にやって来た。胡人は老人について「伊吾国まで三十余回も往來して西域路に詳しいので連れてきた」と紹介した。老人は「西域路は遠く沙漠は危険、大勢で隊列を組んでも迷います。一人の旅など不可能です。身命を軽く扱ってはなりません」と強く引き留めた。玄奘は「私は仏典を求めて印度に赴くのです。若し印度に到達できなければ東に帰りません。途中、身命を落しても悔いはありません」と答えた。老人は玄奘の決意が強固なるをみて、「どうしても行かれるならば、私のこの老馬に乗りなさい。この馬は伊吾まで十五度も往復して、よく道を知っている。法師の馬は稚

玄奘の苦難の旅路とその業績（翻訳）

なすぎて西行は無理です」と、馬の交換を勧めた。（長安を出立前に占師何私達による卜言と符合した状態を思い譯へ馬を交換した）玄奘は老人の言に随つて馬を交換した。玄奘は石槃陀と共に出發し、真夜中に瓠蘆河の岸辺に着き、彼方に玉門関を望んだ。玉門関の上流、十里程の所で胡桃の樹を切り橋をつくり、馬を追つて渡った。

闇夜を歩くことは出来ない。鞍を解き体息することにした。石槃陀と五十歩余り離れて眠についた。玄奘がふと目が覚めると、（胡人意拂刀而起、向能走来）胡人が劍を抜いて彼に近づき、（直到十歩左近）あと十歩の所で引き返した。玄奘は身を起し観音菩薩の名号を念じ、当夜再び眠に就いた。翌朝、胡人を起して出發の準備をはじめたが、胡人は「我々の前途は遠く危険で、水草も無く、ただ有るのは五烽のみです。烽の下に水はあるが、夜中に盗み水しても発見されて命を失います。引き返すのが妥当です」と勧めた。玄奘は応じなかった。氣味の悪い思いをしながら、再び数里進んだ所で、胡人は立ち止まり、（我的家累很多）「私には家族も多い、（玉法不可犯）国法は犯せない」と云った。玄奘は彼の氣持を察して帰らせることにした。玄奘は「此の身が切り裂かれ微塵となつても、貴方と一緒にであったことは決して口外しない、どうか安心して下さい」と、案内を感謝して別れた。これより玄奘は一人で砂漠を進んだ。

玄奘の前途は際限のない茫茫たる黄色の砂漠である。（匪獸十堆匪窟引引劫助進）白骨や獸糞を道印として進むほどで、砂漠を一人寂しく、恐怖と不安で歩いて行くと、氣象が急変して、光の異常現象によつて不思議な幻影が眼前に現われた。それは砂漠の中を数百の騎馬隊が軍旗を立てて行進して来る。さては匪賊かと疑つてみると、（此等之類知命動物數多走引助）忽ち幻影は消えていった。玄奘は不安を抱きながらも、印度求法の大願達成の思いは強固であつた。

約八十里ほど進むと第一の烽が見えてきた。守備兵に見つかつては大変と、砂漠の凹地に隠れ、夜になって進み、烽の西側に泉井があつたので、そこに降りて水を飲み、皮袋に水を汲もうとすると、サット一本の箭が膝を刺すところ

ろであった。驚いていると第二の箭が飛んできた。彼は大声で「私は都から来た旅僧です。(我皇京城的和尚・請你不器射我)箭を射ないでください」と叫び、馬を引いて烽に向った。城門が開かれ兵士が案内に立った。指揮官は校尉の王祥と云った。玄奘は西行の目的を明かすと、王祥は畏敬の念を抱きつつも、西域路は遠く艱難であること。法師が目的地に達することは不可能なこと。国禁を犯しているので許すことが出来ない、として敦煌まで送り還そうとした。然し玄奘は印度求法の固い決意を語った。

然恨、仏化経有不固、義有所闕、故無貪性命、不憚艱危、誓往西方、遵求遺法……心欲拘留、任即刑罪、奘終不東移一步、以負先心。(原注)

王祥は不憚に思い、また感動して、親切に法師を休養させた。王祥は部下に命じて水と餅を用意させ、自ら十里余り送り、「此処から真直に第四烽に向って下さい。その校尉は心の善い人物で、王伯隴と云い私の一族です」と云い、涙を流した。

訳者注：第一烽から第五烽まで、各烽の間隔は中国里で百里（四十キロ）毎に設けられていた。百里が一日の旅程であったから、玄奘は第四烽まで三日をかけ歩いたと思われる。

玄奘は王祥の指示に随って進み、日暮時に第四烽に着いた。急いで馬を牽いて烽に向った。看守に向い王祥のことを説明した。王伯隴は消息を聞き大いに喜び歓待した。翌日、大きな皮袋に水を入れ、馬料の麦を用意して見送り、(請他不必送回第五烽)「どうか第五烽には立寄りしないで下さい。(船具其粗糲麥等最劣)そここの人は輕卒で思慮がありません。此処から百里ほど西に野馬泉が有り、そこで水を補給して下さいと注意した。

第四烽から先は莫賀延磧の旅である。延磧の延長は八百余里、古くから流砂河と呼ばれる大戈壁（戈壁は蒙古語の表記で、砂漠のこと）である。空に飛ぶ鳥なく、地に走る獸なく、水草も無し。往く人は怖れ艱苦の旅路、流砂河は悪鬼が現われ、熱風が吹き荒び、夜は妖火が群生のように輝いた。玄奘は只ひたすら求法を胸にして進んだ。砂漠の路は迷い易い。百里余り進んだが野馬泉が見当らない。水を飲もうとして重い皮袋を落し、飲み水をこぼしてしまった。必需の水を失い、行路も不明となったので、第四烽に引き返そうと思ったが、「吾れ先に発願して、印度に到達するまでは一步も東に還るまじ」と誓ったこと確しかめ、観音菩薩を念じて西北に進んだ。

是時四顧茫然、人馬俱絶、夜則妖燄拳火、爛若繁星、昼則驚風擁沙、散如時雨、雖遇如是心、無所懼但苦水尽渴不能前、是時四夜五日、無一滯沾喉、口復乾焦、幾將殞絶、不復能進、遂臥沙中、默念觀音（原注）

然し玄奘は艱難をのり越えた。彼は五日目の夜半まで寝て動かなかったが、俄かに涼風が吹き身体が快方に向い、視力もハッキリとなり、馬も立ち上った。氣力が回復して再び歩き出した。実はオアシスの近くまで来ていたが、発見できなかったのである。砂漠に慣れていた赤毛の老馬は、特殊な嗅覚と方向探知の能力が発達していた。それから十里ほど進むと、赤馬は方向を変えて横道にそれた。玄奘は驚いて制止したが、そのまま数里行くと青草の原野に出て、清水の涌く池を発見した。玄奘は歓喜し、一日休養をとり、水を飲み、草を取り、再び進んだ。二日の旅程で流砂河を抜け出て伊吾国（新疆自治区的哈密）に到着した。

当時、伊吾国は西域の大國・高昌（新疆自治区的吐魯蕃）の臣下となっていた。高昌王は麴文泰と云い漢族の人であった。文泰は玄奘が伊吾に滞在していると聞き、直に使者を伊吾に派遣して法師を送るよう命じた。使者と共に（伊吾高昌は中國東部五千里、午前一時被明け地）鶏鳴の時刻に王城に着いた。街道には燭を並べ、国王自ら出迎え、玄奘を奥殿の楼閣の豪華な張幕の中に着座させ、

「私は予て法師の高名を聞いており、今は寢食を忘れる思いです」と、感激の挨拶をした。やがて王妃も數十人の侍女と共に来て礼拝した。

玄奘は翌日から王宮に隣接する寺院に居を移した。王は王妃や侍女をひき連れ礼拝し、王が崇敬していた長安の留学僧曇法師並に高昌の高僧八十人を集め、玄奘に対して永く高昌に留まるよう懇願した。玄奘は印度求法を理由に固辞した。滞在十日余り、玄奘は高昌王に向い、出立したい旨を告げた。国王は強く引き留めて「法師よ、私は弟子となり生涯供養します。高昌国のすべての僧の師となつて欲しい」と嘆願した。玄奘は答えて「国王の厚情は大変に喜しく思います。而し私は国禁を犯して印度を目指している身です。種々の艱苦を克服して当国に來ました。いま此処に留まることは出来ません」と明言した。高昌王は声(就彼帝威怒地大治威勢消脱)を荒げ大声で「どのような手段をとろうとも、留めると云つた以上は放さぬ、若し往こうとするならば長安に送り還してやる」とおどした。然し、威しても賺かしても、玄奘が心を動かさぬ様子を見て、国王は愈々心をひかれ、それ以後は毎日食膳を国王自らが捧げ、情を以つて法師の心を動かそうとした。それに対して、玄奘は断食して自らの決意の強固を示した。

遂暫不食、以感其心、於是、水漿不涉、於口三日、至第四日、王覺法師氣息漸微、深生愧懼(同前)

国王は法師の体力の衰えを見て、頭を地につけ深く謝罪して、法師よ自由に西行して下さいと、引き留めを断念した。国王の提案により、二人は寺院に於て、母親の張太妃を証人に立て仏前で兄弟の縁を結び、印度の帰路、必ず立ち寄り三ヶ年留まることを要請した。また出発に当り、向う一ヶ月間「仁王般若經」の講義を願った。玄奘は承諾し出発の準備に入った。

波瀾曲折を経て、高昌王は玄奘に対して益々敬愛の念を深め、毎日の開講の時には、王が自ら香爐を執り、自身

を踏み台として高座に登らせた。一ヶ月の講義が終ると、旅路の準備を用意周到に整えた。西域路は寒いので、特製の面衣・手衣・靴・襪などを数個造り、更に殿中侍御吏の欽信なる者を護送役に当てた。そして西域二十四ヶ国の国主宛に依頼状をつくり、その一通毎に綾絹一疋を添えた。

訳者注：玄奘にとって高昌を経由する事は予定外であった。当初は伊吾から西北して天山山脈の東を越え、天山北路（ステップ路）を往き、可汗浮図城（ウス）を経て西方に向うコースであった。高昌に留まったことで、西方に進み天山南麓（天山南道）のオアシス国家を経由する事になった。

貞観三年（六二九）八月、玄奘は高昌を出発した。高昌王の援助によって、比較的順調に西城路を進むことができたが、しかし旅路には困難と艱苦が重なっていた。当時、西突厥の勢力が強かったが、玄奘は葉護可汗の援助を得る汗の妹を妻に迎えて高昌の保全に努めたことが出来た。

玄奘は高昌の西隣、阿耨尼国（大佛西城紀上の玄奘の記述は此の国から始まる）の新羅焉耆自治泉の阿法師泉に着いた。翌日、銀を産出する庫莫什山を越えたが、盗賊に襲われ路銀を強奪された。往くこと七百余里、屈支国（龜茲）に入ったが、天山山脈の凌山が雪に覆われていたので、此処に六十日余り滞在、そして西に向け進み、反覆する山坂を登ること九百里、峻険な凌山に到着した。

凌山は葱嶺の北端、天山山脈の穆素爾嶺（水達山）で、空に至る程に高くて険阻、夏でも氷雪は溶けない。氷河が推落して道に横たわり高さ百尺余り、幅は数丈もあった。山道は凹凸が甚だしく、峠を越えるのは苦勞、加えて風雪が吹き荒び、寒さが骨身にこたえ、食事をとることも、眠ることも出来なかつた。

釜を掛けて飯を炊き、水を袋床代りにして、七日の後に山路に出た、キャラバン隊のうち、凍死十三・四人を出し、牛馬は特にひどかつた。同作也
懸釜而炊、席氷而寝、及至七天後出山、徒侶之中、餓凍死者十有三、四、牛馬逾甚

という最悪の山越えであった。

凌山を越えて熱海(キルギス)（蘇聯吉爾吉斯共和国の伊斯基庫爾湖）に沿って西北に行くこと五百余里、当時の西突厥の

素葉城(トクマク附近)（蘇聯の伏龍芝与托馬克之間）の近くに到着した。有名な統葉護可汗と面会して、高昌王からの綾絹五百疋と

果物を二車輦贈り礼をつくせば、可汗は大いに喜こんだ。数日後、玄奘は高昌国の使節達を還して別れ、印度に向け

出発した。可汗は軍中の中から、中国語と西域諸國語を解する者を探して、迦畢試國(カピシヤ、北印度國境のカール地方)まで送らせることにした。

玄奘は印度を目指して西行、赭時國(シャーシユ、イラン系諸國の石の恩、ウズベク)（蘇聯烏茲別克共和国的首都塔什於）などを経て、また山道を行くこと三百里、

西突厥の要塞鉄門(阿富汗の巴達克山)に到着した。そこは

入山五百(廻り道が無い、南する一本道) 旁無異路 一道南出 險絶人物 左右石壁 竦立千仞 色相如鉄 故因号焉(因住也)

の有様であった。要塞の絶壁の鉄門を過ぎ、玄奘は通訳青年と共にひたすら印度を目指した。往くこと十三ヶ國を

經由して、縛喝國(バクトリア、今のバルクを中心とする地域、小本城時は伽藍が百余所あった)（阿富汗境）に至った。仏教が信仰されており、玄奘は印度の高僧般若羯羅(プラジュニヤールカ)（慧性）に就て一ヶ月

余り毘婆沙論（小乘一切有部的一部大論書）を学んだ。玄奘は慧性と連れだつて南に進み、揭職國(カズ)を経て危険な大雪

山を登っていった。大雪山とは興都庫山(ヒンドウクシユ山脈)のことである。

満山水雪、千年不化、凝雲飛雪、曾不暫霽(因住也)

雪が積もり、深くなること数丈に及ぶことがある。

積雪満谷 蹊路難涉 而且 群盜横行 殺害為務(因住也)

所以在雪山中 塗路艱危 倍於凌嶺之地(因住也)

大雪山中で雪のために道に迷い、小さい沙領を経て黒領（興都庫山南面的大嶺）を越えて、迦畢試國の國境に

到着した。まさに北印度に入ったのである。

玄奘の苦難の旅路とその業績（翻訳）（町田）

玄奘の苦難の旅路とその業績（翻訳）（町田）

訳者注：原著者燕羽は、大雪山から迦畢試国に至つたと簡単に記しているが、大唐西域記では、大雪山に入り、大変な危険を克服して六百余里進み、梵衍那国（バーミヤン）に到り、此処で半月余り滞在して迦畢試国に入ったとしている。尚、バーミヤンには五十米と三十七米の二体の巨大仏が岩壁に彫られていることで知られている。

当時、印度は烏菴王朝ウァルグナの時代で、有名な戒日王シラタイチヤ（Shardha, Harshavardhana II）の統治下で国勢は大いに盛んであった。しかし今だ小国が林立する状況でもあった。

玄奘は北印度に入り、那揭羅鳩国ナガハラ（巴基斯坦西北辺省北部（現省））に於て、無憂王が釈迦牟尼仏を記念して建塔した三百余尺の宝塔を礼拝し、次で健陀羅国ガンダラ（即ちアルシヤラ、今のペシヤワール）に在つては、雄大莊嚴、華麗な寺院を參觀した。次で烏仗那国ウヂナ（今のスワート）（本田底加マドゥワンテイカ羅漢）に到り、阿羅漢の作とされる高さ百尺余の木造弥勒菩薩像を拝した。

玄奘は烏仗那地方を巡拝して、信度河インズを渡つて咀叉始羅国ツキシラに向つた。東方の危険な道を登り、往くこと千余里で迦濕弥羅国シムラ（克什米爾一帯）に入り、此処で仏教聖跡を巡拝し、有名な仏教建築と芸術を參觀、そして国家的大徳の称法師に就て、俱舍論と順正理論（小乘重要著作）及び因明（邏輯学）、声明（文字文典学）など、二ヶ年に亘つて研究生活を送つた。（安英にとつて佛学の習得とインド事情を知ることが必須であり、そのみの二ヶ年であつた）

次に磔迦国ツツカ（印度旁遮普省契邦布河中流）（「慈恩傳」には、タツカ東境で中論、百論、吠陀に精通せるバラモンから）ヶ月間、百論を学ぶ、とある）チーナフク底国テイ（中国の封地の意）（ヒイニータフラバ）に於ては、老婆羅門より百論（大乘空宗重要著作）を学び、次に至那僕陀国シナフタに入り、学問の府那爛陀ナランダーに五ヶ年滞在、その間に戒賢老師に就て「瑜伽師地論」を中心に学ぶこと十五ヶ月、また四人の大徳に就て学び、それ以後、南印度・東印度の巡拝の旅に出で、再び那爛陀寺にもどつた。その後は祿勒那国ルラクナに在つて、闍耶毘多ヤムナに就て毘婆沙論（秣菟羅マツウラの秣菟羅、ヤムナ河とガンジス河の間に在る）（廣釈小乘部義的論書）を聴講し、次に秣底補羅国マデフラに於て、蜜多斯那ミトスナから辨真（當時九十才の老）

論^的(小乗論書)等々を学んだ。北印度を巡拝すること十有余国、中印度の巡遊は三十余国に及んだ。

玄奘は印度滞在中、数回にわたり強盜に襲われ、生命の危機にも直面した。また怪奇な逸話も少なからず残っている。その二、三を紹介しておこう。

(1) 玄奘が那揭羅喝^{ナガラハハラ(ナガラ)}に在ったとき、燈光城の西南の竜王洞窟内の釈迦如来像の事を聴き、是非とも礼拝したいと思つた。然し道が險阻で、そのうえ盜賊も多いと云うので、護衛の役人もしきりに止めた。玄奘は一人で行く決心をして一行と別れた。燈光城に至り案内を探したが、誰一人として応じなかった。ようやく一少年の助けを得て洞窟まで進むと、果して五人の山賊が刀を抜いて現われた。山賊が「何処へ行く」と問えば、玄奘は「仏像を礼拝したく洞窟まで」と云えば、盜賊は「お前は此の地に盜賊の多いことを聞かなかつたか」と問えば、玄奘は答えて「盜賊のことは聞いたが、私は仏像を拜するためには、^(護法鬼神路、尚且不也)猛獸の群とて恐れぬ。まして賊とて同じ人間ではないか」と。山賊はこれを聞き感動して、では一緒に参観しようと、先に立つて案内したのであった。

(2) 暹羅閩補羅國^{ラージャプーラ(カシムミールの國)}(印度旁遮普省契邦布河中流一帶)に到着して、波羅奢の大森林にさしかかった時、五十余人の盜賊団に襲われ、玄奘と同行者は衣服、財宝のすべてを強奪され、そのうえ強盜はあき足らず、白刃をかざして追いまわし、玄奘一行は水の涸れた池の淵で捕えられ殺されることになった。玄奘は涸れた池の中に飛びこみ、棘蘿や蔓が繁茂している中を、彼ともう一人の僧は潜つて逃げ、池の南側の人の通れる位の水穴から外に出て、二、三里も走つた所で、一人の農夫が田を耕作していたので、事情を説明すると、農夫は突然に角笛を吹いて八十人余りの村民を集め、手に武器を持って救出に向つた。幸にも一行は殺されずにいたので、その夜は村里で宿を借りた。一行の人々は

泣き悲しんだが、玄奘は一人、何の悲苦もない様子であった。人々は「衣服も路銀も剥奪されたのに、法師はどうして笑顔で居られるのですか」と訊ねた。玄奘は「中国の古書に、天地之大宝日生とあり、この世で貴い生命が無事であったので、衣類や路銀を失っても歎くに当らないのです」と云えば、一同もその理を賞り、悲嘆を喜びに変えたのであった。

(3) 玄奘が最大の危難に遭遇したのは、中印度の阿踰陀国アユトの仏跡を巡拝した後、八十余人の一行と同船して殑伽河ガツス（恒河）を下り、阿耶穆法国アヤムカに行こうとした時、両側の密林に隠れていた十余隻の賊船が、權をあやつり漕ぎ寄せてきた。同行者らは大いに慌て、中には河の中に身を投ずる者も居た。一同は衣服を脱がされ貴重品を剥奪された。この強盗団は突伽天神ドゥルガを信じている一群で、毎年の秋に空容端麗の者を殺して、肉と血を突伽天神へ献ずる悪習をもっていた。彼等は玄奘の容貌と偉丈夫ぶりに目をつけ、「この男を殺して突伽天神に献じたならば、さぞ歓喜されるに違いない」と云いだした。玄奘はこれを聞くと「私は經典を集め、仏法を聴くために印度に来た者で、志し有る者を殺したのでは、お前達に善い報いは無かるう」と云った。同行者の中には「その法師を殺すより、この俺を殺せ」と云う者までいた。然し強盗団は承知しなく、森林の空地に壇を築き、二人が抜刀して法師を壇上に引きあげ、犠牲の祭りを始めようとした。その時、玄奘は此の身の終りと覚悟し諦らめ、賊に向つて

願賜しばらく侍て小時 莫相逼惱胸に迫る悩みを 使我安心安心に代えて 歡喜取滅歡喜して破土に仕かん（法華）

と制し、弥勒菩薩を念じて「願くば来世は浄土に生れ菩薩に仕え奉らん。瑜伽師地論を学び、妙法を聴聞し、悟りを開いて、此の世に来て、この悪しき人々を教化し、諸悪を棄てさせ、勝行を行うよう導かん」と、祈願をこめた。同行の人々は憐憫の情を抑え難く一斉に慟哭した。その時、俄に天候が変り、黒雲が四方に渦巻き、樹木は折れ砂が

飛び、恒河は逆浪が涌き立ち、船は吞まれ転覆した。強盗は大いに驚き怖れた。同行の人々は「見よ天神の怒りを、早く懺悔したらどうだ」と口々に云った。強盗は縛を解き謝罪したが、玄奘は瞑想して忘我の境に居たので気づかない。賊の一人が身体に触れると、玄奘は目を開き「いよいよ最後の時が来たのか」と訊ねると、賊は「貴方には危害を加えません。どうぞ許して下さい」と平伏した。玄奘は「殺人や強盗、邪神に仕えることの不善をなすは、未来無限の苦を受ける事になろう。電光朝露の如き儚かない現世において、何の為に悪を働くのか」と強く諭した。強盗は奪った品物を元の持主に返して喜んで帰っていった。玄奘は常に前述した様に

歷天險而志愈慷慨 遭兇賊而神弥歷勇^(原注)

であった。彼は志操堅固に十幾年の研鑽と巡拝を成したのであった。

原注

(5) 玄奘享年、説法不一、道宣統高僧傳卷四記他於麟德元年説「行年六十五矣、必卒玉華」「又顯慶四年表啓自称行年六十」。故六十五説較可據、上推生年應為六〇〇年、生卒年應為公元六〇〇至六六四年。

(6) 道宣統高僧傳卷五説「緜氏故泉東北遊仙鄉控鶴里鳳凰谷、即奘生地」。凡文中引統高僧傳卷四、五唐京師大慈恩寺秋玄奘傳文、系据光緒十六年江北刻經処刻本。

(7) 慧立大慈恩寺三藏法師卷十。以下簡稱慈恩傳。此書為本文主要參考資料、引文系据内学院校刻本。

(8) 統高僧傳卷四。

(9) 慈恩傳卷一。訳者注大正藏五〇卷(一)二三三頁。

(10) 同上。

(11) 道宣統高僧傳卷三波頗傳稱其於武德九年「十二月達京」、俱波頗於貞觀三年組織訳場、先后訳成三書、均載有参与訳事者序言、并言貞觀元年到京。法琳宝星陀羅尼經序謂「以貞觀元年景(?)戊泊於京輦」。慧蹟般若燈論序謂「以大唐貞觀元年頂戴梵文、至止京輦」。李白藥在嚴經論序謂「以大唐貞觀元年十二月入京」。三人与波頗共訳仏經、序文作於當時、自較道宣之言為可信。

玄奘の苦難の旅路とその業續(翻訳) (町田)

玄奘の苦難の旅路とその業績（翻訳）（町田）

此事關係玄奘西行時間甚大、為主張維持貞觀三年始西行的主要論拠。引語拠出三藏記集經序統編、前一見卷二、后二見卷四。原書有內學院一九三二年刻本。

(12) 統高僧傳卷三。

(13) 慈恩傳卷一。

(14) 呂敬玄奘法師之生平及其學說、最先主張此說、原文說「時適波頗蜜多羅東來、得聞那爛陀寺戒賢所授瑜伽論經三乘之說、乃發願逕往梵土、尋其全文、以究竟」。引文系據抄本。

(15) 按玄奘西行、唐代與同時人的有關記載、均作貞觀三年、自梁啟超考証為貞觀元年（見中國歷史研究法第五章史料之蒐集與鑑別）后、學者多改從之、惟梁主要據新唐書資料、殊有未足、專門研究者不是其說、近文學古籍刊行社刊本大唐西域記的出版說明亦定在貞觀三年、本文亦用旧說、惟「秋八月」乃指從高昌發軔言、詳見註(10)。此據於並在談表揚玄奘法師一文中的主張。載覺臥九卷六期。

(17) 慈恩傳卷一。訳者注大正藏五〇卷(一)三四頁。

(18) 同上。

(19) 同上。訳者注大正藏五〇卷(一)三五頁。

(20) 此項時間推斷、據大慈恩寺三藏法師傳內學院校刻本刊誤頁一說「大唐西域記末卷記贊有貞觀三年仲朔旦杖錫遄征之說、乃指從高昌發軔而言、其時高昌已隸唐土、西域之行、當日彼始、故行期亦從彼地記之、后人或即據以誤改奘師始發長安之時為秋八月也。」「所以慈恩傳始發長安的秋八月」「應是四月或三月之誤」

(21) 慈恩傳卷二。

(22) 統高僧傳卷四。

(23) 慈恩傳卷二。

(24) 大唐西域記卷一。以下簡稱西域記。本文引大唐西域記文、系據文學古籍刊行社一九五五年六月影印明嘉興藏本。

(25) 慈恩傳卷二。

(26) 本文所註現在地名、參考了向達作的玄奘法師和楊非作的玄奘、后書上海學習生活出版社一九五五年十一月出版。

(27) 慈恩傳卷三。訳者注大正藏五〇卷(一)三四頁。

(28) 統高僧傳卷五。

三、玄奘の印度に於ける榮譽と成果

玄奘の印度留学期間は十七ヶ年、そのうち往路と帰路に費した両三年を除けば、すべて仏教学の研鑽に努めた。それまでの研究は、専ら小乗経論に向けられていたが、印度那爛陀寺に滞留以後は、大乘仏教の教学研究に向けられた。当時、印度の仏教界に於て、中国僧の玄奘の名前は、優秀な学問僧の一人として知られていた。随つて那爛陀寺に到着すると、特別優待の榮譽の扱いを受けたのである。

那爛陀寺は当時、中印度の摩揭陀国（印度比哈爾省耶城東北）に在った。玄奘は恒河に於ける強盜の危難を脱した後、恒河の兩岸数ヶ国を歴訪し、南に渡り印度古代史上有名な釈迦牟尼仏が成道した摩揭陀国に到り、菩提樹などの聖蹟を巡拝した後、研鑽の主要目的地の那爛陀寺に向つて出発した。

当時の那爛陀寺は全印度の最大規模の有名な学問の府であつた。寺院には学問に精通した学問僧が常に数千人学んでいた。この寺の第一の大徳は戒賢法師（後高僧は百六歳と稱える）と云い、（彼高僧は百六歳と稱える）齡は百歳を越えていた。人々は尊敬してその名を呼ばず、正法蔵の尊称を用いた。玄奘は那爛陀寺に入るとき、寺から差し向けられた四人の大徳の出迎えを受け、寺院に到着すると、二百余人の僧が千余人の施主と共に幢蓋を立て、香華を捧げて出迎えた。多くの人々の勞（僧衆）らひを受けつつ寺院内に入つた。そして学識が高く、威儀の整つた僧を二十人選び、戒賢老師の許へ案内させた。

玄奘は戒賢の面前に伺候した。戒賢は坐らせて「法師は何処から来られたか」と訊ねた。玄奘は「中国より師の許（從中国來歟）で瑜伽師地論を学びたい一心で参りました」と答えた。戒賢は即刻、弟子であり甥でもあつた賞賢（賞賢は玄奘の甥）を呼んで、「三年前に病気で重体となつた時、夢告（弥勒・観音・文殊の三菩薩）によつて、近々中国の旅僧がやつて来て、瑜伽論を

(麻打拉薩西南)、西方は郎揭羅(巴基斯坦的俾路芝東南)に及んだ。東の伊爛鞏國に在って、但他揭多毘多と屢底僧訶に従って、説一切有部の毘婆沙論と順正理論などを一ケ年学んだ。西方の鉢伐多羅國に於ては、當國の大徳(名前は不詳)について正量部の根本阿毘達磨及び撰正法論・成実論などを二ケ年学んだ。この他に南印度の学風に触れながら聖地の巡拜をした。そして中印度の摩揭陀國に次ぐ強國と称せられた摩臘婆國を経て、駄那揭憐國では蘇部底と蘇利耶という学僧から、大衆部の根本阿毘達磨等を学び、その両僧と意気投合して、有名な阿旃陀と石窟の所在する摩訶刺佉國(スーラツツ)と西南印度の聖地を巡拜した。こうして四ケ年の旅を終り、再び那爛陀寺に錫杖を置いた。

那爛陀寺(施無厭寺)の西方に低羅擇迦寺が在り、般若跋陀羅(ブツニヤイロ)という大徳に就て二ケ月声明と因明を学び疑問を諮した。その後、旧王舎城の近くの仗林山(ヤシノキノヤマ)に往き、その当時、

学該内外 徳為時尊(徳注)

と称せられていた碩学の勝軍論師に就て、唯識決択論・成無畏論・大乘莊嚴經論、意義理論、十二因縁論等を学び、瑜伽論、因明等は疑問を諮し、二ケ年那爛陀寺に還らなかつた。学業が成り、諸聖跡を巡拜して、再び那爛陀寺に還つた。

当時、玄奘は学問府那爛陀寺を総覧する所長の役に推挙されていた。学識は並ぶ者なく無双であつた。戒賢老師は玄奘に対して、「撰大乘論と唯識決択論を学徒のために講義するよう」命じた。兩種の經論のうち、前者撰大乘論は無着(アサナ)が造る所の唯識説に立脚する一種の仏教統一論であり、後者唯識決択論は勝軍師による唯識に関する体系である。その頃、那爛陀寺では、此の寺院以外の系統に属していた各宗各派の学説も尊重し、学問研究の自由の学風が満ちていた。玄奘も広く各論師の説を聴講し、疑問を諮す学究態度を持し、多くの論師の思想を摂取していった。

玄奘の苦難の旅路とその業續(翻訳) (町田)

の有様で、負けた事を認めて約束を履行する覚悟を述べると、玄奘は寛大な態度を示し、仏教徒は人を害する事はない。その代り暫く奴隸となって命に随いなさいと云った。玄奘はいずれ後日、烏荼国^{ウツ}(印度奥里薩省克蘭一帶)に往き、般若耨多^{ブツニョダ}が造る所の七百領の「破大乘論」をめぐって法論することを予想していた。そこで奴隸となった婆羅門に対して、「この書の講義を聴いたことがあるか」と尋ねると、「曾て五遍聴講しました」。「ではその内容を解説してくれないか」と。婆羅門から説明を受け「破大乘論」の誤りと論点について、大乘教理の立場から論破したものを、「破悪見論」^{(一)類(シユロカ)は三ニシラブル(舊態)から成る}(千六百頌)を著して戒賢老師に呈し、学徒にも示すと、一同は「まことに卓見で如何なる論敵もかなうまい」と感歎した。玄奘は奴隸の婆羅門に感謝し「貴方を自由の身とするから、何処へなりと行きなさい」と。彼の婆羅門は喜び、東印度の迦摩縷波^{カマールバ}国の鳩摩羅王^{クモラ}(一作童土)に会い、玄奘のことを誉めそやした。王は直に使者を出して迎えようとした。

その頃、玄奘は帰国する気持を固め、戒賢老師の許しを得ようとしていた。ところが鳩摩羅王の迎えの使者が急に書面を持参してきた。戒賢は「玄奘法師は帰国を望んでおられる。王命には従い難い」と、使者を帰した。鳩摩羅王は第二回目の使者を派遣したが、戒賢が再び断ると、王は大いに怒り第三回の使者に書面を届けさせた。それは武力的な最後通牒であった。

近くはシャーシヤンカ王が菩提樹を伐り倒した例もある。老師は弟子(私に)はその力が無いと云われるが、必ず象軍を整えて、大金を賜り、那爛陀寺を破壊に粉砕せん
近者設賞迦王猶能壞法毀善提樹 師即謂弟子無斯力耶 必当整理象軍 雲萃於彼 踏那爛陀寺碎如塵^(原注33)

と、戒賢は仕方なく玄奘に向って、彼地に行くように命じた。

此の事件が起る少し前、戒目王^{ケイモク}は烏荼国^{ウツ}の僧が大乗仏教を信仰しない事に関して、那爛陀寺に書を送り、「寺院の

玄奘の苦難の旅路とその業績（翻訳）（町田）

大徳中、諸々の宗派教義に精通している者四人を選び派遣して欲しい」と求めてきた。そこで戒賢老師は寺院の大徳中から玄奘、師子光、海慧、智光の四人を選出した。ところが選出直後、戒日王から軍事行動が多忙であるので、

大徳四人の派遣は暫く見合わせて欲しいと伝えてきた。その後、戒日王が討伐を終り恒河まで引きあげて来た時、玄奘が鳩摩羅王の処に居ることを知り、直に使者を鳩摩羅王の許に派遣して玄奘に会いたい旨を伝えた。

戒日王と対面すると、王は中国の政治情勢を尋ねたり、当時、印度で流行していた秦王破陣楽の歌舞曲にも話題が及んだ。翌日、王は玄奘が著述した「破惡見論」を一読すると、大満悦で居合せた大乘不信の小乘外道の僧は恐縮するのみであった。そこで王は、羯若鞠闍国・曲女城（印度聯合省の坎諾吉城）の都で仏教大会を開き、五印度各国の

仏教僧、婆羅門、外道等に大乘の教理を教示して戴きたいと提議し、そして諸国に使を派して「曲女城に集まり中国の大法師の高説を聴け」と命じた。

曲女城學術大会は空前の盛会となった。大会当日には、十八ヶ国の王が列席し、大乘と小乘の仏僧三千余人、婆羅門及び尼干外道が二千余人、那爛陀寺からも千余人も来場していた。これらの参集者は博識で知られる学者達であった。象に乗り、輿に乗り会場に来る者、幢を立て、幡を掲げ、幾重にも連なり、数十里の間は参列の群衆で埋まるほど空前の盛況であった。

大会の儀式が開始されると、戒日王と玄奘が先ず宝壇に登り、その後十八ヶ国の國王、諸国の博字の名僧、更に婆羅門及び外道の名声のある者が順次に会場に入り、それ以外道俗は門外に整列した。その後、宝座を設けて、戒日王は玄奘を恭しく招き論主として坐らせた。玄奘は当日の講義の主要論題を称揚して

と提示した。玄奘が書き終ると、那爛陀寺の明賢法師ウヰンヤウイシヤウが大声で大衆に向って読みあげ、その写しを会場の門外に掲げた。その論題の末尾に、

(若し二字たりとも不合理的あり、論破する者あれば、首を斬つて謝しよ)
若其間有一字無理能難破者、請斬首相謝(附注35)

と明記されていた。数千人の出席者が居たが、

各擅雄辯 咸称克敵(附注36)

と誰れ一人として法論を挑む者は現われなかった。第五日目になった。徹底的に論駁された小乗派の中には、少数ながら玄奘の暗殺を企てた邪悪者が居たが未然に発覚した。小乗に精通していた十八部の慧天(バラモンの聖典の四吠陀・六論・八論)と法論があつたが、全く対論ができなく、

又深折挫、彼亦愧服(附注37)

の有様であつた。こうして大会は十八日間続いたが、誰れ一人として玄奘の教義を論破出来なかつた。最終日に大乘の徳を讃えて結び閉会した。戒日王と十八ヶ国の国王は、思い思いに珍品を贈つたが、玄奘はすべて辞退した。戒日王は古来の慣習であるからとして、家臣に命じて一巨象を美しく装い、玄奘を請じ貴臣に護衛させ、玄奘の袈裟をのせて練り歩かせた。

中国法師、立大乘義、破諸異見、自十八日来、無敢論者、普宜知之(附注38)

と喧伝させた。参加者は歓呼を以つて応じ、一斉に玄奘の名を呼び栄誉を賞讃した。大乘派の人々は、彼を摩訶耶那提婆マハヤナと呼び、小乗派の人々は、木叉提婆モウシャと呼び立てた。最後に大衆は焼香散華をして散じ去つた。此の大会を機に玄奘法師の名声は、広く五印度に遍く伝播し、永く中国と印度の文化交流の象徴となつたのである。

玄奘の苦難の旅路とその業績(翻訳) (町田)

玄奘の苦難の旅路とその業績（翻訳）（町田）

Kanarabala

曲女城大会の直後、戒日王は玄奘に対して、もう暫く留まり五年に一度の

（戒日王が五年に一度、蓄積した財宝を、仏教、バラモン教、

ジャイナ教の例、及び貧窮者に布施するもので、蓄積した財宝も無くなくなると云う）
いと要請した。この無遮大施の会には全土から五十万人の大群衆が集まり、その規模は壮大で盛儀であった。

大会後、玄奘は帰国の意を告げ、戒日王に対し厚く謝辞を述べた。戒日王と鳩摩羅王はしきりに引き留めたが固辞

した。王は帰途に必要な品物を用意したが一切辞退した。それでも王は、巨象一頭、金銭三千枚、銀銭二万枚を託し

旅費に当てた。鳩摩羅王からの贈与品の中から長刺釐（毛織の服）という帔一着だけを受け、道中の雨除け用とした。出立の日、

戒日王と鳩摩羅王は懇勲に数十里も見送り、袂を分つとき咽び泣き言葉もなかった。別れて三日目、後方より馬を駆

り追いつがる一団の騎士いた。他ならぬ戒日王と鳩摩羅王の一行で、法師が慕しく別れ難く追って来たのであった。

改めて別れの言葉を交わし、特使四人に書面を持たせ随行させた。書面は沿道諸国に宛てたもので、乗物を提供して

中国々境まで送るよう命じたものであった。

玄奘の帰国路は、往路を再び通ることはなかった。初めは往路を通り還る予定であったが、帰国する四年前、貞観

十八年（六四四）唐の太宗は、將軍侯君集に命じ大軍をもって高昌国（トクサン）を襲い滅ぼしていた。国王の麴文泰は陥落の直

前に煩悶のうちに病歿していた。玄奘は高昌王との十余年前の約束を果したくと相手が居なくなつたのである。

玄奘は葱嶺（バイナル）の南端の于闐（ウツァン）を経て帰国する道を選んだ。路は極めて険難で、当時の北印度地方の治安は悪く、

山や谷間には盜賊が多く出現した。玄奘は一計を案じ、「一人の僧を先に行かせ、賊に遭うごとに、求法者の一行で

（前代僧徒の遺物）持物は経像と舍利ばかり、財宝類は全く無い」と云い触らさせた。そのためか盜賊に度々遭遇したが、何の危害も受

けることがなかった。

然し信渡河（インダス）を渡る時、俄かに風が起り波が立ち、船は転覆する所であった。経蔵の看守者は水中に落ち、荷物も流

され、貴重な經典五十夾と印度の珍品（花木の種子）を失った。幸にも馬と象は河を渡り、経蔵の全部を失わなかったのがせめてもの慰めであった。

往路で訪れた数ヶ国を経て、毘羅那鞏国の都城に着いた。偶々、此処には那爛陀寺で同学だった師子光・師子月が居て講学していた。彼等とは曾て、瑜伽決訳論及び対法論をめぐる激しく争った論敵であったが、今はかえって懐かしく二ヶ月滞在した。又、数ヶ国を経て（阿彌健（アツアカシ）・僧徒庇（ジャラダ）・護時健（今のカーブル地方））迎畢試国の境に到達した。国王は重臣一人と百余人の従者を付けて、雪山越えの險路を護送させた。往くこと二十余日、深い谷間に入り沿道はすべて氷河に覆われ、人家も無かった。葱嶺の東高原を進んだ。

登危嶺、越洞谷谿経險阻、風雪相繼、行八百余里、出葱嶺（同前）

玄奘一行が越えたのは、雪山の中のカワツク峠の險阻だったと思われる。樹木無く、雪も無く、岩石の峰が乱立し、寒風吹きすさび、直立することも出来ず、鳥も飛ぶことが無かった。西北へ山谷を進むこと七百余里、往路に滞在した活国（シンドウ）に十数年ぶりに着いた。此処から路を東に転じて葱嶺を越えていくことにした。山中を東南に進むこと二百余里でインヴァカン国、更に東南三百里で護密（ゾマヌン）に着いた。世界の屋根の蓼嶺の最高溪谷を東に進み、氷雪を踏み行くこと五百余里で揭盤陀（カパンツ）（新疆塔什庫爾干自治県）に着き、葱嶺の東斜面を下った。吹雪は荒れ道は險阻で困難であったが、八百里の道程を踏破し、更に砂丘不毛地帯を五百里進んで佉沙国（カシガル）（新疆疏勒県）に至った。東に道を転じて進むこと八百余里で于闐（ヤン）（和闐）に到着した。

※ 訳者注：玄奘は于闐に十ヶ月滞在した。その長く滞在した理由は、(1) インタス河の渡して突風のため流失した經典を補充するため、人を免茲と佉沙に遣わして探させること。(2) 十有七年前、國禁を犯し出國したため、あらかじめ皇帝の許しを請う必要

があったこと。玄奘は上表文をつくり高昌生れの馬玄智という若者を隊商と共に長安に向わせた。上表文には出国の動機、異域での苦心を述べた後に、只今于闐まで戻りましたが、運搬用の巨象が溺死し、経蔵を運ぶ馬も入手が困難で、早々に帰り陛下に拝謁が叶いません。帰国の思いは矢のようである、と述べている。「……歴覽周遊一十七載、今已從鉢羅耶伽國經迦畢試境、越葱嶺渡波謎羅川、綿遠達于于闐、為所將大衆溺死經本衆多未得鞍乘以是少停不獲奔馳、早謁軒陛、無任延仰之至、謹遣高昌俗人馬玄智、隨商侶奉表……」（慈恩伝巻六・大正蔵五〇（一）二五一—二五二頁）。

玄奘は馬玄智を送った後、于闐の僧のために瑜伽、対法、俱舍、撰大乘の諸論を講じ、国王も聴聞して、連日千余人が講座に集まった。忽ち八ヶ月が過ぎた。馬玄智が帰って太宗の勅旨を伝えた。即ち「日、聞師訪道殊域今得帰還、歡喜無量、可即速來、與朕相見、其國僧解梵語及經義者、亦任將來、朕已勅于闐等道使諸國送師、人力鞍乘應不少乏、令燉煌官司於流沙迎接、鄯都於沮洳迎接、法師奉勅已即進発……」（慈恩伝巻六・大正蔵五〇（一）二五二頁）と。「法師が真理の道を異域に求め、今帰國するを聞き歡喜無量、速く帰國して朕と会われよ。梵語や經典に通ずる者が居れば任意に同行されたい。すでに于闐等の沿道には勅を下し、人夫や乗物に不自由なきよう命じておいた。敦煌の役人には流沙まで、鄯都（ローラン）の役人は沮洳（チュルチュン）まで出迎えるよう命じておいた」という、至れり尽せりの温情の帰國許可の詔書であった。

玄奘は太宗の詔書が到着すると、直に長安に向って出立した。

※訳者注：原書には、于闐（和闐）から長安に至る帰路の旅程は全く記述が無い。そこで訳者が于闐からの旅程について、慈恩伝と大唐西域記に依って略記しておく。于闐から東（三百余里でビマー城（ドウルガー））に着き、更に二百余里で尼攬城（ニジャン・現ニヤ）に着き、その先は四百余里の熱風吹き荒ぶ大流砂、大流砂を出て都貨羅に到り、更に東へ六百余里で折摩駄那国（チャマダナ・沮洳チュルチュン）に到り、これより東北千余里で納縛波（ナヴァバ・楼蘭・動く湖ロブノル湖）に着いた。此処で于闐からの人夫、駱駝、馬を帰した（人夫は玄奘からの報酬を一切受けとらなかつた）。楼蘭からは一路沙州（玉門関・敦煌）に向い、これから先は往路の河西回廊を長安へと急いだ。

貞観十九（六四五）年正月二十四日、長安城に通ずる遺渠三十里を経て、玄奘は長安に帰還した。前後十八ヶ年を

要していた。彼は印度からもたらした梵語經典や仏像を朱雀門の南に陳列して大衆に展観した。

釈迦如来肉舍利（仏骨） 一百五十粒。

金仏像三軀…三尺三寸。三尺五寸、一尺六寸。

梅檀仏像四軀…二尺九寸、三尺五寸、一尺三寸。

銀仏像一軀

仏教經典…計五百二十夾、六百五十七部。

※ 訳者注：玄奘が将来した梵語仏典の詳細は慈恩伝巻六（大正蔵五〇（一）二五二頁）を参照されたい。

これらの仏典を運搬するのには二十二頭の馬を必要とした。当時、唐太宗は遼東派兵の準備を進めていた。玄奘は洛陽に到り皇帝と会見した。玄奘は「御許しを得ずに勝手に出国した振舞いを深く慙じ恐れております」と云えば、太宗は「法師は出家の身で俗人とは別である。命をかけて法を求め、衆生を救済せんとした御志には心から敬服している。決して慙ずるには及ばない」と慰め、玄奘の人物を頼もしく思い、（勅諭を賜ふ）還俗して政務を輔けてくれと勧めた。玄奘は固辞して、印度西域から持ち帰った梵本六百余部、その翻訳事業に努める決意を表明した。（太宗が生母の穆太后のため建立した寺）帝は長女の弘福寺を与えた。三ヶ月後に弘福寺に入り、梵文經典の翻訳の準備をすすめた。

※ 訳者注：翻訳事業のために、証義の係（訳経が適切か否かを検討する）。綴文の係（文体の統一に当る）。筆受の係（口授・訳文の筆記に当る）。書手の係（訳経の浄書に当る）等の多数の協力を必要とした。

四月下旬から翻訳事業が開始された。玄奘は勇猛心をもって行動し、学術上卓越した業績を残し、後世に多大の貢献

玄奘の苦難の旅路とその業績（翻訳）（町田）

をしたのである。

原注

(29) 慈恩伝巻四

(30) 同上

(31) 統高僧伝巻四

(32) 同上

(33) 慈恩伝巻五

(34) 窺基因明入正理論疏巻四謂「時戒日王王五印度、為設十八日無遮大会、令大師立義。……大師立童、無敢對揚者」。窺基為玄奘最親近的弟子、所言自較可信。宋延壽禪師宗鏡錄載其內容、明僧智光著唐奘師真唯識量略解有單行本。

(35) 慈恩伝巻五。訳者注大正蔵五〇巻(一)二四七頁。

(36) 統高僧伝巻五

(37) 慈恩伝巻七

(38) 慈恩伝巻五

(39) 西域記巻十二

訳者のお詫び

本来ですと、原書後半部の「玄奘在歴史的的作用和貢獻」「結論」も翻訳すべきですが、本誌の紙数制限に苦慮すること、また玄奘の訳業の功績は広く紹介されている事から、翻訳を省略した。(平成5年10月30日)

新「学習指導要領」についての一考察(2)

——「社会科カリキュラム」の変遷について——

渡 辺 寛 勝

平成元年三月、高等学校「学習指導要領」の改訂と学校教育法施行規則の一部改正が行われ、高校の「社会科」は廃止されて「地理歴史科」と「公民科」の二教科に再編成され、平成六年度より実施されることになった。小・中学校の社会科は終戦の二年後、昭和二十二年九月に発足し、高校の社会科は半年遅れて、昭和二十三年四月に始まった。その後、社会科は昭和二十六年に第一回の改訂が行われてから今回（平成元年）までに六回改訂された。当身延山高等学校においても、今後「教育課程」を編成する場合、重要な問題であるので、高等学校社会科カリキュラムの変遷について少し考えて見たいと思う。

(一)

昭和二十六年改訂までの社会科を初期社会科と呼んでいる。今回の改訂で小学校低学年の社会科は消えて「生活科」が新設された。戦後の教育改革で六・三・三制の教育制度が発足したが、社会科の昭和二十二年度の学習指導要領では、高校の第一―三学年を第一〇―第二二年と呼んでいた。経済に関する内容を見ると、第九学年（義務教育の最終学年）で消費を扱い、第一〇学年で生産と流通を扱って、ともかく、第一学年（小学校）から第一〇学年（高校一年）まで「一般社会科」が一貫し、そこから「科目別社会科」に分化した。

科目別社会科は「東洋史」、「西洋史」、「人文地理」「時事問題」の四科目からなり、「日本史」はなかった。「国史（日本史）」は第八・九学年（中学校）、一般社

会科とは別個に学習した。今回の高校社会科からの歴史
 独立論が出てきた淵源の一つはここにあると思われる。

昭和二十六年年度の改訂は昭和二十二年のものを整
 理したもので、中学校の日本史を一般社会科の中に入れ、高
 校の科目別社会科に「日本史」を新設し、「東洋史」
 「西洋史」を「世界史」に統合した。

高校の初期社会科の特色の一つは、大単位制にある。
 資料にあるように、どの科目も五単位で、「一般社会
 を含めて二科目以上」を履習するということで、換言す
 れば、科目別社会科の中から一科目しか選択しなくてもそ
 の他の三科目の内容についてもある程度の知識が履修で
 きるように配慮されていた。例えば、「人文地理」に
 ついてみると、昭和二十二年年度の参考文献には和辻哲郎
 『風土』があり、昭和二十六年の学習活動の例には、例
 えば、リヴィングストンやスタンレーのアフリカ探検、
 マルコポーロの旅行記、蒙古人の活躍した時代、蒙古人
 と漢民族との接触の歴史、産業革命、農地改革、マルサ
 スの「人口論」、城下町、中世ヨーロッパの都市の発達、
 古事記、コロンブス、マゼラン、魏志和人文伝、ローマ道
 路、絹街道など他の科目と関係の深い用語が目につく。
 大単位制の社会科の下における科目の内容構成を今後の

選択科目の内容構成に生かすことを考えるべきである。

なお、学習指導要領を比較する場合に注意しなければ
 ならないことがある。初期社会科時代の学習指導要領は
 ページ数が多く、現在のもの例えば、解説書まで含む
 内容のもので、したがって単純には比較出来ない。



昭和三十年度に小・中学校の、翌昭和三十一年に高校
 の社会科学習指導要領が改訂された。この時の改訂は社
 会科と家庭科だけが対象で、社会科が解体されるかもし
 れない危機にさらされての改訂だったと言われている。

昭和二十七年サンフランシスコ対日平和条約が発効し日
 本は独立を回復した。当時の朝日・読売などの新聞の世
 論調査によると、社会科の廃止、修身・歴史・地理復活
 の声が高まっていた。親たちは経験主義の社会科に馴染
 むことができず、基礎学力の低下に不安を感じていた。
 そのような状況の下で昭和二十七年一月、文相は教育
 審議会に「社会科の改善、特に道徳教育、地理・歴史教
 育について」を諮問した。社会科学の改善という言葉を使っ
 ているが、その解体をも含んでいた。翌二十八年教育課
 程審議会は答申を行い、社会科は日本の民主主義の育成
 に重要な役割を担っているから、改善して今後も育てて

いくべきであるとし、根本的に社会科の立場を支持した。

昭和三十一年度では「一般社会」と「時事問題」を統合して新科目を作ることになり、新科目の名称をどうするかは教育課程審議会ではなく、教材等調査研究会（現在の協力者会議の前身）で審議した。新科目の名称を「社会」にするか「公民」にするかは、教材等調査研究会の社会科学合同委員会で論議の結果「社会」に決まった。この改訂では第一学年の「一般社会」がなくなったため各科目の学年指定をやめ、各科目の単位数に三（五）単位という弾力性をもたせ「社会」を含めて三科目以上を履習させることになった。初期社会科のときよりも最低必修単位数は一単位減ったが科目数は一科目増えた。

昭和三十五年度の改訂の要点は三つある。第一点は「人文地理」の名称を「地理」に変更し、「地理」と「世界史」にA・Bの二科目を置いたこと、それは差別であるとの批判もあったが、生徒の能力、適性、進路に依じて教育を行うためA・Bの二科目を置いた。

第二点は「社会」を「倫理・社会」と「政治・経済」の二科目に分けたこと。三十三年度の改訂で小・中学校に「道徳」の時間が設置されたが高校での道徳教育を強化するために「倫理・社会」を置いた。

新「学習指導要領」についての一考察(2) (渡辺)

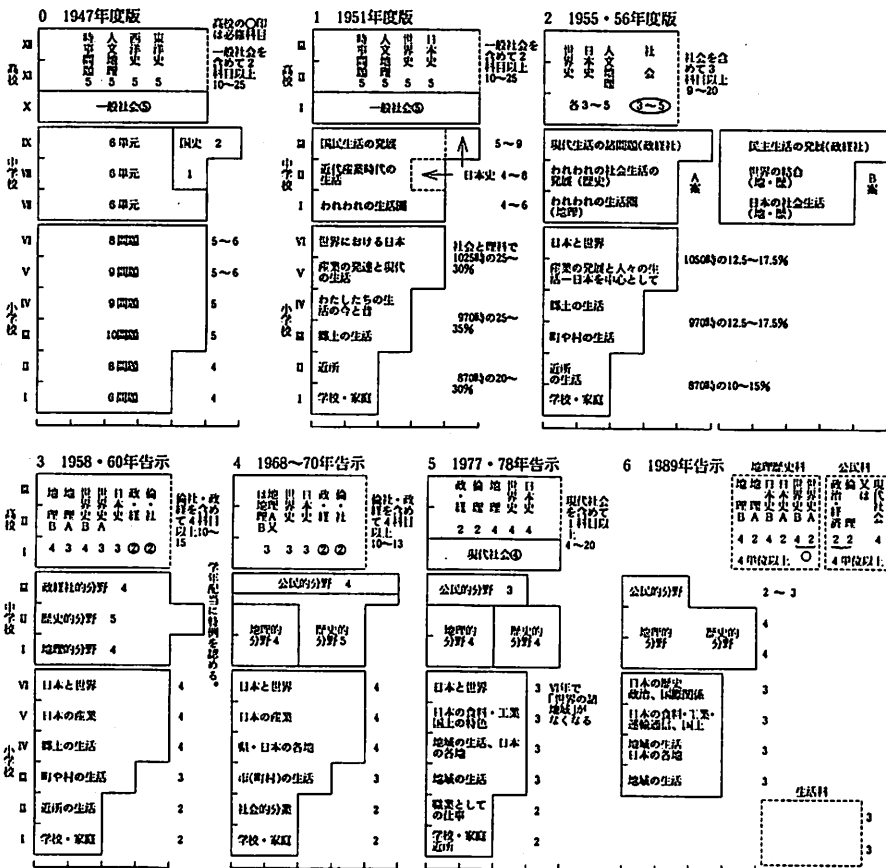
第三点は教養の偏りを少なくするために、必修科目の数を多くしたこと、すなわち、普通科では五科目を、職業教育を主とする学科では四科目以上をすべての生徒に履習させることにした。

昭和四十五年度は四十年度をほとんどそのままの形で踏襲している。ただ異なる点は、「世界史」のA・Bをやめ、「地理」のAは系統地理とし、Bは世界地誌としたことである。

◇

昭和五十三年度の現行版について考えてみると資料からわかるように形が初期社会科とよく似ている。第一学年に必修科目として「現代社会」が置いてあり、第二学年から五科目に分化している。「政治・経済」「倫理」の二科目が各二単位あるのを除けば他の科目は四十五年度より一単位増えて各四単位になった。最も大きな変革は、最低必修単位数が「現代社会」の四単位に減ったことである。社会科発足以来の最低必修単位数を資料で確認してみると、一〇・九・一〇・一〇単位と続き五十三年度で四単位となった。必修単位数の減少は社会科だけでなく全教科にわたる高校教育課程改定の基本方針だった。それは生徒の個性を伸長するものだった。四単位の

資料 社会科構成の変遷



必修科目の内容をどのようなものにするかは、地理も歴史（日本史・世界史）も公民（政治・経済・倫理・社会）もそれぞれ必修科目となることを望んだと思われる。しかし「現代社会」という総合的な科目が必修科目として設置され、また、それに大きな期待がかけられた。「現代社会」については、現場では、一方にはそれを教え難いとする意見もあつたが、他方にはその指導に熱心に取り組み成果をあげる学校も増えて来た。

(二)

今回（平成元年度）の改訂により高校社会科は次のようになった。

高校社会科の再編成

- (1) 「現代社会」を選択科目とし、「世界史」を必修科目とする。
- (2) 「社会科」を廃止して、「地理歴史科」と「公民科」の二教科を置く。
- (3) 科目構成を次のように改め、各教科の必修単位数を四単位とする。

〈地理歴史科〉

世界史 A 二単位

世界史 B 四単位

並びに

日本史 A 二単位

日本史 B 四単位

地理 A 二単位

地理 B 四単位

〈公民科〉

現代社会 四単位

又は

倫理 二単位

政治・経済 二単位

◇

社会科を廃止して「地理歴史科」と「公民科」とを設置するならば、各教科に独自の目標が立てられるべきである。そこで、社会科、地理歴史及び公民科の目標を並べてみると、

教科目標について

社会

広い視野に立って、社会と人間についての理解と認識を深め、民主的、平和的な国家・社会の有為な形成者として必要な公民的資質を養う。

地理歴史

我が国及び世界の形成の歴史的過程と生活・文化の地域的特色についての理解と認識を深め、国際社会に主体的に生きる民主的、平和的な国家・社会の一員として必要な自覚と資質を養う。

公民

広い視野に立って、現代の社会について理解を深めさせるとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を育て、民主的、平和的な国家・社会の有為な形成者としての資質を養う。

三教科とも目標の文章の前半は、学習対象の理解目標を掲げている。重要なのはそのような理解を通してどんな人間を育てようとしているのかにある。

三教科の目標の後段を比較してみると、「地理歴史」は「民主的、平和的な国家・社会の一員として必要な自覚と資質を養う」とあり、「公民」は「民主的、平和的な国家・社会の有為な形成者としての資質を養う」とある。「地理歴史」も「公民」も単に「資質」と言い、「公民的資質」という言葉を避けているが、両教科が掲げている資質は公民的資質に通ずるものがあり、文部省は高校の社会科学を「解体」したのではなく、「再編成」し

ただと説明するのも、社会科学が過去四〇余年にわたり掲げてきた根本目標、公民的資質の育成を「地理歴史」も「公民」も継承していると思われる。

教育過程審議会社会科学部会でも論争の種になったのは「公民的資質」という言葉であり、歴史独立世界史必修論者は、公民的資質は法制・経済の学習によって養われるものであり、現在必要な国際的資質は世界史を学習しなければ養成できないと主張した。又、社会科学がこれまで育成してきた公民的資質はそのような狭義のものではなく、国際的資質をも包括した概念であると述べ、現行の「世界史」の科目目標、教科目標にある公民的資質には国際的資質が含まれているとした。

文部省『小学校社会科学学習指導要領補説』(昭和三三、九、一五から)によると「社会科学の目標」、「社会科学の主要目標を一言でいえば、できるだけけりっぱな公民的資質を発展させることであります。これをもう少し具体的にいうと、児童たちが、(一)自分たちが住んでいる世界に正しく適応できるように、(二)その世界の中で望ましい人間関係を實現していけるように、(三)自分たちが属している共同社会を進歩向上させ、文化の発展に寄与することができるよう、児童たちにその住んでいる世界を理解

させることであります。そしてそのような理解に達することは、結局社会的に目が開かれることであるといえましよう。(中略)しかし、りっぱな公民的資質ということは、その目が社会的に開かれているということ以上のもを含んでいません。すなわちそのほかに、人々の幸福に対して積極的な熱意をもち、本質的な関心をもってすることが肝要です。それは政治的・社会的・経済的その他あらゆる不正に対して積極的に反発する心です。人間性及び民主主義を信頼する心です。人類にはいろいろな問題を賢明な協力によって解決していく能力があるのだということを確認する心です。このような信念のみが、公民的資質に推進力を与えるものです。」とある。これは小・中・高校を通じて社会科が達成すべき目標、というよりも日本国民のすべての生活目標であり、これが公民的資質であり、社会科の精神を未来につなげる道であると考えられる。その文章の中には「それは政治的・社会的・経済的その他あらゆる不正に対して積極的に反発する心です。」とあるが、学校教育法第四二条(高等学校教育の目標)の第三項には、「社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、個性の確立に務めること。」と明示してある。この点からも高校教育の一環を

担う「地理歴史科」「公民科」も又将来健全な批判力を養うことに努めてゆく必要がある。

◇ 今回の高校社会科再編成の中で議論になったことの1つは社会科と社会諸科学との関係である。これまでの文部省の考えは、文部省「中学校高等学校学習指導要領社会科編I」(昭和二六年)「社会科と社会科学」によると、「社会科の性格を正しく理解するためには、まず社会科と社会科学との関係を考えることが最も近道であろう。ここでいう社会科学とは、歴史学・人文地理学・政治学・経済学・社会学などのように、人間関係について、それぞれの立場から系統立てて深く研究されている科学の総称である。(中略)社会科もまた、人間関係をそのおもな学習内容とする教科である。したがって社会科と社会科学とは密接な関係をもっている。社会科学の発達をその背景としなかったならば、社会科は成立することができない。(中略)しかしながら、それと同時に社会科の教師は、社会科と社会科学の相違をよく知らなければならぬ。(中略)社会科学と社会科との最も大きな違いは、一方は純然たる科学であり、一方は学校教育の一つの教科である点である。そして社会科はおもに社会

科学の取り扱う分野について、これを学問的立場からではなく、現代の学校教育という立場から、一つの教科として組織されたものである。」又、文部省「高等学校学習指導要領社会科編昭和三十一年度改訂版」(昭和三十〇、一一、二二六)には、「高等学校では、生徒は理論的に考えていく段階に達するので、社会諸科学の考え方や知識を中学校における学習以上に系統的に深く身につけさせる必要がある。(中略)社会諸科学の系統的な知識も、現代社会の諸問題を取り上げて生き生きとしたものとして理解し、単なる知識として終わるのでなく、深く生徒の内面的な心的活動にまで結び付けられて、実際の生活に活用されるようなものでなければならぬ。」とある。

これからわかるように、これまで文部省は地理学や歴史学などを含めて社会科学または社会諸科学と呼び、また、教科と科学との相違を明確にしてきた。更に、社会科では目標・内容とともに方法を重視してきたことである。今回の高校社会科の改訂で「現代社会」が選択科目になった。その理由の一つとして、その内容が中学校社会科の公民的分野と重複している部分が多いとの指摘があった。しかし、「現代社会」の目標の一つは、中学校までの社会科が身につけた知識を活用して、現代社会の

諸問題を教師と生徒が一緒に調べてみよう、考えてみようという能力の育成にあった。

社会科が発足した当時盛んに言われたことは、グループ学習とディスカッション(討議学習)であった。大学受験のためか、特に高校ではそうした授業風気がなくなった。国際社会に対応するためには、相手の意見を理解し、自分の意見を相手に正しく伝える能力が重要である。このような教科に関する考え方は将来にもつなげてほしいものである。

以上、高校社会科カリキュラムの変遷を概観し、今回の高校社会科再編成についての一端にふれてみたが、戦後の教育改革の中で誕生し、戦後の民主教育の中心的位置を占めていた社会科がなくなることは、日本の教育にとって大きな転機を意味する。私と当面延山高等学校における社会科との同行は三〇余年に及ぶ。今年度(平成五年度)で消滅する高校社会科を支えてきた「社会科の精神」を、当校における「教育課程」の編成の上にごう生かしていくかということが今後の課題であると思われる。

江戸の日蓮宗の年中行事(一)

——『東都歳時記』にみられる縁日・開帳・祈願を中心に——

望 月 真 澄

近世の江戸における年中行事は町名主齊藤月岑が記した『東都歳時記』にその実態が詳細に描かれるところである。庶民は寺院の縁日に参詣し、神仏のご利益を頂戴していた。ここには江戸町人の信仰習俗が記され、殊に日蓮宗の年中行事が詳細に記されているのが特徴である。同書は天保九年(一八三八)に五冊本で刊行され、挿絵・詞書からなり、江戸の人々に宣伝されたものであり、同著による『武江年表』は江戸時代の諸行事を編年的に書き記したものである。

この二書は江戸の歳時を知るものとして史料的価値は高く、先学によって紹介・研究されているが、あらためて日蓮宗という教団の中で年中行事を捉え、その宗派性を確認してみる必要があると思われる。

そこで今回は『東都歳時記』を素材に、江戸後期の日蓮宗の年中行事をピックアップして史料紹介することにする。そして、次回で江戸の年中行事の内容を分析することにした。

なお、同書は平凡社の東洋文庫本で翻刻され、朝倉治彦氏の校注によって三冊に分冊されている。史料には日蓮宗

という宗派名の記載はないが、多くは、法華宗とあり、ここに掲げたのは現在の宗教法人日蓮宗のみならず日蓮聖人門下連合を含む広義の法華宗寺院の行事と各宗派にわたる行事である。そして、史料に出てくる所在地から現在までの間に何度か移転している寺院も多く、ここで確認してみたい。

史料紹介

（凡例並覚書）

- 一、底本は、四巻五冊、須原屋茂兵衛、同伊八刊。雪目挿絵、雪堤補画であるが、校合本には平凡社東洋文庫『東都歳時記』1・2・3、朝倉治彦校注から抽出した。よって、凡例は東洋文庫本に準拠している。
- 一、項目の抜書のため前後の続きが不明になる部分があるが、これは筆者がかって註し、補った。
- 一、原文のひらがなの部分で、漢字に直せる箇所は本文右にかっこ内で示した。
- 一、脚注を施した部分は、該当箇所またはそれに近い箇所に*を付した。
- 一、脚注は寺院の現在の住居表示を示し、史料に登場してくる地名と現在地が異なる場合は、当時の所在地↓現在地という形で示した。
- 一、寺院名や記載が省略されている箇所があるが、これは脚注（註）で補った。

年間仏教行事

日蓮宗関係

月日

内容

正月一日・本所押上春慶寺普賢菩薩開帳 千巻普賢日品執行 構中祈禱あり。

正月十六日・同法恩寺中大教院閻魔参。

・雑司ヶ谷玄浄院法明寺中間魔参。

・雑司ヶ谷鬼子母神祭礼 中古までは、今日奉射祭とて、嚴重の式ありしが、近年此事絶てなし。今は法華經を讀誦するばかり也。今日

本尊更衣あり。

正月十七日・谷中妙福寺日親像開帳 正五九なり。

正月十八日・本所出村本仏寺 正五九 内拝あり。

・四谷南寺町戒行寺鬼子母神開帳 正五九の十八・二十八日なり。

正月十九日・浅草たんぼ幸龍寺鎮守柏原明神開帳 千巻陀羅尼 正月、九月もあり。

・橋場長松寺七面宮祭。

正月二十二日・同 七軒寺町法養寺熊谷稻荷開帳 千巻だらに。

・谷中大円寺瘡守いなり開帳 千巻陀羅尼説法等あり。

・深川猿江妙寿寺稻荷開帳 千巻陀羅尼。

江戸の日蓮宗の年中行事(一)(望月)

註

* 墨田区葉平

* 墨田区太平

* 豊島区南池袋

* 豊島区南池袋

* 台東区谷中

* 本所↓世田谷区梅里

* 新宿区須賀町

* 浅草↓世田谷区北烏山

* 台東区今戸

* 浅草↓大田区池上

* 台東区谷中

* 深川↓世田谷区北烏山

江戸の日蓮宗の年中行事(一)(望月)

正月二十四日・雑司ヶ谷宝城寺 千卷陀羅尼修行説法。

正月二十八日・荻新田砂村邊上妙寺鬼子母神祭 開帳。

二月十二日・牛込幸国寺千部二十一日迄修行 九日説法、十六日誕生会、この日

本尊祖師御更衣、放生会、音楽、兒供養その外執事あり。二十二日には施餓鬼あり。

二月二十八日・品川南番場本光寺開山日什上人の忌なり。

三月九日・下総国中山法華経寺千部 十八日迄修行 此間音楽等あり。

江戸より参詣多し 行程日本橋より四里余あり。

・深川浄心寺法華経千部 十八日迄修行。

三月十三日・下谷宗延寺 法華経千部二十二日迄修行 この間開帳。二十三日音

楽兒供養、放生会あり。

・品川南番場海徳寺淡しま祭 祭礼九月二十三日。

三月十九日・池上本門寺法華経千部 二十八日迄修行、この間開帳音楽あり。遠

近の繙素群集す。

三月二十八日・此頃より夏に至て諸州の寺院、靈仏靈神並什物等を東都に出し、寺

院の境内に於て開帳あり 日数は六十日を限とす。

・法花宗の寺院多くは、浅草長遠寺、幸龍寺、深川浄心寺、本所法恩

*豊島区南池袋

*江東区東砂

*新宿区原町

*品川区南品川

*千葉県市川市中山

*江東区平野

*下谷↓杉並区堀ノ内

*品川区南品川

*大田区池上

*台東区元浅草、浅草↓世田谷区

寺等にて開帳あり。其余同宗の寺院ならでは開帳なし。同宗開帳の場所は何国に限らず、芝金杉、正伝寺へ至り、蓮台へ移して、夫より通り町を経て、開帳の寺院へ到着する事近来のならはしなり。

四月六日・東葛西柴又村・帝釈天祭礼 別当題経寺。今日板本尊開帳、千巻陀羅尼修行。音楽 兒供養あり。江戸より参詣多し。

四月八日・灌物会 諸宗寺院勸行あり。本堂又は境内に花の堂を儲け、銅像の釈迦仏を安じ、参詣の諸人に柄杓を以て香水を仏頂に澆奉る。在家にも新茶を煮て仏に供し、卯の花をささげ、又戸外に卯の花を挿なり。今日仏に供する所の餅を号して、いただき又花くそといふ。『年中行事大成』に、花供御の誤にやといへり。但し、京師には、涅槃会の団子をさしてしかいふとぞ。

・浅草・幸龍寺法華經千部 十七日まで修行。

・大塚・本伝寺法華經千部 十四日迄修行。

・高田・本松寺願満祖師百部經 十七日迄修行。

・青山・仙寿院萬卷陀羅尼 十八日迄修行 十八日には祖師開帳あり。

・本所・本仏寺鬼子母神 八日より十八日迄萬卷陀羅尼、八日・十二日・十八日内拜あり。

北鳥山、江東区平野、墨田区太平

*港区芝

*葛飾区柴又

*浅草↓世田谷区北鳥山

*文京区大塚

*新宿区喜久井町

*渋谷区千駄ヶ谷

*本所↓杉並区梅里

江戸の日蓮宗の年中行事(一)(望月)

・雑司ヶ谷・鬼子母神更衣。

四月九日・日暮里・修性院三十番神祭 千巻(陀羅尼)だらに 児供養あり。

四月十二日・本所表町・本久寺祖師衣替。

四月二十七日・雑司ヶ谷・鬼子母神常経講中の為に一年一度の内拝あり。

五月一日・押上・春慶寺普賢菩薩開帳 千巻普賢品執行、正月の如し。

・柳島・妙見宮開帳。

・浅草・本法寺萬巻陀羅尼。二十二日まで修行。

五月五日・池上・本門寺祖師更衣。

五月十一日・麻布桜田町・妙善寺摩利支天祭 十七日迄。

五月十三日・堀之内・妙法寺祖師開帳。

・浅草と(全道)ぶ店長遠寺祖師開帳。

・雑司ヶ谷・寶城寺祖師内拝 その外法華寺院祖師開帳あり。

・蛸沢・宗林寺船守祖師会式修行。

五月十五日・山谷・正法寺毘沙門祭開ち(開)やう 千巻陀羅尼。

・柳島・妙見宮開帳。

・新島越安盛寺・妙見宮内拝 千巻陀羅尼。

・白金・妙圓寺・妙見宮星祭。

* 豊島区南池袋

* 荒川区西日暮里

* 墨田区東駒形

* 豊島区南池袋

* 墨田区業平

* 墨田区業平(註) 法性寺

* 台東区寿

* 大田区池上

* 港区西麻布

* 杉並区堀ノ内

* 台東区元浅草

* 豊島区南池袋

* 台東区谷中

* 台東区東浅草

* 墨田区業平(註) 法性寺

* 台東区吉野町

* 港区白金台

五月十七日・谷中妙福寺日親上人像開帳。

五月十八日・雜司ヶ谷鬼子母神堂千部 二十八日まで修行。今日萬卷陀羅尼修行あり。

・小柄原日慶寺鬼子母神祭 十七日より十九日まで修行。内拜あり。

・本所出村本仏寺鬼子母神内拜。

・本所荻新田小奈木川通上妙寺鬼子母神開帳。

五月十九日・本所押上最教寺七面祭。

・高田亮朝院七面宮開帳 千卷(陀羅尼)だらに。

・浅草幸龍寺柏原明神開帳 千卷陀羅尼。

五月二十二日・谷中大円寺瘡守稻荷社 千卷陀羅尼ならびに説法内拜あり。

・浅草七軒(寺)てら町法養寺熊谷稻荷祭。

・猿江妙寿寺稻荷開帳 千卷(陀羅尼)だらに。

五月二十四日・本所押上普賢菩薩開帳 十部經修行祭礼。

・雜司ヶ谷寶城寺千卷陀羅尼説法。

五月二十八日・入谷喜宝院(註)鬼子母神 千卷陀羅尼。

六月一日・本所柳(註)しま妙見宮開帳。

六月三日・本所法恩寺法華經千部十二日迄修行 開山日住上人 在職の頃より

江戸の日蓮宗の年中行事(一)(望月)

*台東区谷中

*豊島区南池袋

*荒川区南千住

*本所↓世田谷区梅里

*江東区東砂

*本所↓八王子市宮下町

*新宿区西早稲田

*浅草↓世田谷区北烏山

*台東区谷中

*浅草↓大田区池上

*深川↓世田谷区北烏山

*墨田区業平(註)春慶寺

*豊島区南池袋

*台東区下谷(註)喜宝院↓真源寺

*墨田区業平(註)法性寺

*墨田区太平

江戸の日蓮宗の年中行事(一)(望月)

引續て修行すといふ。開山は曆応中の人なり。

六月六日・浅草どぶ店長遠寺祖師開帳 開運の守札出る。

六月十五日・柳島妙見宮開帳 別当法性寺。

・雑司ヶ谷鬼子母神草薙の神事 近辺の農夫集まりて、社辺の草を薙り払ふの行事なり。近年此事なし。

・白山権現裏門通り妙傳寺妙見宮開帳。

六月二十四日・白金樹木谷覺林寺清正公社祭礼 開帳。

・浅草幸龍寺清正公祭り開帳 千巻(総巻)だらに。

六月二十六日・品川妙國寺開山忌 天目上人の忌なり。

六月二十七日・南品川諏訪社祭礼 別当妙國寺中真了院。

六月二十八日・品川妙國寺虫払 古文書其外諸什器を拜せしむ。

七月一日・中延八幡宮靈寶虫払並説法 別当法蓮寺。

七月二日・煤払・虫払 今日より十三日までの間晴天を撰び、屋中の煤を払ひ、

又蔵書衣類器物等の虫払をなす。商家には家の前に幕を張りて商ひものをさらす。寺院の交割、神社の靈寶、曝涼は日限大かた定り有て、内拝をゆるす。

七月七日・池上本門寺什寶虫払 日蓮聖人筆注法華經、同筆遺物目錄、同真筆

*台東区元浅草

*墨田区業平

*豊島区南池袋

*文京区原町

*港区白金台

*浅草↓世田谷区北烏山

*品川区南品川

*品川区南品川

*品川区南品川

*品川区旗の台

*大田区池上

息、貞宗太刀其餘種々の靈寶ありて拝をゆるす。

・中山法華経寺什寶虫弘 宗祖上人筆曼荼羅並消息上人の持物、其外諸什器を拝せしむ。江戸より詣人おほし。

・真間弘法寺什寶(虫弘)。

・雜司ヶ谷法明寺什寶虫弘。

七月十五日・雜司ヶ谷鬼子母神更衣 今夜より、同所法明寺、相撲十八日迄興行。
七月十六日・閻魔參 閻魔の齋いと云。參詣の場所、正月十六日のくだりに記する如し。

・今日より二十二日迄、本所押上最教寺、虫弘にて日蓮上人筆旗曼荼羅を拝せしむ。弘安四年辛巳五月、鎌倉將軍惟康親王曼荼羅の威徳によりて、蒙古の夷賊退治ありし処なり。境内七面堂にて掛て拝せしむ。

・小梅常泉寺虫弘 祖師真筆の題目等を拝せしむ。

七月十八日・堀之内妙法寺法華経千部二十七日迄修行 この間遠近の老少日毎に歩を運ぶ。

七月二十五日・浅草本法寺熊谷稻荷祭。

七月二十八日・高田亮朝院七面宮施餓鬼修行 百味供養あり。

江戸の日蓮宗の年中行事(一)(望月)

* 千葉県市川市中山

* 千葉県市川市真間

* 豊島区南池袋

* 豊島区南池袋

* 押上↓八王子市宮下町

* 墨田区向島

* 杉並区堀ノ内

* 台東区寿

* 新宿区西早稲田

江戸の日蓮宗の年中行事(一)(望月)

八月一日・雑司ヶ谷鬼子母神境内鷲明神祭礼 痘瘡の守護神なり。

八月四日・今日大川中州の辺に於て、相州鎌倉松葉ヶ谷妙法寺川施餓鬼を修行す。一宗の門徒船にて多く出る。

八月六日・中延八幡宮萬卷陀羅尼並説法 十五日迄修行。

九月一日・本所柳島妙見宮開帳。

・押上普賢菩薩開帳 千卷普賢菩薩修行。

九月九日・真間下総弘法寺法花經千部 十八日まで修行。

九月十二日・日蓮上人御難の餅 文永八年九月十二日 上人相州龍の口にして難を避たまひし日なり。宗門の徒胡麻の餅を供す。昨日今日相州片瀬龍口寺へ江戸並近在より詣する者多し。

・牛込横寺町圓福寺御難会夜に入る。その外諸寺院行ふ。

九月十三日・堀之内妙法寺祖師開帳。

・浅草どぶ店長遠寺祖師開帳。

・雑司ヶ谷寶城寺祖師内拜。

・高田本松寺願満祖師千卷陀羅尼修行。

九月十五日・柳島妙見宮開帳。

・新鳥越安盛寺妙見宮内拜。

* 豊島区南池袋

* 神奈川県鎌倉市

* 品川区荏原(註) 別当法蓮寺

* 墨田区葉平(註) 法性寺

* 墨田区葉平(註) 春慶寺

* 千葉県市川市真間

* 神奈川県藤沢市片瀬

* 新宿区横寺町

* 杉並区堀ノ内

* 台東区元浅草

* 豊島区南池袋

* 新宿区喜久井町

* 墨田区葉平(註) 法性寺

* 台東区吉野町

・白金妙見宮（註）星祭。

・山谷正法寺毘沙門祭開帳 千卷陀羅尼修行。

九月十七日・谷中妙福寺日親上人像開帳。

九月十八日・雜司ヶ谷鬼子母神堂萬卷陀羅尼修行。

・本所出むら本佛寺鬼子母神内拜 昨日今日当寺日蓮上人会式修行。

・荻新田小奈木川上妙寺鬼子母神祭開帳。

九月十九日・浅草（田町）たんぼ幸龍寺柏原明神祭開帳 千卷陀羅尼修行。

・七面宮祭礼。

・押上最教寺（開帳）。

・深川淨心寺（七面宮）開帳。

・高田亮朝院（七面宮）千卷陀羅尼、開帳。

・日暮里延命院（七面宮）十八日の夜、千卷陀羅尼通夜説法あり。

・大窪法善寺（七面宮）本尊開扉、十三日より今日まで誦経説法等あり参詣多し。

・芝金杉圓珠寺（七面宮）千卷（陀羅尼）だらに修行。

九月二十一日・谷中三崎妙圓寺会式 千卷（陀羅尼）だらに。

九月二十二日・深川猿江妙壽寺稲荷祭礼 千卷陀羅尼修行 開帳あり。神与を社前

江戸の日蓮宗の年中行事（一）（望月）

* 港区白金台（註）妙圓寺

* 台東区東浅草

* 台東区谷中

* 豊島区南池袋

* 本所↓杉並区梅里

* 江東区東砂

* 浅草↓世田谷区烏山

* 押上↓八王子市宮下町

* 江東区平野

* 新宿区西早稲田

* 荒川区西日暮里

* 新宿区新宿

* 港区芝

* 台東区谷中

* 深川↓世田谷区北烏山

江戸の日蓮宗の年中行事(一)(望月)

に出す。

・谷中大圓寺瘡守稻荷内拜 千卷陀羅尼修行並説法あり。

・今日より十一月二十八日まで浅草八軒寺町、本法寺熊谷稻荷社より切

手を出し、十二月一日より守札を出す。門戸柱等に張おくときは、

火災盗難を咤るといふ。今日千卷陀羅尼あり。

・浅草七軒寺町、法養寺熊谷稻荷祭 正月五月の如し。

九月二十四日・押上普賢菩薩開帳 十部経執事祭礼。

・雑司ヶ谷寶城寺 千卷陀羅尼並説法。

九月二十七日・今明日目黒正覚寺鬼子母神祭 千卷陀羅尼修行。

・南品川妙国寺仁王尊祭礼 今明日執行。千卷陀羅尼 音楽 兒供養

あり。

九月二十八日・入谷喜寶院鬼子母神 千卷陀羅尼。

十月一日・初旬より会式の造り花街を商ふ。

十月六日・雑司ヶ谷法明寺会式の花市 今日なら(並)ひに七日八日に市立つ。

菊鶏頭きりつくしけり御命講 はせを

十月七日・浅草どぶ店長遠寺会式 六日より修行、両日祖師開帳。

・本所表町本久寺会式 今明日。

*台東区谷中

*台東区寿

*浅草↓大田区池上

*墨田区葉平(註)春慶寺

*豊島区南池袋

*目黒区中目黒

*品川区南品川

*台東区下谷(註)喜宝院↓真源寺

*豊島区南池袋

*台東区元浅草

*墨田区東駒形

・雑司ヶ谷法明寺会式 経揃。

十月八日・法華宗寺院御影供法会^註 報恩会又会式といふ、当月十三日は宗祖日蓮上人の忌日なるによりて、法会を儲る所なり。今日より十三日まで修行あり。俗に御命講といふは、御影供の転訛せるなり。白梅園鷺水が編の『誹諧新式』にみえいかうといふべきを、春の弘法大師の忌を御影供といへば紛るゝゆえ、ミエの反なればめいかうといふなるべし、それを俗にあやまり御の字をさへそへて、おめいかうといふ。おめは重言なり。みあかしをおみあかしといふたぐひなりといへり。

・法会の間一宗の寺院仏壇をかがやかし、造花を挿し荘嚴目を驚かす。参詣の輩は月末迄出る。在家にも宗門の徒は会式と称して、祖師に供養し、客を迎ふ。祖師に供する所の五彩に色どりたるを餅をこまくら餅といふ、こまくら餅は鎌倉餅の謬誤なり。縁起あれども繁ければ略す。

餅染てこれぞ信あり御命講

尚白

・雑司か谷法明寺 法会中開帳あり。音楽透供養等法会厳重なり。十二日のころより支院飾り物あり。大行院を首とす。年ごとに種々の

江戸の日蓮宗の年中行事(一)(望月)

*豊島区南池袋

(註) 堀の内妙法寺会式

雑司ヶ谷法明寺会式詣

谷中嶺玄寺会式校の挿絵あ

り

*豊島区南池袋

江戸の日蓮宗の年中行事(一)(望月)

機巧をなす。何れも宗祖御一代の記によりて其さまを造りなせり。

境内見世ものかるわざ等出て、二十三日迄諸人参詣群衆し繁昌大かたならず鬼子母神の境内には、茶店柏戸櫓をつらね、行客を停て酔をすすむ。川口屋の貽齋麦細工の角兵衛獅子風車等を土産とす。寺

中其外飾り物をなす寺院は、観乘院 玄浄院 蓮光院 真浄院 知

足院 以上支院也 清立院 宝城寺 十八日会式 にも、会式修行

御物あり。

・今日同所鬼子母神更衣あり。

・堀の内妙法寺 当月中参詣麻の如く、宝前供物等山の如し。会式中

開帳あり。法会の次第左の如し。

八日寿量品 若干 九日妙経 一より四迄 十日読誦 五より八迄

十一日貝葉転 一より四迄 十二日擧金典 五より六迄 日中三礼

出衆 五常衆 法味如寿量 呪讚 双鉢 伽陀 惣礼 音楽 羅陵

王 真読 久遠偈 散華 開経偈 法華八講 論儀 讚歎経 祈祷

陀羅尼品 玄題 圓頓章 還衆 酒胡子 十三日妙典 七より八迄

正午 三宝礼出衆 武徳衆 読経 本迹枢要 梵唄 銅鈸 訓読

宝塔偈 対揚惣拜 音楽 賀殿 献香火 兒童 訓読 神力品 祈

(註) 支院・清立院・宝城寺の現

住所は豊島区南池袋

* 豊島区南池袋

* 杉並区堀ノ内

禱 惣持日聖若干 普賢呪 玄題圓頓章 還案 太平案 以上。

十月十日・池上本門寺会式 今日より十三日まで修行。十二日、十三日開扉あり。十二日の夜、通夜の人多し。夜中説法あり。十三日・十四日には、門前籠籠の市立つ。当寺は宗祖上人入寂ありし靈蹟にして、大伽藍なり。今日祖師御更衣あり。

十月十二日・法華宗御影供 今明日修行の寺院。

・深川淨心寺(会式)開帳。

・谷中瑞林寺(会式)寺中飾物ありて参詣多し。

・本所法恩寺(会式)開帳。

・青山仙寿院(会式)開帳。

・丸山本妙寺(会式)。

・下総真間弘法寺(会式)江戸より参詣多し。

・其外谷中牛込の辺は、わきて法花宗の寺院多く、各会式修行あり。

・谷中天王寺感応寺たりし時、中古迄は法花宗にして、会式には貴賤

群集なしけるよし、寛文の頃の記にいへり。

・本所表町本久寺祖師更衣。

・十五日迄総州中山法華経寺会式執行 江府並に近鄙より参詣おほし。

*大田区池上

*江東区平野

*台東区谷中(註)瑞林寺↓瑞輪寺

*墨田区太平

*渋谷区千駄ヶ谷

*本郷↓豊島区巢鴨

*千葉県市川市真間

(註) 魔寺

*墨田区東駒形

*千葉県市川市中山

江戸の日蓮宗の年中行事(一)(望月)

江戸の日蓮宗の年中行事(一)(望月)

当寺は、宗祖上人最初転法輪の道場なり。

十月十三日・今日御影供当日也。

・品川・妙国寺(会式) 祖師開帳。

・丸山・浄心寺(会式) 祖師朝の内開帳。

・大塚・本伝寺会式 十五日まで修行。

・浅草(主道)・どぶ店・長遠寺(会式) 祖師開帳。

・牛込原町・願満祖師会式。

・高田・亮朝院(会式) 飾ものあり。

・赤坂今井谷・祖師会式。

・小梅村・常泉寺祖師会式。

・日蓮宗谷中・領玄寺に桜ありて十月に花咲く。この故に会式(桜)ざくらといふ。当寺は甲州身延山の隠居寺なり。身延三十三世日亨上人自植る所にして、宝曆五癸酉年十一月二十二日上人三十三回忌の刻、始て花咲くといふ。例年十月花さき春に至りて花さくこと又余木に同じ。亨師(桜)ざくらともいへり。池上本門寺にも是に等しき桜ありて、此頃花咲こと当寺にかはらず。

十月十六日・今明日雑司ヶ谷感応寺(註)会式 今日通夜、十七日音楽兒供養説法あり。

* 品川区南品川

* 文京区白山

* 文京区大塚

* 台東区元浅草

* 新宿区喜久井町(註) 本松寺

* 新宿区西早稲田

* 港区赤坂(註) 圓通寺

* 墨田区向島

* 台東区谷中

(註) 廃寺

十月十九日・高田亮朝院七面宮題目講開帳 二十三日説法。

十月二十三日・雜司カ谷宝城寺説法。

十月二十五日・今明日本所法恩寺摩利支天祭。

十一月四日・谷中安立寺、茶人川上不白の忌。

十一月五日・牛込三十人町常泉寺題目講。

十一月八日・禰祭

稻荷を祭るの行事なり。世に火焼といふ。鍛冶、鋳物師、飾師、白銀細工其余吹革を遣ふ職人の家にて、是をまつる。今日早旦に二階の窓より往還へ蜜柑を投る。

十一月晦日・浅草本法寺熊谷稻荷眷族祭 十二月朔日より火除の神符をいだす。

十二月一日・今日より浅草本法寺熊谷稻荷社より守札を出す。九月二十二日の條

下にあり。

十二月十三日・煤払貴賤多くは此日を用ゆ。

十二月晦日・柳島妙見宮星祭。

(毎月決まっている行事)

一日・妙見参 朔日・十五日縁日なり、二十八日にも参詣あり。

江戸の日蓮宗の年中行事(一)(望月)

*新宿区西早稲田

*豊島区南池袋

*墨田区太平

*台東区谷中

*新宿区原町

*台東区寿

*台東区寿

*墨田区業平(註)法性寺

江戸の日蓮宗の年中行事(一)(望月)

・本所柳島法性寺(妙見参) 毎月千卷陀羅尼修行、正五九月は開帳あり 月毎に参詣群集す。

・同所(雑司)降臨日参詣、正月七日・二月八日・三月三日・四月四日・五月五日・六月七日・七月七日・八月十五日・九月九日・十月二十一日・十一月七日・十二月二十七日。

・深川淨心寺(妙見参) 開帳。

・新鳥越安盛寺(妙見参)。

・其余法華宗寺院妙見を安ずる事夥し

・牛込横寺町圓福寺祖師開帳。

・谷中本光寺人頭明神縁日 一日並十一日・二十一日。

・三日・下谷茅町宗賢寺毘沙門開帳、題目講。

・五日・牛込常泉寺 祖師開帳。

・八日・鬼子母神参。

・雑司ヶ谷大行院(鬼子母神参) 常に百度参あり。

・入谷喜寶院(鬼子母神参)。

・本所出村本仏寺(鬼子母神参) 千卷陀羅尼修行 十八日・二十八日もあり。

日もあり。

* 墨田区糞平

* 江東区平野

* 台東区吉野町

* 新宿区横手町

* 台東区谷中

* 台東区池之端

* 新宿区原町

* 豊島区南池袋

* 台東区入谷(註)喜宝院↓真源寺

* 本所↓杉並区梅里

・目黒正覚寺（鬼子母神参） 常に参詣あり、正五九月八日・十八日・

二十八日には千卷陀羅尼修行あり。

・三田三丁目蓮乗寺（鬼子母神参）。

十三日・祖師参 法華宗。

・堀の内妙法寺（祖師参） 今日並に五月九月十三日には開帳あり。

又月並開帳の構中あり。当時は繁昌の寺院にして、遠近の緇素晴雨を厭はず、日毎に参詣群集して、常に法筵を儲るがごとし、又毎日百度参りたえず、手遊びの風車を当所の土産とす。

・池上本門寺（祖師参）。

・雑司ヶ谷法明寺（祖師参）。

・下谷（主地）どぶ店長遠寺（祖師参） 正五九月開帳。

・深川寺町浄心寺（祖師参） 開帳。

・大塚本伝寺（祖師参） 毎月朔日・十三日開（帳）ち（帳）う。

・牛込横寺町圓福寺（祖師参） 十二日・十三日開帳。

・高田本松寺（祖師参） 願満祖師。

・浅草矢崎本覚寺（祖師参） 朔日・六日・十三日・十六日・二十一

日・二十六日開帳。

江戸の日蓮宗の年中行事（一）（望月）

* 目黒区中目黒

* 港区三田

* 杉並区堀ノ内

* 大田区池上

* 豊島区南池袋

* 台東区元浅草

* 江東区平野

* 文京区大塚

* 新宿区横手町

* 新宿区西早稲田

* 台東区松が谷

江戸の日蓮宗の年中行事(一)(望月)

- ・北本所表町本久寺(祖師参) 開帳。
- ・谷中善光寺坂下本寿寺(祖師参) 開帳。
- ・赤坂今井谷圓通寺(祖師参)。
- ・青山立法寺(祖師参) 十二日・十三日開ち(や振)う。
- ・其余数るにあらず。遅に百か一を擧る而已。
- 十四日・深川淨心寺上行菩薩参詣 今日並十五日。
- 十五日・妙見参 朔日に同じ。
- ・柳島法性寺(妙見参) 毎月千卷陀羅尼、正五九月十五日開帳あり。
- ・新鳥越安盛寺(妙見参) 千卷(陀羅尼)だらに、内拜。
- ・深川淨心寺(妙見参) 開帳。
- ・本所表町本久寺祖師開帳。
- 十六日・牛込原町幸國寺布引祖師開帳。
- 十七日・牛込原町惠光寺(龜)妙見宮開帳説法。
- ・谷中安立寺日親像開帳。
- ・芝金杉正傳寺題目講説法。
- 十八日・鬼子母神参 八日に同じ。
- ・雜司ヶ谷(鬼子母神)は、正五九月には、万卷陀羅尼修行あり。

*墨田区東駒形

*台東区谷中

*港区赤坂

*青山↓世田谷区和田

*江東区平野

*墨田区業平

*台東区吉野町

*江東区平野

*墨田区東駒形

*新宿区原町

*新宿区原町(註)惠光寺↓瑞光寺

*台東区谷中

*港区芝

*墨田区南池袋

十九日・七面参。
・下谷善立寺隨身鬼子母神(鬼子母神参) 毎月内拝あり。

・本所押上最教寺(七面参) 正五九月は祭にて、千卷陀羅尼修行。
・浅草新寺町正覚寺(七面参) 二十三日まで説法、正五九月十九日には、千卷陀羅尼修行。

・高田亮朝院(七面参) 毎月十九日題目講、正五九月は千卷陀羅尼、開帳説法あり。

・駒込追分光明寺(七面参) 十八日・十九日題目講説法。

・谷中瑞林寺(七面参)。

・市ヶ谷まんちう修行寺(七面参) 開帳。

二十一日・浅草山谷町本性寺、秋山自雲靈神開帳 痔疾を憂ふるもの、当社へ祈願をなすに、果して応驗ありと云。正五九月の二十・二十一日には千卷陀羅尼修行あり。

二十二日・浅草本法寺熊谷稻荷社 千卷陀羅尼。

二十四日・本所春慶寺普賢菩薩参詣 正五九月二十四日は、十部経執事祭礼にて開ち(概)あり。

・白金樹木谷覚林寺清正公参詣 正五九は千卷陀羅尼修行あり。

江戸の日蓮宗の年中行事(一)(望月)

*下谷↓足立区梅田

*押上↓八王子市宮下町

*台東区元浅草

*新宿区西早稲田

*文京区向丘(註)光明寺↓浩妙寺

*台東区谷中(註)瑞林寺↓瑞輪寺

*市ヶ谷↓杉並区堀ノ内

*台東区今戸

*台東区寿

*墨田区業平

*港区白金台

江戸の日蓮宗の年中行事(一)(望月)

・浅草^(田圃)たんぼ幸龍寺清正公参。

二十五日・深川淨心寺日朝上人参詣。

・麻布長坂町大長寺日朝上人像開帳。

二十八日・妙見参。

・柳島法性寺(妙見参)。

・深川淨心寺(妙見参) 開帳。

・谷中瑞林寺^龜中本妙院妙見宮(妙見参) 題目講。

・鬼子母神参 八月十八日に同じ。

・入谷鬼子母神^龜は、正五九月二十八日千卷陀羅尼修行あり。

・南品川海雲寺千体荒神縁日。

(千支によって決まっている行事)

甲子日・毎月大黒神参。

・麻布一本松大法寺(大黒参)同。

・下谷^(主)どぶ店蓮光寺(大黒参)開帳。

・牛込原町経王寺(大黒参)開帳。

・駒込追分東横町大恩寺(大黒参)。

* 浅草↓世田谷区北烏山

* 江東区平野

* 麻布↓府中市若松

* 墨田区薬平

* 江東区平野

* 台東区谷中(註)瑞林寺↓瑞輪寺

* 台東区下谷(註)真源寺

* 品川区南品川

* 港区元麻布

* 下谷↓杉並区和田

* 新宿区原町

* 駒込↓北区赤羽西

・日暮里經王寺（大黒參）。

・青山仙寿院（大黒參）。

・同立法寺（大黒參）。

寅日・毎月毘沙門參 別して正月初寅諸人群集す。

・芝金杉一丁目正傳寺（毘沙門參） 正五九の寅日開帳あり。

・參詣の諸人、初寅の日、洛の鞍馬詣に比して、帰路に芝神明宮の門前にて、ひうち石（*石）を求めしが、いまは此事少し。今日諸人へむかひ小判を與ふ。

・牛込神樂坂善國寺（毘沙門參）。

・右の二所、分て詣人多く、諸商人出る。正五九の初寅開帳あり。三つあれば中寅にあり。

・山谷正法寺（毘沙門參） 正月十五日毘沙門天祭 千卷陀羅尼開帳。

・品川南番場蓮長寺（毘沙門參） 開帳。

・下谷盛泰寺（毘沙門參） 開帳。

・同所新寺町玉泉寺（毘沙門參） 正五九月千卷陀羅尼開帳。

江戸の日蓮宗の年中行事（一）（望月）

* 荒川区西日暮里

* 渋谷区仙駄ヶ谷

* 青山↓杉並区和田

* 港区芝

* 新宿区神樂坂

* 台東区東淺草

* 品川区南品川

* 下谷↓豊島区南池袋

* 台東区北松山町

江戸の日蓮宗の年中行事(一)(望月)

・矢崎本覚寺(毘沙門参) 開帳。

・三田龍行寺(毘沙門参) 開帳。

・四谷本性寺(毘沙門参) 正五九月初寅開帳。

己巳待・年中弁天参。

・浅草池の妙音寺(弁天参) 開帳。

庚申日・年中庚申参。

・同東葛西柴又村帝釈天参詣 題経寺にあり。今日千卷陀羅尼修行

板本尊開帳あり。其他毎月初申の日、百卷陀羅尼修行 開扉あり。

庚申を縁日とする事、本尊出現の日なるによれり。

亥日・毎日摩利支天参。

・上野徳大寺(摩利支天参) 毎月開帳、正月初亥に千卷陀羅尼修行

あり。その他開帳講中あり。

・雑司ヶ谷玄浄院摩利支天(参) 開帳、正五九月には千卷陀羅尼修行。

午日・毎月稲荷参。

* 矢崎↓大田区北嶺町

* 不明

* 新宿区須賀町

* 台東区松が谷

* 葛飾区柴又

* 台東区上野

* 豊島区南池袋

・其外江戸は稲荷の社夥しく、記すに遑あらず。

初午日・江戸中稲荷祭、前日より賑へり 江府は、すべて稲荷勧請の社夥しく武家は屋敷毎に鎮守の社あり。市中には一町に三五社勧請せざる事なし。寺社の境内に安ずる所は、神楽を奏し幣帛をささげ、市中にも提灯行灯をともし、五彩の幟等建つらね、神前には供物灯火をささげ、修験祓直を請て法楽す。又、男兒祠前に集りて、終夜鼓吹す。

・初午の以前絵馬太鼓商人街に多し。

・熊谷稲荷(参) 同八軒寺町本法師 千卷陀羅尼。

土用中丑日・高田本松寺願満祖師 ほうろく加持。逆上頭痛等の祈禱なり。ほうろくをいただかかして点灸をほどこすに必しるしありといへり。

十月上亥日・摩利支天参。

・上野徳大寺(摩利支天参) 上中下の亥の日、ともに参詣多し。

十一月初子日・子祭

毎月といへども、当月は子の月なるを以て初子の日子の刻専ら大國神をまつる。これを子まつりといふ。赤小豆飯等を供す。

・麻布一本松大法寺大黒参。

江戸の日蓮宗の年中行事(一)(望月)

*台東区寿

*新宿区西早稲田

*台東区上野

*港区元麻布

江戸の日蓮宗の年中行事(一)(望月)

・青山立法寺大黒参 説法あり。

十一月酉の日・酉のまちは酉のまつりの縮語なり。酉の町と書るは據なし。又酉の市ともいふ。二の酉三の酉ともに参詣あり。両所とも開運の守護神なりといふ。

・下谷田圃驚大明神社別当長園寺。世俗しん鳥といふ。今日開帳あり。近来参詣群集する者夥し。当社の賑へる事は、今天保壬辰より凡五十餘年以前よりの事とぞ。栗餅いもがらを商ふ事葛西に全じ。熊手はわきて大なるを商ふ。中古は青竹の茶釜を鬻しといふ。

春をまつことのはじめや酉の市 其角

(不定期的ににおこなう行事)

・七福神参。

・布袋(参) 日暮里。

・山の手七福神参り。

・福祿寿(参) 白金妙圓寺妙見堂の内。

(季節によっておこなう行事)

*青山↓杉並区和田

*台東区千束

(註) 修性院(荒川区西日暮里)

(註) 大黒天は日暮里経王寺(荒川区西日暮里)

*港区白金台

冬至・星祭。

・柳島妙見宮(註)(星祭) 音楽。

・深川浄心寺妙見宮(星祭) 開帳。

・新鳥越安盛寺妙見宮(星祭) 内拝千巻陀羅尼。

・山崎町蓮花寺妙見宮(星祭)。

・谷中瑞林寺(註)中本妙院妙見宮(星祭)。

・白金妙圓寺妙見堂(星祭) 開帳。

・浅草八軒寺町本法寺熊谷稻荷社(星祭)。

・橋場妙高寺妙見宮(星祭)。

・其外諸所習合の社並町道場等にて、何れも修せざるはなし。各星祭の札を出す。

節分・雑司ヶ谷鬼子母神堂追儺 今夜院主衆僧内陣に於て陀羅尼を誦す。

十三巻に至て番頭尊前の供豆を拝殿のさかひの障子の穴より打出す。

参詣の男女これを拾ひて守りとす。この豆を懐中なす時は、不時の怪我過ちを除き、又は疫病を避るとて大に尊信せり。

・柳島妙見宮星祭。

江戸の日蓮宗の年中行事(一)(望月)

* 墨田区業平(註) 法性寺

* 江東区平野

* 台東区吉野町

* 台東区下東坂町

* 台東区谷中(註) 瑞林寺↓瑞輪寺

* 港区白金台

* 台東区寿

* 橋場↓世田谷区北烏山

* 豊島区南池袋

* 墨田区業平(註) 法性寺

江戸の日蓮宗の年中行事（一）（望月）

・浅草・幸龍寺・清正公社より開運のまもり（す）を出す。

・今夜厄払ひ来る。厄はらひは元禄開板の『人倫訓蒙圖彙』に、同じ頃は節分の夜ばかりにして、世上の豆をまく間、只二時の程にありきしよしなり。文化より以来は、冬至除夜正月の年越毎に来る。

* 浅草↓世田谷区北烏山

明治初年の「自裁」規則

——明治法制史料断片(二)——

解題

明治三(一八七〇)年十二月、明治政府が全国に施行すべく頒布した新律綱領・名例律上・閏刑条には、

凡士族。罪ヲ犯シ。本罪。……死刑ニ該ル者ハ。自裁ニ処ス。若シ賊盜。及ヒ賭博等ノ罪ヲ犯シ。廉恥ヲ破ルコト甚シキ者。……徒以上ハ。仍ホ本刑ヲ加フ。罪科未タ定ラサル者ハ。監槍ニ入レ。庶人ト別異ス。卒モ亦之ニ準ス。

(中略)

自裁

凡自裁ハ。自ラ屠腹セシメ。世襲ノ俸禄ハ。仍ホ其子孫ニ給ス。

明治初年の「自裁」規則(中山)

中山光勝

と規定されている。⁽¹⁾

本条の趣旨は、士族(卒族もこれに準ずる)が、死刑に相当する犯罪のうち、「賊盜。及ヒ賭博等」の「廉恥ヲ破ルコト甚シキ者」以外の罪を犯した場合には、正刑たる「絞」、「斬」あるいは「梟示」を科することなく、「自裁」に処し、「自ラ屠腹セシメ」というものである。したがって、例えば人を一時的な感情の激発によるのではなくあらかじめ計画して殺害した場合、その主体が平民であれば、人命律上・謀殺条により「造意者」であるか「加功スル者」であるかにより「斬」又は「絞」に処せられるが、その主体が士族であれば、本条により閏刑たる「自裁」が科せられ、「自ラ屠腹」すなわち「切腹」を命ぜられることとなるのである。

ところで、本条に規定されている「自裁」すなわち「切腹」については、徳川幕府法を中心にその執行方法などを紹介した文献が若干ではあるが存在する。けれども明治初年のそれについては、私の知るかぎり手塚豊博士による簡単な解説以外に存在しない。ところが、数年前私は、この明治初年の「自裁」に関する資料が、国立公文書館および法務省法務図書館に存在することを知った。すなわち、国立公文書館蔵『太政類典』第一編・第百八十九巻・刑律・刑律第一・二十二に収録されている「四年四月・名例律中質疑及自裁規則」および法務省法務図書館蔵『諸県伺』八・明治五年・第百九十四号に収録されている「石川県同士族罪ヲ犯シ自裁申付ラレタル時取扱方ノ件」の二点である。明治初年の「自裁」制度の内容を今日に伝える貴重な資料であると思われるので、以下に各資料に簡単な解題を附して全文を翻刻、紹介することとする。

I 国立公文書館蔵『太政類典』第一編・第百八十九巻・刑律・刑律第一・二十二

この資料は、「自裁」の執行方法を問い合せた明治四

年四月七日付の弁官宛の京都府伺とこれに対する指令およびこれに附された別添の「囚獄規則書」なる文書よりなる。前述のごとく新律綱領は、「閔刑」の一種として「自裁」を採用していたが、その執行方法に関する細則を欠いていたため、このような伺が提出されたものと思われる。「囚獄規則書」によれば、「答役ノ内老人短刀ヲ乗セ候三宝持出シ本人ノ前へ据へ其機会ヲ見テ本介錯ノ使部斬首致シ」とあるので、「切腹は介錯人による斬首であつて、三方に……木刀か、扇を載せて出し、受刑者がこれを戴くときに背後より首を刎ねる」という徳川幕府法の「切腹」の執行方法と同一であつたのであろう。この「囚獄規則書」は、文中に「当司使部」なる文言がみえるところから、明治二年十二月二日、東京府の管轄していた獄政事務を処理するため刑部省内に設置された囚獄司の部内取扱規則であつたと思われる。

II 法務省法務図書館蔵『諸県伺』八・明治五年・第百九十四号

(一) 明治五年五月二十日付・司法省指令

事小原重哉のことであろう。

(二) 明治五年四月二十五日・石川県自裁之節取
扱伺

この指令は、発令年月日を欠くが、文書の冒頭に「壬申五月廿七日付ス」と記されているところから、これが指令の日であったと思われる。この指令には、「現今東京府管轄囚獄懸リノ取扱ニ候条」なる「士族自尽之節取計ノ事」と題する文書が附されているが、これは、前述の囚獄司が、明治四年八月十八日に廃止され、その事務が従前のごとく東京府に移管されたことにともない、前述の「囚獄規則書」をもとに東京府において新たに作成された部内取扱規則であろう。この「士族自尽之節取計ノ事」の最大の特徴は、「小介錯ノ内一人短刀ヲ乗セ候三方持出シ本人ノ前ニ据本人三方ヲ戴キ終ツテ肩衣ノ前へ衣領ノ左右ヲ後ロヘ脱シ着衣ヲ押シ寛ロゲ短刀ヲ手ニ取脇肚へ突立ルヲ見テ本介錯斬首致シ」とみえることであろう。すなわち、これによれば、従前においては、短刀を手にとることすらしないうちに斬首していたものを、短刀を手にとるのみならず、受刑者みずから「脇肚」に「突立ル」ことを見届けてから斬首するように改めているのである。ちなみに、この指令には、「西」の署名並びに「小原」および判読不明の数個の各捺印がみられるが、これは、指令の起案に関与した司法省官員のそれであろう。すなわち、西は、少判事西成度、小原は、少判

明治二年八月七日、金沢城内において、金沢藩士山辺冲太郎および同井口義平が、同藩執政本多政均を政治的立場の相違から暗殺した事件で、実行正犯である両名は、明治四年二月十四日、「自裁」に処せられたが、共犯者である岡野悌五郎等は「閉門」等に処せられたにすぎなかった。これに不服であった本多弥一等の本多家旧臣は、明治四年十一月二十三日、同二十四日の両日、旧主の復讐のため、岡野等を襲撃し、これを殺傷するに至った。この伺は、本多弥一等の処分に関して、石川県より司法省に提出されたものである。この伺中、「辛未二月元金沢藩士族自裁之砌」とあるは、前述の本多政均暗殺の実行正犯として「自裁」に処せられた、山辺冲太郎および井口義平のことを指し、また、「福岡藩之比例」とは、「仮刑律的例」中の「明治二年巳二月十五日黒田甲斐守ヨリ伺来」にみえる。

幣藩田代勝兵衛ト申者昨夏筑後国塚関門へ在勤仕候

明治初年の「自裁」規則(中山)

内及大酒久留米領御井郡下川村先庄屋宗右衛門ト申者ヲ殺害仕候……勝兵衛義根元妄ニ其職守ヲ離他領ニ罷越右之不行就テハ其場之始末未練ニテ帶刀者之所行ニ無之且兼々法禁ヲ犯候義此度及露頭候義モ有之重々不埒之至ニ付割腹申付候処ニ評決仕……候儀ニ御座候

なる事件をさすものであらう。

(三) 元福岡藩自裁問合書

これは、明治四年二月十四日、金沢藩士山辺沖太郎および井口義平の兩名が、明治二年八月七日に同藩の執政本多政均を暗殺した実行正犯として「自裁」に処せられた際、それにさきだち、「自裁」の執行方法を福岡藩に問い合せたとき、同藩より得た資料であらう。なお、この福岡藩における「自裁」が、前述(二)でふれた事件を契機としたものであることはいうまでもなからう。この資料においても受刑者は、「三宝ニ載セ」た「木劍ヲ戴キ三宝ノ上ニヲク」だけでみずから「屠腹」することなく斬首されている。ちなみに、この文書の末尾には、「鳥居刑部少丞」等の人名が記されているが、これは、

同じく末尾に「明治二己巳年九月十七日福岡藩於中邸八人ノ者致割腹候場所」と記された図面が附されているところから、同日執行された「自裁」に立会った刑部省等の官員のそれであらう。すなわち、鳥居刑部少丞は鳥居重雄、岡内小判事は岡内重俊、河邨刑部大録は河村庸雄、香川刑部少録は香川景信、新海中解部は新海祚胤、小柴少解部は小柴直好、西田速部長は西田忠之、中村速部助長は中村正郷、杉村速部助長は杉村景之、吉岡大巡察は吉岡弘毅をそれぞれさすのであらう。

(四) 明治五年四月二十四日・石川県自裁人入用品伺

これは、(二)に添附されたもので、前述の明治四年二月十四日の山辺、井口兩名の「自裁」の折、受刑者のために用意した物品を記した文書であり、参考資料として司法省に提出したものであらう。

(1) 新律綱領の条文の引用は、官版により、傍註すなわちルビは省略した。ちなみに、Paul Heng-chao Ch'ien "THE FORMATION OF THE EARLY

MEIJI LEGAL ORDER" 1981, p. 85—p. 86
29' 本書の附録部分に次のように記してある。

[Article 3.] Five Auxiliary Punishments

Any member of the *shizoku* (samurai-gentry class) who commits an offence for which the principal punishment is : for an offence which involves the death penalty, he shall instead be ordered to commit suicide.

In the case of such offences as theft, robbery, gambling, and other similar crimes which violate in the extreme one's sense of integrity and shame, if the punishment involves penal servitude of a heavier measure, the offender shall suffer imposition of the principal punishment as such. While awaiting final implementation of his punishment, offenders of the *shizoku* class shall be placed into the custody of the house of detention, thus keeping them separate from the commoners. This custody measure shall also be applied to soldiers,

5. 'compulsory suicide':

A person sentenced to the punishment of

'compulsory suicide' shall disembowel himself. His offspring, however, will be permitted to inherit his official, hereditary stipend.

(2)

例えは、『古事類苑』法律部二(明治三十五年)一六七—一九〇頁、刑務協会編『日本近世行刑史稿』上(昭和十八年)七四九—七六二頁、平松義郎『近世刑事訴訟法の研究』(昭和三十五年)一〇〇六頁、石井良助『江戸の刑罰』中公新書31(昭和三十九年)四一—四四頁、佐久間長敬『江戸町奉行事蹟問答』(昭和四十二年)二〇八—二〇九頁、石井良助編『江戸町方の制度』(昭和四十三年)三八—四〇頁などがあり、また、中井勲『切腹』(昭和四十五年)二七六—二九七頁には、徳川時代の「切腹」の方法を記した『切腹介錯之次第』が翻刻されている。さらに、上野治子『切腹』(昭和五十九年)は、徳川時代の「切腹」に取材した小説である。

(3)

手塚豊『自裁』『国史大辞典』第六巻(昭和六十年)七三—七五頁。

(4)

「四年四月・名例律中質疑及自裁規則」国立公文書館蔵『太政類典』第一編・第百八十九卷・刑律・刑律第一・二二—。なお、この資料は、平松義郎博士が、『切腹』に関する文献として、夙にその存在を指摘されている(平松・前掲『近世刑事訴訟法の研

明治初年の「自裁」規則（中山）

〔究〕一〇〇七頁・註（一）、「諸府伺四・第卅号京
都府伺」と関係のあるものと思われるが、平成五年
十月二十日現在、法務省法務図書館は、改築中であ
り、当該資料を閲覧することが不可能であるため、
それが確認は後日の調査にゆずることとする。ちな
みに、司法省調査課編『和漢図書目録』昭和十一年
末現在（昭和十二年）二二七九—二八三頁によれ
ば、『諸府伺』四・自明治四年至同五年は、第一五
七号乃至第二三六号の資料を収録していることとな
っており、平松博士の指摘されている「第卅号」は、
『諸府伺』一・明治四年に収録されている（前掲『和
漢図書目録』二一七〇頁）。また、その件名は、
「京都府伺謹慎禁錮中死去スル時其罪ヲ免シ方其外六
ヶ条伺ノ件」である。

(5) 「石川県伺土族罪ヲ犯シ自裁申付ラレタル時取扱方
ノ件」法務省法務図書館蔵「諸県伺」八・明治五年・
第百九十四号。なお、この資料も、平松博士によっ
てその存在が指摘されている（平松・前掲書・一〇
〇七頁・註（一））が、前述の『太政類典』収録の
資料と同じくその内容はこれまで紹介されたことは
ない。ここに、二点の資料を翻刻、紹介するゆえん
である。

(6) 平松・前掲書・一〇〇七頁。

(7) 内閣記録局編『法現分類大全』官職門・官制・刑部
省（明治二十三年）一七頁。

(8) 前掲『法現分類大全』官職門・官制・司法省・七五
頁。

(9) 『明治五年二月・袖珍官員録』二二八葉表。

(10) この事件、とくに後者は、「明治の忠臣蔵」として
著名であり、これを伝える文献も多い。例えば、戸
水信義談「本多政均暗殺顛末」、『史談会速記録』第
五十五輯（明治三十年）五三一—五七頁、同「本多政
均暗殺顛末」、『史談会速記録』第五十六輯（明治三
十年）四九—七三頁、同「本多家殉難十七士略伝」
、『史談会速記録』第二六四輯（大正四年）三七—四六
頁、同「本多家殉難十七士略伝（続キ）」、『史談会
速記録』第二六五輯（大正四年）一一—二二頁、『石
川県史』第二編（昭和三年）一三三—一三七〇頁、
千葉亀雄『新版日本仇討』（昭和六年）一六四—一
七三頁、『石川県史』第四編（昭和六年）一〇六六
—一〇九七頁、尾佐竹猛『法窓秘聞』（昭和十二年）
二四七—二五五頁、前田育徳会編『加賀藩史料』藩
末篇下巻（昭和三十三年）一〇九二—一三三〇頁、
川良雄編著『石川県警察史』上巻（昭和四十九年）
五〇九—五一二頁などがその主なるものである。こ
れらの先業のうち、『石川県史』第二編、同第四編

が引用資料も豊富であり、もっともととのつた研究であるといえるが、そこには、事件関係者に対する刑事処分を最終的に決定した司法省の資料が全く利用されていないため、該事件の司法的処理の過程については、未だ解明されていない部分がある。ところが、私は数年前、この空白部分を埋める資料に接する機会をえた。それは、該事件の関係者に対する処分をめぐって石川県と司法省との間に取り交わされた文書である。その文書は、法務省法務図書館蔵『諸県口書』明治五年・五・人命・第七十号に収録されている「石川県伺同県士族本多弥一外十四名故主ノ復讐トシ同岡野悌五郎外二名ヲ殺害シ石黒圭三郎ヲ可討果手配ヲ為シタル件」と題するもので、その内容は、明治五年四月（日欠）、石川県が司法省に提出した「石川県士族本田弥一外六人御仕置伺書」およびそれに対する同年八月十五日付の司法省指令であり、さらに、その文書には、被疑者が石川県に提出した「口書」すなわち自白調書が添付されている。以下にその全文を翻刻、紹介することとする。

前註

(1) 漢字は、人名等の固有名詞をのぞいて現代一般に使

明治初年の「自裁」規則(中山)

用されているものに改め、合字、変体仮名についても普通のものに改めた。

(2) () 内は、すべて中山の註記である。

人命律謀殺条

(一) (明治五年八月十五日付・司法省指令)

故主ノ讐ヲ復ント欲シ

人ヲ謀殺スル者

伺之通

自裁

本多 彌一
矢野 策平

同從テ加功スル者

伺之通

自裁

富田 勝喜知
鏑木 勝喜知
吉見 亥三郎
西村 熊
舟喜 鉄外
浅井 弘五郎
廣田 嘉三郎
湯口 藤九郎
芝木 喜内
藤江 松三郎

明治初年の「自裁」規則（中山）

同從テ加功セサル者

伺之通

禁錮十年

清水 金三郎

同從テ行ハサル者

伺之通

禁錮三年

上田 一二三
嶋田 伴十郎

各積年ノ宿意ナレハ誰レ原謀タルヲ分チ難キニ似タリト雖モ當時弥一策平首立云々トアルヲ以テ首トナシテ論ス

- 縣
- 北畠
- 小畑
- 橋口
- 石井
- 青木
- 公張
- 松本
- 江藤
- 渡邊

石川県士族本多彌一外六人
御仕置伺書
石川 県

石川県士族本多彌一外六人同卒吉見亥三郎外七人吟味仕候処左之通

辛未十一月廿三日監倉入 本多 彌 一 申二十七歳

同 富田 総

同 富田 総 申二十二歳

同 鏑木 勝喜知

同 鏑木 勝喜知 申三十二歳

石川県卒 吉見 亥三郎

辛未十一月廿三日監倉入 吉見 亥三郎 申二十二歳

同士族

(二) (明治五年四月日欠・石川県処刑伺)

同

矢野 策平

申四十六歳

辛未十二月十七日監倉入

石川県卒

芝木 喜内
申三十歳

同

同

西村 熊
申二十四歳

同

同

藤江 松三郎
申二十八歳

同

同

舟木^(ツネ) 鉄外
申三十二歳

同

壬申正月五日監倉入

同

上田 一三三
申四十歳

同

同

浅井 弘五郎
申二十五歳

同

同

嶋田 伴十郎
申三十四歳

同

同卒

廣田 嘉三郎
申二十四歳

同

湯口 藤九郎
申三十一歳

同

清水 金三郎
申二十五歳

同

同

同

同

同

右彌一総勝喜知亥三郎策平熊鉄外弘五郎嘉三郎藤九郎喜内松三郎儀別冊口書之通不屈ニ付自裁可申付哉
右金三郎儀別冊口書之通不屈ニ付禁錮十年可申付哉
右一二三伴十郎儀別冊口書之通不屈ニ付禁錮三年可申付哉
一彌一総勝喜知亥三郎儀去辛未十一月廿三日金沢高岡町於途中元金沢県少属岡野悌五郎ヲ打果候
一策平熊鉄外弘五郎嘉三郎藤九郎儀去辛未十一月廿三日元金沢県士族菅野輔吉宅^ニ押込輔吉ヲ及刺殺候

明治初年の「自裁」規則（中山）

一金三郎儀前条策平等ニ従ヒ同行候得共輔吉方門内ニ罷在遂ニ加功不致候

一喜内松三郎儀去辛未十一月廿四日江州長浜駅ニ於テ元金沢県少属多賀賢三郎ヲ及刺殺候

一一二三伴十郎儀前条彌一策平等ニ致同意当県士族石黒圭三郎ヲ可討果心組ニテ去辛未十一月十八日兎足東京社罷越候得共終ニ不遂志願同十二月十六日捕縛ニ就候

右之通御座候御仕置之儀別帳口書四冊并相届候趣意書四冊相添此段奉伺候以上

明治五年壬申四月

石川 県

(三) (明治五年三月日欠・本多弥一外三人

口供書)

石川県士族本多彌一外三人

口 書

石川県士族

本多 彌 一

申二十七歳

同

富田 総

申二十二歳

同

鍋木 勝喜知

申三十二歳

同卒

吉見 亥三郎

申二十二歳

口書

私共義元金沢県少属士族岡野悌五郎ヲ及殺害候仕抹御吟味被成候

私共元主人元金沢藩執政士族本多從五位明治二年八月七日同藩士族山邊冲右衛門嫡子冲太郎并井口義平兩人ニテ及殺害候事件岡野少属并士族多賀少属菅野輔吉岡山久平嫡子茂石黒圭三郎此等ハ党与之者共ニテ俱ニ天ヲ難戴者ト一途ニ存込岡野少属等打果聊旧主之靈魂ヲ慰メ度志願ニテ士族矢野策平西村熊舟喜鉄外浅井弘五郎卒清水金三郎廣田喜三郎湯口藤九郎之木喜内藤江松三郎上田一二三嶋田伴十郎并私共四人都合十五

人申談彌一策平首立夫々手配仕私共四人去未十一月廿三日夕七ツ時頃金沢高岡町途中ニ於テ岡野少属ヲ待受ケ彌一ヨリ名乗懸ケ双方抜合候処総勝喜知亥三郎拔連各切付終ニ打果候其節弥一義右腕深手負頭上并左腕浅手負候勝喜知義右足浅手負申候何レモ積年之遂宿意候上ハ速ニ御所置方可奉願心得ニ付復讐之趣意書別紙持参出庁御届申上候次第ニ御座候且策平熊鉄外弘五郎金三郎嘉三郎藤九郎此等七人菅野輔吉方へ押入可打果松三郎喜内此等兩人多賀少属京都筋へ罷越候由ニ付同月十八日出立見懸次第可打果一二三伴十郎此等兩人石黒圭三郎東京ニ罷在候由ニ付同十八日出立見掛次第可打果手配ニ御座候岡山茂義ハ居所相知不申其上同志之者人少ニテ不行届ニ付乍遺憾不得打果候段申上候処

右之外同志申談候者等可有之哉ト重々御糾被成候前段申上候人員之外同志之者無御座候且親類ト雖モ相洩不申候段申上候処

元来岡野少属多賀少属菅野輔吉岡山茂等山邊沖太郎等關係之義ニ付致ニ夫々輕重之御所置モ有之殊ニ輔吉義禁錮御咎中之義承知乍罷在擅之挙動先以

明治初年の「自裁」規則(中山)

官辺ヲ奉輕蔑剝石黒圭三郎義ハ右事件ニ付聊關係之次第無之甚粗暴之至重々不届至極ト御察当被成候

私共実ニ私情難止処ヨリ全ク粗忽之及所業候義ニテ夫々御察当之上ハ不凶モ

朝憲ニ悖リ今更何共無申訳奉恐縮候段申上候処是迄之通御詮義中監倉へ被人置候旨御申渡奉得其意候

右之通相違無御座候以上

壬申三月

本多 彌一

富田 総

楠木 勝喜知

吉見 亥三郎

石川県庁

(四) (明治五年三月日欠・矢野策平外六人

□供書)

石川県士族矢野策平外六人

□書

石川県士族

口書

矢野 策 平

申四十六歳

私共義当県士族菅野輔吉方へ押込同人ヲ及殺害候仕
抹御吟味被成候

同

西村 熊

申二十四歳

私共元主人元金沢藩執政士族本多従五位明治二
年八月七日同藩士族山邊冲右衛門嫡子冲太郎并
井口義平兩人ニテ及殺害候事件輔吉并士族多賀
少属岡野少属岡山久平嫡子茂石黒圭三郎此等ハ

同

舟喜 鉄 外

申三十二歳

党与之者ニテ俱ニ天ヲ難戴者ト一途ニ存込輔吉
等打果聊旧主之靈魂ヲ慰メ度志願ニテ士族本多
彌一富田総鎗木勝喜知卒吉見亥三郎藤江松三郎
芝木喜内上田一二三嶋田伴十郎并私共七人都合

同

浅井 弘五郎

申二十五歳

十五人申談策平彌一首先夫々手配仕私共七人去
未十一月廿三日夕七ツ時頃輔吉宅へ押込金三郎
之外六人共抜刀ニテ踏込故従五位復讐之旨申入
候處輔吉義心得候ト相答速ニ熊へ組附熊ヲ押倒

同卒

清水 金三郎

申二十五歳

及刺殺候金三郎義ハ門内ニ扣罷在若輔吉逃出候
候処策平熊鉄外弘五郎嘉三郎藤九郎各突込終ニ

同

廣田 嘉三郎

申二十四歳

ハ、仕留候約諾ニ付手懸不申義ニ候何茂積年之
遂宿意候上ハ速ニ御所置方可奉願心得ニ付復讐

同

湯口 藤九郎

申三十一歳

之趣意書別紙持参出應御届申上候次第ニ御座候
且彌一総勝喜知亥三郎此等四人岡野少属ヲ可打

果松三郎喜内此等兩人多賀少屬京都筋へ罷越候
由ニ付同月十八日出立見掛次第可打果一二三伴
十郎此等兩人石黒圭三郎東京ニ罷在候由ニ付同
十八日出立見掛次第可打果手配ニ御座候岡山茂
義ハ居所相知不申其上同志之者人少ニテ不行届
ニ付乍遺憾不得打果候段申上候処

右之外同志申談候者等可有之哉ト重々御糾被成候
前段申上候人員之外同志之者無御座候且親類ト
雖モ少モ相洩不申候段申上候処

元來菅野輔吉多賀少屬岡野少屬岡山茂等山邊沖太郎
等關係之義ニ付既ニ夫々輕重之御所置モ有之殊ニ輔
吉義禁錮御咎中之義承知乍罷在擅之挙動先以
官辺ヲ奉輕蔑刺石黒圭三郎義ハ右事件ニ付聊關係之
次第無之甚粗暴之至重々不届至極ト御察当被成候

私共実ニ私情難止処ヨリ全粗忽之及所業候義ニ
テ夫々御察當之上ハ不凶モ

朝憲ニ悖リ今更何共無申訳奉恐縮候段申上候処
是迄之通御詮義中監倉へ被人置候旨御申渡奉得
其意候

右之通相違無御座候以上

明治初年の「自裁」規則(中山)

壬申三月

石川県庁

(五) (明治五年三月日欠・芝木喜内藤江松
三郎口供書)

矢野 策平
西村 熊
舟喜 鉄外
浅井 弘五郎
清水 金三郎
廣田 嘉三郎
湯口 藤九郎

石川県卒芝木喜内藤江松三郎

口書

石川県卒

芝木 喜内

申三十歳

同

藤江 松三郎

申二十八歳

口書

私共儀元金沢県少属士族多賀賢三郎ヲ及殺害候仕抔御吟味被成候

私共元主人元金沢藩執政士族本多從五位明治二年八月七日同藩士族山邊沖右衛門嫡子冲太郎並井口義平兩人ニテ及殺害候事件多賀少属岡野少属士族菅野輔吉岡山久平嫡子茂石黒圭三郎此等ハ党与之者共ニテ俱ニ天ヲ難載者ト一途ニ存込多賀少属等打果シ聊旧主之靈魂ヲ慰度志願ニテ士族本多彌一矢野策平富田総鑄木勝喜知西村熊舟喜鉄外淺井弘五郎卒吉見亥三郎清水金三郎廣田嘉三郎湯口藤九郎上田一二三嶋田伴十郎并私共兩人都合十五人申談彌一策平首立夫々手配仕多賀少属ハ西京筋へ罷越候由ニ付私共兩人同人之跡ヲ慕ヒ去未十一月十八日夕此表発足同廿四日朝江州早見駅ニテ追付候ニ付間道ヨリ先キ江越へ於長浜駅相待居候処多賀少属并同行之者三人何茂駕籠ニ乘罷越候ニ付私共多賀少属之駕籠江立寄旧主本多從五位之復讐被心得ト名乗懸左右ヨリ及刺殺候処右同行之者何レモ立向士族草薙良平梅原可也沼田采江ト名乗可及刃傷体ニ付私共積年之遂宿意候上ハ速ニ御所置方可奉願心

得ニテ懇歎ニ及挨拶兼テ認置候復讐之趣意書指
出候処右仕抔良平等ヨリ元彦根県庁江及御届候
由ニテ同廿五日檢使御指問ニ相成私共儀ハ於同
驛人縮被申付相愼罷在候処当県御役人御指問同
十二月七日私共御引受被成同十七日帰県仕候旦
岡野少属菅野輔吉石黒圭三郎此等ハ彌一策平等
可打果手配ニ御坐候段申上候処

前段之通多賀少属不意ヲ窺ハ及刺殺候体ニテハ全同人ヲ及暗殺可逃去心中之処右良平等ニ被遮不得止自首可致心得之旨ニ申成候義ニテ可有之ト御糾被成候
右打果候仕抔ハ甚拙キ致方ニモ相当リ何共御察
当之趣ハ奉恐縮候得共何分同行数人有之儀ニ付
如何ニモシテ遂宿意度処ヨリ同行人ニ被支候テ
難成加之不図意趣モ無之人々江対シ可及刃傷ヲ
厭ヒ不得止不意ニ仕懸候義ニテ可逃去心組ハ毛
頭無御坐候

右之外同志申談候者等可有之哉ト重々御糾被成候
前段申上候人員之外同志之者無御座候且親類ト
雖少モ相洩不申段申上候処

元来多賀少属岡野少属菅野輔吉岡山茂等山邊冲太郎
等關係之儀ニ付已ニ夫々輕重之御所置有之殊ニ輔吉

儀ハ禁錮御咎中之儀承知乍罷在擅之舉動先以

同

官辺ヲ奉輕蔑刺石黒圭三郎儀ハ右事件ニ付聊關係之

嶋田 伴十郎

次第無之甚粗暴之至リ重々不屈至極ト御察当被成儀

申三十四歳

私共実ニ私情難止処ヨリ全ク粗忽之及所業候儀

口書

ニテ夫々御察当之上ハ不凶モ

朝憲ニ悖リ今更何共無申詎奉恐縮候段申上候処

私共儀当具士族石黒圭三郎ヲ可討果心組ニテ東京江
罷候仕抹御吟味被成候

是迄之通御詮議中監倉_江被入置候旨御申渡奉得

私共元主人元金沢藩執政士族本多從五位明治二
年八月七日同藩士族山邊冲右衛門嫡子沖太郎並

其意候

芝木 喜内

井口義平兩人ニテ及殺害候事件元金沢県少属士
族多賀賢三郎同少属岡野悌五郎士族菅野輔吉岡

右之通相違無御座候以上

藤江 松三郎

山久平嫡子茂石黒圭三郎此等ハ党与之者共ニテ
俱ニ天ヲ難載者ト一途ニ存込多賀少属等討果シ

壬申三月

聊旧主ノ靈魂ヲ慰メ度志願ニテ士族本多彌一矢

石川県庁

野策平富田総鎗木勝喜知西村熊舟喜鉄外淺井弘

(六)

五郎卒吉見亥三郎清水金三郎廣田嘉三郎湯口藤

(明治五年三月日欠・上田一二三嶋田

九郎卒芝木喜内藤江松三郎并私共兩人都合十五人

伴十郎口供書)

申談彌一策平首立夫々手配仕石黒圭三郎東京ニ

罷在候由ニ付私共兩人同所_江可差向義ニ彌一策

平及指図其節改テ申聞候ハ此元ニテ差急候間五

石川県卒上田一二三嶋田伴十郎

口書

六日中ニ事可発モ難計左候得ハ必定追手可掛其

石川県卒

上田 一三三

時ハ速ニ捕縛ニ可就成限遂探索討果可申候何分

石川県卒

申四十歳

明治初年の「自裁」規則(中山)

天ニ任候心得ニテ至急発足可致トノ指図ニ付去未十一月十八日金沢出立同十二月朔日東京江著弁慶橋田所町木屋傳四郎方止宿奉公稼ニ罷越候趣ニ申成翌二日ヨリ心当之ケ所探索仕候得共相知不申其内金沢出生加賀屋勇吉ト申者ニ途中ニ於テ出逢候ニ付右奉公稼ニ罷越候趣ニ相咄シ候処勇吉方ニ致止宿聞合候得ハ何歎都合モ可宜旨申聞候ニ付則同六日頃ヨリ彼方へ私共兩人罷越日々探索罷在候得共様子相知不申可然手掛無之然内於金沢本多彌一等之挙動追々風説有之最早追手相掛可申ハ必定ニ付最初出立之砌^{ツキ}一策平兩人天ニ可任トノ一言モ有之事故被召捕候ヨリハ致自首御国典ニ従ヒ候方可然ト兩人申合同十六日勇吉^社申入候ハ今ニ可然奉公口モ無之ニ付一先帰国可致就テハ離盃相催度候間同道可致旨申入三人同行昌平橋辺料理店ニ於テ一盃催居候処当県捕吏高島謙次郎等罷越私共兩人御不審之趣有之候間速ニ捕縛ニ就可ク旨申聞候ニ付兼テ覚悟之義申分ニ従ヒ捕縛ニ就申候処其後所持罷在候趣意書御取揚御尋ニ付右ハ若打死致候節趣意可申述者無之ニ付所持罷在候段申上候処不日

金沢江御送ニ相成当止月五日帰県仕候旦多賀少属岡野少属菅野輔吉此等ハ彌一策平等可討果手配ニ御坐候段申上候処

右様申上候得共最早召捕方之手配嚴重相成可逃去手段無之ニ付前段為体ニ仕成今更取繕ヒ候義ニテ可有之^{ツキ}又右之外同志申談候者可有之哉ト重々御糾被成候

前条申上候通圭三郎在ケ所モ不相知其上旧主ヲ及殺害候山邊沖太郎等関係之義ニ承リ候得共委細之情実睨ト承知モ不仕故今度東京へ発足之砌夫等之刃得ト彌一策平等^江尋問致度実ハ心中ニ候得共初発心底打明シ候砌旧主之為ニ候得ハ何時ニテモ抛身命可申ト申述候一言モ有之此期ニ至リ憶心ヲ生シ彼是ト申立候体ニモ可相当哉左候テハ甚口惜キ次第ト存付心底ニ不染義トハ思ヒナカラ出立仕候義ニ御坐候將又前段申上候人員ノ外同志之者無御坐候日^{ツキ}親類ト雖少シモ洩シ不申段申上候処元来多賀少属岡野少属菅野輔吉岡山茂等山邊沖太郎等夫々軽重之御所置モ有之剉石黒圭三郎ハ右事件ニ付聊關係之次第無之処初発心底打明シ候義ニ拘泥条理之穿鑿ニモ不及

一旦タリトモ可打果所存ニ相成候ハ先以

官辺奉輕蔑粗暴之至リ不届ト御察当被成候私共
実ニ私情難止処ヨリ全粗忽ノ企ニ加リ候処夫々
御察当之上ハ今更何共無申訳奉恐縮候段申上候
処是迄之通御詮議中監倉へ被人置候旨御申渡奉
得其意候

右之通相違無御座候以上

壬申三月

上田 一三三

嶋田 伴十郎

石川県庁

後註

(1)

ここにみえる捺印は、指令の起案に関与した司法省
官員のそれであろう。すなわち、縣は少判事縣信賴、
小畑は少判事小畑美稱、橋口は權中檢事橋口兼三、
石井は權少判事石井忠恭、青木は中判事青木信寅、
公張は權大檢事清岡公張、北畠は權少判事北畠治房、
松本は權大判事松本暢、江藤は卿江藤新平、渡邊は
權大檢事渡邊颯のことであろう（『明治六年一月・
袖珍官員録』一八一葉・表、一八五葉・表、同・裏、
一八六葉・表、一九六葉・裏、一九七葉・表。

明治初年の「自裁」規則（中山）

(11)

内閣記録局編『法現分類大全』刑法律一
（明治二十三年）一〇六頁。なお、同書・一〇九頁に
も同一の記事がみえる。

(12)

『明治二年十二月・職員録』五〇葉・裏、五一葉・
表、五三葉・表、同・裏、五四葉・表、同・裏、七
九葉・裏。なお、新海については、この職員録では
「大解部」になっているが、その後昇進したのであろ
う。また、小野少巡察については、この職員録に該
当者はいないが、『明治三年六月・職員録』九六葉・
裏にみえる小野実正のことであろうか。

前註

- (1) ゴチの部分は、朱字を示す。
- (2) 漢字は、人名等の固有名詞をのぞいて現代一般に使用されているものに改め、合字、変体仮名等についても普通のものに改めた。
- (3) () の中は、すべて中山の註記である。

(I) (国立公文書館『太政類典』第一編・第百八十九卷・刑律・刑律第一・二二二)

四年四月

名例律中質疑及自裁規則

京都府伺弁寛

(中略)

一 自裁ノ取扱方旧来其法種々有之候由府藩県区々相成候テハ不可然ト奉存候間一般ノ御規則相心得置度

候事

別紙ノ通

(中略)

囚獄規則書

自尽ノ者取計ノ事

右何レノ掛ニテモ自尽ノ者有之節ハ其以前掛リ井月日刻限人数等本省ヨリ御達有之候得共其御達ニ基キ本人衣服其外人用ノ品々左之通手当并夫々手筈等申付置在獄ノ者ハ当日其掛へ呼ヒ出ノ上於役所申渡濟其掛官員ニテ途中護衛イタシ当司使部老人足差配トシテ附添司へ連戻リ候へハ表門内ニテ受取直ニ刑場脇へ相廻シ縛縛ヲ解キ兼テ設ノ礼服ニ為着替小介錯ノ使部式人附添其場所へ引連尤場所ハ凡九尺四方程ニ砂敷平均へ琉球無縁疊式畳敷中央ニ本人著坐為致答役ノ内卷人短刀ヲ乗セ候三宝持出シ本人ノ前へ据へ其機会ヲ見テ本介錯ノ使部斬首致シ検査見届ケ畢テ右屍ノ上へ青縁座ヲ懸ケ取片付置其掛ヨリ親族等へ引渡可申旨達シ有之引取人相廻リ次第受書取之引渡遣シ候事

但右断刑之節場所ハ勿論口々嚴重相固候事

入用ノ品卷人分

- 一 水浅黄無紋麻上下 卷具
- 一 同断時服 卷枚
- 一 木綿白繻伴 同
- 一 短刀 卷振 切先四五分程出シ版ニ按ミ上ラ紙ニテ巻ク
- 一 白木三宝 卷ツ

- 一 青縁座 志枚 本人着替ノ座座ノ上ヘ敷夫ヨリ自足濟ノ上腕ノ上ヘカケル
 - 一 砂 五荷即九尺四方程ニ敷平均
 - 一 手桶 志ツ但柄杓共
 - 一 琉球無縁疊式疊 右砂ノ中央ニ敷
- 右ハ当司規則ニ有之候事 四年四月

(II) (法務省法務図書館蔵『諸県伺』八・明治五年・第九十四号)

(一) (明治五年五月二十日付・司法省指令) 士族自尽之節取計ノ事

右自尽之者有之節ハ其四五日以前行刑日限人数奉司法省ヨリ御達有之候得ハ其御達ニ基キ本人衣服其外入用ノ品々左ノ通手当并夫々手筈奉申付置在獄之者ハ死刑囚人同様途中護送致シ刑場ノ傍ヘ相廻シ縛繩ヲ解キ兼テ設ノ礼服ニ為着替小介錯付添刑場ヘ引連尤場所ハ凡九尺四方程ニ砂敷平シ其上ヘ琉球無縁疊一枚ヲシク中央ニ本人着座為致小介錯ノ内一人短刀ヲ乗セ候三方持出シ本人ノ前ニ据本人三方ヲ戴キ終ツテ肩衣ノ前ヘ衣領ノ左右ヲ後口ヘ脱シ着衣ヲ押シ寛ロゲ短刀ヲ手ニ取脇肚ヘ突立ルヲ見テ本

介錯斬首致シ檢使見届ケ畢テ右屍ノ上ヘ青縁（ベニマ）席ヲ覆ヒ取片付ヲキ裁判掛リヨリ親屬等ヘ引渡可申旨達有之引取人相廻リ次第受書取之引渡遣シ候事

但場所ハ囚獄内行刑場○小介錯ハ二人本介錯ハ一人ニシテ皆囚獄懸リ等外吏ニテ為取扱候事

自尽ノ節入用品

- 一 水浅黄無紋麻上下 一具
 - 一 同色木綿時服 一重
 - 一 木綿白纏伴 同
 - 一 短刀 一振 切先四五分程ヲ出シ板ニ挟ミ其上ヲ糸ヲ以交結シ紙ニテマク
 - 一 白木三方 一ツ
 - 一 青縁席一枚 本人着替ノセツ座ノ上ヘ之ヲシキ夫ヨリ自足濟腕ノ上ヘ掛ル
 - 一 砂 五荷 凡九尺四方ニ敷平ラス
 - 一 手桶柄杓共 一組
 - 一 琉球無縁疊一枚 右砂ノ中央ニシク
- 以上

右ハ現今東京府管轄囚獄懸リノ取扱ニ候条先ツ此ノ規則ニ依テ処置可致事 西 小原

但シ入費ハ官費タル可キ事

明治初年の「自裁」規則（中山）

不明 不明 不明 不明 不明

(二) (明治五年四月二十五日・石川県自裁之節取扱伺)

自裁之節取扱伺件々

石川県

士族罪ヲ犯シ自裁被

仰付候節取扱向之儀既ニ辛未二月元金沢藩士族自裁之砌

囚獄司江相伺候処未御規則無之福岡藩之比例承合候様御

達ニ付同藩打合則別紙之振合ニ基キ尚金沢藩仕来ヲ参酌

取斗候由ニ御座候然処百事追々御規則モ相立候ニ付今後

之取扱方

一 刑場設方并順席之事

一 自裁人入用品之事

但勿論官費ニ御座候哉辛未二月官費を以相弁候別紙並上申候

一出勤役々之事

右之廉々奉伺候尤此頃自裁伺中之訳モ御座候間至急御差

図可被下候以上

壬申

四月廿五日

司法省

御中

石川県

(三) (元福岡藩自裁問合書)

元福岡藩自裁問合書

石川県

割腹場別ニ小屋ヲ設ケ屋根笹板ニテ葺キ廻リハ二枚合ノ

葺簀ニテ圍四本柱二間四方疊ヲ敷キ其上へ白布二端風呂

敷ノ如ク縫合セテ敷キ其上へ割腹人ヲ着座サセ後ロニ白

張六枚折屏風ヲ張切り割腹ニツク前別席ニ列座セシメ判文ヲ少判事申渡シ取ツテ一人ツノ割腹ニツカシメ行次ス但シ燈

屏風白布等一人毎ニ別ニ設クヘシ

木剣ヲ紙ニ包ミ三宝ニ載セ小介錯ノ者持チ出シ割腹人ノ

前ニ置割腹人右木剣ヲ戴キ三宝ノ上ニラク夫ヨリ肩衣ヲ

ハツシカケ小介錯ノ者三宝片付直ニ介錯ス畢ツテ綱ヲカ

ケ屏風引廻シ速部助長首実檢ト声カケル其時小介錯ノ者

明治初年の「自裁」規則（中山）

右之首三宝ニノセ右ノ方ヨリ持出実檢相落左ノ方ヨリ右
白張ノ内へ納ム介錯小介錯トモ屏風ノ外へ出テ正西向へ
首尾ノ礼ヲノヘル

但シ時刻ハ日ノ未ノ後

鳥居刑部少丞 岡内小判事（三） 河邨刑部大録

香川刑部少録 新海中解部 小柴少解部

災檢 西田速部長介錯場心懸并災檢差圖

中村通部助長
杉村

介錯八人 小介錯八人 柳手速部三人

吉岡大巡察 小野少巡察 巡察屬兩人

（四）（明治五年四月二十四日・石川県自裁

人入用品伺）

自裁老人ニ付入用品

石川県

自裁老人ニ付入用品

一壺双

六枚折白張屏風

一式ツ

白木四方

一壺張

一三疊

一壺枚

一壺枚

一壺枚

一壺具

一壺ツ

一壺枚

一壺丈四尺

白布幕

白縁畳

白無垢襟ナシ

同細付下着

白木綿半肌着

無紋麻上下

白茶碗

五尺四方之白布

俱下タ敷

白木綿

但服巻手掛等

棺

手桶

たら以

杓

縁取呉座

薄簀

白給禪

短刀

真砂

但目録場下タ敷

一拾荷

一壺本

一壺筋

一六枚

一壺本

一式人前

介錯介添仕着

ノ式拾巻口

右辛未二月自裁之節入用品々ニ御座候以上

壬申

四月廿四日

石川県

明治初年の「自裁」規則（中山）

第四十六回 日蓮宗教学研究発表大会要旨

下種論をめぐる問題点について

——本因・本果下種論の源流——

田村 完 爾

宗祖滅後の日蓮宗教学史を概観すると、本迹の致劣に
関する論争と並んで、本因妙・本果妙下種の異論が日蓮
各派の分派の原因となったことを知る。しかし、本因妙
下種、或いは本果妙下種を明確に強調する真跡現存・曾
存・断簡現存・直弟写本現存の聖人遺文は無い。聖人の
下種論の典拠は法華経と天台三大部であるが、その両者
にも本因・本果の片方を主張した下種論を見ない。而し
て妙楽の『法華文句記』に至って下種の時を本因時と本
果時に渡るものとすする表現を見ることが出来る。しかし、
妙楽は両者に浅深・勝劣を立てず「本因果種」と表現す
る。この「本因果種」とは、『法華文句』巻一の所謂四

節の三益の内、第一節の衆生と第二節の衆生（地涌の菩
薩）に対する釈尊の久遠本時下種の時を輔釈した言葉で
ある。つまり、「本因果種」とは、釈尊はこの二種の衆
生に対し久遠本時の本因時と本果時に渡って下種をした、
という意である。これについて日本の宝地房証真（一—
一八九—二四〇—）は、『三大部私記』の中で「地涌
本因果種者。既在本果発心。必在因時下種。」と言
う。即ち、地涌の菩薩に対する下種の時は本因時に限る
として妙楽の釈を訂正するのである。その理由としては、
（経文では）地涌の菩薩は釈尊が本果妙位に在る時既に
発心していたのだから、釈尊は必ず本因時に地涌に下種
していなければおかしい、と述べるのである。しかし、
経文の該当箇所を見ると、「我於是娑婆世界。得阿
耨多羅三藐三菩提。已。教化示導。是諸菩薩。調伏
其心。令發道意。」とあり、むしろ本果時の下種に
見える。つまり証真の主張は必ずしも妥当とは言えない。
ともあれ、証真が本因時に拘わる下種論を唱えているこ
とが確認できた。管見の限り、これが文献上に現れた、

本因妙を強調する下種論の初めである。因みに日蓮聖人は証真の『私記』を閲読しており、『注法華經』にも引用が見られるが、この箇所引用は無い。つまり、本因妙下種論（本因時に拘わる下種論）は聖人以前に既に日本天台内に存在しており、聖人の眼にも触れていた。しかし聖人は所謂「本因本果の法門」、三十三字段・四十五字段等を説かれる際、これを用いられたなかった。しかし、日蓮教団が拡張・分裂していく過程の中で様々な展開を見るに至ったと言えよう。尚、この問題は更なる検討を要するであろう。

日蓮聖人の法華經引用について

三 輪 是 法

本研究の課題は、鎌倉時代を生き、法華經を信仰された日蓮聖人と道元禪師の法華經觀の独自性を、經文引用と解釈という共通項目の比較検討によって知ろうとするものである。そこでまず、法華經觀を窺う前段階として

經典觀の特質を参究すると、既に明確な差異が存在していることが理解される。日蓮聖人の經典觀の特徵は、釈尊の教えを文字として表記した絶対的存在と見ることであり、道元禪師のそれは、經典と成る以前の真理と等位に見るといふものである。このような違いは、經典を「觀」ずる「眼」に起因している。

道元禪師の眼は、『正法眼藏』中、「眼睛」という語句によって特別な意味をもって表現されている。眼睛とは、仏祖、經典、日常の修行に従って、自己がとらわれる常識的認識を脱落し、脱落したその時に、絶対化する眼である。つまり、現実世界が自由に、自己の規定下において知見可能となる。その結果、道元禪師が説く無分別に認識された「經卷」は、現前の現象・事象として、仏祖として、仏祖としての自己として、更に真理の法として顕現するのである。

日蓮聖人の眼は、觀普賢經中に見られる「五眼」に依拠し、法華經との関連によって説示されている。つまり、法華經を「持つ」ことよって、法華經が具有する仏種を備えた時に「仏眼」となる五眼（肉眼・天眼・慧眼・法眼・仏眼）なのである。法華經を「持つ」ということは、色読という信仰形態で法華經に信順するということ

で、法華經に身を投じ、法華經の世界に生きるという絶
对的到達点から生じる眼なのである。この仏眼は、凡夫
の肉眼が五眼の力用を備えた眼であり、肉眼即仏眼とな
る眼である。更に、明鏡である、法華經という仏の未来
記に写映して現実世界を見る、自己を内省的に否定する
眼であり、常に現実へと還帰し、一切衆生の救済を實現
する眼なのである。

道元禪師の「眼睛」と日蓮聖人の「仏眼」は、共に自
己を否定するところに開眼する眼である。違いとしては、
前者が自己の常識的認識を否定するところに生じるのに
対して、後者は自己の主體的認識を否定したところに開
くといった、対照的な力用が指摘できる。つまり、道元
禪師は常識を脱落した「眼睛」によって、現実を無秩序
化し、その現実の中に秩序化以前の真理を覚知するのに
対して、日蓮聖人は、現実を法華經に映し出された未来
記として受け止める「仏眼」によって、現実を現実のま
ま、仏の本意である法華經が開顯する世界、仏界である
と覚知されたのである。

日蓮聖人にみる

病相の提示と治病

野 口 真 澄

日蓮聖人は、檀越の病や疫病という實際の病をきっか
けに、時には医療による治病をすすめ、あるいは仏天に
加護を祈っているが、一貫して説かれているのは法華經
による治病である。その教導は、既に指摘されているよ
うに（渡邊宝陽稿「日蓮の教説における個の病と時代の
病」宗教研究四九卷三輯所収）、「謗法の病」を治する
という目的が根底にすえられている。本発表では、こう
した教導がどのようになされたか、その一端を探ろうと
するものである。

疫病流行の報を受けて富木・四条両氏に送られた弘
安元年六月二十六日付の二通の消息（異称『治病鈔』、
『二病鈔』）では、ともに「夫人に二病あり」との冒頭
につづき、人には「身の病」（四百四病）と「心の病」
（三毒八万四千の病）があると、病を総括して提示され
ている。このうち「身の病」については「治水、流水」

等の名医によって治することが可能であるとして詳論されないが、「心の病」については「難治」という規準に立って詳しく説かれてゐる。すなわち「心の病」は、正像末の三時における仏法の乱れの問題として論じられ、特に今、末法における仏法の乱れから、この度の疫病流行が起こっているのであり、法華經に依る以外には治し難いと主張されている。

この二通の消息では、病の諸相が総括的に提示され、その中から「難治」という規準にもとづいて「心の病」の問題に集約され、末法においては特に仏法の乱れにその問題点が絞り込まれている。そこで、この「難治」という視点から改めて聖人遺文をみると、『観心本尊抄』等のいくつかの遺文において「末法為正」の文趣の一つとされる涅槃經梵行品の説示（『大正新脩大藏經』一一二卷四八一頁）が注目される。「七子の譬」とも称されるこの説示は、まさに涅槃に臨んだ釈尊が阿闍世王を罪から救つた理由を譬えたもので、父母は不平等ではないが七人の子どものうち特に病子に心をかけるといふものである。「難治」こそ問題とされる、また「病子」にこそ心がおかれるという論理に、共通点が見いだされるのである。

以上のように二通の消息においては、病全体を提示しながらも「難治」という規準のもとに末法における仏法の乱れに問題が集約されていた。ここから、日蓮聖人は「末法為正」という釈尊の御意を継承する法華經の弘通者としての立場に立ち、仏法の乱れをただす、すなわち「謗法の病」を治すという意味での法華經による治病を明示されたものと推察されるのである。

日蓮聖人遺文と

『法華經』の関連

関 戸 堯 海

玉澤妙法華寺に格護されている日蓮聖人の『法華經』の筆跡は、最も早いものでも文永九年以前には遡りがたく、最も遅いものは弘安初年に属し、大半は文永十一年から建治三年にわたって注記されたと考えられている。（山中喜八編著『定本法華經』解説を参照）その一方で、文永九年に佐渡塚原で執筆された『開目抄』には『法華經』と共通する引用文が数多く見いだせるの

であって、この点で『開目抄』執筆の時点に現存の『注法華經』の異本あるいは、それに類するものが存在したのではないかという意見も提示されている。(執行海秀「日蓮聖人の『注法華經』について」『日本仏教』二号所収を参照)

このような点を踏まえて考えてみると、日蓮聖人には「要文」と称される執筆のための準備作業ともいふべき諸経論疏からの抜き書きがあり、はじめ「要文」を基礎として著作が執筆され、やがては「要文」が次第に整束されていく課程において、最終的に『注法華經』の形態となったと考えられはしないだろうか。

そこで「要文」を年代順に配列し、真蹟現存・曾存などの信憑性の高い遺文と比較してみると、佐前期の遺文には「要文」と密接な関わりのあるものが多く存在していることが再確認できた。無量義經の「四十余年未頭真実」が重要な課題として検討されている『守護国象論』、災難対治の経証として涅槃經などの引用に重点を置く『災難興起由来』『災難対治鈔』および『立正安国論』は「要文」が反映している遺文といえる。また『爾前二乗菩薩不作仏事』『頭誦法鈔』『恒河七種衆生事』は正嘉から文永にかけてさかんに筆写されている「一乗要決

要文」と直接かかわり、このほか『一代聖教大意』『十法界明因果鈔』『薬王品得意抄』『法華題目鈔』『善無畏抄』なども「要文」との密接な関係を指摘できる。

次に佐渡流罪の直前と流罪中の遺文をみてみると、『行敏訴状御会通』『開目抄』は『注法華經』との顯著な共通項がみとめられ、『寺泊御書』『観心本尊抄』『波木井三郎殿御返事』にも『注法華經』との共通項がいくつか確認できる。この頃の遺文には「要文」との関連はもちろんであるが、『注法華經』との類似点もあり、「要文」から『注法華經』への過渡的な段階ともいふべき印象をうける。

最後に身延期の遺文をみると、『浄蓮房御書』『断簡八』『秀句十勝鈔』などの遺文に顯著な共通項が確認できる点については、すでにこれまで述べてきたところである。

「要文」と『注法華經』そして『立正安国論』『開目抄』などの著作との諸経論疏の引用とその目的を検討することによって、日蓮聖人の遺文執筆の経緯の一端が明らかになるのではないかと考え、検討をすすめていきたい。

『日蓮聖人の歴史観の一考察』

鶴岡雅代

日蓮聖人の歴史観を考察するにあたり、承久の乱に関する論評の検討が必要と思われる。聖人は乱の翌年の出生で、『神國王御書』にこの乱の結末に対する疑問を解決するために幼少の頃より一切経を研鑽したことが述べられており、聖人の思想と行動に大きな影響を及ぼしたと考えられるからである。

聖人の乱に関する評価は、乱の客観的な史実を認識したうえで、法華経の信不信、謗法の有無という観点から主に公家政権の敗因について糾弾されている。『立正安国論』には後鳥羽院の敗因を法然浄土教に求めている一面が見られるが、一方、佐渡配流以降、建治元年の『撰時抄』には承久の合戦で後鳥羽院らが配流された原因は真言師の調伏にあると説かれている。同様の表現は『報恩抄』『兵衛志殿御書』『三沢鈔』『諫曉八幡抄』等にも見られる。このように聖人は朝廷方敗北の原因を、真言密教による関東調伏にあったとし、真言亡国の明らか

な現証として捉えられていたことが理解できる。

また一方、乱に勝利した幕府方に対する聖人の評価は、一往は王臣の秩序を意識して下剋上とされながらも、北条義時が法華経を誹謗しなかったという点を認め、国神の計らいとして義時以下の武家政権の国主継承を肯定している一面がある。ところが聖人は、そうした武家政権もまた否定的に見られることになる。すなわち乱後の歴史の展開をみたとき、真言密教の関東への進出を幕府が容認したことによって、謗法が国中に充満し、その結果として蒙古襲来の危機に瀕していると捉えられるのである。しかも聖人が真言密教を批判される根本的な理由は、蒙古調伏の祈禱が真言師によっておこなわれていたからであり、承久の乱における真言祈禱の誤まりを再び繰り返すことに対して厳しく警鐘を打たれたものである。

以上のように、聖人の承久の乱に関する論評をみると、真言の悪法に帰依していた朝廷方を対治して国主を継承したという点で武家方の立場を一往は肯定されるが、蒙古襲来による困難にあたって真言亡国は必至であるとして今度は幕府を諫曉されている。このことから、聖人が承久の乱と蒙古襲来をめぐる歴史の動向を観察される視点において、真言祈禱の問題が重要な意味をもっている

たことが改めて確認できる。このことは、文永の役後に「承久の乱」に言及された遺文のほとんどが真言批判の問題で占められていることから理解できるのである。なお詳細な検討は今後の課題としたい。

日蓮聖人の食生活と

社会事情の一考察

目 黒 き よ

鎌倉期、時代背景の中で聖人の食生活を考察し身延期「げかち」の食事情の関連を拝す。

鎌倉期は大きく三期に分け、第一期は嘉禎三年（一二三七）から仁治二年（一二四一）の約四年の勉学期である。期間中暦仁、延應、仁治の三年連続改元をみるが、改元は天変によることが多い。

吾妻鏡を中心に主なる災害を引くが、仁治元年（一二四〇）三月の大地震はM・6.4、鶴岡神宮寺倒るともある（災害の歴史）。翌二年二月七日、近来稀なる大動。四月三日、南風を伴い由比浦大鳥居囚拜殿流失、船十余破

損をみ、前書にはM・7.0、津波、由比浜八幡宮拜殿流失、と五月に示す。この年日蓮聖人は月日不明の記に「八幡宮にて大蔵闍す」と拝す。六月二日炎旱祈雨も効無六月一二日に続く。翌三年も諸国旱魃をみるが、各書に飢饉の記はない。この間僧侶としての最低の食は得られ、特に支障はないとしても食は二の次の勉学期と考察する。第二期は建長五年（一二五二）から弘長元年（一二六一）五月一二日伊豆配流前の八年間である。この間災害は多く、建長五年六月一〇日、近来比類なしの大地震、翌六年七月一日二十年來の暴風雨に稼穀損亡。九月四日の連雨に国土損亡。十一月一八日大地震もみえる。八年六月七日、大雨洪水は例年を超え且つ冷害を記す。続く八月の暴風雨洪水は山崩れ死人多出、田園作毛等悉く損亡を示す。一〇月五日康元と改元。翌二年三月一四日正嘉と改元は続くが、この正嘉元年八月三日の大地震は神社仏閣全倒、山岳頽崩、人家倒潰、築地破損、震度数度、猶九月迄余震大小休まずとあり、前書には震度M・7.0、津波発生と示す大災害である。翌二年も六月冷害、八月暴風雨、十月洪水等連続。

翌三年三月二六日正元と改元なるが、炎旱、飢饉、疫病流行死者を報じ、（前書）百鍊鈔五月五日条には「小

尼死人を食す」も見える大飢饉となる。翌二年四月三日更に文應と改元。しかし五月一六日よりの降雨に六月五日止雨行法、その間に人屋流失、山崩れ、尸死者等が見える。この連続の災害を聖人は後に『安国論御勸由來』に示される(定四二二)、またこの災害を為政者の謗法と『立正安国論』を七月一六日献呈、諫言されるが、八月二七日松葉谷法難、弘長元年伊豆配流に続く。以上青景の中、聖人は当時人信の直檀からの粟、焼米、干飯、海藻等の当座の救荒食の支援のもと、寝食を忘れての正法弘通期と考えるが関係御書はない。

第三期は文永五年(一一五八)から文永八年(一一七二)九月一二日佐渡配流決定までの足掛四年であり、この期にのみ食供養の四書を拝す。即ち文永七年二月二日「白米一斗略」鎌倉は世間渴して候(定四五九)。

同年「白米一ほかひ本斗六升略」(定四六一)。翌八年五月「殊にお祝として餅、酒略」(定四八六)。同七月一二日「雪のごとく白く候白米一斗略」(定四九二)。の如く佐渡配流前、時に白米も食された聖人の以上困乱の鎌倉期であったが、自由な御身、配流期の如き、ご入山直後の御書「けちち申ばかりなし。米

一合もうらず、がししぬべし略」(定八〇九)に続く身延期ほどの逼迫した食生活ではなかったと考察できるのである。

円光日陣に於ける本迹論の一考察

——「開目抄」「本因本果の法門」の

解釈を巡って——

光 林 義 高

室町時代に活躍した勝劣派の学匠・円光坊日陣は、その著作(門弟筆記の講義録を含む)中「開目抄」「本因本果の法門」を凡そ八十回に亘って引用し、自己の所謂約教本迹実相勝劣論の証左として最重要視した。

日陣に依れば、そこでの聖意は、迹門実相体を破斥して本門十妙就中本因本果二妙を以て本門実相体を詮顯・擁立する処に主眼があり、「本因本果」の具体的概念を無始九界〓本因と無始仏界〓本果とが互具相即する「本門十界の因果」の意味とし、これが本門一念三千成立の根本義として論じられると力説した。殊に、日陣は、そ

の場合、九界はそこに具備する仏界が本仏世界「体内実」と絶対肯定される処に「本因」と定義される所以があり、又、眞実の仏界たる本仏世界は所具の九界（九界の性をも含む）を「体内権」と取り込み容認する処に「本果」の眞髓が存する、と説明し、かかる法界觀を、本果開顯を絶対的機軸に成立した本仏果上の事理不二の世界と規定し、加之、文中に「ときあらわす」とあることから、この理を本門の教相の重で受容しようとした。

即ち、日陣は、『開目抄』「本因本果の法門」から、九界と仏界とが二者対峙的でありながら矛盾的同一の連関に於て止揚され相即するという円教の教理的特徴の眞骨頂を本門の発迹顯本の教説上に見、此処に天台教学から蟬脱した宗祖教学の独自性が存すると把握していたと言える。惟うに、天台教学に於ては、本仏の本時に於ける過去因位修行（本因）とかかる円因を究竟することに因って円滿に成就された妙果（本果）、及び本果を獲得した本仏がこの現実世界で実践する無始本来の無限の菩薩行（本因）という「師仏実因実果」、並びに『法華文句』卷第一の四節三益中の、前二節の種熟脱三益の展開に象徴される「弟子（本眷屬衆生）実因実果」とが「本因本果」の意味する処であったと思料できることから、

日陣の主張通り、『開目抄』「本因本果の法門」は宗祖独自の法門と見るのが至当であろう。

又、日陣は、その場合の九界を、本仏果上に在って、それと俱時相即し、常住壽命を具有する本仏の無限不尽の因位（本因）に配釈していたことが確認されるのであり、この辺に、日陣が对本國寺日伝との本迹論争（陣伝論争）で強調した本門宗体相即一如の教義的基盤の一面を見出せることに気付く。

ところで、日陣と本迹論争を展開した日伝は、『五十五箇条難勢』（大智院日聡執筆）でこれを『法華玄義』卷第九下明宗章の「師弟本因本果」、乃至「宗家体」と規定し、体（非久非近非本非迹の実相理）から遊離した宗の範疇に位置付けた。それ故に、実相の致劣を争点とする本格的な本迹論争の嚆矢に位置する陣伝論争に於て、既に、今日の教学でも宗祖の本門法華の意味を明瞭に説明した象徴的説示とされる「本因本果の法門」を巡って全く異質な解釈が施されていたことを指摘できる。又、この点は、現在の我々が、宗祖教学のアイデンティティを奈辺に見出していくかという面に直結した重要な教理的な研究課題であるように思われてならない。

「日興上人の本尊観の一考察」

菅原 関道

日本仏教史上において本尊の造形は鑄塑彫像から画像、そして鎌倉時代に入って字像（文字曼荼羅）へと展開した。その理由として制作費の問題、經典にかわる役割、

師檀関係の表象などが考察されている。なお十三世紀初め頃には「堂を造り塔を立てる、最上の善根也」と説いて勸進した僧と、「もしそれ造像起塔をもつて本願とせば貧窮困乏の類は定んで往生の望を絶たむ。しかも富貴の者は少なく貧賤の者は甚だ多し」と仏説への信力を重視した法然のような僧の二様があった。ちなみに一三〇二年造立の文殊菩薩騎獅像（82.2cm）は制作費二百五十貫文であった（菩薩と獅子の二体分なので目安として一体百貫文余の費用を要した）。

それでは文献から日興上人（一二四六～一三三三）が安置された本尊を確かめよう。①曼荼羅②法華経③御影（上人には仏像造立の形跡がないので消息の「仏」は④⑤の全体かいずれかを指した語であろう）。この三種

類のなかで特筆すべきは①曼荼羅に関してで、上人は日蓮大聖人の曼荼羅の教幅に「懸本門寺可為末代重寶也」と添書されているところから、本門寺建立の際には大聖人の曼荼羅を本尊として安置すべきと考えられていたと推察できる。また上人は書写された自筆曼荼羅に「富士大石寺持佛堂安置本尊也」「白蓮持佛堂安置也」と脇書しており、上人にとって持佛堂に安置すべきは鑄塑彫像や画像ではなく曼荼羅であったことがわかる。

次に上人の本尊観を知る手懸りとして「原殿御返事」「日興上人御遺告」を拝見しよう（両書は上人の真蹟は現存しない）。まず前書には①「南無妙法蓮華経の教主釈尊久遠実成の如来」「上行等の脇士」と②「聖人の文字にあそばして候を御安置候べし」という文が併記され、後書にも①「無脇士一体仏崇本尊、謗法」と②「一間浮提之内未曾有之大曼荼羅」と③「三身即一之有縁之釈尊」の文が併記されている。すなわち上人は①久成の一尊四士と②曼荼羅と③久成仏を一応異なるものではないと考えられていたと思われる。

ではなぜ上人は不造像・曼荼羅為本を買いたのであろうか。主な理由を四つあげてみよう。まず上人の「申状」に顕著であるが、釈尊から付属された妙法を末法衆生へ

下種する上行菩薩こそが大聖人と拝した上人は、仏の因行果徳の妙法は大聖人の信行によって凶顕された曼荼羅を通してこそ名字即成仏をかなえる法体となると考えられていたと思われること。二つめに熱原法難時に上人が直接大聖人から受けた教えである「未^ニ必須^シモ安^ニ形像舍利並余經典^ニ唯置^フ法華經一部^ヲ」(昭定二六七)を守り貫いたこと。三つめに上人は『弟子分本尊目錄』や徳治三年四月八日の書写曼荼羅脇書に熱原法難の顛末を記されたが、上人にとって曼荼羅は広くは大聖人と全門弟の信行を追懐させ、別しては熱原法難時の大聖人と門弟の信行を追懐させる本尊であつたと思われること。四つめに下層武士と農民が多かつた上人の檀越にとつて仏像造立は費用面で困難をとまなうものであつたこと。ちなみに上人の消息に表われる錢の供養は十貫文ほど(最少百文、最多三貫文)、米の供養は一石ほど(最少二斗、最多二斗・一駄。一石は当時の一貫文)。しかし上人と門弟にとつて曼荼羅は大聖人と門弟の魂であり本尊としてなにも不備不足はなかつた。貧窮であっても信仰心厚ければ授与された曼荼羅を本尊と崇めることは、法華信仰が底層の民衆に受容されるための不可欠要因の一つであつたのではなからうか。

直接間接に高木豊教授から教えをいただいたことを記して感謝の意を表したい。

妙宗本尊辨考(二)

——大曼荼羅御本尊をめぐる諸問題——

三 原 正 資

本宗の御本尊をめぐることは、①本尊の勧請様式の現状、②本尊の实体に対する認識、③本尊の授与に關して問題がある。

この観点から探ると、優陀那日輝師の本書は、大曼荼羅は「本仏ノ形像」を表現した仏本尊であると主張したものである。「当ニ知ルベシ、本尊ハ釈迦仏ナルコトヲ」(三三八頁)、「十界ノ本尊(大曼荼羅)ハ是レ所頭ノ仏体ナリ」(三三九頁)と述べている。さらに木像釈迦仏と大曼荼羅を比較して「無ニ無別、但タ名体相ト異ナル耳」「広略木画ノ異ナル耳」といい、木像の釈迦は「名ニ親しく」「実ニ疎ナリ」とコメントしている。

しかし本尊の勧請様式に關しては「真宗カトリシズム」

運動を提唱している大村英昭氏のアプローチも参考になる。「実際は立派な荘嚴をつけているわけですよ。(略) 教団というものは、そういうものを堂々と持つてゐるに、教学になると、聞法道場、サンガに徹しろ、ご本尊はただお名号でええんだ、というわけです」と語っている。宗教の現実を考慮せよということである。

御本尊の実体は何であろうか。多くの人は大曼荼羅には釈迦仏のリアリティ（實在・現実・真実）を感じられないと言つ。それに対し、逆説的に、実はおマンガラこそが「実ニ親シイ」（三四六頁）すなわち釈迦仏の眞のリアリティを示したものと和上は考えた。「当今ノ機縁、実ニ釈迦ニ依テ得道ス。而ニ却テ釈迦ノ実身ヲ識ス。迹ニ迷テ本ヲ亡ズ」（三四〇頁）「滅後ノ有縁ハ曼荼羅ノ圖像ニ依テ本師ノ本形ヲ拝シ己心ノ妙法ヲ知ル」（三三〇頁）と述べている。では、その釈迦仏とはいかなるものか。「本有常住ノ浄土、久遠無始ノ実報国界ハ其形ケダシ大宝蓮華広大妙台ノ如シ。其中央ニ無始無終常住不滅ノ仏有テ住存ス。是ノ仏ノ一身一念能ク大宝蓮華広大法界ヲ成就シ、一身一念円ニ散テ広大法界ニ周偏シテ無量ノ国界ヲ成就シ莊嚴セリ。即チ名ケテ実報無礙ノ浄土ト為ス」（三三〇頁）と述べている。

このような考えはこれまで原始的な宗教観念としてのアニミズムと見られた。しかし「科学が神秘を解明してきてるといふか、逆に保証してきている」（大村氏）今、私は大曼荼羅を①世界は一つの生命体―エコロジックの世界観―、②「宇宙の大いなる実体」―現代物理学と法華経―、③臨死体験―死後の靈山往詣は本当にあるのか―等の視点から再把握していくべきであると思う。

守護国家論に見る「日蓮が法門」の

其本的信心と思想について

――課題としての生と死――その二――

米 田 淳 雄

日蓮聖人の宗教を宗祖御自称の「日蓮が法門」（九三三頁、一五九〇頁、一九一―頁昭定）と呼び、宗教の最大課題である生と死の問いと答えを「守護国家論」に聞かんとしたものである。

1、「守護国家論」は五大部と共に極めて重要な遺文

として位置づける。国家論を基本として、以後の宗祖の宗教の弘通は展開してゆくのであって、その現代的意義と発見は現代の宗字の最重要課題である。

2、「国家論を「序」・「本論」・「結」の三段に分け、そこに宗祖の宗教の根本的構成要素を見ることができ、

3、「序」——ここに宗祖の宗教的自覚者としての初意識「夫れ以わば…希に閻浮日本爪上の生を受く。」と同時に国家論の主題「選択集誘法の縁起」と目的「永劫の善苗を種えよ。」(九〇頁)を発見できる。

4、「本論」の一段と五段は宗祖の宗教の理論(義)と誓願(祈り)がこめられていて、宗祖の願いとするものは「此の生を空しくすること莫れ。」であり、此の人生を生き抜くこととすると把握でき、ここに日蓮の法門の主義主張を見る。

5、「本論」の六段は、実践論である。「但法華經の題目計りを唱えて三惡道を離るべき」ことが誘法救済の唯一の道であるとされて、「願わくは日本國の今世の眞俗、選択集の久習を捨て、法華・涅槃の現文に依りて聲公・惠心の現文(「成仏を期す」)に依りて、法華修行の安心を企てよ。」(二二九頁)と但題目計りを唱える人となり(行者)、生死を離れ(解脱)成仏(毎自作是念……

速成就仏身」(二三二頁)する安心を得よと祈られている。

6、「結」に於ては、宗祖は「若し末代の愚人、上の六段に於て方が一も法華經を信ぜば……万が一も夷經(成仏)を信ずる者有るべからず」と「絶望」の立場を告白されている。しかし宗祖は「日蓮が法門」の基本的信心については「亦法華經を信せん愚者の為に二種の信心を立つ。一には仏に就きて信を立て、二には經に就きて信を立て。今の法華涅槃は、久遠実成の円仏の実説なり。十界互具の実言なり。亦多宝・十方の諸仏来りて之を証明したまう。故に之を信ずべし。」と末法は一切衆生に門戸を開会し、「今權教の情執を捨て偏に夷經を信ず。」と釈迦仏法華經の信心を立て、「題目成仏(往生)」の法門を開顯される基本的信心(思想)を国家論に吐露されていると見るものである。(以上)

日蓮聖人における

薬王品十喩の解釈について

高 森 大 乗

周知のごとく、法華經の薬王品には法華最第一なることを譬えた歎法体の十喩と、法華經の抜苦与樂の利益を唱えた歎法用の十二喩とがある。前者は十種称揚とも言われ、法師品の已今当三説超過が縦に法華經の最尊なるを示すのに対し、横に法華經の最上なるを説示するものと言われている。この薬王品の十喩について、天台と伝教の解釈の相違を少しく考察してみると、まず智顛は『文句』十下と『玄義』一上において十喩を論じる中で、五時八教判による法華醍醐思想に基づき、諸經と法華經の勝劣に関する事細かな解説を示されている。一方、最澄は『秀句』「仏説十喩校量勝」で、第八喩中の經文「有能受持是經典者亦復如是、於一切衆生中亦為第一。」の文に着目し、法華宗の他宗に対する優位性を明らかにしている。つまり、天台は所依の「經」の勝劣判に、伝教は能依の「宗」の勝劣判に立脚していたので

ある。これは、天台と伝教では破折の対象と目的が異なっていたためと推察でき、特に伝教の立場は後世の日蓮聖人に影響を与えたと思われるのである。

聖人は佐前・佐後を通じて、天台の解釈と同様、薬王品の十喩を法華最勝の証文とされており、時には末法爲正の根拠として用いられている。このことは十喩に基づく經の勝劣判が聖人の生涯全体を通じて一貫したものであったことを窺わせる。ところが佐後になると、これが行者の勝劣判にも用いられるようになり、殊に『大田殿許御書』（八五四頁）『四条金吾殿女房御返事』（八五六頁）『撰時抄』（一〇五八頁）等では、すでに第八喩のみならず、十喩全体が教經勝劣の意から行者勝劣の意へとその意義を転換されている。かくして薬王十喩は經典所説の元意に則って引用されたことが明らかであり、聖人は天台・伝教らの釈義を踏襲しながらも末法の今という時代に立ってこれらを再び咀嚼しなおし、自らの内証と重ね合わされて、法華經に説かれる釈尊の御心を読まれたものと拝受することができる。特に佐後においては、聖人の行者意識の高揚とも関連してか、第八喩の十二字をもって行者最勝の証文とされるに至り、十喩を經の浅深ではなく人の高下を判釈する物差しとして捉え

直されている。法華最勝なるが故に末法名字即凡夫の行者が最勝であり、その行者の出現と受難色説によって再度法華最勝が立証されるという構図のなかで葉王品十喻が位置付けられるのであり、これをもって聖人は法華經に明かされる救済の世界をこの末法に具現する導師が誰であるかを披瀝されたのである。

最澄の即身成仏論について

大 乘 文 晴

『法華秀句』に示される最澄の即身成仏の最大の特徴は、『観賢菩薩行法經』の記述を展開して、上品利根は一生、中品利根は二生、下品利根は三生迄に成仏すると規定し、隔生後の即身成仏をも認める点であろう。一方天台は「一生入住」を正意とし、普賢觀經の三生に就いての解説は見られない。更に、最澄には秀句以外にも三生成仏の説示があり、その場合は必ずしも普賢觀經を典拠とするわけではない。即ち一般に三生成仏と言った

場合には華嚴義が想起され、最澄の教学的素養からもその影響が強調される場合があるが、仔細に検討すれば、秀句では必ずしも華嚴義に固執する必要はないと考えられるのである。

先ず、天台における即身成仏は、『法華文句』『法華文句記』の提婆達多品釈における『菩薩処胎經』による童女成仏の会通に始まる。種々の異同があるとはいえ、秀句の「即身成仏化導勝八」も文句・文句記を敷衍したにすぎない。この三生成仏に関しても、文句・文句記においては即身成仏は単に胎經によって「不捨身不受身」の成仏と規定されるのみであって、時間的に現世（一生・現生）成仏に限定されているものではないから、この三生に互る隔生成仏、未來世の「現身成仏」を即身成仏と呼ぶことは不当でないことになろう。即ちこの段階では「即身成仏」即「一生成仏」ではないことである。

また秀句の記述では、「普賢菩薩に見えること」等を《成仏》とし、また即身成仏や、「普賢菩薩勸発勝十」における速疾成仏の会通は総て普賢菩薩勸発品と普賢觀經に依っている。従って、当然《法華三昧》との関わりを検討すべきであろう。即ち智顛の『法華三昧儀』、慧思の『法華安樂行儀』は、速疾成仏のために勸発品・

普賢觀經に立脚する法華三昧を勤めており、中でも安樂行儀には、化導勝と同様に普賢觀經による三生成仏が説かれ、また法華三昧懺儀には「現身入菩薩正位」との記述があり、即身成仏の時間的な概念と肉体的な概念が同時に成立する。一方、普賢觀經の三生成仏に関しては他の天台章疏中には詳細な記述が殆どなく、ただ文句記に慧思の安樂行儀の三生成仏が速疾成仏の一例として触れられるのみである。最澄も単に速疾成仏の一例としてこれを採用したのである。この指摘は先学に既にあるが、更に一步踏み込んで慧思以来の速疾成仏思想としての法華三昧との関わりも考えることが出来るのではなからうか。

他に二・三指示すべき問題もあり、甚だ意を尽くさぬが、以上の点から至極当然な結果ではあるが、最澄の即身成仏は必ずしも一生一念に立つ華嚴の速疾成仏の影響を過度に強調する必要はなく、天台の速疾成仏思想の中で構想されたものであらうと考える。

「天台止観に見られる身体観」

——修行考察の新視点を踏まえて——

影山 教俊

今般の「天台止観に見られる身体観」と題する小論は、「いったい修行とは何か？」ということを実証的な意味で理解するために、修行考察の新視点を踏まえて考察したものです。

何故ならば、現在、修行というものを実証的に理解しようとする目的で行われている人間行動科学などの諸分野からの研究方法、つまり、生理心理学などで用いられる電気生理学的な手法を用いた脳波や脈波、皮膚誘発電位などの身体の生理的变化から評価する方法から明らかになることは、生理学的な所見としては単に基礎代謝率の低下、リラックスしているという認識を超えるものではなく、それだけでは特に天台止観など漢文典籍に見られる修行指南の実際を評価するには、修行本来の意味が損なわれてしまい、不向な方法であると思われるからです。

つまり従来の方法では、「止観を修する」ことの本来的な意義も見いだせないばかりか、『小止観』の所作などという「自按摩の法」とは何か、また関口真大博士も指摘する『小止観』では「臍下一寸を憂陀那と名づく」といい、『摩訶止観』では「丹田は臍の下を去ること二寸半」といい、この二つの丹田とは何か、など修行所作に対する多くの疑問点が理解できません。

それは現在、私たちが常識として理解している西洋医学的な身体観と、天台大師の身体観には大きな相違があると考えられるからであります。

実際に、天台大師の四種の修行論の中で、病氣(病患)という身体性に直接関わる部分、『摩訶止観』第七章第三節「観病患境」、『天台小止観』第九章「治病」、『六妙法門』第四章「対治六妙門」、『禪門修証』第六章第四節「明治病方法」を比較して検討しますと、秦代から漢代にかけて集大成された医学書『皇帝内経』(『素問』『靈枢』)などに見られる「陰陽五行論」に支えられた「氣の医学」、またそのような「氣の生理学」に支えられた身体観を持っていたことが理解できます。

そして、このような身体観を前提とすると、まず「自按摩の法のごとくにして、手足を差異せしむることなか

れ。」とは、「天竺按摩」と呼ばれて婆羅門の法、今日でいう「ヨーガのアーサナー」にあたります。その起源は漢代の馬王堆帛書「導引圖」に見られ、かなり古くから行われていたことが分かります。

また二つの丹田については、当時は丹田といっても厳密に限定されていたわけではなく、下腹の中心部全体を下丹田と呼んでおり、「氣の医学」では、『小止観』の「臍下一寸」の場所は「氣海」と呼ばれ、「胃経」と「脾経」などの消化器系の機能に関係する募穴で、『摩訶止観』の「臍下二寸半」の場所は「関元」と呼ばれ、「胃経」と「膀胱経」などの泌尿生殖器系の機能に関係する募穴に当たります。

ですから、天台大師は『皇帝内経』などの「氣」の医学的知識と、ご自身の体験という経験即の知識から、この二つの丹田を分けて考えており、病氣の種類などによって使い分けていたと理解できるわけがあります。

そして、このような天台大師に見られた「氣の生理学」に支えられた身体観を前提とすると、今まで理解できなかった修行所作の一つ一つに対する理解が可能になると同時に、これによって思想性の背理にはそれを支える身体性の存在を無視し得ないということが明らかにすると

思われます。

葉王菩薩の捨身について

——捨身における供養と布施をめぐって——

市 川 智 啓

かけがえない己の身体を投げ出すという捨身は、婆羅門の為に身を投げ出す兎の捨身説話等、ジャータカ以来、多くの經典中に取り込まれ、特に菩薩行の利他を強調する大乘經典においては、『涅槃經』をはじめとして捨身を勸奨する文句と共に様々な捨身譚が説かれている。むろん、このような捨身譚において重要なことは、捨身したという事実よりも、捨身によって仏を法を尊重した、或は衆生への慈愛を全うしたという遵法の精神なのである。

しかし、真摯なる己の気持ちを表明するが故に、その信仰している経文そのままに捨身を行う僧が、五C半ばより諸の僧伝に多く伝えられ、中でも葉王菩薩の如き焼身・焼指者は三十名を数える。『妙法華』や『梵網經』

の流布と呼応するこの捨身の流行は、しかしながら、捨身自体を苦行の延長として捉え、大衆の面前にてのみ行う等、その目的となる供養や布施よりも、捨身という行為そのものが重要視されてしまったと思えるのであるが、このような供養と布施との混同は、經典上にも見られる。

例えば『妙法華』葉王品において、日月淨明德仏に對して葉王菩薩の前身である一切衆生喜見菩薩が行った焼身供養を諸仏が称える部分では、羅什は *puṅḡa* を「供養」に、*dana* を「布施」或は「施」と梵本と同様に區別して漢訳している。だが、一切衆生喜見菩薩が焼臂供養を終った後、釈尊が仏塔供養の功德を述べる部分にては、*dana* に比されるべき *pariyāga* を「供養」と訳出している。では、*pariyāga* は全て「供養」と訳出しているのかというと、その直前では「布施」と訳されている。

つまり、梵本にては *puṅḡa* と *dana* を別の行為として區別し、使用されているが、漢訳する時点で「供養」も「布施」も同義語的な扱われ方をされてしまっているのである。確かに供養も布施も同一範疇の実踐行動を伴うものであるが、それが表面的な言葉の差異として、異

音同義語的な扱いを受けてしまっている。大乘布薩の行儀規範となった『梵網經』にても「……一切の餓鬼にまで応に悉く身・肉・手・足を捨て而も之を供養すべし」として、捨身布施が捨身供養とすり代わっている。

このようなことから、布施なり供養なりの方法の一つでしかなかった捨身が、その両面を満たす目的として捨身者たちに認識されてしまい、彼らの心理的支えの一つになっていたと思えるのである。

「日蓮における救済の構造」

——即身成仏と靈山浄土——

間 宮 啓 壬

聖人が描く救済の世界を垣間見ようとする時、矛盾するかに見える二つの要素が併存していることに気づかされる。一つは、この娑婆世界において現身のままに成仏を果たそうとする「即身成仏」の思想であり、もう一つは、世界表象的な「靈山浄土」への死後における往詣を説く、所謂「靈山往詣」の思想である。本発表では、一

見したところ矛盾しているかに見えるこうした二つの思想が敢えて提示されている点に着目し、そこに却って聖人における統一的な救済の構造を見いだすことができるのではないかという問題意識の下、考察を進めていくことになる。

聖人において「即身成仏」思想と「靈山往詣」思想とが併存するに至るのは、文献学的に確かな遺文によると、佐渡流罪期に入ってからのことであるが、結論的に述べるならば、両者はいずれも一念三千を軸に構想された救済論であって、理論的には矛盾するものではあり得ない。前者は、妙法五字の受持に即した、久遠仏の功德としての一念三千の譲与を、後者は、一念三千世界への、即ち久遠仏によって成就された超越的領分への直接的参入を説くものであり、両者はいずれも「一念三千の成仏」に他ならないからである。しかし、とするならば、聖人が両者を敢えて併存せしめた理由はどこに求められるべきなのであろうか。

聖人は即身成仏を説くことにより、確かに妙法五字の受持を実践する当所における成仏を保証した。しかし、それはあくまでも久遠仏の功德を譲与されたという宗教的自覚の上に成り立つ成仏であって、妙法五字の受持を

実践する当の主体には、時として迫害を蒙り、愛する肉親の死を目のあたりにし、また自己自身の死後の在り方として不安を覚えるという生身の人間としての現実、依然として残されるのである。こうした現実に対しては如何に対処すべきなのか、またこうした現実に対しては如何なる救済が与えられているのか。このような問題に、聖人は靈山浄土への往詣という解答を与えていったものと考えられる。聖人において靈山浄土が、法華信仰を守り、妙法五字の受持を實踐し通した者が死後に仏として安らぎを得る場、或いは死後に再会を果たし得る場として位置づけられる所以である（なお、こうした位置付けの背後には、佐渡流罪期にまさに「死者」として靈山浄土に参入し得たという聖人自身の体験があったとはいえないか。また、こうした体験が、一方では「大曼陀羅」の図頭という形で表出されていくのではないか）。

このように聖人においては、即身成仏ではカヴァーしきれない救済の問題が、靈山往詣により補完されているという構造を見いだすことができるのである。もっとも、このことは、今生きている現実世界からの逃避を意味するものではあり得ない。聖人においては、死後の靈山浄土に救済の完成の場を設けることは、却って今この現在

における妙法五字の受持を徹底せしめるという役割をも果たすことにもなるのである。というのも、聖人にとって靈山浄土とは、妙法五字の受持という実践を貫き通した者のみが参入を許される浄土に他ならないからである。

日蓮聖人における

「謗法」の語義について

原 慎 定

日蓮聖人が「謗法」の語義を端的に示した遺文として『顕謗法鈔』と『下山御消息』の記述が注目される。『顕謗法鈔』では「謗法の相貌如何。答テ云ク、天台智者大師の梵網經の疏ニ云ク。謗トハ背也等ト云云。法に背クが謗法にてはあるか。天親の仏性論ニ云ク。若僧背スルハ等ト云云。この文の心は正法を人に捨てさするが謗法にてあるなり。」とある。いっぽう『下山御消息』には、法華經方便品の「正直捨方便」の經文解釈の中で「捨トハ天台ノ云ク、廢也。又云ク。謗トハ背也。」とある。そこで傍線部分の引用文の典拠を求めながら、聖

人における「謗法」の語義を再検討したい。

①の典拠は、天台『菩薩戒義疏』の十重禁戒の「第七四」という文である。「背」という漢字には「せなかを向けて離れさる」「見捨てる」などの意味があり、対義語として「向」「従」がある。聖人遺文には「背」「違背」という語が多く見られ、「法華經に背く」「仏意に背く」という意味でしばしば用いられる。つまり聖人にとって「謗法」とは、法華經・仏意に背をむけるという意味であったと理解できるのである。

②の典拠は、天親の『仏性論』における「若僧背大乘者、此是一闍提因。為令衆生捨此法故」（正藏三一—七八八）の文である。聖人はこれを『守護國家論』の中で、法然の「謗法」の証文として引用し、『選択集』が法華經を「闍提」している事態は『仏性論』の「憎背」の二字に符合すると主張している。

③の典拠は、天台『法華玄義』序王の蓮華の三譬中、「華落蓮成」を「廢權立実」の譬喩とみる解釈で、方便品の「正直捨方便」の「捨」を、天台は「廢權立実」の「廢」と同義に捉え、それを妙案は「捨、是レ廢之別名」（天全一一四二）と扶釈している。つまり「廢」とは、

法華經の開頭思想の立場から方便權教を「廢」することであると理解できる。

以上のように引用文の典拠を確認してくるとき、聖人における「謗法」とは一般論として法を謗ることではなく、法華經に仏意に背を向けることであったと理解できる。すなわち仏法を誹謗する行為がなくても、教主釈尊の御意に隨順する姿勢を示さない限りは「背」となる。換言すれば「謗法」とは「随うか背くか」という相對する二者択一の問題であり、法華經の教説に積極的に隨順しない限りは「謗法」となるのである。また『仏性論』の「若憎背」の文に象徴されるように、「謗法」は一個人の問題にとどまらず、たえず「悪知識」の存在と関わらねばならないのである。

なお『下山御消息』では「捨とは廢なり」と「謗とは背なり」の両文が対になっており、前者の「捨」とは法華經の開頭思想の立場から方便權經を捨てることであるから廢權の「廢」であり、後者の「謗」とは方便權經の立場から法華經を謗ることで仏意に対する「背」となる。廢權の「廢」と違背の「背」とは正反對の意味であるが、音通であることから列記されたものと考えられるのである。

近代日蓮宗における

海外布教についての一考察

安 中 尚 史

近代日蓮教団史研究の中で、朝鮮における日蓮宗の布教活動について考察する場合、日清戦争直後の佐野前勛による、京城への「僧侶入城解禁運動」を中心に行われた活動を見逃してはならない。

当時の極東アジアの情勢は、朝鮮の支配権をめぐる日本と清との間で、緊張感が高まっていた。そして「東学党の乱」をきっかけに、両国が朝鮮へ出兵し日清戦争へと発展するのである。佐野は朝鮮情勢が不安定なのは、国民の心の統一が欠けているからとして、その原因に仏教排斥を取り上げた。当時の朝鮮仏教は、極端に卑しめられ、京城内へ僧侶の入城を禁止し、これを犯すと極刑に処せられた。また寺院を山間部におき、辛うじて保たれていたという現状であった。

こうした朝鮮における日蓮宗の布教は、在留する日本人を対象とするものが主となっていた。明治十四年から

はじまった朝鮮での日蓮宗僧侶の活動は、一時衰退するが、在留する日本人の強い希望により、明治二十四年、本山妙覚寺は別院を設置する。そしてその後は全国各地に寺院・布教所を置き教線の拡大をはかった。

このような状況の中、佐野は朝鮮仏教を日蓮宗によって統一して、それによる教線の拡大を考えた。

明治二十七年秋、まず佐野は日蓮宗の管長代理という立場で渡航することを考え、各本山から推挙をうけるために身延や京都を巡り確約をとった。そして各本山から既に推挙を受けていることを掲げ、宗務院を説得して許可を得た。また李王朝への献上品として法華経・立正安国論・宗祖略伝・香炉等を用意した。

翌年三月初旬に釜山をへて京城に入り、日本公使館に對してはたらきかけ、朝鮮宮内府への参内許可を取り、宮内大臣と会見した。このあと閣僚への周到な根回しをすすめ、同年四月二十二日、佐野前勛の名前で総理大臣宛に僧侶入城解禁の建白書を提出した。そして翌日には閣議で取り上げ、賛成多数をもって通過し、官報で発表した。渡航から僅か二カ月あまりのことであった。その後、布教事業の一貫として、日韓学校創設のために土地を購入し、また帰国の際には留学生を同行した。

しかし、佐野の予想を反して宗門内の対応は冷たく、大きな批判をあげ、その後の朝鮮での活動はみられなかった。その背景には先に記した、管長代理の許可取得をはじめとする国内での活動や、朝鮮に渡ってから活動の原因となっていた。それは強引ともいえる、彼の行動によって生じたことが考えられ、また佐野の行為が純粋に、布教を意味していたかは疑問に残る。だが、京城へ僧侶の入城を可能にしたことは、朝鮮仏教界にとって意義があり、その功績は評価すべきことである。

江戸城大奥「御祈祷所」の

成立とその役割について

——江戸法養寺の事例を中心に——

望 月 真 澄

本発表は、次の三節に分けておこなったが、ここで内容をまとめてみたい。

1 江戸の日蓮宗寺院と「御祈祷所」

2 江戸城大奥「御祈祷所」の成立

3 法養寺の「御祈祷所」としての役割

天正年間に池上本門寺の「勤弘所」として創立された法養寺は、寛文年間に高厳院・浄岸院といった大奥女性の帰依により結びつきがはじまった。以降江戸時代を通じて、将軍家・大奥の祈願をおこなったが、江戸城大奥(本丸・西ノ丸)両所の「御祈祷所」として機能することになったのは史料的には幕末期であった。

これも將軍ゆかりの仏像や靈宝が勧請され、「御祈祷所」として周囲にはばかることなく参詣できるといったことが御殿女中の祈願や代参を誘う要因となったと思われる。

こうした「御祈祷所」は江戸幕府が正式に認可するところではなかったが、將軍家とつながりがあるといった名譽から由緒書や届書といった史料にその名称が登場してくる。さらには將軍や大奥の御祈祷をおこなうゆかりのある寺院として一般の寺院とは一線をかくすため、積極的に大奥との結びつきをはかった。これは幕末に至っても年中行事の折に献上品を届けていることから窺え、本寺格の扱いをうけるために力を注いだのである。

この江戸城大奥の「御祈祷所」は、法養寺の他にも現

在判明するだけで大久保妙典寺、足立国土安穩寺、高田亮朝院、中山法華経寺、智泉院、日暮里延命院、千駄ヶ谷仙寿院、木樽妙福寺、牛込蓮光寺等が存在するが、今後は個別の事例を検討することによりこれらの寺院の性格を明確にしていきたい。なお、法養寺には大奥女中の御年寄や御使番の書状が格護されている。これらを検討することにより大奥女中の職制別や個人別による信仰活動が明かとなるが、これについては今後の課題としたい。

本発表の詳細は立正大学北原進先生還暦記念論文集に「江戸城大奥「御祈禱所」の成立と御殿女中」と題して、そして法養寺と御殿女中の信仰的つながりに関しては、『大崎学報』百五十号に「江戸城大奥女性の稲荷信仰」江戸法養寺の熊谷稲荷を中心に」と題して掲載予定であり参照されたい。

付記 本発表作成にあたり文書所蔵者である池上法養

寺や研究機関である東京都大田区史編さん室・立

正大学日蓮教学研究所には史料閲覧に際し、多大な便宜をはかって頂いた。ここに記して深謝する次第です。

◇ 学園彙報 (平成六年度)

◇ 図書館だより

本学園図書館では、今年も一人一冊献本運動を展開しております。お蔭様にて同窓の各聖・各位・有縁の皆様方の献本運動のご協力を賜わり、成果も上っております。平素より仁心のご高配・ご厚志に対しまして、館員一同より厚く御礼申し上げます。

- 平成五年度図書寄贈者「芳名
- 1 池見 猛殿 『宮澤俊義氏の外国製国民主権論を抹殺』 他七冊
 - 2 伊藤淳二殿 『理想』 一冊
 - 3 秋山智孝殿 『山梨原巨木誌』 一冊
 - 4 大倉精神文化研究所殿 『大倉邦彦旧蔵書目録和書』 一冊
 - 5 池原錬昌殿 「春雷」 十一冊
 - 6 和泉定広殿 『歴史と自然 甲州の峠』 一冊
 - 7 国土館大学殿 『法と政治』 一冊
 - 8 河村孝照殿 『新国訳大蔵経 文殊經典部②』 一冊
 - 9 国際仏教学研究所殿 『HARIBHATTA AND GOPA DATA』 二冊
 - 10 朝経済広報センター殿 「生活Uマガジン」 一冊
 - 11 児島錬戒殿 「数学辞典」「日本家紋総鑑」 他九冊
 - 12 鬼内仙次殿 「灯籠流し」 一冊
 - 13 尾崎文英殿 「尾崎文英集」 日本全国歌人叢書(戒壇) 一冊
 - 14 光寿園殿 「聖日蓮」 二冊
 - 15 講談社殿 「空白の事故死」
 - 16 工学院大学殿 「工学院大学学園百年史」
 - 17 功刀貞如殿 「日蓮聖人の身延山」 三冊
 - 18 熊平製作所殿 「抜華のつづり その五十三」
 - 19 藤井教雄殿 「たいへん 島原大変二百回忌記念誌」
 - 20 総理府国際平和協力本部事務局殿 「国連平和維持活動—わたしたちの国際平和協力」ビデオ
 - 21 浅草寺殿 「佛教文化講座 37」
 - 22 日蓮宗宗勢調査会殿 「日蓮宗全国宗勢調査統計表」
 - 23 双思書房殿 「みんなで教育を考えた」
 - 24 清文社殿 「平成五年、日本の白書」
 - 25 身延山大学設置事務局殿 「読売年鑑・分野別人名録」 他六冊
 - 26 種智院大学殿 「佛教万華」
 - 27 聖徳学園殿 「聖徳学園六十年の歩み」
 - 28 東京地方税理士会殿 「東京地方税理士会五十年史」
 - 29 電気事業連合会殿 「日本のエネルギーと技術 さんすい」

- 二冊
- 30 大乘淑徳学園殿 『共生』
- 31 田中慈妙殿 『草山要路』 他七十二冊
- 32 東京相和銀行殿 『経営と人(マスコミに見る東京相和銀行会長 長田庄一の歩み)』
- 33 中央学術研究所殿 『真理と創造』
- 34 戸田浩暁殿 『続 天地晴明』
- 35 日蓮宗新聞社殿 『劇画日持上人』 他二冊
- 36 (甥)日本原子力文化振興財団事業部殿 『ブラックアウト・シティー大停電』マンガ
- 37 日本ビルサービス株式会社殿 『ベルリンの壁 天使たちの記録』 他一冊
- 38 日登寺殿 『明治八年屯田開創日登寺百年史』
- 39 日蓮宗布教院編集事務局殿 『布教院々報』
- 40 日蓮宗宗務院殿 日蓮宗宗報 第一五〇号
- 41 成田山新勝寺殿 『モノグラフ、シリーズ III』 一冊
- 42 日蓮宗北海道西部教化センター殿 『日訓本化妙典』上五冊 下六冊
- 43 日蓮宗青森県宗務所殿 『日持上人第七百遠忌記念誌』
- 44 納税協会連合会殿 『総合税制研究』
- 45 広島県県民生活部文化振興室長殿 『広島県名誉県民小伝集』 六冊一組・四組
- 46 藤田猪和男殿 『般若波羅蜜多心経』
- 47 花園大学国際禅学研究所殿 『臨濟録一字索引』
- 48 はまなし文化の会山下絵業株式会社殿 『はまなし』第二号
- 49 世界連邦日本仏教徒協議会殿 『仏教東漸百年記念先覚者の遺徳を偲ぶ』
- 50 法華仏教国際交流協会事務局殿 『絵で見る釈尊の生涯』
- 51 松下電器産業株式会社殿 『松下幸之助発言集 45』
- 52 町田是正殿 『日蓮聖人にみる宗教思想』 二冊
- 53 松本光華殿 『みんなの地球を救うには』 他三十九冊
- 54 モービル石油殿 『ONLY (1893—1993) YESTERDAY』
- 55 身延山久遠寺殿 『みのぶ合本第83巻』
- 56 望月海淑殿 『法華』五月号—二月号 『海鳴り』他二十六冊
- 57 望月理殿 『鳥居松枝能者養成所と思い出』
- 58 明德学園殿 『明德学園70年のあゆみ』
- 59 望月泰幹殿 『新国訳大藏経文殊経典部2』
- 60 村 英男殿 『日本国語大辞典』全20巻 他一四二八冊
- 61 宮田恵美殿 『チベット旅行記全五巻第2回チベット旅行記』 六冊
- 62 山梨県立甲府西高等学校殿 『創立九十周年記念誌』
- 63 山梨県教育委員会殿 『南アルプスカモシカ保護地域特別調査報告書』

- 64 山梨県みどりの基金殿 『やまなし森林浴』 二冊
- 65 山梨県立美術館殿 『葡萄とワインの美術』 他四冊
- 66 山梨大学殿 『山梨大学は、いま』
- 67 山梨県農務部農村整備課殿 『土地分類基本調査 大河原
級次』
- 68 山梨県立女子短期大学図書館殿 『収書目録』
- 69 山下清一殿 『日蓮聖人大事典』 他二、三冊
- 70 山梨県芸術祭実行委員会殿 『県民文芸』
- 71 山梨県立文学館殿 『図版解説 芥川龍之介資料集』
他一冊
- 72 山中喜八殿 『日蓮聖人真蹟の世界』下 二冊
(自平成五年四月一日〜至平成六年二月二十八日 掲載順
不同) 以上
- 本学園図書館は、平成七年四月一日、四年制大学開校予定に
向って、より一層図書充実を計ることが望まれております。
今後とも、広く皆様様の「一人一冊献本運動」の御協力を切
にお願ひ申し上げます。
- 図書館では、同窓生諸兄・有縁関係者・図書館建設資金御寄
付者・献本協力者・開宗七五〇年報恩事業学園改組転換学部新
設事業寄付者・研究者等の利用の便を計るために閲覧証(一年
間有効)を一階のカウンターにて用意しておりますので御来館
の際には館員にどうかお尋ね下さい。
(桑名眞正)

◇同窓会本部だより

身延山短期大学学園同窓会役員会の開催

平成五年度、同窓会役員会が平成五年十月二十六日(火)、
身延山短期大学学園を会場として左記の式次第にて盛會裡に行
われました。

※役員会次第(司会・桑名眞正)

- (1) 開会の辞(谷川寛徳副会長)
- (2) 玄題三唱・挨拶(小崎龍雄会長)
- (3) 理事長挨拶(学園担当理事・功刀布教部長)
- (4) 学長挨拶(宮崎英修学長)
- (5) 校長挨拶(秋山智孝校長)
- (6) 議事

イ、議長選出

ロ、身延山短期大学改組転換経過報告(学園担当理事)

ハ、同窓会勧募現況報告

ニ、本部庶務・会計報告

ホ、各支部の現況報告

ヘ、その他

(7) 玄題三唱(小崎龍雄会長)

(8) 閉会の辞

※議事録

イ、議長選出 平原要俊山梨県副支部長が選出される

ロ、身延山短期大学改組転換経過報告（学園担当理事）

河村孝昭先生が当初学部部長予定者であったが諸般の事情により、仲澤浩祐先生に変わりました。仲澤先生は学部長予定者として設置準備局長になり、その仕事を推進されている。

そして仲澤局長が紹介され、仲澤局長の挨拶。又、『学園当局から要請を受け、文部省に必要書類等を提出するなど、諸準備を押し進めて参りましたが現段階では文部省設置審査会の審査待ちの状況にあります』との報告をした。

再び刃刀学園担当理事より今日に至るまでの経過報告がなされた。

* 四月末日文部省へ第一次申請書類が受理される。

* 七月大学改造・高校校舎・グランド整備の入札、一括して竹中工務店に落札となる。（8億31万円）

* 七月二十八日文部省へ書類申請受理される。八月末日迄に説明書類提出。

* 九月私学行政課・企画課のヒヤリング（事業説明）追加書類等の提出。

* その中で特に身延山久遠寺からの寄付金が多いとの指摘があり、将来は学園独自の経営を考える方向へ進むようアドバイスを受ける。

* 十月二十五日文部省企画課の指導を受ける。教員組織・

教員の研究費等についての指導。

* 来年秋には現地調査があるので、なによりも工事等を進めていくことが肝心である。

* 高校校舎の新築は平成六年七月完成予定

* グランドの造成は平成六年七月完成予定

* 大学校舎改造は、平成六年七月一日工事開始（十二月三十一日迄）

* 平成七年四月一日開校予定

ハ、同窓会勸募現況報告（奥野本洋会計幹事）

* 平成五年十月現在の「開宗七五〇年報恩事業改組転換学部新設事業寄付状況」の明細が報告された。

ニ、本部庶務（桑名貞正庶務幹事）

① 昨年の総会報告 身延山大学改組転換に当って、実現の為の物心両面の協力金二億円以上の勸募の決議文の報告・勸募のお願い文と同窓会取扱としての、振込用紙を全国同窓生一八〇〇余人に郵送する。（二・三・四・五月）その内、転居先不明等で一割近く戻る（七月二十九日現在、三、一七五万円）

② 勸募金額が思うように伸びないので再度（八月）役員宛にお願い文を郵送した結果十月二十二日現在で、学園関係者から四七七〇万円の寄付が集まった。又、八月のお願い文に呼応して、大阪支部長・牛居一教師は関係者からの三二〇五万円を現金で持参。

③各支部の総会への学園関係者出張

*平成四年九月三日九州地区・延山会より要請があり秋山智孝校長出張。

*平成五年三月十日九州支部役員会へ桑名眞正庶務幹事出張。

*平成五年三月十二日北陸四県同窓会役員会へ秋山智孝校長出張。

*平成五年六月山梨県支部総会へ学園担当理事功刀部長・桑名眞正庶務幹事出張。

④慶弔規定に基づき祝電6本、弔電5本の報告。(本部に連絡有りし分)

会計報告(奥野本洋会計幹事)

*別紙の通り平成四年度の会計報告がされ、承認された。
ホ、各支部の現況報告

*京都支部・奥田恵遠師 寄付金について

支部でまとめて納めたい。個人的にも頑張りたい。
*和歌山支部長・蘆田恵岳師 会員全員で勧募の件を話し合っている。

立正大学の分担金は済んだので身延山大学に頑張りた
い。

*福岡支部・渡辺登法師(中村副会長欠席)福岡では、
二回学校当局に来てもらっている。

十一月九日支部総会を開き協力をお願いする。

十一月十六日九州全体総会を開催し、身延山大学への
寄付協力する旨を呼びかけている。

*京都支部長(一部)眞名英俊師 十一月十日に会員へ
勧募の件を呼び掛けている。

*兵庫支部長・谷口宗敏師 本日の役員会に参加し十
月二十七日に支部総会を開くことになっている。一口
いくらということでもまとめて出したいと思う。

*青森支部・佐藤秀旭師 現在二十二名の同窓生がいる。
祖山の為、出来るだけ協力して勧募したい。青森県は
今年は冷夏で稲作が良くないので平成七年の開校の年
には集めたい。

*山梨県副支部長・平原要俊師 山梨県は前の図書館の
時は一〇〇〇万円寄付したのでその倍の二〇〇〇万円
を勧募したいと思う。会員の三回分納も結構。

(住職は十五万円以上、非住職は五万円以上)
*富山支部長・谷川寛徳師 同窓生九名。会員は一口十
万円以上とした。

ただし、個人で出す力のない人は、百萬人講を十人以上
上集める。

その場合、学校指定とすることの運動を起こしている。
*大阪支部長・牛居一教師 寄付することは賛成である。
大阪の人々は大変関心を持っている。大学は本化の善
薩をつくる場所である。会長さんに一度来てもらい説

明してもらいたいと思つている。

* 石川県支部長・出島元学師 石川県は一部二部と二つに別れている。

会員一人につき十万円と決めて会員は承知している。責任を持つて集めたいと思つている。

* 東京支部長・久本信明師 東京は古くから支部があるが、現在二二〜一三人が集まる現状である。

立正大学の方によく多額の寄付が終つた所であるが本日の役員会の内容を聞いて来年勧募の件をまとめたいと思う。

* 神奈川県支部支部長・荒川日範師は欠席のためメッセージが読み上げられる。小林海優師、五月例年会を妙福寺にて開催し勧募の件が話された。十一月に会合があり勧募の方法の具体化を決め、最大限の協力をしたい。小崎会長自ら会員の寺を回つてお願いしたいと言つている。

へ、その他

* 宮田如龍理事、山梨県支部の役員会で勧募を同窓生以外の寺院にも、お願いすることを決め実際に歩いてみると学校出身者以外でも勧募があるので、各支部でも歩いてみてはどうか。

* 庶務・会計幹事の手当てを五万円から七万円への提案がなされ出席役員一同賛成となり増額が認められた。

* 出島元学支部長より全国の宗務所長宛に、勧募のお願いをしたらどうかの提案あり、それに対し、学園担当理事功刀部長は、全国寺院に百萬人講の推進委員の依頼状を出しているので、お願いをしているとの答えがあった。

* 出島支部長より先生方に学生を呼ぶ場合は、名前に君付けをしてほしい。又、先輩・後輩の在り方を見直し、学生同士仲良くしてほしい等の要望があった。

* 奥田恵遠師より、身延の特色ある人材を教育してほしい。身延に來た学生は、さすがだと身延の精神に学ぶ感動ある教育をしてほしい。等の要望があった。以上

(文責 桑名眞正)

研究活動報告

(1) 日本印度学仏教学会

第四十四回学術大会は、五月二十二日(土)、二十三日(日)の両日にわたり、当番校高野山大学(和歌山)の主催で行われた。本学からの発表者とテーマは次の通りである。

◆ 金網集の研究

中 條 暁 秀

◆ 諸律に記された「二仏」

背の高い塔・博泥」の意味するもの 高 橋 堯 昭

(2) 日本仏教学会

平成五年度学術大会は、十一月六日(土)、七日(日)の両日にわたり、当番校東京大学(東京)の主催で行われた。本学からの発表者とテーマは次の通りである。

- ◆ 原始仏教における聖と俗 池上 要 靖

(3) 日蓮宗教学研究発表大会

第四十六回学術大会は、十一月十九日(金)、二十日(土)の両日にわたり、身延山短期大学(山梨)を会場にして開催された。本学からの発表者とテーマは次の通りである。

- ◆ 提婆品と竜神信仰との関連 高橋 堯 昭
- ◆ 開目抄に現れた一念三千義について 桑 名 貫 正
- ◆ 江戸の日蓮宗の年中行事 望 月 真 澄
- ◆ 江戸中期における諸堂整備について 奥 野 本 洋

(4) 日本宗教学会

第五十二回学術大会は、九月八日(金)、九日(土)、十日(日)にわたり、当番校北海道大学(北海道)の主催で行われた。本学からの発表者とテーマは次の通りである。

- ◆ 日蓮聖人遺文における御講聞書の位置 中 條 暁 秀
- ◆ 宗敎教育 ― 行と学 ― 渡 辺 寛 勝

平成五年度 卒業論文一覧

日蓮聖人の出自について	松本 祐
日蓮聖人における謗法観	白川 充 延
法華経における菩薩行	猪野 能 普
日蓮聖人の法華色説の一考察	今 泉 導 明
日蓮聖人の末法観	井 前 本 隆
身延山中の諸人供養に見る檀越の役割	宇佐美 秀 貴
日蓮大聖人佐渡生活一考察	大 山 晃 一
日像上人の京都弘通	金 岡 信 行
天台智顛における行法観 ― 四種三昧を中心として ―	近 正 文 修
日蓮聖人の佐渡での生活	志 村 英 徳
身池対論について	鈴 木 本 学
上行自覚について	高 林 弘 乘
身延離山後の日興上人について	田 辺 信 行
日蓮聖人の身延での生活	山 崎 裕 嗣
日蓮聖人の曼荼羅勧讃の諸尊について	豊 沢 養 周
日蓮宗の守護神・鬼子母神を中心として	中 山 了
苦についての一考察	梨 羽 鍊 瀬
身延山と武田氏、穴山氏との関係	沼 田 晃 佑
日蓮聖人と法華経 ― 御遺文を通して ―	野 中 美 香
日蓮聖人の聖徳太子観	島 山 貴 利

日蓮聖人の花押について	平岡 寿美乃
武田信玄の身延山政策	松尾 光真
久遠成院日親上人について	松島 康昌
五綱教判について — 序と師について —	萬田 力
日蓮聖人に於ける「行」の研究 — 不輕菩薩の仏性礼拝をもとに —	水戸 安志
『観心本尊抄』に於ける日蓮聖人の「本尊」	森岡 孝文
日蓮聖人の題目観	八竹 亜紀
日持上人伝の一考察	山本 義剛
平等思想について	後藤 義光
日蓮宗の祈禱の根源	今野 玄海

Ratnākaraśānti's
Sūtrasamuccayabhāṣyaṃ
Ratnālokālamkāra (II)

Kaie Mochizuki

2 Chapter 2: The Utmost Rareness of Being Born a Man⁽¹⁾

2.0 Introduction

gnyis pa mir 'gyur ba rnyed par dka' ba bstan pa ni / mir 'gyur
ba rnyed par dka' ste zhes bya ba gsungs te / (P.262a) rang gi 'byor
ba lnga mtshon'⁽²⁾ pa'i don du mir 'gyur ba smras so //

de la rang² gi 'byor ba lnga gang zhe na / mir gyur³ pa dang / yul
dbus su skyes pa dang / dbang po ma tshang ba med pa dang / gnas
la dad par gyur pa dang / las kyi mtha' ma log pa gang yin pa'o //⁽³⁾

de la mir gyur pa gang zhe na / 'di ltar 'di na la la mi rnam dang
skal ba mnyam par skyes pa /³ skyes pa'i dbang po dang ldan
pa'am / bud med du skyes pa yin te / de ni mir gyur pa zhes
bya'o //⁽⁴⁾

yul dbus su skyes pa gang zhe na / 'di ltar 'di na la la⁽⁵⁾ gang du /
'khor bzhi po rnam dang / dam pa rnam dang / yang dag par song

1) P mtshan. 2) ŚBh bdag. 3) P dang/, ŚBh (P) omits skyes pa/.

Ratnākaraśānti's Sūtrasamuccayabāṣyam Ratnālokālamkāra II (Mochizuki)

ba (D.223a) rnam¹ dang / skyes bu dam pa rnam² 'gro ba'i dbus kyi
rkun ma' ma yin pa rnam³ dang / kla klo ma yin pa rnam⁴ su skye
zhing⁵ / rigs mthon po longs spyod phun sum tshogs pa dag tu skye ba
yin te / de ni yul dbus su skyes pa zhes bya'o //⁽⁶⁾

dbang po ma tshang ba med pa⁷ gang zhe na / 'di ltar 'di na la la
glen pa dang / dig pa dang / lkugs pa dang⁽⁷⁾ lag pas brda byed⁽⁸⁾
par gyur cing / legs par gsungs pa dang / nyes par bshad pa'i chos
rnam⁹ kyi don kun shes par mi nus pa ma yin pa dang⁽⁸⁾ yan lag dang
nying lag ma tshang ba med par gyur pa rna ba' ma tshang ba med pa la
sogs pa yan lag dang nying lag ma tshang ba med pas gang gis dge⁶
ba'i phyogs yang dag par bsgrub pa'i skal ba yod pa yin te / de ni
dbang po ma tshang ba (C.226a) med pa zhes bya'o //⁽⁹⁾

gnas la dad par gyur pa gang zhe na / 'di ltar 'di na la las de bzhin
gshegs pas gsungs pa'i chos 'dul ba la dad pa dang / sems dang ba
thob par gyur pa yin te / de ni gnas la dad par gyur pa zhes bya'o //
de la gnas zhes bya ba ni de bzhin gshegs pas gsungs pa'i chos 'dul ba
la bya ste / 'jig rten dang 'jig rten las 'das pa'i chos dkar po'i chos
thams cad skye ba'i gnas su gyur pa (P.262b) yin no // des sngon
du drangs pa'i dbang gis de la dad pa gang yin pa de ni gnas la dad
par gyur pa yin te / nyon mongs pa'i dri ma dang rnyog pa thams
cad bsal bar gyur pa'i⁶ phyir ro //⁽¹⁰⁾

las kyi mtha' ma log pa gang zhe na / gang gi<s> tshe 'di nyid la
mtshams med pa'i las lnga po dag⁽¹¹⁾ las gang yang rung ba ma byas

1) P mi, C,D omits ma, ŚBh(P) ma. 2) P, ŚBh(P) skyes shing.

3) P la. 4) D pa. 5) P dgi. 6) ŚBh dang bral ba'i.

Ratnākaraśānti's Sūtrasamuccayabāṣyaṃ Ratnālokālamkāra II (Mochizuki)

shing byed du ma bcug pa yin te / de ni las kyi mtha' ma log pa zhes
bya'o // tshe 'di nyid la mtshams med pa'i las lnga po de dag byas
shing bsags la yongs su ma spangs na' yongs su mya ngan las 'das shing²
'phags pa'i lam bskyed pa'i skal ba med pas na de'i phyir las kyi
mtha' de dag ni las kyi mtha' ma log pa zhes bya'o // ⁽¹²⁾

des bdag nyid kyi<s> lus de yan lag lnga po de dag gi 'byor bar byed
pas na de'i phyir bdag gi 'byor ba zhes³ bya'o // ⁽¹³⁾

de la rnyed par dka' ba'i 'og nas dpe bstan pa'o // 'o na lung
las/

ngas ni gang dag bstan pa yi //

mi khom brgyad po de dag spong // ⁽¹⁴⁾

zhes bya ba la (D.223b) sogs pa gsungs pas me tog gcig phul ba tsam
yang tha ma mya ngan las 'das pa'i rgyur gsungs na ni mi lus thob
pa smos kyang ci dgos / de ni bden te / 'dir ni de ni dud 'gro'i skye
gnas su skyes pa nas mi lus thob pa la bya ste / de ci'i phyir zhe na /
shin tu gti mug par gyur pa'i phyir / dmyal ba la sogs pa dag ni
rtog pa shas che shing skyob bskyed cing thar bar yang 'gyur ro //
de ci mngon zhe na / ⁽¹⁵⁾ 'phags pa nyid kyi zhal nas /

rgya mtsho che gnas gnya' shing bug pa dang //

rus sbal phrad pa las kyang dud 'gro las //

mi nyid ches thob dka' bas mi dbang gis //

dam chos spyad pas de' 'bras⁵ mchis par mdzod // ⁽¹⁶⁾

ces gsung so // rnam (C.226b) grangs gzhan yang dge ba bcu dang

1) P omits yongs su ma spangs na. 2) ŚBh 'da' zhing.

3) P omits zhes. 4) P omits de. 5) P 'bras bu.

Ratnākaraśānti's Sūtrasamuccayabāṣyaṃ Ratnālokālamkāra II (Mochizuki)

ldan pa las mi lus thob pa ni dka' ba ma yin no // de lta bas na
las rnam pa gsum gyis na dpe ma nges pa ma yin no //

2.1 Samyuktāgama⁽¹⁸⁾ (P.173b6, D.149b1, T.50a25, BP.4.19)

de la phyogs snga ma ni ci lta zhe na zhes bya ba'o // lan ni dge
slong dag ces bya ba la (P.263a) sogs pa ste / sa chen po ni dbus kyi
gling bzhi ri rab dang bcas pa⁽¹⁹⁾ // dper na zhes bya ba la sogs pa
ni dpe dgod pa'o // rus sbal smos pa ni de de'i gnas yin pa'i phyir
dang / ha cang yang nyal ba'i phyir ro // thub pa ni tshe' i tshad'
do // 'tsho ba ni kha zas kyis' gnas po'o // nges par bzung ba'i
phyir bzlas te brjod pa ni / bcom ldan 'das stes' na 'gyur lags so //
bde bar gshegs pa stes na 'gyur lags te zhes bya'o // de la bde bar
gshegs pa zhes bya ba ni rang gi don phun sum tshogs pa dang / gzhan
gyi don phun sum tshogs pa'o // de la rang gi don phun sum tshogs
pa ni spangs pa dang / ye shes gnyis so // de la spangs pa phun sum
tshogs pa ni mi ldog par gshegs pa ste rims nad legs par byang ba lta
bu'o // ye shes phun sum tshogs pa ni ma lus par gshegs pa ste bum
pa legs par gang ba lta bu'o // gzhan gyi don phun sum tshogs pa
ni mdzes par gshegs pa ste gzugs bzang po lta bu'o // de la' khor
ba las thar ba ni zhi ba'o // phung po lhag ma dang bcas pa dang
lhag ma med pa ste / nyan thos dang rang rgyal ba'i theg pa ni bstan
pa'i chos so // theg pa chen po ni rab tu bstan pa'o // stes na
zhes bya ba ni las rnam pa (D.224a) gsum ci rigs pas so // las rnam
pa gsum⁽²⁰⁾ ni skyes nas myong ba dang / lan grangs gzhan la myong ba
dang / ma nges par myong ba'o⁽²¹⁾ // dpe des smos pa ni gong du

1) C tshod. 2) P kyi. 3) P des. 4) P lta. 5) P bar ro.

Ratnākaraśānti's Sūtrasamuccayabāṣyaṃ Ratnālokālamkāra II (Mochizuki)
sbyar ba dang / 'og tu sbyar ba'i phyir ro //

2.2 Colophon

mdo sde kun las btus pa'i bshad pa / lung gi tshad mas sbyar ba
las / mi lus thob pa rnyed par dka' ba' i gtam brjod pa ste gnyis
po'o //

Notes

- (1) This title of chapters is based on Pāsadika (1978) and (1979). This Rareness is told also in the Jaina literatures. See Nakamura (1993), pp.338.14—340.1.
- (2) In accordance with ŚBh Ratnākaraśānti refers to five advantage (relating to) others (parasampat) in the first chapter of RA [see Mochizuki (1993), pp.11.2-13.2]. He refers here to five advantage (relating to) oneself (ātmasampat) in accordance with the same text. The following explanation is completely identical with ŚBh.
- (3) Shukla (1973) , p.5.3-4 (Wayman (1961) , p.60.28-34, Shōmonji Kenkyūkai (1981) , p.16.9-10, Tib (P) 4a2-3, Chin. (T) p. 396b15-17) :
[ātma-sampat katamā / tad-yathā manuṣyatvaṃ, āryāyantane pratyā-jatiḥ,] indriyair avaikalata āyatanagataḥ prasādaḥ aparivṛtta-karmāntatā //
- (4) The first advantage [relating to] oneself is to be born as a human. See Shukla (1973), p.5.5-7 (Shōmonji Kenkyūkai (1981), p.16.12-14, Tib., (P) 4a3-4, Chin. (T) p.396b17-19) :
tatra manuṣyatvaṃ katamat / yathāpīhāikatyo manuṣyāṇām sabhāgatāyām pratyājāto bhavati / puruṣaś ca puruṣendriyena samanvāgato strīr vā / idam ucyate manuṣyatvaṃ //
- (5) Since ŚBh here has 'like above mentioned (pūrvavad; sngon du)', the following explanation has supplied from the explanation of 'lack of conscientiousness (pramāda)'. But unfortunately its Sanskrit manuscript is lacking. See Shōmonji Kenkyūkai (1981) , p.12-13.
- (6) The second advantage [relating to] oneself is to be born in the land of Noble ones. See Shukla (1973) , p.5.8-11 (Shōmonji Kenkyūkai

Ratnākaraśānti's Sūtrasamuccayabāṣyaṃ Ratnālokālamkāra II (Mochizuki)

(1981) , p.16.16-18, Tib. (P) 4a4-5, Chin. (T) p.396b19-21) ;

āryāyatane pratyājātiḥ katamā / yathāpīhāikatyo madhyeṣu
janapadeṣu pratyājāto bhavati, pūrvavad yāvad yatra gatiḥ
(adasyuṣu amleccheṣu, yatra-gatiś catasrṇām satām samyag-
gatānām) sat - puruṣāṇām / iyam ucyate āryāyatane
pratyājātiḥ //

(7) ŚBh has "gleng pa ma yin zhing dig pa dang lkugs pa ma yin pa"
with negative particle. See note 9) .

(8) ŚBh omits passage.

(9) The third advantage [relating to] oneself is not to lack any
sence-faculty. See Shukla (1973) , p.6.1-5 (Shōmonji Kenkyūkai (1981),
p.16.20-23, Tib. (P) 4a5-6, Chin. (T) p.396b21-25) :

indriyair avaikalatā katamā / yathāpīhāikatyaḥ ajaḍo bhavaty
aneḍa⟨mū⟩ka iti vistarāḥ / aṅga - pratyāṅgāvikalō vā yad -
rūpeṇāṅga - pratyāṅgāvaikalyena śrotrāvaikalyādi-kena bhavyaḥ
kuśala-pakṣa-samudāgamāya / idam ucyate indriyāvaiklyam //

(10) The fourth advantage [relating to] oneself is to have faith in a holy
dharma. Shukla (1973) , p.6.6-12 (Shōmonji Kenkyūkai (1981) , pp.16.
25-18.3, Tib. (P) 4a7—4b1, Chin. (T) p.396b25-c2) :

āyatana-gataḥ prasādaḥ katamaḥ / yathāpīhāikatyaena tathāgata-
pravedite dharma-vinaye śraddhā pratilabdhā bhavati / cetasaḥ
prasādaḥ / ayam ucyate āyatana-gataḥ prasādas / tatrā-
yatanam tathāgata-pravedito dharma-vinayaḥ sarveṣāṃ laukika-
lokottarāṇām śukla - dharmāṇām utpattaye / yā punar atra
śraddhā tena pūrvaṅgamenādhipatyena, sa āyatana - gataḥ
prasādaḥ / sarva-kleśa-mala-kāluṣyāpanayanāt //

(11) The five evil actions yielding immediate results (pañcānatarīyāṇi)
are killing one's father (pitṛghāta), killing one's mother (mātṛghāta),
killing an Arhat (arhadghāta), drawing blood from the body of a
Buddha(tathāgatasyāntike duṣṭa-citta-rudhirotpādanam) and causing
a schism within the saṃgha (saṃghabheda) . See AKBh Chapter 4,
Pradhan (1967) , p.259.8-9 (Fr.: la Vallée Poussin (1971), t.3, p.201.8-
10, Eng.:Pruden (1988), p679.4-6, Jap.: Funahashi (1987), p.438.9-10) :
pañcānantarīyāṇi karmāvaraṇam / tad-yathā mātṛ-vadhaḥ pitṛ-
vadho 'rhad-vadhaḥ saṃgha-bhedaḥ tathāgata-śarīre duṣṭa-citta-

rudhirotpādanam/

See also Mvy 2023-2328 and Rigzin (1986) , p.343.

- (12) The fifth advantage is abstention from committing any of the above-named evil actions. Shukla (1973) , p.6.13-21 (Shōmonji Kenkyūkai (1981) , p.18.5-12, Tib. (P) 4b1-8, Chin, (T) p.396c2-8) :

aparivṛtta-karmāntatā [katamā] / yena pañcānām ānantaryāṇām
karmāṇām, tad -yathā māṭṛ -vadhād piṭṛ-vadhād arthad-vadhāt
saṃgha -bhedaṭ tathāgatasyāntike duṣṭa -citta -rudhirotpādād
anyatmānyatamad ānantaryam karma dṛṣṭa eva dharme na kṛtam
bhavati nādhyācaritam, iyam ucyate aparivṛtta-karmāntatā /
itmāni pañcānantaryāṇi karmāṇi kṛtopacitāni dṛṣṭa eva dharme
parivartyābhavyo bhavati parinirvāṇyārya-mārgasyotpattaye /
tasmād etāni parivṛtta-karmāntatety ucyate //

- (13) Shukla (1973) , p.6.21-23 (Wayman (1961) , p.60.35-40, Shōmonji kenkyūkai (1981) , p.18.13-14, Tib. (P) 4b4-5, Chin. (T) p.396c8-9) :

svayam evānena sa ātma -bhāva ebhiḥ pañcabhir āṅgaiḥ
sampādito bhavati / tasmād ātma-sampad iti ucyate //

- (14) I have not been able to identify this passage. The eight adverse conditions (aṣṭāv akṣaṇāḥ) are : to be reborn in hell, as an animal, to be reborn in Yama's realm, among the long lived god, among people of border-countries, to be reborn without complete sense faculties, holding false views, and to be reborn when no Buddha appears in the world to teach the dharma. These subject are mainly dealt with in the next chapter. See Pāsadika (1979) , p.23.2-36 and Rigzin (1986) , pp.312-313.

- (15) Because the following verse is written by Nāgārjuna, this ācārya is attributed to him.

- (16) SL 59 (Tib. (P) , gi 77b4-5, Chin. (T) , No.1672, p.746c11-12, No.1673, p.749c1-2, No.1674, p.752c15-16, Eng. : Wenzel (1886) , p.18.9-19, Kawamura (1975) , p.54.7-11, Jamspal (1978) , p.36.3-7, Tharchin (1979) , p.92.19-22, Jap. : Uryuzu (1974) , p.332.1-3, Kitabatake (1985) , p.216.3-5). Cf. BCA 4.20 Bhattacharya (1960) , p.44.7-12 (Sharma (1990) , vol. 1,21, pp.95.12-96.2, Steinkellner (1989) , p.44.18-21, la Vallée Poussin (1907) , p.44.18.-21, Driessens (1993) , p.45.21-24, Lindtner (1981) , p.57.5-8, Kanakura (1965) , p.39.4-5) :

Ratnākaraśānti's Sūtrasamuccayabāṣyaṃ Ratnālokālaṃkāra II (Mochizuki)

ata evāha bhagavān mānuṣyam ati-durlabham /
mahārṇava-yugacchidra-kūrma-grīvārpaṇopamam //

(17) From the context I can not make out what is meant by these three kinds of karma. Rigzin [Rigzin (1986) , p.408-409] mentions four types of these items. This topics is again briefly referred to in the following sentence. See note (20)

(18) See Pāsādika (1979) , note (14) ; in his revised translation he has considerably expanded his annotation. He quotes SN 5.456-457. Cf, Norman (1990) , pp.156-160

(19) The four continents are Jambudvīpa, Pūrvavideha, Godāniya and Uttarakuru, and Mt. Smeru is in the centre of them. AKBh chapter 3, Pradhan (1967) , p.161.9 (Fr.: la Vallée Poussin (1971) , p.145.10-11, Jap.: Yamaguchi (1955) , p.376.8) :

tatra citvāro dvīpās-catuṣu sumeru-pāreṣeṣu /

See also Chaudhuri (1976) , pp.123.13-124.16.

(20) Cf. AK 4.45 and AKBh, Pradhan (1967) , p.227.4-6,10-12 (Fr.: la Vallée Poussin (1971), tome 3, p.105.16-18, Eng.: Pruden (1988), p.621.1-12 Jap.: Funahashi (1987) , pp.246.1-3, 247.2-6) :

trīṇi karmāṇi / kuśalaṃ karmākuśalam avyākṛtaṃ karmeti /
tatra

kṣemākṣemetarat karma kuśalākuśalātarat /

puṇyāpuṇy amaññijaṃ ca sukha-vedyādi ca trayam //45 //

trīṇi karmāṇi puṇyam apuṇyam āneñjaṃ ca / punaḥ trīṇi /
sukha - vedaniyaṃ karma duḥkha - vedaniyaṃ aduḥkhāsukha-
vedaniyaṃ ca //

La Vallée Poussin refers to MV (p.263a6) .

(21) AKBh for AK 4.50, Pradhan (1967), p.229.21-22 (Fr.: la Vallée Poussin (1971), t.3, p.115.7-12, Eng.: Pruden (1988), p.625.21-25, Jap.: Funahashi (1987), p.262.2-3) :

dr̥ṣṭa-dharma-vedaniyaṃ upapadya-vedaniyaṃ apara-paryāya-
vedaniyaṃ cēty etat trīvidhaṃ karma niyatam ity etac catur-
vidhaṃ karma bhavati cēty etat trīvidham saḥāniyata-
vedaniyena /

Although Vasubandhu mentions four kinds of karma in this context of AKBh, Ratnākaraśānti mentions only three.

3 Chapter 3 : The Rareness of Obtaining an Auspicious Rebirth

3.0 Introduction

da ni dal ba 'byor pa rnyed dka' ba de bstan pa'i phyir *dal ba 'byor pa rnyed par dka' ba ste* zhes dam bca' ba mdzad do⁽¹⁾ // gong du bshad pa'i lung las 'byung ba de drang ba'i don ma yin nam zhe na / gnyis pa ni nges don sgrub pa dang dal ba 'byor pa'i mtshan nyid rgyas par bshad pa'i phyir (P.263b) gsungs pa / dal ba 'byor pa rnyed (C.227a) dka' ste' zhes bstan pa yin no //

de² nyid kyang mi lus thob par³ dka' ba bstan pa<s> ni / dal ba'i mtshan nyid bstan la / dal 'byor rnyed dka' bas na⁴ 'byor pa lnga⁽²⁾ bstan te⁽³⁾ / ngan song gsum las log pas na mir gyur pa' o // *mtha' 'khob nas dge bsnyen ma mi 'ong ba'i nang du ma skyes pa'i* bar gyis ni yul dbus su skyes pa'o // glen pa ma yin pa la sogs pa<s> ni dbang po tshang ba bstan to // log par lta ba ma yin pas ni gnas la dang ba⁵ dang las kyi mtha' ma log pa /⁶ sangs rgyas 'jig rten du byung bas ni gzhan gyi 'byor pa lnga bstan to //

gzhan dag⁽⁴⁾ ni mi khom pa brgyad las log pa ni dal ba yin la⁽⁵⁾ / mi khom pa gang zhe na / sems can dmyal ba la sogs pa'o zhes bstan pa'i phyir de 'og nas kyang *gang zag tshangs par spyod pa la gnas pa'i dal' ba'i dus ni gcig⁸ ste* / zhes 'byung ba'i phyir ro zhes 'dod do // de la *bye brag mang po* zhes bya ba ni theg pa mtha' dag ston

1) C, D // . 2) D da. 3) P pa. 4) P ni. 5) C,D dad pa.

6) C omits. 7) P dul. 8) SS dang po.

pa las so //

3.1 Ekottarikāgama⁽⁶⁾ (P.174a6, D.149b6, T.50b8, BP.6.3)

gcig las 'phros pa zhes bya ba ni gong du 'dzeg pa la bya' o // chos
sgrub pa'i gnas ma yin pas mi khom pa' o // gtso bo bsdu pa ni
brgyad ces bya ste / rnam pa'i rab tu dbye ba ni mtha' yas pa' o //
gang zag ces bya ba ni skyes pa dang bud med dag go //

de la *dmyal ba zhes bya ba ni khams bco brgyad do // dud 'gro'i*
*skye gnas ni rigs bye ba phrag sum cu' rtsa drug go //*² *gshin rje'i*
*rigs ni sum cu rtsa drug dag go //*³

de la rang bzhin dang lus dang dngos po bstan pas ni (D.224b) *dmyal*
ba'o // dud de 'gro ba'i phyr dang / blun pa'i phyr dud 'gro'o //
gshin rje zhes bya ba ni 'gro ba'i bdag por gyur pa ste / de'i rigs
ni yi dags kyi 'jig rten no //

de la *dmyal ba'i khams ni bsdu na rnam pa brgyad de*⁽⁷⁾ / *yang sos*
dang / thig nag dang / bsdu 'joms dang / ngu 'bod dang /
ngu 'bod chen po dang / tsha ba dang / rab tu tsha ba dang /
mnar med pa (P.264a) ste chu bur⁴ can la sogs pa brgyad⁽⁸⁾ *ni yang sos*
la sogs par bsdu'o // nyi tshe ba⁽⁹⁾ dang nye⁵ 'khor ba⁶ 'ang tsha ba
brgyad kyi 'khor du bsdu'o // dud 'gro'i skye' gnas ni rdzus te skye
ba dang / mngal nas skye ba dang / sgong las skye ba dang /
drod gsher las skye ba ste skye gnas (C.227b) rnam pa bzhi'o⁽¹⁰⁾ // *kham*

1) P tsu. 2) C /. 3) C /. 4) C pur. 5) P nyi. 6) C pa.

7) D skya.

Ratnākaraśānti's Sūtrasamuccayabāṣyaṃ Ratnālokālamkāra II (Mochizuki)

gyi zas dang / reg pa'i zas dang / yid la byed pa'i zas dang / rnam
 par shes pa'i zas can te⁽¹¹⁾ 'tsho ba'i phyir yang rnam pa bzhi'o //
 rkang pa med pa dang / rkang' gnyis pa dang / rkang bzhi ba dang /
 rkang mangs te gzugs can gyi rnam pa bzhi'o⁽¹²⁾ // yi dags ni phyi'i
 sgrib pa can dang / nang gi sgrib can dang / zas dang skom la sgrib
 pa can te bsdu na rnam pa gsum mo⁽¹³⁾ //

de la dmyal ba dag ni rdzu ba pa'o⁽¹⁴⁾ // yi dgas ni mngal nas skye
 ba dang / rdzu ba pa gnyis yod de⁽¹⁵⁾ // mngal nas skyes pa ci mngon
 zhe na / ji skad du /

bdag gis mtshan mo bu lnga dang //

de bzhin nyin mo bu lnga dag /

bskyed cing bskyed cing zos gyur te² //

'on kyang bdag ni 'grangs³ ma gyur //⁽¹⁶⁾

zhes bya ba lta bu'o //

lha tshe ring pō⁽¹⁷⁾ ni gzugs kyi khams kyi gnas rigs bzhi pa ste 'bras
 bu che'i phyogs gcig⁴ na gnas pa'o⁽¹⁸⁾ // de ci'i phyir mi⁵ khom pa yin
 zhe na / lus de zhi ba dang / tshe zad pa'i tshe log par lta ba'i
 phyir ro //

'khor rnam pa bzhi mi 'ong bas na *mtha'* 'khob pa'o⁽¹⁹⁾ // *mtha'*
 'khob gnyis' gang zhe na / *rku 'phrog byed pa'*⁽²⁰⁾ la sogs pa ste / *kla*
klo ni kla klo nyid la bya'o // *brnab sems* ni chags sems can⁽²¹⁾ te yid
 kyis bdag gir byed pa'i phyir ro // *gnod sems* ni zhe sdang ba can
 no⁽²²⁾ // 'khor rnam pa bzhi ni gtso bo smos pa ste / dge tshul pha

1) P rkang ba. 2) P 'gyur. 3) P 'drangs. 4) P cig. 5) C,D ma.

6) P bo. 7) P gnyis gnyis. 8) P omits byed pa.

Ratnākaraśānti's Sūtrasamuccayabāṣyam Ratnalokāṃkāra II (Mochizuki)

ni *dge slong gi* 'khor du bsdu'o // dge tshul ma dang dge slob ma
ni *dge slong ma*'i 'khor du bsdu'o // bsnyen gnas ni *dge bsnyen gyi*
'khor du bsdu'o // ^(22a)

yid shas chung bas na *glen pa'o* // (D.225a) de nyid kyis na *don*
go ba'i mthu med pa'o // sgo lnga'i (P.264b) dbang po shas chung
bas na *lug ltar lhugs pa'o* // de nyid kyis na *lag brda byed pa'o* //
gang gi don zhe na / *legs par smras pa* zhes bya ba la sogs pa ste /
phan pa'i don ston pas na legs par smras pa'o // phan pa ma yin
pa'i don ston pas na nyes par smras pa'o // yang rna bar' snyan
pa ni² legs par smras pa'o // de las bzlogs³ pa ni nyes par smras
pa'o // ⁽²³⁾

log par lta ba rnam pa gsum ste / rgyu la skur ba dang / 'bras bu
la skur ba dang / byed pa la skur ba'o⁽²⁵⁾ // de la rgyu la skur ba
ni *sbyin pa yang med* ces bya ba la sogs pa ste / ma chags pa'i dge
ba'i rtsa ba nas sbyin pa ste / de ni phyugs pa'i rgyu yin pa'i phyir
ro // de nyid snyoms par byed pa dang / dus bzang por sbyin pas
na *mchod sbyin* te de ni rtsa 'dzing' dang skur bar 'gyur ba'i rgyu (C.
228a) yin pa'i phyir ro // sbyin pa de nyid kyi khyad par ni *sbyin*
sreg ces bya ste / de 'byor pa'i rgyu yin pa'i phyir ro // des na⁵

bzlas la brtson na dga' 'gyur zhing //

bsgom la brtson na grol bar 'gyur //

mchod la brtson na mchod 'gyur zhing //

me la sbyin sreg byas pas 'byor // ⁽²⁶⁾

-
- 1) P rnar. 2) P pa' i. 3) P bzlog. 4) RA 'jing. 5) P omits /.
6) P omits //.

Ratnākaraśānti's Sūtrasamuccayabāṣyaṃ Ratnālokālaṃkāra II (Mochizuki)

zhe'o // byed pa la skur ba ni *legs par byas pa yang med* ces bya
ba la sogs pa ste / de la *legs par byas pa ni srog gcod pa spong* ba
la sogs pa ste / de dag ni tshe ring ba la sogs pa'i rgyu yin pa'i
phyir ro⁽²⁷⁾ // *nyes par byas pa ni srog gcod pa la sogs pa ste / de dag*
ni tshe thung ba la sogs pa'i rgyu yin pa'i phyir ro⁽²⁸⁾ // ji skad du /
srog gcod pa yis tshe thung 'gyur /
ma byin len pas dbul ba nyid /
byi bo' byas pas dgra dang bcas //
brdzun du smras pas skur pa ste /
phra ma yis ni bshes dang 'byed //
rtsub po'i tshig gis mi snyan thos //
ma 'brel smra ba(s) tshig mi btsun //
brnab sems yid la re ba 'joms /
gnod sems 'jigs pa sbyin par bshad //
log par lta bas lta ngan nyid //⁽²⁹⁾

ces bya ba la sogs pa lta bu' o // de la '*bras bu* rnam pa (P.265a)
bzhi ste⁽³⁰⁾ / rnam par smin pa dang / rgyu mthun pa dang / dbang⁽³¹⁾
dang / skyes bu byed pa'o⁽³²⁾ // 'di dag gi' bshad pa ni 'og gnas zhib
tu 'byung ngo // de la gtso ba yin pa'i phyir *rnam par smin pa* zhes
smras pa ste / mi 'dra bar smin (D.225b) pas rnam par smin pa'o //
ris mthun pa'i snang ba ni '*jig rten 'di'o* // ris mthun pa dor ba'i
ma 'ongs pa'i skye ba las kyid dbang gis 'grub pa ni³ *pha rol lo* // yod
pa' i dngos po 'jig par byed pa ni *pha yang med ma yang med* ces bya
ba la sogs pa' ste⁵ / de la *dge sbyong* zhes bya ba ni chos rnam pa lnga

1) D 'o. 2) C,D gyis, P omits gi. 3) RA pa'i. 4) P omits pa. 5) P te.

Ratnākaraśānti's Sūtrasamuccayabāṣyaṃ Ratnālokālaṃkāra II (Mochizuki)

dang ldan pa' i phyir ro⁽³³⁾ // *bram ze'* ni spyod pa gtsang ba'i phyir /
kha na ma tho ba spangs pa'o // yang na rab tu byung ba sde lnga
ste / dge slong dang /² dge slong ma dang / dge tshul pha
dang / dge tshul ma' i sdom pa la brten nas don byed pa ni dge sbyong
ngo⁽³⁴⁾ // khyim pa'i rtags skra dang kha spu ma bregs shing gos dkar
po gyon bzhin du tshangs par spyod pa la sogs pa'i sgo nas don byed
pa ni bram ze'o // yang na chos 'di pa'i cha byad can ni (C.228b)
dge sbyong ngo // phyi rol pa'i cha byad can bram ze'o // yang
na dge sbyong ni rnam pa bzhi ste / lam rgyal ba dang / ston pa
dang / 'tsho ba dang / sun 'byin par byed pa'o⁽³⁵⁾ // de le dang po'i
dbang du byas nas de bzhin gshegs pa ni lam rgyal ba ste *yang dag
par song ba'o* // chos smra ba dang legs par zhugs pa ni ston pa
dang 'tsho ba ste *zhugs pa'o* // bram ze zhes bya ba ni rigs dang
ming dang sgrub pa' i dbang du byas pas rnam pa gsum ste⁽³⁶⁾ / don gyi
skabs 'dir sgrub pa bram ze la 'dod de bya ba byas shing mi dge ba'i
chos thams cad bsal bas na *yang dag par song ba'o* // yang na slob
pa dang mi slob pa dag ni mthong ba dang bsgom³ pas spang bar bya
ba'i⁴ nyon mongs pa dag las rnam par rgyal bas na lam rgyal ba'i
dge sbyong zhes bya ste⁽³⁷⁾ / de'i phyir rgyun du zhugs pa (P.265b) la sogs
pa⁵ la sbyar bar bya'o // de la rgyun du zhugs pa dang / lan cig
phyir 'ong ba dang phyir mi 'ong ba dag ni *yang dag par song ba'o* //⁽³⁸⁾
de dag ni rgyu la zhugs pa gsum dang / dgra bcom pa'i rgyu la zhugs
pa ni *yang dag par zhugs pa'o* // dgra bcom pa'i 'bras bu la gnas
pa ni *dgra bcom pa'o* // *dgra bcom pa'i yon tan gang zhe na* / 'jig

1) P za. 2) P omits /. 3) P bsgoms. 4) P ba'i /. 5) P omits pa

Ratnākaraśānti's Sūtrasamuccayabāṣyaṃ Ratnālokālamkāra II (Mochizuki)

*rten rig pa zhes bya ba la sogs pa ste / lha'i mig gi mngon par shes
pa dang / 'chi' 'pho ba dang skye ba shes pa'i mngon par shes pa
dang / zag pa zad pa'i mngon par shes pa ni 'jig rten rjg pa'o⁽³⁹⁾ //
de⁽⁴⁰⁾ las (D.226a) bzlog pa ni gang zag tshangs par spyod pa la gnas
pa dal ba'i dus ni gcig ste zhes bya ba la sogs pa yin no // de bzhin
gshegs pas bstan pa'i chos gang zhe na </> thog mar dge ba zhes bya
ba la sogs pa gsungs te / chos kyi yon tan gyi rnam grangs ni 'di
lta ste / bshad par bya ba dang / khong du chud par bya ba'o² //
de ci'i phyir zhe na /*

*ston pa'i dam chos rnam gnyis te /
lung dang rtogs pa'i bdag nyid do //
de 'dzin byed dang smra byed dang //
sgrub³ par byed pa kho na'o⁽⁴¹⁾ /*

*zhes 'byung ba'i phyir ro // de lta bas na bshad par bya ba'i chos
bstan par bya ba ni thog mar dge ba / bar du dge ba / tha mar dge
ba zhes bya ste / lhag⁴ pa'i tshul khirms kyi bslab pa ston pas thog
mar dge ba ste⁽⁴²⁾ / tshul khirms dang ldan pa yin te / so sorthar ba'i
sdom pas bsdams pa dang / cho ga dang spyod yul phun (C.229a) sum
tshogs pa dang / kha na ma tho ba phra rab dag la 'jigs⁵ par lta
ba'o⁶ // bar du dge ba ni lhag pa'i sems kyi bslab pa ste / 'dod
pas dben pa la sogs pa'i bsam gtan bzhi'o // tha mar dge ba ni lhag
pa'i shes rab kyi bslab pa ste / 'phags pa'i bden pa bzhi shes pas⁷
'dod pa'i zag pa dang / srid pa dang / ma rig pa dang / lta ba'i*

-
- 1) P omits 'chi. 2) P bya'o. 3) P bsgrub. 4) P lhags. 5) P 'jig.
6) P lta'o. 7) RA par.

Ratnākaraśānti's Sūtrasamuccayabāṣyaṃ Ratnālokālamkāra II (Mochizuki)

zag pa las sems rnam par grol ba'i ye shes mthong bar 'gyur ba'o //
de lta bu'i dus gsum du dge ba'i chos de yang ci 'dra zhe na /
(P.266a) brjod bya'i don ma log cing mehog tu gyur pa don phun sum
tshogs pas *don bzang po'o* // a la sogs pa brjod byed kyi tshig gsal
zhing don myur du² go bar byed pas *tshig 'bru bzang po'o* // de lta
bu'i chos des ci zhig sgrub cing ston ce na /³ *tshangs par spyod pa*
zhes bya ba ste / phun po lhag ma dang bcas pa la sogs pa'i mya ngan
las 'das pa ni tshangs pa'o // de la ci mngon zhe na / mdo las

zhi bar gyur pa⁴ tshangs par gyur pa / bsil bar gyur pa⁵ zhes bya
ba ni mya ngan las 'das pa'i grangs so⁽⁴³⁾

zhe'o // de'i rgyu yin pa'i phyir spyod pa ste / lam gyi 'dus
byas kyi gtso bo yin pa'i phyir ro // de yang /⁶

zag bcas zag pa med chos dang //

lam ma gtogs⁷ pa'i 'dus byas rnams //

zag bcas gang phyir de dag la /

zag rnams kun tu rgyas par 'gyur /⁸⁽⁴⁴⁾

zhe'o // (D.226b) de'i phyir na *tshangs par spyod pa* zhes bya bas
ni⁹ rtogs par bya ba don dam pa'i chos bstan to // don dam pa'i
chos de ci 'dra ba¹⁰ zhe na / mu stegs can dang *ma 'dres*¹¹ *pa'o* //
lam des khams gsum gyi nyon mongs pa spong bas *yongs su rdzogs*
pa'o // lam de rang bzhin gyis rnam par grol bas na *yongs su dag*
pa'o // lam de zag pa zad pa rnams kyi rgyud la skyes te rgyud
kyis¹² dag pas dag pa'i phyir *yongs su byang ba'o* //

1) RA ba, SS po. 2) P tu. 3) P omits /. 4) P pa dang.

5) P omits pa. 6) P omits /. 7) RA rtogs. 8) P omits /.

9) P mi. 10) P omits ba. 11) D 'dras. 12) C, D kyi.

la la dag⁽⁴⁵⁾ ni thos pa'i tshe dad bskyed pas *thog mar dge ba'o* //'
sems pa'i tshe dga' ba bskyed pas *bar du dge ba'o* // bsgom² pa'i
tshe blo rgya chen po bskyed pas *tha mar dge ba'o* // mtho ris dang
thar pa'i rgyu yin pa'i phyir mtho ris dang byang grol gyi don 'byung
bas *don bzang po'o* // de 'chad pa'i tshig gsal zhing zur phyi pas
tshig 'bru bzang po'o zhes zer ro //

kha cig na re mu stegs kyi chos kyi gnyen po yin (C.229b) pas /
thog ma la sogs par *dge ba'o* // de ci' i phyir zhe na / de dag tshig
snga phyi 'gal ba 'byung ste / mi 'tshe ba ni chos kyi mchog ces 'byung
la / phyugs bsad de mchod sbyin byas na mtho ris su 'gro⁽⁴⁶⁾ zhes bya
ba dang / brdzun gyis (P.266b) slu³ ba sdig pa'i mchog⁴ ces 'byung
la / rtsed mo dang / mi tshangs par spyod pa dang / bag ma len
pa dang / nor 'phrog pa dang / srog gi phyir ni brdzun smra bar
bya zhes⁽⁴⁷⁾ 'byung ngo //

yang bdag tu smra bas na *don bzang po* ma yin no // ma 'brel pa
dang / mi gsal ba dang / cal col du smra bas na *tshig 'bru* ngan
pa'o // mi thod can dang⁽⁴⁸⁾ / gcer bu pa' dang⁸ 'dres pas *ma 'dres*
pa yang ma yin no // sa 'og ma'i gnyen po tsam yin pas *yongs su*
rdzogs pa yang ma yin no // rang gi sa pa'i nyon mongs pa 'byung bas
yongs su dag pa yang ma yin no // sa gzhan gyi nyon mongs pa'i yid
dang⁹ rjes su 'brel pas¹⁰ *rnam par byang ba* yang ma yin no // mya ngan
las 'das pa'i rgyu ma yin pas tshangs par spyod pa yang ma yin no¹¹

1) P omits //. 2) P bsgoms. 3) P bslu. 4) C, D /. 5) P //.

6) P omits dang. 7) D ba. 8) P /. 9) P /.

10) D pa sa and P pa. 11) P //.

Ratnākaraśānti's Sūtrasamuccayabāṣyam Ratnālokālaṅkāra II (Mochizuki)

zhes zer ro //

gzhan dag ni thog mar dge ba ni don bzang po'i phyir ro // bar
du dge ba ni tshig 'bru bzang po'i phyir ro // tha mar dge ba ni ma
'dres pa la sogs pa tshig lnga yin no' zhes kyang zer ro //

3.2 Candragarbhaparivarta⁽⁴⁹⁾ I (p.175a8, D.150b6, T.50c15, BP.9.1)

'o na dal ba 'byor pa rnyed par dka' ba (D.227a) bstan pa drang ba'i
don ma yin nam zhe na / nges don gyi lung bstan pa ni grogs po
dag⁽⁵⁰⁾ ces bya ba la sogs pa yin no //

kha cig ni lung gzhan bstan pa'i sgo nas don bsdu ba yin no² zhes
kyang 'dod do //

la la dag³ ni dal ba 'byor ba ji ltar rnyed par dka' zhe na / gtan
tshigs gzhan bstan te </> dper na⁴ a ka ru nag po 'ga' zhig tu dri
'byung gi gtan du ma yin pa ltar dal ba 'byor pa yang tshul khirms
dang ldan zhing rgyu ma tshang ba med par⁵ tshogs pa las thob kyi
gyi na thob par mi 'gyur ro zhes bstan pa'i phyir mdo 'di smos so⁶ zhes
zer ro //

kha cig ni mdzes par bya ba'i phyir dang nges don du bya ba dang /
tshul bzhin' gyis bshad par⁸ bshad pa dang / slob dpon rang nyid kyi
gzigs pa bstan pa'i phyir bshad pa dang ma bshad pa'i lung gi don
mtha' dag bstan par rig par bya'o⁹ zhes zer ro //

kha cig ni mdzes par bya ba'i phyir / de ltar (P.267a) na mdo sde

1) P // . 2) P / . 3) P omits dag. 4) C,D / . 5) P pas.

6) P / . 7) C, D gzhan. 8) P omits bshad par. 9) P / .

Ratnākaraśānti's Sūtrasamuccayabāṣyaṃ Ratnālokālamkāra II (Mochizuki)

sangs rgyas snying po⁽⁵¹⁾ las

dge slong dag dal 'byor (C.230a) ni rnam pa bcu ste / gzhan gyi
'byor pa lnga dang / rang gi 'byor pa lnga' o' /
zhes bya ba gsungs pa' i don slob dpon gyis mdo du mas bshad pa yin
no //

3.3 Candragarbhaparivarta II⁽⁵²⁾ (P.175a8, D.150b6, T.50c15, BP.9.1)

⁽⁵²⁾
da ni zla ba'i snying po'i le'u las 'byung ba'i dal 'byor gzhan bstan
pa'i phyir / yang de nyid las 'byung ba zhes smras so // rnam par
dag pa zhes bya ba ni yon tan bcu dang ldan pa'o // mnyam pa nyid
ces bya ba ni² ma tshang ba med pa'o // de nyid bstan pa ni /
rigs dma' ba spangs pa dang zhes bya ba la sogs pa'o // de la rigs
mtho bas na rigs dma' ba spangs pa'o // ci mi shes pas na glen
pa'o // bye brag mi phyed pas na blun pa'o // zhar ba dang rlig
pa phyung ba la sogs pa ni dbang po nyams pa'o // pho'i dbang po
dang ldan pa dang / de ma nyams pas phor skyes pa'o // 'o na
bud med kyang ci'i phyir ma smos she na / rten dman pa'i phyir ma
smos so // gzugs legs pas na gzugs bzang po'o // 'byor ba dang
ldan pas na' mi dbul ba'o // gzi brjid che bas na mi brnyas pa'o //
tshig btsun pas na tshig mnyan pa'o // mang pos bkur bas na skye
bo mang pos lta ba'o // de la mnyam pa nyid bcu yongs su rdzogs
pa ma yin pas gegs su 'gyur na ni ha cang thal ches par 'gyur la / ma
yin na don med par (D.227b) 'gyur ro zhe na / ma yin te 'on kyang yon
tan tshang bar' bstan pa'i phyir 'di smos pas⁵ nyes pa med do //

1) P // . 2) P 'di ni. 3) C,D ni 4) C,D tshad mar. 5) RA pa.

3.3 Colophon

mdo kun las btus pa'i bshad pa lung gi tshad mas sbyar ba las dal
ba 'byor pa rnyed bar dka' ba'i gтам brjod pa ste gsum pa'o///
dal 'byor gyi mtshan nyid bshad zin to /// ///

Notes

- (1) Ratnākaraśānti treats the same thema in the above two chapters, namely parasampad in the first chapter and ātmasampad in the second chapter, and here he treats kṣāṇasampad. Atiśa subsumes the first three chapters under kṣāṇasampad, and then he deals with the thema in three chapters on ātma-, para and daśasampada respectively. See Mochizuki (1993) , pp.11.2-13.5 and the above part of this text. For Atiśa's commentary for SS, see Mochizuki (1991) , p.349.14-15.
- (2) Because kṣāṇasampad consists of two kinds of five advantages (ātma- and para) , it is possible to read "Inga Inga" for "Inga."
- (3) The following five items of sampad are the same as already treated in the first chapter under ātma-sampad, therefore here Ratnākaraśānti does not go into detail.
- (4) The thema of this chapter are favourable and adverse conditions of lite, corresponding with that of the following sūtras in SS.
- (5) Ratnākaraśānti already mentions the eight akṣāṇas in the introduction to chapter 1. See Mochizuki (1993), note (29) and Rigzin (1986), pp.312-313.
- (6) Cf. AN,R.Morris (1899) , vol.4, pp.225.20-227.4. See Pāsādika (1979) , note (17) , but in his revised translation he quotes Pāli text at same length:

aṭṭhime, bhikkhave, akkhaṇā asamayā brahmacariyavāsāya /
katame aṭṭha / idha, bhikkhave, tathāgato ca loke uppanno hoti
. . . dhammo ca desiyati . . . ayaṃ ca puggalo nirayaṃ
upapanno hoti / ayaṃ, bhikkhave, paṭhamo akkhaṇo asamayo
brahmacariya-vāsāya / . . . puua ca paraṃ . . . ayaṃ ca

Ratnākaraśānti's Sūtrasamuccayabāṣyaṃ Ratnālokālamkāra II (Mochizuki)

puggalo tiracchānayanim upapanno hoti. . . pettivisayaṃ upapanno hoti. . . aññataraṃ dighāyukaṃ devanikāyaṃ upapanno hoti. . . paccantimesu janapadesu paccājāto hoti aviññātāresu milakkhesu, yattha natthi gati bhikkhūnaṃ bhikkhunīnaṃ upāsakānaṃ upāsikānaṃ . . . ayaṃ ca puggalo majjhimesu janapadesu paccājāto hoti, so ca hoti micchādīṭṭhiko viparīta-dassano 'natthi dinnaṃ, natthi yiṭṭhaṃ, natthi huttaṃ, natthi sukaṭadukkaṭānaṃ kammānaṃ phalaṃ vipāko, natthi ayaṃ loko, natthi paro loko, natthi mātā, natthi pitā, natthi sattā opapātikā, natthi loke samaṇa brāhmaṇā sammaggatā sammāpaṭipannā ye idaṃ ca lokaṃ paraṃ ca lokaṃ sayāṃ abhiññā sacchikatvā pavedenti 'ti . . . ayaṃ ca puggalo majjhimesu janapadesu paccājāto hoti, so ca hoti duppañño jaḷo eḷamūgo na paṭibalo subhāsītadubbhāsītassaa ttham aññātum / . . . tathāgato ca loke anuppanno hoti . . . buddho bhagavā, dhammo ca na desiyati . . . ayaṃ ca puggalo majjhimesu janapadesu paccājāto hoti, so ca hoti paññavā ajaḷo . . . attham aññātum / ayaṃ, bhikkhave, aṭṭhamo akkhaṇo ca samayo brahma cariyavāsāya / . . . eko va kho, bhikkhave, khaṇo ca samayo ca brahmacariyavāsāya / katamo eko? idha . . . tathāgato ca loke uppanno hoti . . . dhammo ca desiyati . . . ayaṃ capuggalo majjhimesu . . . so ca hoti paññavā . . . atthamaññātum . . .

- (7) See YCB, V. Bhattacharya (1957), p.74.14-16, Chin. (T) p.294c10-12: aṣṭau mahānaraka-sthānāni / tad-yathā / sañjīvaṃ kālasūtraṃ saṃghātaṃ rauravaṃ mahārauravaṃ tāpanaṃ mahātāpanaṃ 'viciś-ca /
謂八大那落迦。何等為八。一等活。二黑繩。三衆合。四號叫。五大號叫。六燒熱。七極燒熱。八無間。

AKBh, Pradhan (1967), p.111.10-11 (Fr.: la Vallée Poussin (1971), t.2, p.2.3-4, Eng.: Pruden (1988) , p.365.19-20, Jap.: Yamaguchi (1955) , p.4.2-4) :

aṣṭau mahānarakāḥ / sañjīvaḥ kālasūtraḥ saṃghāto rauravo mahārauravas tāpanaḥ pratāpano 'viciś ceta /
or AKBh chap.3, Pradhan (1967) , p.163.8-9 (Fr.: la Vallée Poussin (1971), t.2, p.149.10-13, Eng.: Pruden (1988), p.457.5-6, Jap.: Yamaguchi

Ratnākaraśānti's Sūtrasamuccayabāṣyaṃ Ratnālokālaṃkāra II (Mochizuki)

(1955) , p.382.5-7) :

tasmād avicer ūrdhvaṃ sapta narakāḥ upary upari saṃniviṣṭāḥ /
pratāpanas tāpano mahārauravo rauravaḥ saṃghātaḥ kālasūtraḥ
saṃjivāś ca /

The classification of AKBh is explained in Chaudhuri (1976) , pp.124.
17-125.18. See also Mvy. 4919-4927.

- (8) See AKK 3.59d, Pradhan (1967) , p.164.23 (Fr.: la Vallée Poussin
(1971) , t.2, p.154.3-5, Eng.: Pruden (1988) , p.459.15-17 and note 413,
Jap.: Yamaguchi (1955) , pp.390.14-391.1) :

śīta anye 'ṣṭāv arbudādayaḥ //

anye śīta-narakā aṣṭau / tad-yathā arbudo nir-arbudaḥ aṭaṭo
hahavaḥ huhuvaḥ utpalaḥ padmo mahāpadmaś ca /

See also Chaudhuri (1976) , pp.125.22-126.2 and Mvy. 4929-4936.

- (9) Mvy. 4944 and Hirakawa (1978) , p.78a; pratyekaṃ narakāḥ.
(10) According to the following passage of YCB and AKBh "womb
of being born from eggs" are those beings who arise from eggs, geese,
cranes, peacocks, parrots, thrushes (Cf. Norman (1990) , p.69.25—28),
etc. "Womb of beings born from wombs" are those beings who arise
from a wom elephants, horses, cows, buffalos, asses, pigs, etc. "Womb
of beings born from moisture" are those beings who arise from the
exudation of the elements, earth, etc., worms, insects, butterflies,
mosquitos. "Womb of apparitional beings" are those beings who arise
all at once, with their organs neither lacking nor deficient, with all
their major and minor limbs, such as animals (triyoc) [Pruden:
gods] beings in hell, or beings in an intermediate existence (Pruden's
translation). [YCB: V.Bhattacharya (1957) , p.45.16-46.5, (Chin. (T) p.
288b10-19) , AKBh: Pradhan (1967) , pp.118.23-119, (Eng.:Pruden (1988),
pp.380.24-381.4, Jap.: Yamaguchi (1955) , pp.64.7-65.1)] .

Cf. DN III 33.1.11, Rhys Davids (1911) , p.230.23-24 [Chin. (T) , p.50c8];
catasso yoniyo. aṇḍaja-yoni, jalābuja-yoni, saṃsedaja-yoni,
opapātika-yoni.

and its Sanskrit in Saṅgītisūtra IV.29, Stache-Rosen (1968) , teil 1, p.
110.18-22;

catasro yonayaḥ / katamāś catasraḥ / aṇḍajā yonir jarāyujā
yonih saṃsvedajā yonir aupapādukā yonih /

Ratnākaraśānti's Sūtrasamuccayabāṣyaṃ Ratnālokālamkāra II (Mochizuki)

YCB, V.Bhattacharya (1957) , pp.44.17-45.1 (Chin (T) , p.288a26-27) :
catasro yonayo 'ṇḍajā jarāyujāḥ saṃsvedajā aupapādukās ca /
AKK 3.8cd, Pradhan (1967), p.118.21-22 (Fr.: la Vallée Poussin (1971),
t.2, p.26.18-21, Eng.: Pruden (1988), p.380.19-23, Jap.: Yamaguchi
(1955), p.64.3-6) :

catasro yonayas-tatra sattvānām aṇḍajādayaḥ //

aṇḍajā yonir jarāyujā saṃsvedajā upapādukā yoniḥ /

See also Chaudhuri (1976) , p.130.1-7 and Mvy. 2278-2281.

(11) These four kinds of food are morsel food, contactual food, volitional food and perceptual food Cf. Wayman (1961) , pp.135-162.

See also DN III, 33.1.11, Rhys Davids (1911), p.228.3-5 (Chin, (T) p.50 c1-2):

cattāro āhārā. kabalinkāro āhāro oḷāriko vā sukhumo vā, phasso
dutiyo, mano-sañcetanā tatiyā, vijñānaṃ catuutthaṃ.

and its Sanskrit in Saṅgītisūtra IV.22, Stache-Rosen (1968) , teil 1, p.
104.14-17:

catvāra āhārāḥ / katāme catvārāḥ / kavaḍḍikāra āhārāḥ
audārikaḥ sūkṣmāś ca / sparśo dvitiyo manāḥsañcetanā tṛtīyā
vijñānaṃ caturthaṃ /

YCB, V.Bhattacharya (1957) , p.46.14-15 (Chin. (T) p.288b28-29) :

te punaś catvāra āhārāḥ / kavaḍḍikāra āhārāḥ sparśo manāḥ-
sañcetanā vijñānaṃ ca /

ŚBh, Sukhula (1973) , p.84.3- (Wayman (1961) , p.144.28-29, Shōmonji
kenkyūkai 3 (1986) , p.74.22-23) :

catvāra āhārāḥ / kavaḍḍikāraḥ, sparśo, manāḥ-sañcetanā,
vijñānaṃ ca.

AKK 3.39a, Pradhan (1967), p.152.9-14 (Fr.: la Vallée Poussin (1971),
t.2, p.119.8-9; Eng.: Pruden (1988), pp.439.28-440.2, Jap.: Yamaguchi
(1955), pp.322,12-323.6) :

catvāra āhārāḥ / kavaḍḍikārāhārāḥ prathamāḥ / . . . sparśo
dvitīyāḥ / manāḥ-sañcetanā tṛtīyāḥ / vijñānaṃ āhārāś
caturthaḥ /

See also Chaudhuri (1976) , pp.139.1-140.2 and Mvy. 2283-2287.

(12) These four kinds of being are no-foot beings like snakes, two-foot beings, i.e. humans, four-foot beings i.e. mammals, and many-foot

beings like a centipedes. See Samanthapāsādikā, Takakusu (1927), pp.362—364.

- (13) These three types of pretas are pretas with external obstructions concerning the partaking of food and drink, with internal obstructions and obstructions regarding the availability of food and drink. See YCB, V.Bhattacharya (1957) , p.87.17-18, Chin. (T) 297b5-6:

pretāḥ puna samāsatas trividhā bahir-bhojana-pāna-kṛtāvāraṇā
adhyātmaṃ bhojana-pāna-kṛtāvāraṇā bhojana-pāna-kṛtāvāraṇās
ca /

又餓鬼趣略有三種。一者由外障礙飲食。二者由內障礙飲食。三者飲食無有障礙。

Rigzin (1986) , p.380a.

- (14) YCB, V.Bhattacharya (1957) , p.46.3-5, Chin. (T) , p.288b17-19:
aupapādukā yoniḥ katamā / . . . tad-yathā nārakā devā ekatyās
ca tiryak preta-manuṣyāḥ /

云何化生。 . . . 如天那洛迦全。及人鬼傍生一分。

AKK 3.9b, Pradhan (1967), p.119.10, (Fr.: la Vallée Poussin (1971) , t.2, p.29.3-4, Eng.: Pruden (1988), p.381.19-20, Jap.: Yamaguchi (1955) , p.65.10) :

nārakā upapādukāḥ /

- (15) AKK 3.9d, Pradhan (1967) , p.119.13-14 (Fr.: la Vallée poussin (1971) , t.2, p.29.7, Eng.: Pruden (1988), p.381.22, Jap.: Yamaguchi (1955), p.65.12-13) :

pretā api jarāyujāḥ //

api-śabdād apy upapādukā iti /

- (16) Avadānaśataka, 49.1, Vaidya (1958), p.122.6—7:

pañca putrān ahaṃ rātrau divā pañca tathā parān /

bhakṣayāmi janitvā tān nāsti tṛptis tathāpi me //

This verse is also quoted in these context of the AKBh, therefore it might be taken from here. Pradhan (1967), p.119.15-16 (Fr.: la Vallée Poussin (1971), t.2, p.29.10-11 and note 3, Eng.: Pruden (1988) , p.381.25-26, Jap.: Yamaguchi (1955) , pp.65.15-66.3 and Honjō (1984) , p.32-33, Pāsādikā (1989) , p.51.24-31.

According to la Vallée Poussin this verse is also quoted in MV (T.p. 626c17) and Kāraṇaprajñāpti [la Vallée Poussin (1913) , p.345.17-346.

13] .

- (17) Mvy 2302; dīrgāyūṣo devāḥ. Cf. Manorathapūraṇī IV (H.Kopp ed.), p.116.21—22:

dīghāyukaṃ deva - nikāyan ti asñña - deva - nikāyaṃ sandhāya
vuttaṃ.

- (18) According to AKBh this sthāna belongs to the bṛhatphalas in the fourth dhyāna in the rūpadhātu. See AKK 3.2 and AKBh, Pradhan (1967) ,p.111.16-24 (Fr.: la Vallée Poussin (1971) , t.2., p.10-21, Eng.: Pruden (1988), pp.365.26-366.14, Jap.: Yamaguchi (1955), pp.8.15-9.9) :

ūrdhvaṃ sapta-daśa-sthāno rūpa-dhātuḥ pṛthak pṛthak //

dhyānaṃ tri-bhūmikaṃ tatra caturthaṃ tv aṣṭa-bhūmikaṃ //

. . . caturthaṃ anabhṛakāḥ puṇya-prasavā bṛhat-phalāḥ abṛhāḥ
atapāḥ sudṛśāḥ sudarśanāḥ akaniṛthāḥ ity etāni sapta-daśa
sthānāni rūpadhātuḥ /

See also Ui (1938) , p.1041b.

- (19) Mvy 2303: pratyanta-janapadam.

- (20) ŚBh, Shōmonji kenkyū-kai (1981) , p.125-6:

mtha' 'khob kyi mi rkun ma rnams dang / kla klo rnams su
skyes pa yin te /

- (21) Cf. AKK 4.70bcd, Pradhan (1967), 242.9-10 (Fr.: la Vallée poussin (1971), t.3, p.150.12-14, Eng.: Pruden (1988), p.648.4, Jap.: Funahashi (1987) , p.329.9-11:

lobhataḥ //

para-stri-gamanābhidyādattādāna samāpanam //

- (22) Cf. AKK 4.70ab, Pradhan (1967) , p.242.7 (Fr.: la Vallée Poussin (1971), t.3, p.150.6-7, Eng.: Pruden (1988), p.647.30-31, Jap.: Funahashi (1987) , p.329.5-6) :

vadha-vyāpāda-pāruṣya-niṣṭhā dveṣeṇa.

AKK 4.77cd, Pradhan (1967) , p.247.10 (Fr.: la Vallée Poussin (1971), t.3, p.166.11-12, Eng.: Pruden (1988), p.5-6, Jap.: Funahashi (1987), p.361.5-6:

abhidhyā tu parasva-viṣama-sprhā //

and AKK 4.78a Pradhan (1967), p.247.26 (Jap.: Funahashi (1987), p.361.15) :

vyāpādaḥ sattva-vidveṣaḥ.

- (22a) Cf. AKK 4.14a and AKBh, Pradhan (1967) , p.205.18-20 (Fr.: la Vallée Poussin (1971) , pp.43.22-44.4, Eng.: Pruden (1988) , p.581.7-11, Jap.: Funahashi (1987), p.121.3-6 and Chaudhury (1976), pp.152.4-153.2) :

aṣṭdhā prātimokṣākhyāḥ

bhikṣu-saṃvaro bhikṣṇī-saṃvaraḥ śikṣamānā-saṃvaraḥ śrāmaṇera-saṃvaraḥ śrāmaṇeri-saṃvaraḥ upāsaka-saṃvara upāsikā-saṃvara upavāra-saṃvaraś ca /

- (23) The sixth of eight adverse conditions (indriya-vaikalya) described in SS is similar to the description in the beginning of ŚBh. ŚBh, Shōmonji Kenkyū-kai (1981) , pp.12.27-14.4:

'di ltar dbus kyi mi rnam su skyes pa'i bar du rgyas par . . .
de glen pa dang / dig pa dang / lkugs pa dang / lag pas brda
byed par gyur zhing legs par gsuugs pa dang / nyes par bshad
pa'i chos rnam kyi don kun shes par mi nus pa dang . . .

As Ratnākaraśānti sometimes refers to ŚBh, SS may be closely connected with ŚBh. Therefore, thinking about the author of SS, we must take it into consideration.

- (24) MVy 2305: mithyā-darśana.

- (25) Vasubandhu also quotes this adverse condition of the Ekottarikā-gama and classifies false views by into three; negating action, its result and the Āryans; but these three are different from the classification of RA. Yaśomitra explains them in detail. See AKK 4.78bc, Pradhan (1967) , p.247.28-32 (Fr.: la Vallée Poussin (1971) , t.3, pp.167.13-168.5 and note 4, Eng.: Pruden (1988) , p.657.23-29, Jap.: Funahashi (1987) , p.362.2-5) :

nāsti-dṛṣṭiḥ śubhāsubhe/

mithyā-dṛṣṭiḥ

śubhe cāsubhe ca karmaṇi yā nāstīti dṛṣṭiḥ sā mithyā-dṛṣṭiḥ /
tad-yathā "nāsti dattaṃ nāstīṣṭaṃ nāsti hutam nāsti sucaritam
nāsti duścaritam ity evam-ādi yāvan na santi loke 'rhanta" iti /
saiṣā sākalyena karma-phalāryāpavādikā mithyā-dṛṣṭir bhavati /
and ABVy, Wogihara (1971b) , p.409. 19-24, Funahashi (1987) , p.363.
5-14.

- (26) This verse has not yet been identified.

- (27) See AKBh, Pradhan (1967) , p.254.20-22 (Fr.: la Vallée Poussin (19

Ratnākaraśānti's Sūtrasamuccayabāṣyaṃ Ratnālokālaṃkāra II (Mochizuki)

71) , t.3, p.188.18-22, Eng.: Pruden (1988), p.671.1-4, Jap.: Funahashi (1987) , p.405.3-5) :

prāṇātipāta-viratyaḥ āśevitayā bhāvitayā bahuli-kṛtayā deveṣu-
upapadyate / sa ced itthamtvam āgacchati maṇuṣyāṇāṃ
sabhāgatāṃ dirghāyur bhavati . . .

According to la Vallée Poussin the same context appears also in MV (T.p.589.18-21) .

(28) See AKBh, Pradhan (1967) , p.254.1 (Fr.: la Vallée Poussin (1971), t.3, p.186.3-4, Eng.: Pruden (1988) , p.669.11-12, Jap.: Funahashi (1987) , p.402.13) :

prāṇātipātenālpāyur bhavati.

(29) RĀ 14-16, Hahn (1982) , pp.6-9 (Eng.: Tucci (1934) , pp.311.4-312.3, Dan.: Lindtner (1991), pp.20.29-21.8, Jap.: Kitabatake (1988), pp.9.18-10.7, Uryuzu (1974) , pp.235.10-236.1 and Miyasaka (1983), pp.428.13-429.15) :

hiṃsayā jāyate 'lpāyur bahvābādho vihiṃsayā /
cauryeṇa bhogavyasanī saśatruḥ paradārikaḥ //
pratyākhyānāṃ mṛṣāvādāt paiśunyaṃ mitrabhedanam /
apriyaśravaṇaṃ raukṣyād abaddhād durbhagaṃ vacaḥ //
manorathān hantī abhidhyā vyāpādo bhayadaḥ smṛtaḥ /
mithyādṛṣṭitvaṃ madhyapānān matibhramaḥ //

(30) In chapter four of AKK and AKBh Vasubandhu, inter alia, treats the relation between action and its result and classifies five kinds of results, which have already been treated in chapter two, by two, three or four according to their conditions. I can not say in which conditions Ratnākaraśānti associates with the ensuing four results or whether he leaves out the result of disconnection (viśamyoga-phala) ; we can study, however, the association of certain conditions with ensuing four results in AKBh:

1) good and bad action, not included in the path of abandoning, [comprise] four [results] - with the exception of the result of disconnection (yac cānyat prahāṇa-mārgāt sāsrāvaṃ kuśalaṃ karma yac cākuśalaṃ tad api caturbhir viśamyoga-phalaṃ hitvā /) [Pradhan (1967) , p.256.1-2] ; four results further pertain to:

2) neutral dharma of bad action ([aśubhasya] avyākṛtās catvāri

- visamyoga-phalaṃ hitvā /) [op cit, p.256.10 and AKK 4.89ab] ,
- 3) all dharmas of the three periods pertaining to the past action (atītyasya karmaṇas traīyadhvikāḥ dharmāś catvāri phalāni / visamyoga-phalaṃ hitvā /) [op cit, p.256.17-18] ,
- 4) future dharmas of present action (pratyutpannasyāpi karmaṇo 'nāgatā dharmāś catvāri phalāny etāny eva /) [op cit, p.256.20] ,
- 5) dharmas of there own stage pertaining to action of a certain stage (svabhūmikasya karmaṇaḥ svabhūmikā dharmāś catvāri phalāni visamyoga-phalaṃ hitvā /) [op cit, p.257.3 and AKK 4.91a] ,
- 6) dharmas susceptible of being abandoned through meditation ([darśana-heyasya karmaṇo. . .] bhāvanā-heyāś catvāri visamyogap hitvā /) [op cit, p.257.18-19 and AKK 4.93a] ,
- 7) dharmas susceptible of being abandoned through meditation ([bhāvanā-heyā karmaṇo. . .] bhāvanā-heyāś catvāri visamyoga-phalaṃ muktvā /) [op cit, p.257.21-22 and AKK 4.93cd] .
- (31) This term is commonly transrated into *bdag po' i 'bras bu*; see e.g. Mvy 2273 or AKBh [Hirakawa (1978) ,p.123b]] .
- (32) These four results are vipāka-, niṣyanda-, adhipati- and puruṣa-phalam. The relation between causes, conditions and their results explained in chapter 2 of AKK and AKBh [Sakurabe (1969) , pp.112-116 and pp.352-409] , YCB (V.Bhattacharya (1957) , p.106.15-107.4, Chin.(T) , p.301b13-14) and so forth. See also Mvy 2272-2277, Pruden (1988),p.359.13-15.
- (33) I do not know what these five dharmas are. In Mvy 8708-8712 there are four dharmas expected from a śramaṇa, namely, not to retaliate a) for being reviled (ākruṣṭena na pratyākroṣṭavyam), b) for being been angered (roṣitena na pratiroṣitavyam) , c) for being blamed (bhaṇḍitena na pratibhaṇḍitavyam) and d) for being beaten (tāḍitena na pratitāḍitavyam) .
- DN III, 33.2.1, Rhys Davids (1911), p.235.4-11 (Chin. (T), vol. 1. p.51 b14-19) :
- pañca abhabba-ṭṭhānāni. abhabbo āvuso khīṇāsavo bhikkhu sañcicca paṇaṃ jivitā voropetum. abhabbo khīṇāsavo bhikkhu adinnaṃ theyya-saṃkhātaṃ ādātum. abhabbo khīṇāsavo bhikkhu methunaṃ dhammaṃ paṭisevitum. abhabbo khīṇāsavo bhikkhu

Ratnākaraśānti's Sūtrasamuccayabāṣyaṃ Ratnālokālaṃkāra II (Mochizuki)

sampajāna-muā bhāsituṃ. abhabbo khīṇāsavo bhikkhu sannidhi
kārakaṃ kāme paribhuñjituṃ, seyyathā pi pubbe agāriya-bhūto.
and its Sanskrit in Saṅgītisūtra V. 16, Stache-Rosen (1968), teil 1, p.
145.32-41 [see also Sanskrit-Wörterbuch der buddhistischen Texte aus
den Turfan-Funden, vol.2, p.114a] :

pañcābhavya-sthanāni / abhavyo 'rhad bhikṣuḥ kṣīnāsravaḥ saṃ-
cintya prāṇinaṃ jīvitād vyaparopituṃ / abhavyo 'dattaṃ steya-
saṃkhyātam ādātum / abhavyo maithunaṃ dharmam prati-
sevitum / abhavyaḥ saṃprajānan mṛṣā vaditum / . . .

Cf. also Samantapāsādikā I, Takakusu (1924), vol.1, p.111.18 (B.
Sharma (1964), p.97.22) :

samitattā (samitapāpattā by Sharma) samaṇo ti vuccati.

- (34) Although five kinds of ascetics are mentioned, only four are actually
enumerated; "dge slob ma (śikṣāmāṇā)" seems to be missing here.
See ŚBh, Shukla (1973), p.342.3-5 (Chin. (T), p.447b4-5) :

tatra svākhyāta-dharma-vinayaḥ / bhikṣur bhikṣuṇī, śikṣamāṇā,
śrāmaṇeraḥ. śrāmaṇeri /

also Rigzin (1986), p.393b-394a.

- (35) These four types of śramaṇas are: the one who is victorious [by
means of] the path, the teacher of the path, who lives up to the path
and the one who defiles the path. See the following texts and Hartmann
(1993), p.258-9:

MPS 26.19, Waldschmidt (1950-1), p.258-9;

.

mārgajñās ca mārga-daiśiko

mārge jīvati yaś ca mārga-dūṣi //

長阿含經 (二) 遊行經, Chin. (T), vol.1, p.18b14:

如汝所問者 沙門凡有四

志趣 不同 汝當識別之

一行道殊勝 二善說道義

三依道生活 四為道作穢

Sn 84, D.Andersen (1948) (Eng.: Norman (1992), p.10.31-35, Jap.:
Nakamura (1984), p.27.6-8 and pp.268.20-269.22, cf. Pj II, 1.5, Smith
(1966), pp.161.16-162.14) :

caturō samaṇā na pañcamo 'tthi,

te te āvikaromi sakkhipuṭṭho
magga-jīno magga-desako ca
magge jīvati, yo ca magga-dūsi //

MV, Chin. (T), p.341c23-24:

四沙門者。一勝道沙門。二示道沙門。三命道沙門。四污道沙門。

ŚBh, Shukla (1973), p.338.11-12 (Wayman (1961), p.103.8-19, Chin. (T), p.446c8-12) :

tatra catvāraḥ śramaṇāḥ / mārga-jinaḥ / mārga-deśikaḥ /
mārga-jīvi / mārga-dūsi ca / tatra yaḥ sugataḥ sa mārga-
jinaḥ / yo dharmā-vādi sa mārga-deśakaḥ / tatra yaḥ
pratipannaḥ / sa mārga-jīvi / yo mithyā-pratipannaḥ sa
mārga-dūsi /

(36) There are three types of brāhmaṇas: the brāhmaṇa by birth, by name and by accomplishment. See ŚBh, Shukla (1973), p.340.6-13 (Wayman (1961), pp.103.20-104.32, Chin. (T), p.447a 6-7) :

tatra trayo brahmāṇāḥ / tad-yathā jāti-brahmaṇāḥ / saṃjñā-
brāhmaṇāḥ / pratipatti-brāhmaṇas ca / tatra jāti-brāhmaṇāḥ
yo 'yaṃ jāti-brāhmaṇa-kule jāto, yonito, māṭṭ-sambhūtaḥ, utpno
māṭṭṭaḥ, pitṛtaḥ / tatra saṃjñā-brāhmaṇa (yad brāhmaṇa yasya)
iti loke nāma bhavati, saṃjñā, samajñā, prajñaptir vyavahāraḥ /
pratipatti-brāhmaṇāḥ / yo 'tyantaniṣṭho bhavati kṛtārthaḥ /
vāhitā bhavanty anena pāpakā akuśalā dharmāḥ /

(37) Cf. ŚBh, Shukla (1973), p.339.3 (Chin. (T), p.446c16) :

śaikṣāśaikṣā mārga-jinā ity-ucyante /

(38) See DN III, 33.1.11, Rhys Davids (1911), p.227.24-25 (Chin. (T), vol. 1, p.51a15-16) :

cattāri sāmāñña-phalāni. sotāpatti-phalaṃ, sakadāgāmi-phalaṃ,
anāgāmi-phalaṃ, arahatta-phalaṃ.

and its Sanskrit in Saṅgītisūtra IV, 10.a), Stache-Rosen (1968), t.1,p. 98.10-14:

catvāri śrāmaṇya-phalāni / katamāni catvāri / srotāpatti-phalaṃ
sakṛdāgāmi-phalaṃ anāgāmi-phalaṃ arhatvam /

MV, Chin. (T), p.336c23-24:

此中說有四沙門果。謂預流果一來果不還果阿羅漢果。

ŚBh, Shukla (1973), p.331.1-3 (Wayman (1961), p.102.4-9, Chin. (T),

p.445b29-cl) :

tatra bhāvanā-phalaṃ katamat / āha / catvāri śrāmaṇya-phalā
ni / srota-āpatti-phalaṃ, sakṛd-āgāmi-phalaṃ, anāgāmi-phalaṃ,
agra-phalaṃ arhattvaṃ /

- (39) Here only three higher spiritual powers (abhijñā) are referred to, but the other three abhijñās may also be quoted in this context [Sakurabe (1981) , pp.240.12-243.17]. See also AKK 7.42, Pradhan (1967), p.421.6-7 (Fr.: la Vallée Poussin (1971) , t.5, pp.97.14-98.4, Eng.: Pruden (1988) , pp.1157.13-1158.5) :

rdhhi-śrotra-maṇḥ-pūrva-janma-cyuty-upapatkṣaye /
jñāna-sākṣī-kriyā 'bhijñā ṣaḍvighā
rdhhi-viṣaye jñāna-sākṣāt kriyā abhijñā / divya-śrotra-cetaḥ
paryāya - pūrva - nivāsānusmṛti - cyuty - upapādāsrava-kṣaya-jñāna-
sākṣāt kriyā abhijñāḥ / etāḥ ṣaḍ-abhijñāḥ / āsāṃ pañca
pṛthag-janaiḥ sādharmaṇḥ /

- (40) Ratnākaraśānti does not refer to the eight adverse condition (the non-arising of a Tathāgata in this world). Here he starts commenting on the opposite (bzlog pa=viparīta) of the above, i.e.—without having to face adverse conditions—on actually practising the dharma by dint of “śikṣā”.

- (41) AKK 8.39, Pradhan (1967), p.459.9-11 (Fr.: la Vallée Poussin (1971). t.5, pp.218.7.219-7, Eng.: Pruden (1988) , p.1281.5-14, Sakurabe (1981) , p.381.25-28;

sad-dharmo dvi-vidhaḥ śāstur āgamādhigamātmakaḥ /
dhātāras tasya vaktāraḥ pratipattāra eva ca //

- (42) In the following, the excellence (dge ba=kalyāṇa) of the dharma is commented upon by means of expaining the three kinds of training, śīla, dhyāna and jñāna, or prajñā, and again Ratnākaraśānti may have taken ŚBh as his authority. See ŚBh, Shukla (1973), pp.261.8-262.13 (Wayman (1961) , p.92.4-11, Chin. (T) , pp.435c24-436a7) :

tatra śikṣā katamā / āha / tisraḥ śikṣāḥ / adhiśīlaṃ śikṣā,
adhicittam adhiprajñāṃ śikṣā // tatrādhiśīlaṃ śikṣā katamā /
yathāpi tac chīlavā < n > viharatīti vistareṇa pūrvavat //
tatrādhicittam śikṣā viviktaṃ kāmair viviktaṃ pāpakair akuśalair-
dharmaīḥ savitarkaṃ, savicāraṃ, vivekaṃ, pṛtī-sukhaṃ

[cittaikāgratāñ ca] prathamam dhyānam yāvac caturtham dhyānam-upasampadya viharati / iyam adhicittam śikṣā / api khalu sarve ārupyās tad-anyās ca samādhi-samāpattayaḥ adhicittam śikṣety-ucyate / api tu dhyānāni niśritya tat-prathamataḥ satyābhisamayasyo nyāmāvakrāntir bhavati / na tu sarveṇa satvam vinā dhyānaiḥ </> tasmāt pradhānāni dhyānāni kṛtvā adhicittam śikṣety uktāni // tatrādhijrajñam śikṣā yā caturṣv ārya-satyēṣu yathābhūtam jñānam /

(43) I have not been able to identify this quotation.

(44) AKK 1.4, Pradhan (1967), p.3.6-11 (Ejima (1989), p.3.17-23, Fr.: la Vallée Poussin (1971), t.1,p.6.12-17, Eng.: Pruden (1988), p.58.17-15, Jap.: Sakurabe (1969), p.141.4-11) :

sāsravānāsravā dharmāḥ saṃskṛtā mārga-varjitāḥ /
sāsravāḥ āsravās teṣu yasmāt samanūserate //

(45) The excellence of the dharma is further commented upon by referring to the three kinds of wisdom, namely, wisdom obtained through hearing, thinking and meditation. Cf. AKK 6.5 and AKBh, Pradhan (1967), p.34.14-18 (Fr.: la Vallée Poussin (1971), t.4, pp.142.8-143.6) :

vṛttasthaḥ śrūta-cintśvān-bhāvanāyām prayujyate /
satyāni hi draṣṭukāma ādita eva śīlam pālayati / tataḥ satya-darśanasayānulomam śrutam udgrhṇāty artham vā śṛnoti /
śrutvā cintayati / aviparītam cintayitvā bhāvanāyām prayujyate samādhau / tasya śrutamayīm prajñām niśritya cintāmayī jāyate /
cintāmayīm niśritya bhāvanāmayī jāyate /

(46) Vasubandhu quoted from Saṃyuktāgama, according to which there are three kinds of killing, and killing for ritual purposes is declared to be due to delusion. SĀ 1049, Pradhan (1967), p.240.15, Pāsādika (1989b), p.85.1-5, Honjo (1984), chap.4.82, pp.68-69:

prañātipāto bhikṣavas trividho lobhajo dveṣajo.

See also AKBh chapter 4, Pradhan (1967), p.240.21-22 (Fr.: la Vallée Poussin (1971), p.145.1-3, Eng.: Pruden (1988), p.645.19-20, Jap.: Funahashi (1987), p.322.8) :

mohajo yathā yājñikānam dharma-buddhyā rājñām ca dharmapāṭhaka-prāmānyād dhimsatā /

(47) According to AKBh these lying is also due to delusion, but five

kinds of lying are not considered harmful. See AKBh, Pradhan (1967), p.241.12-15 (Fr.: la Vallée Poussin (1971), p.148.4-7, Eng.: Pruden (1988), p.646.24-26, Jap.: Funahashi (1987), p.324.4-9) :

mohajo mṛṣvādo yathā

na narma-yuktam anṛtaṃ hinasti

na strīṣu rājan na vivāha-kāle /

prāṇātyaye sarva-dhanāpahāre

pañcānṛtāny āhur apātākānti /

(48) Skt.: kapālin [Lokesh Chandra (1990), p.1798a], a man who has a skull. Monier Williams (p.250b) explains it as "the follower of a particular Śaiva sect (carrying skulls of men as ornament and eating and drinking from them)". The next word, "gcer bu pa (nirgrantha, naked man)" means a Jaina ascetic.

(49) The quotation from this text (CGP) is divided into two parts, for the first part, see CGP p.325a28 (=331c15) :

離八難難如順時香樹。

In SS, the key word of this passage is 'kṣaṇasampad' (dal ba 'byor ba; 時分和合), but in the Chinese version of CGP the term 'aṣṭākṣaṇa' (mi khom pa brgyad; 八難) occurs. Since there is no Sanskrit or Tibetan version of CGP, it is impossible to say which of the two terms was actually employed in the original. However, the author and compiler of SS, while quoting from CGP, might have preferred the former to the latter original term, because 'kṣaṇasampad' is the key word of the third theme of SS.

(50) Ratnākaraśānti evidently classifies sūtras mentioned in SS according to those needing further interpretation (neyārtha) and those of certain and definitive meaning (nitārtha). See Mochizuki (1992), note (43) and (47) and Mochizuki (1993), pp. 22.8-9 and 24.2-4.

(51) I have not been able to identify this text.

(52) For the second part of the quotation, see CGP p.325c1-5 (=332a16-21) :

於彼何者清淨平等。謂得人身具滿十德。何等為十。一者離下賊家。二者不鈍。三者不嘔。四者諸根不欠。五者得男子身。六者顏容端正。七者得好眷屬。八者不貧。九者不為他欺發言有中。十者多人瞻仰。

Ratnākaraśānti's Sūtrasamuccayabāṣyaṃ Ratnālokālamkāra II (Mochizuki)

Abbreviations and Original Sources (2)

- AKVy Abhidharmakośavyākhyā.
Skt.: Wogihara (1971b) .
Tib.: D.4092, P.5593.
- BCA Bodhicaryāvatāra.
Skt.: Bhattacharya (1960) .
Tib.: Bhattacharya (1960) .
Chin.: T. 1662.
- CGP 大方等大集經月藏品 Candragarbhaparivarta*.
Chin.: T.397, 46-56.
- MPS Mahāparinirvāṇasūtra.
Skt.: Waldschmidt (1950-1) .
- MV 阿毘達磨大毘婆沙論 Mahāvibhāṣā śāstra.*
Chin.: T.1545, 1546.
- Mvy Mahāvvyutpatti.
Ed.: Sakai (1981) .
- RĀ Ratnāvalī.
Skt.: Hahn (1982) .
Tib.: Hahn (1982) .
Chin.: Hahn (1982) .
- SL Suḥṛllekha.
Tib.: D.4182,4496, P.5409,5682.
Chin.: T.1672—1674.
- YCB Yogācārabhūmi, see also BBh and ŚBh.
Skt.: V.Bhattacharya (1957)
Chin.: T.1579.

Translations and Secondary Sources (2)

Andersen, D.

1948 *Suttanipāta*, with H.Smith, repr., London.

Bhattacharya, K.

1960 *Bodhicaryāvatāra*, Calcutta.

Bhattacharya, V.

Ratnākaraśānti's Sūtrasamuccayabāṣyaṃ Ratnālokālamkāra II (Mochizuki)

- 1957 *The Yogācārabhūmi of Ācārya Asaṅga*, Calcutta.
Chaudhuri, S.
1976 *Analytical Study of the Abhidharmakośa*, Calcutta.
Ejima, Y. 江島恵教.
1989 *Abhidharmakośabhāṣya of Vasubandhu*, Chapter 1 : dhātunirdeśa, Tokyo.
Funahashi, I. 舟橋一哉.
1987 俱舍論の原典解明—業品— *Kusharon no genten kaimei—Gō hon*, Kyoto.
Driessens, G.
1993 *Vivre en héros pour l'éveil*, Paris.
Hartmann, J.U.
1993 Der Buddha über die vier Arten von Asketen, *Studien zur Indologie und Buddhismuskunde*, Bonn.
Hirakawa, A. 平川 彰.
1978 俱舍論索引 Ⅲ *Index to the Abhidharmakośabhāṣya* (Peking edition), part three Tibetan-Sanskrit, with S. Hirai, N. Hakamaya, G.Yoshizu and S.Takahashi, Tokyo.
Honjō, Y. 本庄良文.
1984 俱舍論所依阿含全表 *A Table of Āgama-citations in the Abhidharmakośa and the Abhidharmakośopāyikā*, Kyoto.
Jamspal, V.L.
1978 *Nāgārjuna's Letter to King Gautamīputra*, with V.N.Samten chopel and P.D.Santina, Delhi.
Kanakura, E. 金倉圓照.
1958 悟りへの道 *Satori e no Michi*, Kyoto.
Kawamura, L.
1975 *Golden Zephyr*, Emeryville.
Kitabatake, T. 北畠利親.
1985 龍樹の書簡 *Ryūju no shokan*, kyoto.
1988 龍樹の政治思想 *Ryūju no seiji-shiso*, kyoto.
la Vallée Poussin, L.
1907 *Introduction a la pratique des futurs Bouddhas*, Paris.
1913 *Vasubandhu et Yaśomitra*, troisième chapitre de l'Abhidharmakośa, Paris.

Ratnākaraśānti's Sūtrasamuccayabhāṣyaṃ Ratnālokālaṃkāra II (Mochizuki)

Lindtner, C.

1981 *To Buddhistiske Læredigte*, Copenhagen.

1991 *Nagarjuna: Juvelkæden og andre skrifter*, København.

Lokesh Chandra

1990 *Tibetan-Sanskrit Dictionary*, repr., Kyoto.

Miyasaka, Y.

1983 梵藏漢対照ラトナーヴァリー Bon-zo-kan taisho Ratnavali, 龍樹
教学の研究 *Ryuju-kyogaku no kenkyu*, Tokyo.

Mochizuki, K. 望月海慧.

1992 Ratnākaraśānti による一乗思想の解釈 Ratnākaraśānti ni yoru
Ichijō no kaishaku, 仏教学 *Bukkyogaku* 33.

1993 Ratnākaraśānti's Sūtrasamuccayabhāṣyaṃ Ratnālokālaṃkāra
(I), 棲神 *Seishin* 65.

Morris, R.

1885-1900 *Āṅguttara-Nikāya*, 5 vols, London.

Nakamura, H.

1984 ブツダのことば *Buddha no kotoba*, Tokyo.

1993 原始仏教の思想 I *Genshi-Bukkyo no shiso I*, Tokyo.

Norman, K.R.

1990 *Collected Papers*, vol.1, Oxford.

1992 *The Group of Discourses (Sutta-Nipāta)*, vol.2, Oxford.

1993 *Collected Papers*, vol.4, Oxford.

Pruden, L.M.

1988 *Abhidharmakośabhāṣyam by Louis de la Vallée Poussin*, 4
vols, Berkley.

Rhys Davis, T.W.

1890-1911 *Dīghanikāya*, with J.E.Carpenter, 3 vols, London.

Sakaki, R. 榊亮三郎.

1981 梵藏漢和四訳対校翻訳名義大集 *Bon-zō-kan-wa yonyaku taikō*
Honyaku-myōgi-taishū, repr., Tokyo.

Sakurabe, H. 桜部建.

1969 俱舎論の研究 界・根品 *Kusharon no Kenkyū, Kai, Kon-pon*,
Kyoto

1981 俱舎論 *Kusharon*, Tokyo.

Sharma, B.

Ratnākaraśānti's Sūtrasamuccayabāṣyaṃ Ratnālokālamkāra II (Mochizuki)

1964 *The Samantapāsādikā, the Commentary on Vinaya*, 4 vols, Patna.

Sharma, P.

1990 *Śāntideva's Bodhicaryāvatāra*, 2 vols, New Delhi.

Smith, H.

1966 *Sutta-Nipāta Commentary being Paramatthajotikā II*, repr., London.

Stache-Rosen, V.

1968 *Dogmatische Begriffsreihen im ältern Buddhismus*, Berlin

Steinkellner, E.

1989 *Śāntideva: Eintritt in das Leben zur Erleuchtung*, München.

Takakusu, J.

1924 *Samantapāsādikā*, Buddhaghosa's commentary on the Vinaya piṭaka, 4 vols, with M.Nagai, London.

Tharchin, G.L.

1979 *Nāgārjuna's Letter*, with A.B.Engle, Dharamsala.

Tucci, G.

1934 The Ratnāvali of Nāgārjuna, *JRAS*

Ui, H. 宇井伯寿.

1974 仏教辞典 *Bukkyo Jiten*, repr., Tokyo.

Uryuzu, R. 瓜生津隆真.

1974 大乘仏典 14 龍樹論集 *Daijō butten 14 Ryūju*, Ronshū, with Y. Kajiya, Tokyo.

Vaidya, P.L.

1958 *Avadāna-sataka*, BST 19, Darbhanga.

Waldschmidt, E.

1950-1 *Das Mahāparinirvānasūtra*, Berlin.

Wayman, A.

1961 *Analysis of the Śrāvakabhūmi Manuscript*, Berkley.

Wenzel, H.

1886 Nāgārjuna's "Friendly Epistle", *JPTS* 23.

Wogihara, U.

1971b *Sphuṭārthā Abhidharmakośa-vyākhyā*, repr., Tokyo.

Supplementary note

After the publication of my preceding paper, I should like to provide the following corrigendum and addendum regarding notes respectively:

Mochizuki (1993) :

(74) CGP, Chin. (T) p.325a27-28 (=331c14-15) :

佛出世難如優曇花。

(75) Sources about udumbara, a symbol of rarity is related in Norman's "As rare as fig-flowers" [Norman (1993), pp. 245—250]. According to his paper this example is also used by the Jains and is not uncommon in Indian literature.

Here I express my gratitude to Prof. Dr. L. Schmithausen who made valuable suggestions upon my first draft, and Dr. Bhikkhu Pāsādika who gave me some critical comments and patiently corrected my English,

◇ 編集後記 ◇

リストラ・ダウンサイジング・雇用調整等、現在の企業が抱える内在的病巣から、それを取り除こうとする試行錯誤によって生まれた用語は、過去の経済的躍動から「今」を語ろうとしています。

しかし、その「今」は、再構築の方向性を見失いながら、あたかもマストの折れた帆船の迷走するが如き様相となりかねない危険性を含み、経済のみならず迷宮化した社会という印象さえ与えかねません。

チャートのもはや役立たなくなった海へ、改組転換と

いう帆走準備を整えて、身延山学園丸は平成七年四月からの出航を企てています。その航海をより確かなものにするため、乗員一同さまざまな困難を乗り越えようと、必死の作業中です。よりよき船に仕上げる努力は、必ずその成果を結実するものと信じて止みませんが、そのためには、外にあって船の状態をサポートしていただけるOB諸聖の皆様のご援助と御協力をお願いせねばなりません。

よき船とよき航海が迎えられますよう、ますますの御支援・御教導を切にお願い申し上げます。

(池上記)

執筆者(目次順)

- 高橋 堯 昭(身延山短期大学教授)
上田 本 昌(身延山短期大学教授)
桑名 實 正(身延山短期大学助教授)
奥野 本 洋(身延山短期大学助教授)
町田 是 正(身延山短期大学教授)
渡辺 寛 勝(身延山短期大学助教授)
望月 真 澄(身延文庫学芸員)
中山 光 勝(身延山短期大学助教授)
望月 海 慧(ハンブルグ大学客員研究員)

「棲神」六十六号

平成六年三月二十五日 印刷

平成六年三月三十日 発行

編集兼 発行所 宮 崎 英 修

印刷者 宮 田 如 龍

甲府市中央二丁目十二番三十一

印刷所 大 宣 堂 印 刷

電話(055)三五一三六〇二

山梨県南巨摩郡身延町三五六七

(☎四〇九一二五)

発行所 身延山短期大学学会

振替〇〇四五〇一一二七五番

電話(0556)二一〇一〇七

THE SEISHIN

The Journal of Nichiren and Buddhist Studies

No. 66

CONTENTS

- Preface..... Eishu Miyazaki
- Under the One Great Vehicle..... Gyosho Takahashi... 7
- The Mandala by Nichiren in the latter
of his life(1)..... Honsho Ueda... 33
- The Meaning of the Three Thousands Existences
in One Thought in *Kaimoku-sho*(1)..... Kansho Kuwana... 49
- On the Reconstruction of Halls in the middle Edo Era
Gakuzenin Nippō is regard as a central figure
..... Honyou Okuno... 69
- The Suffering Travel and the works
of Hsüam-tsangs... tr. Zesho Machida... 89
- Note: A Study on the New Course of Study
..... Kansho Watanabe...119
- Annual Events of the Nichiren Buddhists
in the Edo Era(1)..... Sincyo Mochizuki...127
- A Draft to Code of 'Compulsory Suicide'
in the Early Meiji Era..... Kosho Nakayama...115
- Ratnākaraśānti's Sūtrasamuccayabhāṣyam
Ratnālokālamkāra(II)..... Kaie Mochizuki... 1

Edited by

Minobusan College

Minobu, Yamanashi, Japan.